官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四一四）　六
○森林経営管理法による不動産登記に関する政令（四一五）　七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一六）　九
○船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四一七）　一二
○船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（四一八）　一二
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四一九）　一二
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（四二〇）　一二
○健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令（四二一）　一二
○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四二二）　一二
○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（四二三）　一二

〔条　約〕
○海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（一三）　一六
○千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正（一四）　六五

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**一五）　六六
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**同**一六）　六六
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一二二）　六九
○ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令（**厚生労働・経済産業・環境**三）　七二

〔法規的告示〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**三三一）　七三
○ＰＦＯＩ等の容器、包装又は送り状にＰＦＯＩ等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**九）　七三

〔その他告示〕
○海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定への日本国の加入に関する件（**外務**四六〇）　七三
○千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正の日本国による受諾に関する件（**同**四六一）　七三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一九〇七）　七四
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一九〇八）　七六
○肥料の登録が失効した件（**同**一九〇九）　七六

〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　七七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九七
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百十四号）（法務省）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

◇森林経営管理法による不動産登記に関する政令（政令第四百十五号）（法務省）

1　趣旨

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十四条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定める。（第一条関係）

2　所有権の移転の登記の嘱託関係

森林経営管理法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係る土地について、その公告によって所有権の移転の効果が生じた場合に、所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求を要件として、市町村に所有権の移転の登記の嘱託の権限を付与するとともに、その嘱託を義務付ける。（第二条関係）

3　嘱託による登記手続関係

２の登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、２の登記を嘱託する旨を嘱託情報の内容とし、かつ、次の⑴及び⑵に掲げる情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第三条関係）

⑴　森林経営管理法第五十二条第一項の規定による公告があったことを証する情報

⑵　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報

4　登記識別情報の通知関係

２の登記の嘱託に基づいて登記がされた場合には、登記官が登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならないものとし、当該登記識別情報の通知を受けた嘱託者がこれを登記権利者に通知しなければならないものとする。（第四条関係）

5　代位による登記の嘱託関係

市町村が２の登記を嘱託する場合において、次の⑴から⑷までに掲げる登記を当該⑴から⑷までに定める者に代わって嘱託することができるものとする。（第五条関係）

⑴　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人

⑵　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

⑶　所有権の保存の登記　表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人

⑷　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

6　代位による登記の登記識別情報関係

４の登記識別情報の通知は、５の代位による所有権の保存の登記及び相続その他の一般承継による所有権の移転の登記の嘱託について準用する。（第六条関係）

7　法務省令への委任関係

この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとする。（第七条関係）

8　施行期日関係

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百十六号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質に関する規定

第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質を追加する。（第一条第一項関係）

2　審議会等への意見聴取に関する規定

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等の意見を聴くものとする。（第一条第二項関係）

3　輸入を禁止する製品に関する規定

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質について、はっ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定める。（第七条関係）

4　第一種特定化学物質を使用することができる用途に関する規定

第一種特定化学物質を使用することができる用途から、八：二フルオロテロマーアルコールに関する規定を削除する。（原始附則第三項関係）

5　技術上の基準に従わなければならない製品に関する規定

技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。（原始附則第四項関係）

6　附則

⑴　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四百十七号）（国土交通省）

第１　船員法関係手数料令の一部改正

国土交通大臣が行う生存講習又は消火講習を受けようとする者が国に納付すべき手数料の額を追加する。（第一条関係）

第２　船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正

1　題名

題名を「船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令」に改める。（題名関係）

2　登録の有効期間

登録生存講習機関及び登録消火講習機関の登録の有効期間を三年とする。（第一条関係）

第３　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正

1　登録の有効期間

登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間を三年とする。（第六条関係）

2　登録漁ろう操船講習機関等に関する読替え

船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の規定による技術的読替えを定める。（第七条関係）

3　その他

その他所要の改正を行う。

第４　関係政令の一部改正

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令その他の政令について所要の改正を行う。

第５　附則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。（附則関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第四百十八号）（国土交通省）

1　国土交通大臣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の船員法第七十三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、交通政策審議会の議を経ることができることとする。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百十九号）（デジタル庁）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四百二十号）（厚生労働省）

1　介護保険法施行令の一部改正

⑴　地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定において、給与所得を有する第一号被保険者であって、令和七年中の給与等の収入金額が五十五万千円以上百九十万円未満である者のうちの一部の者の合計所得金額の計算に当たり、給与所得控除の見直し前と同額となるよう、当該者の給与所得の金額に調整のための額を加える。（附則第二十四条関係）

⑵　地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和八年度の保険料率の算定に関する基準について、次の特例を設ける。

イ　令和八年度の保険料率の算定について、第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和七年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当する者があるときは、当該第一号被保険者は、市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなす。（附則第二十五条第一項関係）

ロ　令和八年度の保険料率の算定について、第一号被保険者が、令和七年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当するときは、当該第一号被保険者は、市町村民税が課されていない者に該当しないものとみなす。（附則第二十五条第二項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四百二十一号）（厚生労働省）

第1　健康保険法施行令の一部改正

1　子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、健康保険組合及び協会けんぽが積立てを義務づけられている準備金に係る規定において勘案されている、健康保険組合及び協会けんぽが納付の義務を負う介護納付金等の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加する。（第二十条、第二十九条、第四十六条関係）

2　準備金のうち、子ども・子育て支援納付金にかかる部分については、厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とする。（第二十九条、第四十六条関係）

3　その他所要の改正を行う。

第2　船員保険法施行令の一部改正

1　第１の１及び第１の２に準じた改正を行う。（第二十八条、附則第六条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第3　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百二十二号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行期日は、令和八年六月十四日とする。

◇出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第四百二十三号）（法務省）

第1　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

1　特定在留カードの交付に関する規定の整備

特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるもの及び出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第七項の規定による特定在留カードの送付の方法を定める。（第三条の二第一項及び第六項関係）

2　特定在留カードの交付に係る手数料の納付に関する規定の整備

出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第十二項の規定により納付しなければならない手数料の額を千九百円（同条第七項の規定により特定在留カードの交付を受ける場合にあっては二千六百円）とし、同条第十二項の政令で定める場合を定める。（第三条の三関係）

3　在留カードの交付に係る手数料の額に関する規定の改正

在留カードの交付に係る手数料の額を千九百円とする。（第二十五条第一項第九号関係）

4　市町村が処理する事務に関する規定の整備

住所地市町村長が出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第六項の規定により特定在留カードを交付する場合又は交付したときの事務を定め、当該事務を地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（第三条の二第三項及び第四項並びに第二十七条関係）

5　その他所要の規定を整備する。

第2　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正

1　特別永住者証明書の交付に係る手数料の額に関する規定の改正

特別永住者証明書の交付に係る手数料の額を千九百円とする。（第七条関係）

2　特定特別永住者証明書の交付に関する規定の整備

特定特別永住者証明書の交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるもの及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の二第九項の規定による特定特別永住者証明書の送付の方法を定める。（第八条第一項及び第四項関係）

3　特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付に関する規定の整備

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の二第十六項の規定により納付しなければならない手数料の額を千九百円（同条第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受ける場合にあっては二千六百円）とし、同条第十六項の政令で定める場合を定める。（第九条関係）

4　市町村が処理する事務に関する規定の整備

第一条及び第二条の規定は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の二第七項の規定による特定特別永住者証明書の交付について準用するものとし、当該事務を地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（第八条第三項及び第十条関係）

5　その他所要の規定を整備する。

第3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の五第四項の個人を識別するための事項であって政令で定めるもの等を定める。（第十八条の二関係）

2　特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付を受ける場合における個人番号カードの返納に関する規定を整備する。（第十八条の三関係）

3　その他所要の規定を整備する。

第4　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正

1　特定在留カード又は特定特別永住者証明書に係る個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に関する規定を整備する。（第一条、第一条の二、第二条、第二条の二、第二条の三、第十七条、第十七条の二、第十八条、第十八条の二及び第十八条の三関係）

2　その他所要の規定を整備する。

第5　経過措置

特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付に関する経過措置を定める。（第五条及び第六条関係）

第6　附則

1　この政令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。（附則第一条関係）

2　在留カード及び特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付に関する経過措置を定める。（附則第二条第一項及び第三条関係）

3　特定在留カードの交付に係る手数料の納付に関する経過措置を定める。（附則第二条第二項関係）

4　地方自治法施行令について所要の規定を整備する。（附則第四条関係）

◇海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（条約第十三号）（外務省）

この協定は、公海及び深海底における海洋遺伝資源等の利用及びその利益配分、区域に基づく管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の開発及び海洋技術の移転等について定めたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　第一部　一般規定

⑴　この協定は、公海等における海洋の生物の多様性（ＢＢＮＪ）の保全及び持続可能な利用を確保することを目的とする。（第二条関係）

⑵　この協定は、公海等について適用する。（第三条関係）

⑶　この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しないこと等について定める。（第四条関係）

⑷　この協定は、国連海洋法条約の範囲内で、かつ、国連海洋法条約に適合するように解釈し、及び適用する。また、この協定は、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関（以下「関連する文書等」という。）の権限を損なうことなく、また、これらの関連する文書等との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用すること等について定める。（第五条関係）

⑸　この協定は、主権、主権的権利又は管轄権に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。（第六条関係）

⑹　この協定の目的を達成するための指針とする原則及び取組方法（汚染者負担の原則、国連海洋法条約に規定する人類の共同の財産の原則、海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由、予防的な取組方法等）を規定している。（第七条関係）

⑺　締約国は、この協定の目的を達成するに当たり、関連する文書等との協力を強化すること等を通じて行うことを含め、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、この協定に基づいて協力すること等について定める。（第八条関係）

2　第二部　海洋遺伝資源（利益の公正かつ衡平な配分を含む。）

⑴　第二部の規定は、公海等の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益の公正かつ衡平な配分等を目的とする。（第九条関係）

⑵　この協定の規定は、各締約国について協定が効力を生じた後に採取され、及び生成された公海等の海洋遺伝資源等に関する活動について適用する。また、締約国が署名又は批准等の際に書面により除外を設ける場合を除き、この協定が効力を生ずる前に採取され、又は生成された公海等の海洋遺伝資源等の利用についても適用すること等について定める。（第十条関係）

⑶　全ての締約国並びにその管轄の下にある自然人及び法人は、この協定に従って、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動を行うことができること等を定める。（第十一条関係）

⑷　締約国は、情報が第二部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとること等について定める。（第十二条関係）

⑸　締約国は、適当な場合には、公海等の海洋遺伝資源に関連する伝統的な知識が、当該知識を有する先住民及び地域社会の自由意志による情報に基づく事前の同意又は承認及び関与を得た上でのみ取得されることを確保するため、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。（第十三条関係）

⑹　公海等の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとすること等について定める。（第十四条関係）

⑺　取得の機会・利益配分委員会は、利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たすこと等について定める。（第十五条関係）

⑻　公海等の海洋遺伝資源等に関する活動の監視及び透明性については、情報交換の仕組みへの通報及びＢＢＮＪ標準バッチ識別記号の利用を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会による勧告に基づき締約国会議が採択する手続に従って、確保すること等について定める。（第十六条関係）

3　第三部　区域に基づく管理手段等の措置

⑴　第三部の規定は、保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用すること等を目的とする。（第十七条関係）

⑵　区域に基づく管理手段の設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。（第十八条関係）

⑶　区域に基づく管理手段の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出すること等について定める。（第十九条関係）

⑷　事務局は、受領した書面による提案を公に利用可能なものとし、及び科学技術機関に送付すること等について定める。（第二十条関係）

⑸　提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者に開かれたものとすること等について定める。（第二十一条関係）

⑹　締約国会議は、最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の助言及び勧告に基づき、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行うものとし、また、関連する文書等との協力及び協調の上、当該関連する文書等が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができること等について定める。（第二十二条関係）

⑺　第三部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によって行うこと等について定める。（第二十三条関係）

⑻　締約国会議は、自然現象又は人為的な災害が公海等における海洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、その害が増幅しないことを確保するため、必要なときは、公海等に緊急に適用される措置を採択するための決定を行うこと等について定める。（第二十四条関係）

⑼　締約国は、公海等で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、第三部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保すること等について定める。（第二十五条関係）

⑽　締約国は、設定された区域に基づく管理手段及び関連する措置の実施に関し、締約国会議に報告すること等について定める。（第二十六条関係）

4　第四部　環境影響評価

⑴　第四部の規定は、締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、公海等について環境影響評価に関する国連海洋法条約の規定を運用すること等を目的とする。（第二十七条関係）

⑵　締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保すること等について定める。（第二十八条関係）

⑶　締約国は、自国が構成国となっている関連する文書等において、環境影響評価の利用並びに科学技術機関が作成する規格又は指針の採択及び実施を促進すること等を定める。（第二十九条関係）

⑷　計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある場合又は当該活動の影響が不明であるか若しくは十分に理解されていない場合には、当該活動を管轄し、又は管理する締約国は、選別を実施すること等について定める。（第三十条関係）

⑸　締約国が第四部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において確保する手順等について定める。（第三十一条関係）

⑹　締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保すること等について定める。（第三十二条関係）

⑺　締約国は、第四部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が作成されることを確保すること等について定める。（第三十三条関係）

⑻　計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負うこと等について定める。（第三十四条関係）

⑼　締約国は、公海等における活動であって自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するため、最良の科学等及び伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。（第三十五条関係）

⑽　締約国は、許可された活動の影響及び監視の結果を定期的に報告すること等について定める。（第三十六条関係）

⑾　締約国は、許可された活動の影響が検討されることを確保すること等について定める。（第三十七条関係）

⑿　科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、規格又は指針を作成すること等について定める。（第三十八条関係）

⒀　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であって公海等で実施されるものについて、当該計画が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を評価するため、戦略的環境評価の実施を検討すること等について定める。（第三十九条関係）

5　第五部　能力の開発及び海洋技術の移転

⑴　第五部の規定は、この協定の規定の実施について締約国（特に開発途上国である締約国）を支援すること等を目的とする。（第四十条関係）

⑵　締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する文書等を通じて、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力すること等について定める。（第四十一条関係）

⑶　締約国は、その能力の範囲内で、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力すること等について定める。（第四十二条関係）

⑷　海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施されること等について定める。（第四十三条関係）

⑸　能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されないこと等について定める。（第四十四条関係）

⑹　第五部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討されること等について定める。（第四十五条関係）

⑺　能力開発・海洋技術移転委員会は報告書及び勧告を提出すること、また、締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとること等について定める。（第四十六条関係）

6　第六部　制度的な措置

⑴　締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に召集すること等について定める。（第四十七条関係）

⑵　締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進すること等について定める。（第四十八条関係）

⑶　科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づく任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。（第四十九条関係）

⑷　締約国会議は、その第一回会合において、事務局の所在地の決定を含め、事務局の任務の遂行のための措置をとること等について定める。（第五十条関係）

⑸　情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによって構成されること等について定める。（第五十一条関係）

7　第七部　資金及び資金供与の制度

締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供すること等について定める。（第五十二条関係）

8　第八部　実施及び遵守

⑴　この協定の実施の確保並びに義務の履行状況の監視及び締約国会議への報告について規定している。（第五十三条及び第五十四条関係）

⑵　実施・遵守委員会は、実施及び遵守に関する事項を検討し、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、適当な場合には勧告を行う。（第五十五条関係）

9　附属書

⑴　区域に基づく管理手段の設定に関する提案（第十九条）に関し、区域の特定のための例示的な基準について規定している。（附属書Ⅰ関係）

⑵　能力の開発及び海洋技術の移転の種類（第四十四条）に関し、それらの取組に含めることができる事項が例示されている。（附属書Ⅱ関係）

◇千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正（条約第十四号）（外務省）

この改正は、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で行うことができるようにするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　議定書の第六条は、投棄のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨規定していたが、この改正では、当該規定の例外として、締約国が、受入国との間で協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができることを新たに規定している。（第六条２関係）

2　１に記載する協定又は取決めには次の事項を含めることを規定している。（第六条２関係）

⑴　輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分

⑵　非締約国に輸出する場合、議定書上の義務に反しないことを確保するための議定書と同等の規定

政令

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十四号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

森林経営管理法による不動産登記に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十五号

森林経営管理法による不動産登記に関する政令

内閣は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条　この政令は、森林経営管理法（以下「法」という。）第五十四条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めるものとする。

（所有権の移転の登記の嘱託）

第二条　法第五十二条第一項の規定による公告（法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。次条において同じ。）があった権利集積配分一括計画に係る土地について、法第五十二条第三項の規定により所有権が移転した場合において、当該所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、当該構想適合事業者のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

（嘱託による登記手続）

第三条　前条の規定により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、前条の規定により登記を嘱託する旨を嘱託情報の内容とし、かつ、法第五十二条第一項の規定による公告があったことを証する情報及び登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（登記識別情報の通知）

第四条　登記官は、第二条の規定による嘱託に基づき同条の登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならない。

2　前項の規定により登記識別情報の通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

（代位による登記の嘱託）

第五条　市町村は、第二条の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わって嘱託することができる。

一　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人

二　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

三　所有権の保存の登記　表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人

四　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

（代位による登記の登記識別情報）

第六条　第四条の規定は、前条の規定による嘱託に基づいて同条第三号又は第四号に掲げる登記を完了したときについて準用する。

（法務省令への委任）

第七条　この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十五号ロ中「。以下「八：二フルオロテロマーアルコール」という。」を削り、同項第三十六号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「第七条の表二十一の項」を「第七条の表二十二の項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）関連物質（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は［トリデカフルオロアルキル）スルフィニル］オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。）

第一条第二項中「前項第三十五号ハ」の下に「又は第三十七号」を加える。

第七条の表中二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項の次に次のように加える。

二十一　ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質	一　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二　金属の加工に使用するエッチング剤 三　半導体の製造に使用するエッチング剤 四　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五　半導体の製造に使用する反射防止剤 六　半導体用のレジスト 七　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

附則第三項の表令和七年十二月三日の項を削る。

附則第四項の表に次のように加える。

ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第一条第一項第三十五号ロの改正規定、附則第三項の表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第一条第一項第三十七号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十七号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十三条の五第一項（同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百二十一条の二、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十二条の六第一項及び第二十三条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第一条　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　生存講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者　一万六千八百円

十　消火講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者　五万六千九百円

（船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正）

第二条　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令

第一条の見出し中「登録検査機関」を「登録生存講習機関等」に改め、同条中「次条において」を「以下」に改め、「いう。）」の下に「第八十三条の五第一項（法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び」を加える。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第十七条の二第二項第二号、第十七条の十四及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号の項中「及び第三項第三号」を削り、「登録海技免許講習の」の下に「実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「登録海技免状更新講習の」の下に「実施に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項並びに第十七条の十四の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号の項中「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「登録海技免状更新講習を」の下に「行う者」を加え、同表第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項を次のように改める。

第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録海技免状更新講習
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録海技免状更新講習の実施に関する事務

第三条の表第十七条の三第二項の項中「第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二」を「前条及び第十七条の十六」に改め、同項の前に次のように加える。

第三条の表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項、第十七条の六第一項の項、第十七条の十の項、第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第三号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第五号の項を削る。

第四条の表第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号の項中「実施」の下に「に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「の養成」の下に「に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二

まで並びに第十七条の十三第一項の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号及び第十七条の十の項中「及び第十七条の十」を削り、「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「養成を」の下に「行う者」を加え、同表中第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項の項を削り、第十七条の二第三項第三号の項の次に次のように加える。

第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務

第四条の表第十七条の三第二項の項中「第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二」を「前条及び第十七条の十八」に改め、同表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項及び第十七条の六第一項の項を削り、同表第十七条の十の項を次のように改める。

第十七条の十	登録海技免許講習を	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を

第四条の表第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第三号の項を削る。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の六（見出しを含む。）の項の次に次のように加える。

第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録操縦免許証更新講習又は登録操縦免許証更新講習を行う者が第二十三条の三十四において準用する第二十三条の三十第一項各号に掲げる要件のいずれか
	同項の規定	当該要件

第十一条の表第十七条の十一第一号の項中「又は第三号」を削り、同表第二十三条の三十第一項の項中「前条の規定」を「前条」に改め、「の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定」を削り、同表第二十三条の三十一第二項の項中「第二十三条の三十三」を「前条及び第二十三条の三十三」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の八第二項の項の次に次のように加える。

第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習又は登録小型船舶教習実施機関が第二十三条の三十第一項各号に掲げる要件のいずれか
	同項の規定	当該要件

第十条の表第十七条の十一第一号の項中「又は第三号」を削り、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の六（見出しを含む。）の項の次に次のように加える。

第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二十六第一項

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間）

第六条　法第二十二条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（登録漁ろう操船講習機関等に関する読替え）

第七条　法第二十三条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十二条の五第三項第二号から第四号まで
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録漁ろう操船講習事務規程
第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録漁ろう操船講習機関が第二十二条の五第一項各号に掲げる要件のいずれか
	同項の規定	当該要件
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第二十二条の四
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号	第二十二条の五第二項第一号

別表第一中「第十三条」を「第十五条」に改める。

別表第二中「第十二条」を「第十四条」に改める。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第四条　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十五年政令第四百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十七条の二第一項の項、第十七条の二第二項の項及び第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号の項中「及び第三項第三号」を削り、「登録海技免許講習の」の下に「実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「登録電子通信移行講習の」の下に「実施に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の六第一項、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号の項中「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「登録電子通信移行講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を加え、同表第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項の項及び第十七条の三第二項の項を次のように改める。

第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録電子通信移行講習
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録電子通信移行講習の実施に関する事務

第一条の表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項、第十七条の六第一項の項及び第十七条の十の項を削り、同表第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四号の項中「一部改正法」を「船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律」に改め、同表第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第三号の項を削る。

第五条　標準的な官職を定める政令の一部改正）

本則の表二十五の項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書若しくは漁船員条約締約国資格証明書」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条第九号中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書」に改める。

附　則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　金子　恭之

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十八号

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通大臣は、船員法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、交通政策審議会の議を経ることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十九号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「いう。」の下に「次条及び附則第二十五条において同じ。」を加え、「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第二十五条において同じ。）」に改める。

附則第二十三条の次に次の二条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第二十四条　第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）

から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）」と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2　第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）」と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし」とする。

3　第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）」と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし」とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第二十五条　第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一　令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二　地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ　令和七年中の給与等の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ　令和七年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ　令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三　地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ　令和七年中の給与等の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ　令和七年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ　令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2　第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十一号

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十八条第一項、第三十条及び第百六十条の三並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十四条及び附則第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「介護納付金」という。）並びに」を「介護納付金」という。）、」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付」に改める。

第二十九条中「（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金」を「（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改め、「及び介護納付金の納付」を削り、「十二分の一に相当する額」の下に「並びに同項の指定をすべき年度の直前の年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第四十六条第一項中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第四十八条第一項中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第六十三条第三号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第七十一条及び第七十二条中「一般保険料額」を「一般保険料等額」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金（附則第六条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第三十四条第三号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

附則第六条中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額」を加える。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十二号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年六月十四日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十三号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条・第六条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「記載」を「記載等」に改め、同条中「記載する」を「記載し、及び電磁的方式により記録する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定在留カードの交付等）

第三条の二　法第十九条の十五の二第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第十九条の十五の二第二項の規定による申請の日において法第十九条の四第三項の法務省令で定める年齢に満たない中長期在留者（特定在留カード及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けたことがない者に限る。）

二　前号に掲げる者のほか、特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者として法務省令で定めるもの

2　出入国在留管理庁長官は、法第十九条の十五の二第四項の規定により特定在留カードを作成する場合には、当該特定在留カードについて、番号利用法第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カードとしての機能を付加するための措置を受けるものとする。

3　住所地市町村長は、法第十九条の十五の二第六項の規定により特定在留カードを交付する場合には、当該特定在留カードにその交付年月日を電磁的方式により記録するものとする。

4　住所地市町村長は、法第十九条の十五の二第六項の規定により特定在留カードを交付したときは、その旨、交付年月日及び当該特定在留カードの番号を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。

5　前項の規定による通知は、出入国在留管理庁長官が住所地市町村長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により行うものとする。

6　法第十九条の十五の二第七項の規定による特定在留カードの送付は、同条第三項の規定による申出をした者が確実に受領することができるものとして法務省令で定める方法により行うものとする。

（特定在留カードの交付に係る手数料の納付）

第三条の三　法第十九条の十五の二第十二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、千九百円（同条第七項の規定により特定在留カードの交付を受ける場合にあっては、二千六百円）とする。

2　法第十九条の十五の二第十二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請又は法第十九条の十五の二第二項（法第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請若しくは当該申請に併せてされた法第十九条の十五の二第三項の規定による申出に基づき同条第五項から第七項までの規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

二　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、天災その他自己の責めに帰することができない事由により当該特定在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は法第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した場合において、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項前段又は第三項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

三　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者であって、天災その他自己の責めに帰することができない事由により当該特定在留カードの所持を失ったものが、法第十九条の十二第一項の規定による申請に基づき同条第二項において準用する法第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受けた場合において、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

四　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者であって、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に係る部分に限る。）を除く。）の申請を行ったものが、法第十九条の十五の二第八項の規定により特定在留カードを交付されず、当該申請に係る同条第一項第一号又は第二号に掲げる届出又は申請に係る在留カードの交付を受けた場合において、同項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

五　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者であって、法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。）が、出国し、当該特定在留カードについて、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。次号において「番号利用法施行令」という。）第十四条第一号に該当する場合に限る。）において、当該中長期在留者が、再入国の許可の有効期間内に再入国をした後に、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

六　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、当該特定在留カードについて、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合（番号利用法施行令第十四条第五号又は第六号に該当する場合に限る。）において、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

七　特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、当該特定在留カードに法第十九条の四第一項各号に掲げる事項を記載すべき余白がなくなった場合において、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

第二十四条第二項第二号中「いう。）」を「いう。附則第七条第二号イにおいて同じ。）」に、「又は」を「同号ロにおいて同じ。）又は」に、「の」を「同号イにおいて同じ。）の」に改める。

第二十五条第九号中「千六百円」を「千九百円」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている中長期在留者（特定在留カードの交付を受けた者を除く。）が、法第十九条の十五の二第一項（第二号に係る部分（法第二十二条第一項の規定による申請に係る部分を除く。）に限る。）の規定による申請を行った場合には、当該申請に係る法第十九条の十五の二第一項第二号に掲げる申請（法第二十二条第一項の規定による申請を除く。）に係る前項第一号又は第二号に掲げる許可に係る手数料の額は、当該各号に定める額に第三条の三第一項に定める額を加えた額とする。

第二十七条中「第三条」の下に「並びに第三条の二第三項及び第四項」を加える。

附則に次の一条を加える。

（特定在留カードの交付に係る手数料に係る特例）

第七条　法第十九条の十五の二第十二項の政令で定める場合は、当分の間、第三条の三第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　法第十九条の六又は第十九条の八第一項に規定する中長期在留者が、法第十九条の十五の二第二項（法第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出に係る部分を除く。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十九条の十五の二第三項の規定による申出に基づき同条第六項又は第七項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

二　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める許可を受けて新たに中長期在留者となった者（住民基本台帳に記録されている者に限る。）であって、当該許可に係る在留カードの交付を受けたものが、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

イ　経過滞在者又は一時庇護許可者　法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二条第二項の規定による許可

ロ　仮滞在許可者　法第六十一条の二の二第一項又は第六十一条の二の五第一項の規定による許可

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「記載する」を「電磁的方式により記録する」に改める。

第四条の見出し中「記載」を「記載等」に改め、同条中「記載する」を「記載し、及び電磁的方式により記録する」に改める。

第七条の見出しを「特別永住者証明書の交付に係る手数料の額」に改め、同条中「千六百円」を「千九百円」に改める。

第八条中「、第二条及び」を「及び第二条第一項（これらの規定を第八条第三項において準用する場合を含む。）並びに」に改め、同条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（特定特別永住者証明書の交付等）

第八条　法第十六条の二第四項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第十六条の二第一項又は第二項の規定による申請の日において法第八条第三項の法務省令で定める年齢に満たない特別永住者（特定特別永住者証明書及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けたことがない者に限る。）

二　法第十六条の二第一項（法第十三条第一項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請をした者（法第十三条第一項に規定する期間内に同項の規定による申請をした者に限る。）

三　前二号に掲げる者のほか、特定特別永住者証明書の交付を速やかに受ける必要がある者として法務省令で定めるもの

２　出入国在留管理庁長官は、法第十六条の二第五項の規定により特定特別永住者証明書を作成する場合には、当該特定特別永住者証明書について、番号利用法第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カードとしての機能を付加するための措置を受けるものとする。

３　第一条及び第二条の規定は、法第十六条の二第七項の規定による特定特別永住者証明書の交付について準用する。

４　法第十六条の二第九項の規定による特定特別永住者証明書の送付は、同条第四項の規定による申出をした者が確実に受領することができるものとして法務省令で定める方法により行うものとする。

（特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付）

第九条　法第十六条の二第十六項の規定により納付しなければならない手数料の額は、千九百円（同条第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受ける場合にあっては、二千六百円）とする。

２　法第十六条の二第十六項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、法第十六条の二第一項（法第十一条第一項の規定による届出又は法第十二条第一項の規定による申請に係る部分に限る。）若しくは第二項（法第十条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第五項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項、第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

二　特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、天災その他自己の責めに帰することができない事由により当該特定特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、若しくは法第八条第五項の規定による記録が毀損した場合又は当該特定特別永住者証明書の所持を失った場合において、法第十六条の二第一項（法第十三条第一項又は第十四条第一項前段若しくは第三項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

三　特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者であって、法第十六条の二第一項（法第十一条第一項の規定による届出又は法第十二条第一項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請を行ったものが、法第十六条の二第十項の規定により特定特別永住者証明書を交付されず、当該申請に係る法第十一条第一項の規定による届出又は法第十二条第一項の規定による申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第一項（法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

四　特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者であって、出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十三条第二項において準用する出入国管理及び難民認定法第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。）が、出国し、当該特定特別永住者証明書について、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定

により個人番号カードの効力が失われた場合（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。次号において「番号利用法施行令」という。）第十四条第一号に該当する場合に限る。）において、当該特別永住者が、再入国の許可の有効期間内に再入国をした後に、法第十六条の二第一項（法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

五　特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、当該特定特別永住者証明書について、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合（番号利用法施行令第十四条第五号又は第六号に該当する場合に限る。）において、法第十六条の二第一項（法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

六　特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、当該特定特別永住者証明書に法第八条第一項各号に掲げる事項を記載すべき余白がなくなった場合において、法第十六条の二第一項（法第十三条第一項又は第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

附則に次の一条を加える。

（特定特別永住者証明書の交付に係る手数料に係る特例）

第三条　法第十六条の二第十六項の政令で定める場合は、当分の間、第九条第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　特別永住者（住民基本台帳に記録されている者に限る。）が、法第七条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第一項（法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

二　特別永住者（住民基本台帳に記録されていない者に限る。）が、法第七条第二項又は第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第二項（法第十条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第四項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた同条第四項の規定による申出に基づき同条第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

三　法第十六条の二第三項の規定による申請に基づき同条第八項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十八条」を「―第十八条の二」に、「第十八条の二」を「第十八条の四」に改める。

第十八条の二を第十八条の四とし、第三章に次の二条を加える。

（法第十八条の五第四項の個人を識別するための事項であって政令で定めるもの等）

第十八条の二　法第十八条の五第四項の個人を識別するための事項であって政令で定めるものは、個人識別事項とする。

２　法第十八条の五第五項の個人を識別するための事項が記載された書類であって政令で定めるものは、同条第一項に規定する特定在留カード等の交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものとする。

（特定在留カード等の交付を受ける場合における個人番号カードの返納）

第十八条の三　個人番号カードの交付を受けている者は、法第十八条の五第八項の規定により個人番号カードを返納する場合には、その旨その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、直接に又は出入国在留管理庁長官を経由して、住所地市町村長に返納しなければならない。ただし、当該個人番号カードを出入国在留管理庁長官を経由して返納するときは、当該書面を添えることを要しない。

２　第三条第六項の規定は、前項の規定による個人番号カードの返納について準用する。

第四十三条第二項の表第十六条の二第六項の項を次のように改める。

第十六条の二第六項	市町村の長から	区長又は市町村の長から

第四十三条第二項の表第十六条の二第七項の項を削り、同表第十七条第一項の項中「第十八条の二第十二項」を「第十八条の六第三項第一号」に改め、同表中

第十八条の五第三項	作成した区長	備える市町村の長
第十八条の五第四項及び第六項	住所地区長	住所地市町村長
第十八条の五第七項	住所地区長	住所地市町村長
第十八条の五第八項	住所地区長を	住所地市町村長を
第十八条の六第三項第二号	住所地市長（当該特定在留カード等の交付を受けた者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。次項において同じ。）に	住所地市町村長に

を

。以下この項において同じ。）を備える市の市長を経由して当該住民基本台帳を作成した区長	る市町村の長

に改める。

直接に	住所地区長	
住所地市町村長	住所地市長	
住所地市町村長が	住所地区長が	
当該住所地市町村長	当該区の属する市の市長	」

第四十四条第二項の表第十六条第二項の項の次に次のように加える。

第十八条の三第一項	直接に	住所地区長
	住所地市町村長	住所地市長

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第四条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び法第三条の二第二項」を「並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項」に改める。

第一条の二の見出し中「の市町村長」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加え、同条中「第三条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第三条第三項」に改め、「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加え、「同条第二項」を「法第三条第二項」に改める。

第二条中「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加える。

第二条の二第一項中「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加え、同条第二項中「第三条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第三条第三項」に改める。

第二条の三第一項中「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加え、同条第二項中「第三条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第三条第三項」に改める。

第十七条中「及び法第二十二条の二第二項」を「並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項」に改める。

第十七条の二の見出し中「の市町村長」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加え、同条中「第二十二条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第二十二条第三項」に改め、「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加え、「同条第二項」を「法第二十二条第二項」に改める。

第十八条中「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加える。

第十八条の二第一項中「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加え、同条第二項中「第二十二条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第二十二条第三項」に改める。

第十八条の三第一項中「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加え、同条第二項中「第二十二条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第二十二条第三項」に改める。

第三十四条の表中「及び同条第十項において準用する同条第二項」を「並びに同条第十項及び第三条の三第二項において準用する第三条第二項」に、「第二十二条第十項において準用する第二十二条第二項」を「第二十二条第十項及び第二十二条の三第二項において準用する第二十二条第二項」に、「及び」を「」並びに」に改める。

第二章　経過措置

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次に掲げる場合には、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「新入管法」という。）第十九条の十五の二第十二項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

一　改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された在留カードを所持する中長期在留者が、新入管法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による申請又は同条第二項の規定による申請若しくは当該申請に併せてされた同条第三項の規定による申出に基づき同条第五項から第七項までの規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

二　施行日前に交付された在留カードを所持する中長期在留者であって、新入管法第十九条の十五の二第一項の規定による申請を行ったものが、同条第八項の規定により特定在留カードを交付されず、当該申請に係る同条第一項第一号又は第二号に掲げる届出又は申請に係る在留カードの交付を受けた場合において、同項（第一号に係る部分（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき新入管法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

三　施行日前に入管法第十九条の十一第一項の規定による届出又は改正法第一条の規定による改正前の入管法第十九条の十一第一項若しくは入管法第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請、入管法第二十条第二項の規定による申請（引き続き中長期在留者に該当する在留資格の変更（これに伴う在留期間の変更を含む。）に係る申請に限る。）若しくは入管法第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による申請を行った中長期在留者が、施行日後に当該届出又は申請に係る在留カードの交付を受けた場合において、新入管法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（入管法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき新入管法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　次に掲げる場合には、改正法第二条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「新入管特例法」という。）第十六条の二第十六項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

一　施行日前に交付された特別永住者証明書（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる同法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下「みなし特別永住者証明書」という。）を含む。）を所持する特別永住者が、新入管特例法第十六条の二第一項若しくは第二項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）第十条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第五項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項、第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

二　施行日前に交付された特別永住者証明書（みなし特別永住者証明書を含む。）を所持する特別永住者であって、新入管特例法第十六条の二第一項の規定による申請を行ったものが、同条第十項の規定により特定特別永住者証明書を交付されず、当該申請に係る入管特例法第十一条第一項の規定による届出又は新入管特例法第十二条第一項若しくは入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、新入管特例法第十六条の二第一項（入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

三　施行日前に入管特例法第五条第一項に規定する者で同項の規定による許可の申請をしたものが、施行日後に当該申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、新入管特例法第十六条の二第一項（入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

四　施行日前に入管特例法第十一条第一項の規定による届出又は改正法第二条の規定による改正前の入管特例法第十二条第一項若しくは入管特例法第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請をした者が、施行日後に当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、新入管特例法第十六条の二第一項（入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、施行日（令和八年六月十四日）から施行する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日前にされた入管法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づく同条第四項において準用する入管法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行令（以下「新入管法施行令」という。）第二十五条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この政令の施行の日前に交付された在留カードを所持する中長期在留者が、新入管法第十九条の十五の二第一項（第二号に係る部分（入管法第二十二条第一項の規定による申請に係る部分を除く。）に限る。）の規定による申請に基づき新入管法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受ける場合における手数料の額については、新入管法施行令第二十五条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る新入管法第十九条の十五の二第一項第二号に掲げる申請（入管法第二十二条第一項の規定による申請を除く。）に係る新入管法施行令第二十五条第一項第一号又は第二号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日前にされた入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に基づく同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の交付に係る手数料の額については、第二条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の項中「第三条」の下に「並びに第三条の二第三項及び第四項」を加え、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）の項中「、第二条及び」を「及び第二条第一項（これらの規定を第八条第三項において準用する場合を含む。）並びに」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

条　約

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十三号

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定

前文

この協定の締約国は、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定（海洋環境を保護し、及び保全する義務を含む。）を想起し、

条約に定める権利、義務及び利益の均衡を尊重する必要性を強調し、

特に、海洋生態系に及ぼす気候変動の影響（例えば、温暖化及び海洋の溶存酸素量の減少）、海洋の酸性化、プラスチックによる汚染を含む汚染及び持続可能でない利用に起因する海洋の生物の多様性の喪失及び生態系の劣化に一貫した、かつ、協力的な方法で対処する必要性を認識し、

いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層取り組むための条約に基づく包括的かつ世界的な制度の必要性を意識し、

人類全体の利益及びニーズ、特に開発途上国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。）の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献することの重要性を認識し、

また、能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じた開発途上国である締約国に対する支援が、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用という目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

この協定のいかなる規定も、先住民の既存の権利（先住民族の権利に関する国際連合宣言に掲げる権利を含む。）又は適当な場合には地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認し、

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下にある活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するという条約に定める義務を認識し、

事件又は活動から生ずる汚染が条約に従って主権的権利が行使される区域を越えて拡大しないことを確保するために全ての必要な措置をとるという条約に定める義務に留意し、

海洋環境を保護し、海洋環境に配慮し、及び海洋環境の責任ある利用を確保し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性の固有の価値を保全することにより、現在及び将来の世代のためにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋を管理する者として行動することを希望し、

いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の生成、取得の機会及び利用が、当該デジタル配列情報の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分とあいまって、研究及びイノベーション並びにこの協定の一般的な目的に貢献することを認め、

全ての国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重し、
条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位が条約法の規則により規律されることを想起し、
また、条約に規定するように、いずれの国も、海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務を履行する責任を有し、並びに国際法に基づいて責任を負うことがあることを想起し、
持続可能な開発を達成することを約束し、
普遍的な参加を確保することを希求して、
次のとおり協定した。

第一部　一般規定

第一条　用語

この協定の適用上、

1　「区域に基づく管理手段」とは、この協定に基づく保全及び持続可能な利用に係る特定の目的を達成するため、地理的に特定された区域において一又は二以上の分野又は活動を管理する手段（海洋保護区を含む。）をいう。

2　「いずれの国の管轄にも属さない区域」とは、公海及び深海底をいう。

3　「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

4　海洋遺伝資源に関して「生息域内での採取」とは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の採取又は標本抽出をいう。

5　「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

6　「累積的な影響」とは、様々な活動（知られている過去及び現在の活動並びに合理的に予見可能な活動を含む。）又は長期的に繰り返される類似の活動から生ずる複合的かつ漸増的な影響並びに気候変動、海洋の酸性化及び関連する影響の結果をいう。

7　「環境影響評価」とは、意思決定の根拠を提供するために活動の潜在的な影響を特定し、及び評価する過程をいう。

8　「海洋遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を有する海洋の植物、動物、微生物その他に由来する素材であって、現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

9　「海洋保護区」とは、生物の多様性の長期的な保全に係る特定の目的を達成するために指定され、及び管理される地理的に特定された海域であって、適当な場合には、保全に係る目的に適合する限りにおいて、持続可能な利用を認めることができるものをいう。

10　「海洋技術」には、特に次のものを含む。
海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役務に関する情報及びデータであって、利用しやすい様式で提供されるもの
手引、指針、基準、規格及び参考資料
標本抽出の方法及び設備
生息域内及び実験室における観測、分析及び実験のための観測施設及び設備
コンピュータ及びコンピュータ・ソフトウェア（モデル及びモデル化技術を含む。）
関連するバイオテクノロジー
海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する専門知識、知見、技能並びに技術的、科学的及び法律的なノウハウ及び分析方法

11　「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

12　「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、その構成国からこの協定が規律する事項に関し権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入について正当な委任を受けたものをいう。

13　「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代のニーズ及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

14　「海洋遺伝資源の利用」とは、海洋遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発（3に定義するバイオテクノロジーを用いるものを含む。）を行うことをいう。

第二条　一般的な目的

この協定は、条約の関連規定の効果的な実施並びに一層の国際的な協力及び協調を通じて、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を現在において及び長期的に確保することを目的とする。

第三条　適用範囲

この協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域について適用する。

第四条　除外

この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しない。第二部の規定を除くほか、この協定は、締約国が所有し、又は運航する他の船舶又は航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、いずれの締約国も、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの協定に即して行動することを確保する。

第五条　この協定と条約、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との間の関係

1　この協定については、条約の範囲内で、かつ、条約に適合するように解釈し、及び適用する。この協定のいかなる規定も、条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務（排他的経済水域及び大陸棚（二百海里の内外を問わない。）に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

2　この協定については、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の権限を損なうことなく、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用する。

3　条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位は、これらの文書との関係においては、この協定によって影響を受けない。

第六条　主権、主権的権利又は管轄権への影響

この協定（締約国会議又はその補助機関の決定又は勧告及びそれらに基づいて実施される行為、措置又は活動を含む。）は、主権、主権的権利又は管轄権（これらに関連する紛争に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。

第七条　一般的な原則及び取組方法

締約国は、この協定の目的を達成するため、次の原則及び取組方法を指針とする。

(a)　汚染者負担の原則
(b)　条約に規定する人類の共同の財産の原則
(c)　海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由
(d)　衡平の原則及び利益の公正かつ衡平な配分
(e)　適当な場合には、予防の原則又は予防的な取組方法
(f)　生態系を重視する取組方法
(g)　海洋の管理のための総合的な取組方法
(h)　生態系の強靱性（気候変動の悪影響及び海洋の酸性化に対するものを含む。）を構築し、並びに生態系を本来のままの状態（気候に関する海洋の役割を支える炭素循環機能を含む。）において維持し、及びそのような状態に回復する取組方法
(i)　入手可能な最良の科学及び科学的な情報の利用

(j) 可能な場合には、先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識の利用

(k) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組むための行動をとるに当たり、該当する場合には、先住民の権利又は適当なときは地域社会の権利に関するそれぞれの義務を尊重し、促進し、及び考慮すること。

(l) 海洋環境の汚染を防止し、軽減し、又は規制するための措置をとるに当たり、損害又は危険を一の区域から他の区域へ直接又は間接に移転させないこと及び一の類型の汚染を他の類型の汚染に変えないこと。

(m) 開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を十分に認識すること。

(n) 内陸国である開発途上国の特別の利益及びニーズを認識すること。

第八条　国際協力

1　締約国は、この協定の目的を達成するに当たり、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力を強化し、及び向上させ、並びにそれらの間の協力を促進することを通じて行うことを含め、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、この協定に基づいて協力する。

2　締約国は、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関における意思決定に参加する場合において、適当なときは、この協定の目的の普及を促進するよう努める。

3　締約国は、この協定の目的の達成を支えるため、条約に適合する海洋の科学的調査並びに海洋技術の発展及び移転における国際協力を促進する。

第二部　海洋遺伝資源（利益の公正かつ衡平な配分を含む。）

第九条　目的

この部の規定は、次の事項を目的とする。

(a) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること。

(b) 締約国、特に開発途上国である締約国（とりわけ、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）がいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動を行うための能力の開発及び向上

(c) この協定の実施への基本的な貢献としての知見、科学的な知識及び技術革新の創造（海洋の科学的調査の発展及び実施を通じて行われるものを含む。）

(d) この協定に基づく海洋技術の発展及び移転

第十条　適用

1　この協定の規定は、それぞれの締約国についてこの協定が効力を生じた後に採取され、及び生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動について適用する。この協定の規定は、締約国がこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入の際に第七十条の規定に従って書面により除外を設ける場合を除くほか、この協定が効力を生ずる前に採取され、又は生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用についても適用する。

2　この部の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 関連する国際法に基づいて規制される漁獲及び漁獲関連活動

(b) 漁獲及び漁獲関連活動においていずれの国の管轄にも属さない区域から採捕されたことが知られている魚類その他の海洋生物資源（当該魚類その他の海洋生物資源がこの部の規定に基づく利用であるとして規制される場合を除く。）

3　この部に定める義務は、締約国の軍事的活動（非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。）については、適用しない。いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用に関するこの部に定める義務は、締約国の非軍事的活動について適用する。

第十一条　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する活動

1　全ての締約国（地理的位置のいかんを問わない。）並びに締約国の管轄の下にある自然人及び法人は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動を行うことができる。当該活動は、この協定に従って行う。

2　締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する全ての活動について協力を促進する。

3　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、条約に従い、沿岸国の管轄の下にある区域における当該沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払い、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における他の国の利益に妥当な考慮を払って行う。このため、締約国は、この協定を実施するため、適当な場合には、第五十一条の規定に従って決定される情報交換の仕組みの具体的な運用方法を通じて行うことを含め、協力するよう努める。

4　いずれの国も、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源について主権又は主権的権利を主張し、又は行使してはならない。このような主権又は主権的権利の主張又は行使は、認められない。

5　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張の法的根拠も構成するものではない。

6　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、全ての国の利益であり、かつ、全人類の利益のためのもの、特に、開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、人類の科学的な知見を発展させ、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するためのものである。

7　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、専ら平和的目的のために行う。

第十二条　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動についての通報

1　締約国は、情報がこの部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

2　次の情報については、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取の六箇月前に、又は当該生息域内での採取の前に可能な限り速やかに、情報交換の仕組みに通報する。

(a) 採取の性質及び目的（適当な場合には、当該採取が含まれている計画を含む。）

(b) 研究の対象となる事項又は判明している場合には、対象とし、若しくは採取する海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源を採取する目的

(c) 採取を行う地理的区域

(d) 採取のために使用する方法及び手段の概要（船舶の名称、トン数、種類及び船級、科学的機材又は用いられる調査方法を含む。）

(e) 提案された主要な計画へのその他の貢献に関する情報

(f) 調査船の最初の到着予定日及び最終的な出発予定日又は適当な場合には、機材の設置及び撤去の予定日

(g) 責任を有する機関の名称及び事業の担当者の氏名

(h) 全ての国の科学者（特に開発途上国からの科学者）が事業に関与し、又はそれと連携するための機会

(i)　技術支援を必要とし、及び要請することのある国（特に開発途上国）が事業に参加し、又は代表を派遣することができると考えられる程度

(j)　現行の国際慣行を考慮した上で、開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに従って作成されたデータ管理計画

3　情報交換の仕組みは、2に規定する通報があった場合には、ＢＢＮＪ標準バッチ識別記号を自動的に生成するものとする。

4　情報交換の仕組みに提供された情報が、予定された採取を行う前に実質的に変更された場合において、実行可能なときは、更新された情報は、合理的な期間内に、かつ、生息域内での採取の開始までに、情報交換の仕組みに通報される。

5　締約国は、次の情報が、ＢＢＮＪ標準バッチ識別記号とともに、入手したときに直ちに、遅くともいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年以内に、情報交換の仕組みに通報されることを確保する。

(a)　海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報を保管し、又は保管することとなる保管場所又はデータベース

(b)　生息域内で採取された全ての海洋遺伝資源を保管し、若しくは保持し、又は保管することとなり、若しくは保持することとなる場所

(c)　海洋遺伝資源を採取した地理的区域（採取の緯度、経度及び深度に関する情報を含む。）及び入手可能な範囲内で、行われた活動から得られた所見を詳述する報告

(d)　2(j)の規定に従って提供されるデータ管理計画の必要な更新

6　締約国は、自国の管轄の下にある保管場所又はデータベースに保管されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の標本及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が、現行の国際慣行に従い、かつ、実行可能な範囲において、いずれの国の管轄にも属さない区域に起源を有するものとして特定できることを確保する。

7　締約国は、自国の管轄の下にあるデータベース及び実行可能な範囲において保管場所について、ＢＢＮＪ標準バッチ識別記号と結び付いた海洋遺伝資源及びデジタル配列情報の取得の機会についてまとめた報告書を二年ごとに作成すること並びに第十五条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会に対して当該報告書を利用可能なものとすることを確保する。

8　締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び実行可能なときは当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用（商業化を含む。）の対象となる場合において、可能なときは、次の情報（ＢＢＮＪ標準バッチ識別記号を含む。）を入手したときに直ちに、これが情報交換の仕組みに通報されることを確保する。

(a)　利用の成果（出版物、与えられた特許（可能な場合かつ可能な範囲に限る。）、開発された製品等）を見つけることができる場所

(b)　可能な場合には、利用の対象となった海洋遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取後の通報の詳細

(c)　利用の対象となる標本の原本が保管されている場所

(d)　利用される海洋遺伝資源及び海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会について定める方法並びに当該取得の機会に関するデータ管理計画

(e)　製品が販売された場合において、入手可能なときは、関連する製品の販売及び更なる開発についての情報

第十三条　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関連する先住民及び地域社会の伝統的な知識

締約国は、関連し、かつ、適当な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民及び地域社会が有するものが当該先住民及び地域社会の自由意思による情報に基づく事前の同意又は当該先住民及び地域社会の承認及び関与を得た上でのみ取得されることを確保するため、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。情報交換の仕組みは、当該伝統的な知識の取得の機会を促進することができる。当該伝統的な知識の取得の機会及び利用は、相互に合意する条件で与えられる。

第十四条　利益の公正かつ衡平な配分

1　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益は、この部の規定に従って公正かつ衡平に配分し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。

2　非金銭的な利益は、この協定に従って、特に次の形式で配分する。

(a)　現行の国際慣行に基づく標本及び標本集の取得の機会

(b)　現行の国際慣行に基づくデジタル配列情報の取得の機会

(c)　見つけることができ、アクセスすることができ、相互に運用することができ、及び再利用することができる（ＦＡＩＲ）科学的データの開かれた取得の機会であって、現行の国際慣行並びに開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに基づくもの

(d)　ＢＢＮＪ標準バッチ識別記号とともに、第十二条の規定に従って提供される通報に含まれる情報であって、公に検索可能及び利用可能な形式によるもの

(e)　第五部の規定に従って提供される関連する方法に沿った海洋技術の移転

(f)　開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮した、能力の開発（研究計画への資金供与によるものを含む。）、研究事業における科学者及び研究者のための連携の機会（特に、直接関連する及び実質的な機会）並びに専用の取組（特に開発途上国のために行うもの）

(g)　強化された技術的及び科学的な協力（特に、開発途上国からの科学者及び開発途上国の科学研究機関と行うもの）

(h)　次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して締約国会議が決定するその他の利益の形式

3　締約国は、現行の国際慣行を考慮して、自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用の対象となるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が、ＢＢＮＪ標準バッチ識別記号とともに、当該利用の開始から三年以内に、又は利用可能となったときは速やかに、国内で又は国際的に維持される公に利用可能な保管場所及びデータベースに保管されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4　締約国の管轄の下にある保管場所及びデータベースに保管されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会については、次の合理的な条件を課することができるものとし、また、公正かつ最も有利な条件（緩和された、かつ、特恵的な条件を含む。）で開発途上国からの研究者及び研究機関に提供することができる。

(a)　海洋遺伝資源を物理的に本来のままの状態において保全する必要性

(b)　標本、データ又は情報を保管している関連するジーンバンク、生物保管場所又はデータベースの維持に関連する合理的な費用

(c)　海洋遺伝資源、データ又は情報の取得の機会の提供に関連する合理的な費用

(d)　この協定の目的に沿ったその他の合理的な条件

5　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用（商業化を含む。）及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用（商業化を含む。）から生ずる金銭的な利益は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度を通じて、公正かつ衡平に配分する。

6　先進締約国は、この協定の効力発生の後、第五十二条に規定する特別基金に年次拠出金を支払う。締約国の拠出の額は、締約国会議が第四十七条6(e)の規定に従って採択する予算に対する当該締約国の分担金の五十パーセントの額とする。その支払は、7の規定に従って締約国会議が決定を行うまで継続する。

7　締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について、次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、決定する。コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、決定は、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。支払は、第五十二条の規定に基づいて設置される特別基金を通じて行う。当該方法には、次のものを含めることができる。

(a)　段階ごとの支払

(b)　製品の商業化に関する支払又は拠出（製品の販売からの収入の一定の割合を支払うことを含む。）

(c)　締約国による活動の合計量を測定する多様な一連の指標に基づいて定期的に支払われる階層化された料金

(d)　締約国会議が取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して決定するその他の形式

8　締約国は、締約国会議が7に規定する方法を採択する時に、実施に必要な期間を与えるため、最長四年の期間、当該方法が当該締約国について効力を生じない旨の宣言を行うことができる。このような宣言を行う締約国は、新たな方法が効力を生ずるまで6に規定する支払を継続する。

9　締約国会議は、7の規定に従っていずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について決定するに当たり、当該方法が取得の機会及び利益の配分に関する他の枠組みと相互に補完的であり、かつ、当該他の枠組みに適合し得るべきであることを認識しつつ、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮する。

10　締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益について、次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、二年ごとに検討し、及び評価する。一回目の検討は、この協定の効力発生の後五年以内に行う。検討には、6に規定する年次拠出金の検討を含める。

11　締約国は、適当な場合には、自国の管轄の下にある自然人又は法人によるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益がこの協定に従って配分されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第十五条　取得の機会・利益配分委員会

1　この協定により取得の機会・利益配分委員会を設置する。同委員会は、特に、前条の規定に従って利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的な利益及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たす。

2　取得の機会・利益配分委員会は、同委員会の任務の効果的な遂行を確保するため、関係分野の適当な資格を有する十五人の委員で構成される。委員は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において開発途上国（後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国を含む。）からの委員が代表することについて定めた上で、締約国が指名し、締約国会議が選出する。締約国会議は、同委員会の運営のための付託事項及び方法を決定する。

3　取得の機会・利益配分委員会は、この部の規定に関連する事項（次の事項を含む。）について、締約国会議に勧告を行うことができる。

(a)　この部の規定に従って行われるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動のための指針又は行動規範

(b)　この部の規定に従って行われる決定を実施するための措置

(c)　前条の規定に基づく金銭的な利益の配分の割合又は仕組み

(d)　この部の規定に関連する事項であって情報交換の仕組みに関するもの

(e)　この部の規定に関連する事項であって第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に関するもの

(f)　この部の規定に関連するその他の事項であって、締約国会議が取得の機会・利益配分委員会に対処を要請するもの

4　締約国は、情報交換の仕組みを通じて、この協定によって必要とされる情報を取得の機会・利益配分委員会に対して利用可能なものとする。当該情報には、次のものを含める。

(a)　取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置

(b)　中央連絡先に関する連絡先の詳細その他関連する情報

(c)　締約国会議による決定に基づいて必要とされるその他の情報

5　取得の機会・利益配分委員会は、その権限に基づく活動（利益の配分、海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用、最良の慣行、手段及び方法、データの管理並びに得られた教訓を含む。）について、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協議を行い、及び情報の交換を促進することができる。

6　取得の機会・利益配分委員会は、5の規定に基づいて得られた情報に関し、締約国会議に勧告を行うことができる。

第十六条　監視及び透明性

1　いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動の監視及び透明性については、情報交換の仕組みへの通報及びこの部の規定に基づくＢＢＮＪ標準バッチ識別記号の利用を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会による勧告に基づき締約国会議が採択する手続に従って、確保する。

2　締約国は、この部の規定に従い、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動並びに当該活動から生ずる利益の配分に関する当該締約国によるこの部の規定の実施について、取得の機会・利益配分委員会に対し定期的に報告書を提出する。

3　取得の機会・利益配分委員会は、情報交換の仕組みを通じて受領した情報に基づき報告書を作成し、及び締約国に対して当該報告書を利用可能なものとする。締約国は、当該報告書についての意見を提出することができる。同委員会は、当該報告書（受領した意見を含む。）を締約国会議の審議のために提出する。締約国会議は、同委員会の勧告を考慮して、この条の規定の実施のための適当な指針を決定することができる。この場合には、締約国の能力及び事情を考慮する。

第三部　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置

第十七条　目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a)　保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用すること（海洋保護区の間の生態学的に代表的であり、かつ、十分に連結した関係を伴う区域に基づく管理手段の包括的な体系を確立することを通じたものを含む。）。

(b)　国、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間における区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の利用についての協力及び協調を強化すること。

(c)　生物の多様性及び生態系を保護し、保全し、回復させ、及び維持すること（それらの生産力及び健全性を向上させることを目的とするものを含む。）並びにストレスの要因（気候変動、海洋の酸性化及び海洋汚染に関連するものを含む。）に対する強靭性を強化すること。

(d)　食料安全保障その他の社会経済的な目的（文化的価値の保護を含む。）を支援すること。

(e)　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）を策定し、実施し、監視し、管理し、及び執行するに当たり能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を行うことを通じ、開発途上にある島嶼国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）を支援すること。

第十八条　適用区域

区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に対する主張（これらに関連する紛争に関するものを含む。）を行い、又は否定するための根拠としてはならない。締約国会議は、そのような区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定に関する提案を決定のために審議してはならず、及びいかなる場合にも、そのような提案を主権、主権的権利又は管轄権に対する主張を承認し、又は否認するものと解してはならない。

第十九条　提案

1　この部の規定に基づく区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出する。

2　締約国は、この部の規定に従い、提案の策定のため、適当な場合には、関連する利害関係者（国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界、民間部門、先住民並びに地域社会を含む。）と協力し、及び協議を行う。

3　提案は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づいて作成する。

4　区域の特定に関する提案には、次の主要な要素を含める。

(a)　提案の対象となる区域に関する地理的又は空間的な説明であって、附属書Ⅰに定める例示的な基準を用いたもの

(b)　附属書Ⅰに定めるいずれかの基準に関する情報並びに区域の特定に当たって適用する基準であって、5の規定に従って追加的に作成され、及び修正され得るものに関する情報

(c)　該当する場合には、その区域における人間活動（先住民及び地域社会による利用を含む。）及び当該人間活動が及ぼすおそれのある影響

(d)　特定された区域における海洋環境及び生物の多様性の状態に関する説明

(e)　その区域に適用される保全及び適当な場合には持続可能な利用の目的に関する説明

(f)　特定の目的を達成するための管理計画案であって、提案する措置を網羅し、かつ、監視、調査及び検討に係る活動の概要を示すもの

(g)　該当する場合には、提案する区域及び措置の期間

(h)　該当する場合には、各国（隣接する沿岸国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を含む。）と行った協議に関する情報

(i)　関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下で実施する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する情報

(j)　関連する科学的な意見並びに可能な場合には、先住民及び地域社会の伝統的な知識

5　区域の特定のための例示的な基準については、該当する場合には、附属書Ⅰに定める例示的な基準を含めるものとし、締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が必要に応じて追加的に作成し、及び修正することができる。

6　科学技術機関は、必要に応じ、締約国会議による審議及び採択のため、提案の内容に関する追加的な要件（5に規定する例示的な基準の適用の方法を含む。）及び4(b)に規定する提案に関する指針を定める。

第二十条　提案の公表及び予備的な検討

事務局は、書面による提案を受領した場合には、当該提案を公に利用可能なものとし、及び予備的な検討のため科学技術機関に送付する。当該予備的な検討は、前条の規定に基づいて必要とされる情報（この部及び附属書Ⅰに定める例示的な基準を含む。）が当該提案に含まれていることを確認することを目的とする。事務局は、当該予備的な検討の結果を、公に利用可能なものとし、及び提案国に伝達する。提案国は、科学技術機関による当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案を事務局に再送付する。事務局は、締約国に通報し、及び再送付された提案を公に利用可能なものとし、並びに次条の規定に従って協議を促進する。

第二十一条　提案に関する協議及び評価

1　第十九条の規定に従って提出された提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者（国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界、先住民並びに地域社会を含む。）に開かれたものとする。

2　事務局は、次のとおり協議を促進し、及び情報を収集する。

(a)　各国（特に隣接する沿岸国）に対し、通報し、及び特に次の事項を提出するよう要請する。

(i)　提案の利点及び地理的範囲に関する見解

(ii)　その他の関連する科学的な意見

(iii)　国の管轄の下にある区域の内外にある隣接する区域又は関連する区域における既存の措置又は活動に関する情報

(iv)　提案が国の管轄の下にある区域に及ぼす潜在的な影響に関する見解

(v)　その他の関連する情報

(b)　関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、通報し、及び特に次の事項を提出するよう要請する。

(i)　提案の利点に関する見解

(ii)　その他の関連する科学的な意見

(iii)　関連する区域又は隣接する区域につき当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関が採択した既存の措置に関する情報

(iv)　管理計画案のための措置その他の要素であって、提案において特定され、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲内にあるものについてのあらゆる側面に関する見解

(v)　関連する追加的な措置であって、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲内にあるものに関する見解

(vi)　その他の関連する情報

(c)　関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者に対し、特に次の事項を提出するよう要請する。

(i)　提案の利点に関する見解

(ii)　その他の関連する科学的な意見

(iii)　先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識

(iv)　その他の関連する情報

3　事務局は、2の規定に従って受領した提出物を公に利用可能なものとする。

4　提案国は、提案する措置が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。

(a)　当該国と対象を特定した積極的な協議（事前通報を含む。）を行うこと。

(b)　提案する措置に関する当該国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該措置を修正すること。

5　提案国は、協議の期間中に受領した提出物並びに科学技術機関からの見解及び情報を検討し、並びに適当な場合には、これに応じて提案を修正し、又は提案に反映しなかった実体的な内容を含む提出物に対して回答する。

6　協議は、定められた期限までに行う。

7　修正された提案は、科学技術機関に提出するものとし、科学技術機関は、当該提案を評価し、及び締約国会議に勧告を行う。

8　協議及び評価に係る手続の方法（期間を含む。）については、開発途上にある島嶼（しょ）国の特別の事情を考慮して、締約国会議による審議及び採択のため、必要に応じ、科学技術機関がその第一回会合において追加的に定める。

第二十二条　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定

1　締約国会議は、この部の規定に従って定める協議の手続の間に受領した提出物及び科学的な意見を考慮した最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の科学的な助言及び勧告に基づき、(a)　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定及び関連する措置について決定を行う。

(b)　関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調の上、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができる。

(c)　提案された措置が他の世界的な、地域的な、小地域的な又は分野別の機関の権限の範囲内のものである場合には、この協定の締約国並びに世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、それぞれの権限に従って、それらの法的文書、法的枠組み及び機関を通じて関連する措置の採択を促進するよう勧告を行うことができる。

2　締約国会議は、この条の規定に従って決定を行うに当たり、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の権限を尊重するものとし、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関の権限を損なってはならない。

3　締約国会議は、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）について、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進するため、並びに当該法的文書及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関によって採択された関連する措置についての協調を促進するため、定期的な協議を準備する。

4　締約国会議は、この部の規定の目的の達成及び実施に必要となる場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての国際的な協力及び協調を促進するため、関連する法的文書及び法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関によって採択された既存の区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に係る仕組みを設けることについて、審議し、並びに1及び2の規定に従うことを条件として、適当なときは、決定することができる。

5　締約国会議がこの部の規定に従って採択する決定及び勧告は、国の管轄の下にある区域について採用する措置の実効性を損なってはならず、並びに条約に従い、全ての国の権利及び義務に妥当な考慮を払って行う。この部の規定に従って提案された措置が、条約に基づき沿岸国が主権的権利を行使する海面下の区域の海底及びその下に係る上部水域に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、当該措置は、当該沿岸国の主権的権利に妥当な考慮を払うものとする。

6　この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の全部又は一部がその後に沿岸国の管轄に含まれることとなった場合には、その沿岸国の管轄の下にある部分については、直ちに効力を失う。引き続きいずれの国の管轄にも属さない区域にある部分については、締約国会議がその次回の会合において、必要に応じ、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）を変更するか否か又は廃止するか否かを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。

7　締約国会議がこの部の規定に従って採択した区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）又は関連する措置であって、関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関が定められ、若しくは設置され、又はこれらの権限について変更が行われたことにより、その全部又は一部がその後に当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲に含まれることとなったものについては、締約国会議が、適当な場合には、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関との緊密な協力及び協調を通じて、当該区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）又は当該関連する措置を維持し、変更し、又は廃止することを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。

第二十三条　意思決定

1　この部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によって行う。

2　コンセンサスに達しない場合には、この部の規定に基づく決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決でコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたことを締約国会議が決定した後、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で行う。

3　この部の規定に従って行われた決定は、当該決定が行われた締約国会議の会合の後百二十日で効力を生じ、全ての締約国を拘束する。

4　いずれの締約国も、3に定める百二十日間の期間内に事務局への書面による通告を行うことにより、この部の規定に従って採択された決定について異議を申し立てることができる。異議を申し立てた締約国は、当該決定に拘束されない。決定に対する異議は、事務局に対して書面で通告することにより、いつでも撤回することができる。この場合において、当該決定は、当該異議を撤回する旨の通告の日の後九十日で当該締約国を拘束する。

5　4の規定に従って異議を申し立てる締約国は、異議を申し立てる時に、次の一又は二以上の理由に基づく当該異議の理由についての説明を書面により事務局に提供する。

(a)　決定が、この協定に反し、又は当該異議を申し立てる締約国の条約に基づく権利及び義務に反するものであること。

(b)　決定が、当該異議を申し立てる締約国に対して法律上又は事実上不当に差別を行うものであること。

(c)　当該締約国が、決定を遵守するためのあらゆる合理的な努力を払った後において、当該異議を申し立てる時に、実行可能性の観点から当該決定を遵守することができないこと。

6　4の規定に従って異議を申し立てる締約国は、実行可能な範囲において、自己が異議を申し立てた決定と同等の効果を有する代替的な措置又は取組方法を採用するものとし、また、自己が異議を申し立てた決定の実効性を損なうような措置を採用してはならず、又はそのような行動をとってはならない。ただし、当該措置又は当該行動が、異議を申し立てた締約国が条約に基づく権利を行使し、及び義務を履行するために不可欠である場合は、この限りでない。

7　異議を申し立てた締約国は、第二十六条の規定に基づく監視及び検討の根拠を提供するため、4の規定に基づく通告の後に行われる締約国会議の次回の通常会合に、及びその後は定期的に、6の規定の実施について報告する。

8　4の規定に従って申し立てた決定に対する異議については、異議を申し立てた締約国が引き続き必要であると認める場合に限り、事務局に対して書面による通告を行うことにより、当該決定の効力発生の後三年ごとに更新することができる。当該書面による通告には、最初の異議の申立ての際に提供した理由についての説明を含める。

9　8の規定に基づく更新の通告が受領されない場合には、異議は、自動的に撤回されたものとし、この場合において、決定は、当該異議が自動的に撤回された後百二十日で異議を申し立てた締約国を拘束する。事務局は、当該異議が自動的に撤回される日の六十日前に当該異議を申し立てた締約国に通報する。

10　事務局は、この部の規定に従って採択された締約国会議の決定及び当該決定に対する異議を公に利用可能なものとし、並びに全ての国、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付する。

第二十四条　緊急措置

1　締約国会議は、自然現象又は人為的な災害がいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、その害が増幅しないことを確保するため、必要なときは、いずれの国の管轄にも属さない区域に緊急に適用される措置を採択するための決定を行う。

2　この条の規定に従って採択される措置は、関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関との協議の後、この協定の他の条の規定の適用を通じて、又は関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関によって、深刻又は回復不可能な害を適時に管理することができない場合にのみ、必要であると認められる。

3　緊急に採択される措置は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づくものとし、並びに予防的な取組方法を考慮する。当該措置については、締約国が提案することができ、又は科学技術機関が勧告を行うことができ、及び締約国会議の会合と会合との間において採択することができる。当該措置は、暫定的なものとし、当該措置の採択の後、締約国会議の次回の会合で決定について再検討しなければならない。

4　緊急に採択される措置は、その効力発生の後二年で終了する。ただし、この部の規定に従って設定する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置により、若しくは関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関が採択した措置により代替される場合には締約国会議によって、又は当該緊急に採択される措置を必要としていた状況が存在しなくなった場合には締約国会議の決定によって、それ以前に終了する。

5　緊急措置を定めるための手続及び指針（協議手続を含む。）は、必要に応じ、最も早い機会における締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が作成する。当該手続は、包摂的で透明性のあるものとする。

第二十五条　実施

1　締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、この部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保する。

2　この協定のいかなる規定も、国際法に従い、この協定の目的の達成を支えるため、締約国が自国の国民及び船舶又は自国の管轄若しくは管理の下にある活動に関して、この部の規定に従って採択された措置に加えて、一層厳しい措置を採用することを妨げるものではない。

3　この部の規定に従って採択された措置の実施に当たっては、開発途上にある島嶼国又は後発開発途上国である締約国に直接又は間接に不均衡な負担を課すべきでない。

4　締約国は、この部の規定に従って締約国会議が行う決定及び勧告の実施を支援するため、適当な場合には、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関における措置の採択を促進する。

5　締約国は、この協定の締約国となる資格を有する国、特に、設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の対象となる区域において活動を行い、又は自国の船舶若しくは国民が活動する国に対し、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する締約国会議の決定及び勧告の実施を支援する措置を採用するよう奨励する。

6　関連する法的文書若しくは法的枠組みの非締約国若しくは非参加国又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の非構成国である締約国であって、当該法的文書及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関によって定められた措置を適用することに別段の合意をしないものは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、条約及びこの協定に従って協力する義務を免除されない。

第二十六条　監視及び検討

1　締約国は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実施に関し、単独で又は共同して締約国会議に報告する。事務局は、その報告並びに2及び3に規定する情報及び検討を公に利用可能なものとする。

2　関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の目的を達成するために自らが採択した措置の実施に関する情報を締約国会議に提供するよう要請される。

3　科学技術機関は、1及び2に規定する報告及び情報を考慮して、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置を監視し、及び定期的に検討する。

4　科学技術機関は、3に規定する検討において、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実効性並びにそれらの目的の達成に向けた進捗状況について評価し、並びに締約国会議に助言及び勧告を与える。

5　締約国会議は、検討の後、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、締約国会議が採択した区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の変更、延長又は廃止について、必要に応じ、決定又は勧告を行う。

第四部　環境影響評価

第二十七条　目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、いずれの国の管轄にも属さない区域について環境影響評価に関する条約の規定を運用すること。

(b)　海洋環境を保護し、及び保全するため、著しい悪影響を防止し、緩和し、及び管理するようこの部の規定の対象となる活動が評価され、及び実施されることを確保すること。

(c)　累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響についての検討を支援すること。

(d)　戦略的環境評価を定めること。

(e)　いずれの国の管轄にも属さない区域における活動について一貫した環境影響評価の枠組みを実現すること。

(f)　この協定の目的の達成を支えるため、締約国、特に開発途上国である締約国（とりわけ、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）が環境影響評価及び戦略的環境評価を準備し、実施し、及び評価するための能力を構築し、及び強化すること。

第二十八条　環境影響評価を実施する義務

1　締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保する。

2　国の管轄の下にある海域で実施される計画された活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動がいずれの国の管轄にも属さない区域において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると判断する場合には、当該活動の環境影響評価がこの部の規定に従って実施され、又は環境影響評価が自国の国内手続に従って実施されることを確保する。自国の国内手続に従って環境影響評価を実施する締約国は、次のことを行う。

(a)　国内手続の期間中、適時に情報交換の仕組みを通じて関連情報を利用可能なものとすること。

(b)　自国の国内手続に定める要件に適合する方法で当該活動が監視されることを確保すること。

(c)　この協定に規定する情報交換の仕組みを通じて環境影響評価報告書及び関連する監視報告書を利用可能なものとすることを確保すること。

3　科学技術機関は、2(a)に規定する情報を受領した場合には、計画された活動を管轄し、又は管理する締約国に対して意見を提出することができる。

第二十九条　この協定と関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下で行われる環境影響評価の手続との間の関係

1　締約国は、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関において、環境影響評価の利用並びに第三十八条の規定に従って作成される規格又は指針の採択及び実施を促進する。

2　締約国会議は、科学技術機関が、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関であっていずれの国の管轄にも属さない区域における活動を規制し、又は海洋環境を保護するものと協力するための仕組みをこの部の規定の下で設ける。

3　科学技術機関は、第三十八条の規定に従い、この協定の締約国がいずれの国の管轄にも属さない区域における活動について環境影響評価を実施するための規格又は指針を作成し、又は更新する場合において、適当なときは、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関と協力する。

4　いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動について、当該活動を管轄し、又は管理する締約国が次の要件を満たしていると判断する場合には、選別又は環境影響評価を実施する必要はない。

(a)　計画された活動又は活動の区分の潜在的な影響が、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の定める要件に従って評価されていること。

(b)　(i)　計画された活動に対して既に行われた評価がこの部の規定に基づいて要求される評価と同等のものであり、かつ、その評価の結果が考慮されているか、又は、

(ii)　評価に基づいて作成された関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の規制又は規格が、この部の規定に基づく環境影響評価のための基準を下回る形で潜在的な影響を防止し、緩和し、又は管理するために設計され、かつ、当該規制又は規格が遵守されていること。

5　いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動の環境影響評価が関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の下で実施された場合には、関係する締約国は、環境影響評価報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。

6　4(b)(i)に規定する基準を満たす計画された活動が、関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の下で監視及び検討の対象となる場合を除くほか、締約国は、当該活動を監視し、及び検討し、並びにその監視及び検討に関する報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。

第三十条　環境影響評価を実施するための基準及び要素

1　計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある場合又は当該活動の影響が不明であるか若しくは十分に理解されていない場合には、当該活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動につき、2に規定する要素を用いて次条の規定に従って選別を実施するものとし、かつ、次の要件が満たされなければならない。

(a)　当該選別は、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由があるか否かを締約国が評価するために十分に詳細なものとし、次の事項を含める。

(i)　当該活動についての説明（目的、場所、期間及び程度を含む。）

(ii)　潜在的な影響に関する初期の分析（累積的な影響の検討及び適当な場合には当該活動の代替案についての検討を含む。）

(b)　当該選別に基づき、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由が締約国にあると判断される場合には、この部の規定に従って環境影響評価を実施する。

2　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動が1に規定する基準を満たすか否かを判断するに当たり、次の要素（全てを網羅したものではない。）を検討する。

(a)　当該活動の種類、当該活動に使用する技術及び当該活動の実施方法

(b)　当該活動の期間

(c)　当該活動の場所

(d)　(c)に規定する場所（特に生態学的又は生物学的な重要性又は脆弱性を有する区域を含む。）の特性及び生態系

(e)　当該活動の潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における潜在的な影響を含む。）

(f)　当該活動の影響が不明であるか又は十分に理解されていない程度

(g)　他の関連する生態学的又は生物学的基準

第三十一条　環境影響評価の過程

1　締約国は、この部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において、次の手順が含まれることを確保する。

(a)　選別

締約国は、前条の規定に従い、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について環境影響評価が必要であるか否かを決定するための選別を適時に実施し、及びその決定を公に利用可能なものとする。

(i)　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について環境影響評価を必要としない旨を決定する場合には、関連する情報（前条1(a)に掲げるものを含む。）をこの協定に規定する情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする。

(ii)　締約国は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、(i)の規定に従って行われた決定の公表から四十日以内に、当該決定を行った締約国及び科学技術機関に対し、当該決定に係る計画された活動の潜在的な影響に関する自国の見解を登録することができる。

(iii)　自国の見解を登録した締約国が、決定が行われた計画された活動の潜在的な影響について懸念を表明した場合には、当該決定を行った締約国は、当該懸念を考慮するものとし、及び当該決定について再検討することができる。

(iv)　科学技術機関は、(ii)の規定に従って締約国が登録した懸念を考慮するに当たり、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、計画された活動の潜在的な影響を検討するものとし、及び評価することができるものとし、並びに適当な場合には、決定を行った締約国に対し登録された懸念について回答する機会を与え、及びその回答を考慮した後で、当該締約国に勧告を行うことができる。

(v)　(i)の規定に従って決定を行った締約国は、科学技術機関のいかなる勧告も考慮する。

(vi)　登録された見解及び科学技術機関の勧告は、公に利用可能なものとする（情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする場合を含む。）。

(b)　範囲の選定

締約国は、主要な環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響。潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響を含む。）及び該当する場合には、この部の規定に従って実施される環境影響評価に含まれる計画された活動の代替案が特定されることを確保する。範囲については、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて定める。

(c)　影響の評価

締約国は、計画された活動の影響（累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響を含む。）が、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて評価されることを確保する。

(d)　潜在的な悪影響の防止、緩和及び管理

締約国は、次のことが行われることを確保する。

(i)　著しい悪影響を回避するため、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の潜在的な悪影響を防止し、緩和し、及び管理するための措置を特定し、及び分析すること。当該措置には、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の代替案についての検討を含めることができる。

(ii)　適当な場合には、(i)に規定する措置を環境管理計画に組み込むこと。

(e)　締約国は、次条の規定に従って公の通報及び協議が行われることを確保する。

(f)　締約国は、第三十三条の規定に従って環境影響評価報告書が作成され、及び公表されることを確保する。

2　締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄又は管理の下にある計画された活動について、共同で環境影響評価を実施することができる。

3　科学技術機関は、専門家の名簿を作成する。能力に制約がある締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について選別及び環境影響評価を実施し、及び評価するため、当該専門家に助言及び支援を要請することができる。当該専門家は、同一の活動の環境影響評価の過程の他の部分における専門家として任命することができない。当該助言及び支援を要請した締約国は、検討及び意思決定のため当該環境影響評価が自国に提出されることを確保する。

第三十二条　公の通報及び協議

1　締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い（情報交換の仕組みを通じて公表すること及び事務局を通じて公表することを含む。）、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保する。締約国は、当該活動を許可するか否かを決定する前に、環境影響評価の過程を通して（適当な場合には、前条1(b)の規定に従い環境影響評価の範囲を選定するとき及び次条の規定に従い環境影響評価報告書の案が作成されたときを含む。）、公の通報を行い、及び参加の機会（意見の提出を通じたものを含む。）を設ける。

2　潜在的に最も影響を受ける可能性のある国については、計画された活動の性質及び当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を考慮して決定されるものとし、次の国を含む。

(a)　天然資源を探査し、開発し、保存し、又は管理するための自国の主権的権利の行使が当該活動によって影響を受けると合理的に信ずるに足りる沿岸国

(b)　当該活動が行われる区域において、影響を受けると合理的に信ずるに足りる人間活動（経済活動を含む。）を実施する国

3　環境影響評価の過程における利害関係者には、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界並びに公衆を含む。

4　公の通報及び協議は、第四十八条3の規定に従い、包摂的で透明性のある、かつ、適時に行われるものとし、及び開発途上にある島嶼国が関与する場合には、対象を特定した積極的なものとする。

5　締約国は、協議の手続において受領した実質的な意見（隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるものからの意見を含む。）について検討し、回答を行い、又は対処する。締約国は、国の管轄の下にある区域における潜在的な影響に関する意見を特に考慮し、及び適当な場合には、当該意見に明示的に対処する書面による回答（当該潜在的な影響に対処することを意図した追加的な措置に関する回答を含む。）を行う。締約国は、受領した意見及び当該意見に対する回答又は当該意見に対処した方法についての説明を公表する。

6　締約国は、計画された活動が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海の区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。

(a)　そのような周囲の国と対象を特定した積極的な協議（事前通報を含む。）を行うこと。

(b)　当該活動に関するそれらの周囲の国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該活動を修正すること。

7　締約国は、この協定の規定に基づく環境影響評価の過程に関連する情報へのアクセスを確保する。この7の規定にかかわらず、締約国は、秘密の又は専有する情報の開示を要求されない。秘密の又は専有する情報が編集された事実については、公の文書に明示するものとする。

第三十三条　環境影響評価報告書

1　締約国は、この部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が作成されることを確保する。

2　環境影響評価報告書には、少なくとも次の情報を含める。

計画された活動（その場所を含む。）についての説明

範囲の選定の実施の結果についての説明

影響を受けるおそれのある海洋環境の基本評価

潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域におけるあらゆる影響を含む。）についての説明

防止、緩和及び管理のための潜在的な措置についての説明

不確実性及び知識の欠如についての説明

公の協議の手続についての情報

計画された活動の合理的な代替案の検討についての説明

事後の措置（環境管理計画を含む。）についての説明

平易な要約

3　締約国は、科学技術機関が環境影響評価報告書を検討し、及び評価する機会を提供するため、公の協議の手続において情報交換の仕組みを通じて当該報告書の案を利用可能なものとする。

4　科学技術機関は、適当な場合には、適時に、締約国に対し環境影響評価報告書の案について意見を述べることができる。当該締約国は、科学技術機関によるいかなる意見も考慮する。

5　締約国は、環境影響評価報告書を公表する（情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む。）。事務局は、情報交換の仕組みを通じて当該報告書が公表される場合には、全ての締約国に対して適時に通報することを確保する。

6　科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、最終的な環境影響評価報告書を考慮する。

7　科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、第三十条及び第三十一条の規定に従って環境影響評価を実施するか否かを決定するための選別の手続において使用した公表された情報の選定について考慮し、及び検討する。

第三十四条　意思決定

1　計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負う。

2　この部の規定に従って計画された活動を実施することができるか否かを決定する場合には、この部の規定に従って実施された環境影響評価を十分に考慮する。締約国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可するための決定は、当該締約国が、緩和又は管理のための措置を考慮して、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の防止に適合する方法で当該活動を実施することができることを確保するためのあらゆる合理的な努力を払ったと判断した場合にのみ、行う。

3　決定に係る文書は、緩和のための措置及び事後の要件に関する承認の条件を明確に規定する。決定に係る文書は、公表される（情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む。）。

4　締約国会議は、締約国の要請に基づき、当該締約国が自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を実施することができるか否かを決定するに際し、当該締約国に対して助言及び支援を与えることができる。

第三十五条　許可された活動の影響の監視

締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域における活動であって自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するため、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。特に、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動の承認に当たって定める条件に従い、許可された活動に係る環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響）を監視する。

第三十六条　許可された活動の影響に関する報告

1　締約国は、単独で行動するか共同して行動するかを問わず、許可された活動の影響及び前条の規定に基づいて要求される監視の結果を定期的に報告する。

2　監視報告書は、公表される（情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む。）ものとし、科学技術機関は、当該監視報告書を検討し、及び評価することができる。

3　科学技術機関は、許可された活動の影響の監視に関する指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、監視報告書を考慮する。

第三十七条　許可された活動及びその影響の検討

1　締約国は、第三十五条の規定に従って監視される許可された活動の影響が検討されることを確保する。

2　活動を管轄し、又は管理する締約国は、環境影響評価において予見されなかった性質上の若しくは重大性における著しい悪影響又は活動の承認に当たって定める条件の違反から生ずる著しい悪影響を特定する場合には、当該活動の許可に係る決定を再検討し、締約国会議、他の締約国及び公衆に通報し（情報交換の仕組みを通じて通報する場合を含む。）、並びに次のことを行う。

(a)　それらの悪影響を防止し、緩和し、若しくは管理するための措置を提案し、及び実施することを要求し、若しくは他の必要な行動をとり、又は適当な場合には、当該活動を停止すること。

(b)　(a)の規定に従ってとった措置又は行動を適時に評価すること。

3　科学技術機関は、前条の規定に従って受領した報告書に基づき、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該活動を許可した締約国に通報し、及び適当なときは、当該締約国に勧告を行うことができる。

4　(a)　締約国は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、活動を許可した締約国及び科学技術機関に対し、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった性質上の若しくは重大性における著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあるとの懸念を登録することができる。

(b)　活動を許可した締約国は、(a)に規定する懸念を考慮する。

(c)　科学技術機関は、締約国が登録した懸念を考慮するに当たり、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、その事項を検討するものとし、及び評価することができるものとし、また、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該活動を許可した締約国に通報することができるものとし、並びに当該締約国に対し当該懸念について回答する機会を与え、及びその回答を考慮した後で、適当な場合には、当該締約国に勧告を行うことができる。

(d)　登録された懸念並びに科学技術機関が行った通報及び勧告は、公に利用可能なものとする（情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする場合を含む。）。

(e)　活動を許可した締約国は、科学技術機関によるいかなる通報及び勧告も考慮する。

5　全ての国（特に、隣接する沿岸国その他活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者は、情報交換の仕組みを通じて随時通報を受けるものとし、この協定に従って許可された活動に係る監視、報告及び検討の手続において協議を受けることができる。

6　締約国は、次の事項を公表する（情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む。）。

(a)　許可された活動の影響の検討に関する報告書

(b)　決定に係る文書（締約国が活動の許可に係る決定を変更した場合には、当該締約国による決定の理由を記録したものを含む。）

第三十八条　科学技術機関が作成する環境影響評価に関連する規格又は指針

1　科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、次の事項に関する規格又は指針を作成する。

(a)　計画された活動について第三十条の規定に基づく選別又は環境影響評価の実施のための基準を満たしているか否か又は超えているか否かの判断（同条2に規定する要素（全てを網羅したものではない。）に基づくものを含む。）

(b)　いずれの国の管轄にも属さない区域における累積的な影響の評価及び環境影響評価の過程において当該累積的な影響をどのように考慮すべきか。

(c)　いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動による国の管轄の下にある区域における影響の評価及び環境影響評価の過程において当該影響をどのように考慮すべきか。

(d)　第三十二条の規定に基づく公の通報及び協議の手続（何が秘密の又は専有する情報を構成するかの判断を含む。）

(e)　第三十三条の規定に基づく環境影響評価報告書及び選別の手続において使用した公表された情報について必要とされる内容（最良の慣行を含む。）

(f)　第三十五条及び第三十六条に規定する許可された活動の影響に係る監視及び報告（最良の慣行の特定を含む。）

(g)　戦略的環境評価の実施

2　科学技術機関は、また、締約国会議による審議及び採択のため、規格及び指針（次の事項に関するものを含む。）を作成することができる。

(a)　環境影響評価を必要とする活動又は必要としない活動の一覧（例示的なものであって全てを網羅するものではない。）及びこれらの活動に関連する基準であって定期的に更新されるもの

(b)　保護又は特別の注意を必要とするものとして特定された区域におけるこの協定の締約国による環境影響評価の実施

3　いかなる規格についても、第七十四条の規定に従って、この協定の附属書に定める。

第三十九条　戦略的環境評価

1　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であっていずれの国の管轄にも属さない区域で実施されるものについて、当該計画及びその代替案が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を評価するため、単独で又は他の締約国と協力して、戦略的環境評価の実施を検討する。

2　締約国会議は、区域又は地域に関する入手可能な最良の情報を取りまとめ、及び統合し、現在の及び将来における潜在的な影響を評価し、並びにデータの欠如及び研究の優先度を特定するため、当該区域又は地域の戦略的環境評価を実施することができる。

3　締約国は、この部の規定に従って環境影響評価を実施する場合において、可能なときは、1及び2の規定に従って実施された関連する戦略的環境評価の結果を考慮する。

4　締約国会議は、この条に規定する戦略的環境評価の各区分の実施に関する指針を作成する。

第五部　能力の開発及び海洋技術の移転

第四十条　目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a)　この協定の目的を達成するため、この協定の規定の実施について締約国（特に開発途上国である締約国）を支援すること。

(b)　この協定に基づいて行われる活動において、包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加を可能とすること。

(c)　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する海洋科学及び海洋技術の分野における締約国（特に開発途上国である締約国）の能力（研究に関する能力を含む。）を向上させること（開発途上国である締約国による海洋技術へのアクセス及び開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転を通じたものを含む。）。

(d)　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する知見を増進し、普及し、及び共有すること。

(e)　とりわけ、次の事項に関する目的を達成するため、この協定に基づく能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）を支援すること。

(i)　第九条の規定に反映されている海洋遺伝資源（利益の配分を含む。）

(ii)　第十七条の規定に反映されている区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置

(iii)　第二十七条の規定に反映されている環境影響評価

第四十一条　能力の開発及び海洋技術の移転における協力

1　締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を通じて、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力する。

2　締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。そのような協力には、全ての関連する利害関係者（適当な場合には、民間部門、市民社会、伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会等）と連携し、及び当該利害関係者を関与させ、並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間の協力及び協調を強化することを通じて協力する場合を含む。

3　締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の特別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。

第四十二条　能力の開発及び海洋技術の移転の方法

1　締約国は、その能力の範囲内で、この協定の規定に従い、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。

2　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、1に規定する能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。

3　能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導の、透明性のある、効果的な及び反復的な過程であって、参加型の、横断的な及びジェンダーに配慮したものとすべきである。能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓（関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下での能力の開発及び海洋技術の移転に関する活動から得られたものを含む。）を指針とする。能力の開発及び海洋技術の移転に当たっては、効率及び成果を最大にするため、できる限り当該活動を考慮する。

4　能力の開発及び海洋技術の移転は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、個々の場合に応じた、小地域的な又は地域的なニーズの評価を通じて特定された開発途上国である締約国のニーズ及び優先度に基づいたものとし、及び対応したものとする。当該ニーズ及び優先度については、自ら評価し、又は能力開発・海洋技術移転委員会及び情報交換の仕組みを通じて促進することができる。

第四十三条　海洋技術の移転に関する追加的な方法

1　締約国は、この協定に基づいて、及びこの協定の目的を十分に達成するために行われる活動への包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加のため、技術の発展及び移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する。

2　この協定に基づいて行われる海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件（緩和された、かつ、特恵的な条件を含む。）で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施される。

3　締約国は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転のための経済的及び法的な条件を促進し、及び奨励する。これには、企業及び機関に奨励措置を提供することを含めることができる。

4　海洋技術の移転は、当該海洋技術についての全ての権利を考慮し、全ての正当な利益（特に、海洋技術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。）に妥当な考慮を払い、並びにこの協定の目的を達成するための開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、実施する。

5　この部の規定に基づいて移転される海洋技術は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国にとって適切な及び関連性を有するものであって、可能な限り、信頼性のある、負担しやすい費用の、最新の、環境上適正な及び利用可能な形式によるものとする。

第四十四条　能力の開発及び海洋技術の移転の種類

1　第四十条に規定する目的の達成を支えるため、能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、次のような人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されない。

(a)　関連するデータ、情報、知見及び研究成果の共有及び利用

(b)　情報の普及及び啓発（先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものであって、当該先住民及び適当な場合には当該地域社会の自由意思による情報に基づく事前の同意によるものを含む。）

(c)　関連する基盤（設備並びにその利用及び維持のための要員の能力を含む。）の構築及び強化

(d)　制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化

(e)　交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化

(f)　手引、指針及び規格の作成及び共有

(g)　技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画の策定

(h)　この協定の対象となる活動の効果的な監視、管理及び監督のための能力及び技術的手段の構築及び強化

2　この条の規定において特定される能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関する更なる細目は、附属書Ⅱに定める。

3　締約国会議は、能力開発・海洋技術移転委員会の勧告を考慮して、技術の進歩及び技術革新を反映し、並びに国、小地域及び地域の発展するニーズに対応し、及び適応するため、附属書Ⅱに詳細を定める能力の開発及び海洋技術の移転の種類の一覧（例示的なものであって全てを網羅するものではない。）に関する指針を必要に応じて定期的に検討し、評価し、更に発展させ、及び提供する。

第四十五条　監視及び検討

1　この部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討される。

2　能力開発・海洋技術移転委員会は、締約国会議の権限の下で、次のことを目的として、1に規定する監視及び検討を行う。

(a)　第四十二条4の規定に従い、開発途上国である締約国の特別の要請並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情に特別の考慮を払って、能力の開発及び海洋技術の移転に関する開発途上国である締約国のニーズ及び優先度を評価し、及び検討すること。

(b)　必要とされ、提供され、及び動員された支援並びに開発途上国である締約国のこの協定に関連する評価されたニーズを満たす上での隔たりを検討すること。

(c)　第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に基づく資金であって、能力の開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施するためのもの（ニーズの評価の実施のためのものを含む。）を特定し、及び動員すること。

(d)　合意された指標に基づいて実施状況を測定し、及び結果に基づく分析（この協定に基づく能力の開発及び海洋技術の移転の結果、成果、進捗状況及び実効性並びに成功及び課題に関するものを含む。）を検討すること。

(e)　事後の活動のための勧告（この協定の目的を達成するため、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国がこの協定の実施を強化することを可能とするために、能力の開発及び海洋技術の移転をいかなる方法で一層強化することができるかについての勧告を含む。）を行うこと。

3　締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の監視及び検討を支援するに当たり、能力開発・海洋技術移転委員会に報告書を提出する。当該報告書は、同委員会の勧告を考慮して、締約国会議が決定する様式及び間隔で提出すべきである。締約国は、報告書の提出に当たり、適当な場合には、地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見を考慮する。締約国が提出した報告書並びに地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見は、公に利用可能なものとすべきである。締約国会議は、特に開発途上国である締約国にとって、報告の義務が簡素化されたものであって重いものでないもの（費用及び時間についての要件に関するものを含む。）とすることを確保する。

第四十六条　能力開発・海洋技術移転委員会

1　この協定により能力開発・海洋技術移転委員会を設置する。

2　能力開発・海洋技術移転委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国からの委員が代表することについて定めた上で、この協定の最善の利益のために客観的に職務を遂行するための適当な資格及び専門知識を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3　能力開発・海洋技術移転委員会は、報告書及び勧告を提出する。締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとる。

第六部　制度的な措置

第四十七条　締約国会議

1　この協定により締約国会議を設置する。

2　締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。締約国会議の特別会合は、手続規則に従い、その他の場合において開催することができる。

3　締約国会議は、通常、事務局の所在地又は国際連合本部において会合する。

4　締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択するものとし、その後は、締約国会議が新たな補助機関を設置する場合には、その手続規則及び財政規則をコンセンサス方式によって採択する。手続規則が採択されるまでの間については、海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書についての政府間会議の手続規則が適用される。

5　締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって採択するためにあらゆる努力を払う。この協定に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、実質問題についての締約国会議の決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択するものとし、手続問題についての決定は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で採択する。

6　締約国会議は、この協定の実施を常に検討し、及び評価し、並びにこの目的のために次のことを行う。

(a)　この協定の実施に関連する決定及び勧告を採択すること。

(b)　この協定の実施に関連する締約国間の情報の交換を検討し、及び促進すること。

(c)　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の間の整合性を促進することを目的として、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進すること（適当な手続を定めることによるものを含む。）。

(d)　この協定の実施を支援するために必要と認められる補助機関を設置すること。

(e)　コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で、締約国会議が決定する頻度で、締約国会議が決定する会計期間に関する予算を採択すること。

(f)　この協定において特定され、又はこの協定の実施のために必要とされるその他の任務を遂行すること。

7　締約国会議は、その権限の範囲内の事項について提出された提案のこの協定との適合性に関する法律問題について勧告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所に要請することを決定することができる。他の世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の権限の範囲内の事項又は大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争若しくはある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討が必要となる事項については、勧告的意見を要請してはならない。要請には、勧告的意見が求められている法律問題の範囲を示すものとする。締約国会議は、勧告的意見の付与について、緊急に処理を要する事項として取り扱われるよう要請することができる。

8　締約国会議は、この協定の効力発生から五年以内に、その後は締約国会議が決定する間隔で、この協定の規定の妥当性及び有効性を評価し、及び検討するものとし、必要な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層適切に取り組むため、この協定の規定の実施を強化する方法を提案する。

第四十八条　透明性

1　締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

2　全ての締約国会議の会合及びその補助機関の会合は、締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか、手続規則に従って参加するオブザーバーに開放される。締約国会議は、その決定の公的な記録を公表し、及び保持する。

3　締約国会議は、適当な場合には、この協定の規定に従い、情報を公に周知すること並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の参加並びに当該利害関係者との協議を促進することを通じて行う場合を含め、この協定の実施における透明性を促進する。

4　この協定の非締約国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の代表者であって、締約国会議に関する事項に利害関係を有するものは、締約国会議の会合及びその補助機関の会合にオブザーバーとして参加することを要請することができる。締約国会議の手続規則は、そのような参加の方法について定めるものとし、これらの会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。手続規則は、また、当該代表者が全ての関連する情報に適時にアクセスすることができることを定めるものとする。

第四十九条　科学技術機関

1　この協定により科学技術機関を設置する。

2　科学技術機関は、学際的な専門知識（関連する科学的及び技術的な専門知識並びに先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関する専門知識を含む。）の必要性、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることを考慮して、専門家の資格で、及びこの協定の最善の利益のために職務を遂行する適当な資格を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。科学技術機関の運営のための付託事項及び方法（選出の手続及び委員の任務の期間を含む。）は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3　科学技術機関は、必要に応じ、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関並びに他の科学者及び専門家からの適当な助言を参考とすることができる。

4　科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、2に規定する学際的な専門知識を考慮して、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づいて与えられる任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。

第五十条　事務局

1　この協定により事務局を設置する。締約国会議は、その第一回会合において、事務局の任務の遂行のための措置（事務局の所在地の決定を含む。）をとる。

2　国際連合事務総長は、事務局がその任務を開始するまでの間、国際連合事務局法務部海事・海洋法課を通じて、この協定に基づく事務局の任務を遂行する。

3　事務局及び接受国は、本部協定を締結することができる。事務局は、接受国の領域内において法的能力を享有し、並びに接受国からその任務の遂行に必要な特権及び免除を与えられる。

4　事務局は、次のことを行う。

(a)　締約国会議及びその補助機関に対し、この協定の実施のための運営上の及び事務的な支援を提供すること。

(b)　締約国会議の会合及びこの協定に基づいて、又は締約国会議によって設置されるその他の機関の会合を準備し、並びにこれらの会合のための役務を提供すること。

(c)　この協定の実施に関する情報を適時に送付すること（締約国会議の決定を公に利用可能なものとし、並びに当該決定を全ての締約国並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付することを含む。）。

(d)　適当な場合には、他の関連する国際機関の事務局との協力及び協調を促進し、並びに特に、締約国会議の承認を条件として、その目的のため、及びその任務を効果的に遂行するために必要な運営上及び契約上の取決めを行うこと。

(e)　この協定に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し、及び当該報告書を締約国会議に提出すること。

(f)　この協定の実施に係る支援を提供し、及び締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

第五十一条　情報交換の仕組み

1　この協定により情報交換の仕組みを設置する。

2　情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによって構成される。情報交換の仕組みの具体的な運用方法は、締約国会議が決定する。

3　情報交換の仕組みは、次のことを行う。

(a)　締約国がこの協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、並びに当該情報を提供し、及び周知することを可能とするための単一のプラットフォームとしての役割を果たすこと。当該情報には、次の事項に関するものを含める。

(i)　第二部に規定するいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源

(ii)　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定及び実施

(iii)　環境影響評価

(iv)　能力の開発及び海洋技術の移転に関する要請並びにそれらに関する機会（研究協力及び訓練の機会、海洋技術の移転のための技術的な情報及びデータの情報源及び利用可能性に関する情報、海洋技術への容易なアクセスの機会並びに資金の利用可能性を含む。）

(b)　能力の開発に関するニーズと利用可能な支援及び海洋技術の移転を行う者（海洋技術の移転において提供者として参加することに関心を有する政府機関、非政府機関及び民間団体を含む。）とを結び付けることを容易にし、並びに関連するノウハウ及び専門知識へのアクセスを容易にすること。

(c)　関連する世界的な、地域的な、小地域的な、国の及び分野別の情報交換の仕組み並びに他のジーンバンク、保管場所及びデータベース（先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものを含む。）との連結を提供し、並びに可能な場合には、情報の交換のための公に利用可能な民間及び非政府のプラットフォームとの連携を促進すること。

(d)　世界的な情報交換の仕組みの下で地域的及び小地域的な情報交換の仕組みを設ける場合において、適当なときは、世界的、地域的及び小地域的な情報交換の機関を基礎とすること。

(e)　透明性の強化を促進すること（締約国と他の関連する利害関係者との間で、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する環境の基本的なデータ及び情報の共有を促進することによるものを含む。）。

(f)　国際的な協力及び協調（科学的及び技術的な協力及び協調を含む。）を促進すること。

(g)　締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

4　情報交換の仕組みは、事務局が管理する。ただし、締約国会議が決定する他の関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関（国際連合教育科学文化機関の政府間海洋学委員会、国際海底機構、国際海事機関及び国際連合食糧農業機関を含む。）との協力の可能性を妨げるものではない。

5　情報交換の仕組みの管理に当たっては、開発途上国である締約国の特別の要請及び開発途上にある島嶼国である締約国の特別の事情を十分に認識し、並びにこれらの締約国が不当な障害又は事務的な負担なく利用することができるよう、当該仕組みへのアクセスを容易にする。情報には、これらの締約国の国内において及びこれらの締約国と共に情報の共有、啓発及び普及を促進し、並びにこれらの締約国に具体的な計画を提供するための活動に関するものを含める。

6　この協定に基づいて提供される情報の秘密性及び当該情報に対する権利は、尊重されなければならない。この協定に基づくいかなる規定も、締約国の国内法令又は他の適用可能な法令に基づいて開示から保護される情報の共有を要求するものと解してはならない。

第七部　資金及び資金供与の制度

第五十二条　資金供与

1　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供する。

2　この協定に基づいて設置される機関は、締約国の分担金によって賄われる。

3　この協定により、この協定に基づく十分な、利用可能な、新規の及び追加的な並びに予測可能な資金の供与のための制度を設置する。資金供与の制度は、この協定の実施に当たり、開発途上国である締約国を支援し（能力の開発及び海洋技術の移転を支援するための資金供与を通じて行うことを含む。）、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のためにこの条に規定するその他の任務を遂行する。

4　資金供与の制度には、次のものを含める。

(a)　締約国会議によって設置される任意の信託基金であって、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の代表者がこの協定に基づいて設置される機関の会合に参加することを促進するためのもの

(b) 次のいずれかの資金源により支弁する特別基金
(i) 第十四条６の規定に基づく年次拠出金
(ii) 第十四条７の規定に基づく支払
(iii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための資金を提供することを希望する締約国及び民間団体からの追加的な拠出金
(c) 地球環境基金の信託基金

5 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の修復及び生態学的な復元のための資金を供与するため、資金供与の制度の一部として、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための追加的な基金を設置する可能性を検討することができる。

6 特別基金及び地球環境基金の信託基金は、次の目的のために使用する。
(a) この協定に基づく能力の開発のための事業（海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する効果的な事業並びに海洋技術の移転に関する訓練を含む活動及び計画を含む。）に対する資金供与
(b) この協定の実施における開発途上国である締約国に対する支援
(c) 伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会による保全及び持続可能な利用に係る計画に対する支援
(d) 国、小地域及び地域の段階における公の協議に対する支援
(e) 締約国会議が決定するその他の活動の実施に対する資金供与

7 資金供与の制度については、当該制度の枠内での資金の利用において、重複を避けること並びに補完性及び整合性を促進することを確保するよう努めるべきである。

8 この協定の実施を支えるために動員される資金には、公的な及び民間の資金源（国内的なものであるか国際的なものであるかを問わない。）を通じて提供される資金（国、国際金融機関、世界的及び地域的な枠組みに基づく既存の資金供与の制度、援助機関、政府間機関、非政府機関並びに自然人及び法人からの拠出金を含むが、これらに限定されない。）並びに官民間の連携を通じて提供される資金を含めることができる。

9 この協定の適用上、資金供与の制度は、適当な場合には締約国会議の権限の下に、及びその指導の下に機能し、並びに締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、全般的な戦略、政策及び計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する指針を提供する。

10 締約国会議及び地球環境基金は、締約国会議の第一回会合において、１から９までの規定を実施するための取決めについて合意する。

11 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組む緊急性に鑑み、特に、特別基金の制度の態様及び能力開発・海洋技術移転委員会を通じて提供される情報を考慮して、全ての資金源からの特別基金への二千三十年までの当初の資金の動員に係る目標を決定する。

12 この協定に基づく資金へのアクセスのための資格は、ニーズに基づき開発途上国である締約国に開かれたものとする。特別基金に基づく資金は、特別の要請を有する締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の支援に関するニーズを考慮し、並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、衡平な配分基準に基づいて配分する。特別基金は、そのような開発途上国である締約国のため、簡素化された申請及び承認の手続並びに強化された支援の受入れ体制により、資金に効率的にアクセスすることを確保することを目的とする。

13 締約国は、能力的な制約に照らし、国際機関に対し、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための適当な資金及び技術支援の割当て並びに国際機関の専門的な役務の利用に当たり、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に対し優先的待遇を与え、並びにこれらの締約国の個別のニーズ及び特別の要請を検討することを奨励する。

14 締約国会議は、資金に関する財政委員会を設置する。同委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮して、適当な資格及び専門知識を有する委員で構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議が決定する。同委員会は、資金供与の制度に基づく資金の特定及び動員について定期的に報告し、及び勧告を行う。同委員会は、また、この協定の目的の達成のために直接又は間接に貢献する他の制度及び枠組みに基づく資金についても情報を収集し、及び報告する。同委員会は、この条に定める検討事項に加え、特に次の事項について検討する。
(a) 締約国（特に開発途上国である締約国）のニーズの評価
(b) 資金の利用可能性及び適時の支払
(c) 資金の調達及び配分に関する意思決定及び管理の過程の透明性
(d) 資金の合意された利用に関する受領側の開発途上国である締約国の説明責任

15 締約国会議は、資金に関する財政委員会の報告及び勧告について審議し、並びに適当な措置をとる。

16 締約国会議は、また、特に開発途上国である締約国にとっての資金（能力の開発及び海洋技術の移転を実施するための資金を含む。）の妥当性、有効性及び利用可能性を評価するために、資金供与の制度について定期的な検討を行う。

第八部　実施及び遵守

第五十三条　実施

締約国は、この協定の実施を確保するため、適当な場合には、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第五十四条　履行状況の監視

締約国は、この協定に基づく自国の義務の履行状況を監視し、並びにこの協定を実施するために自国がとった措置につき、締約国会議が決定する形式及び間隔で、締約国会議に報告する。

第五十五条　実施・遵守委員会

1 この協定の規定の実施を促進し、及び検討し、並びにこの協定の規定の遵守を促進するため、この協定により実施・遵守委員会を設置する。同委員会は、促進的な性格を有し、並びに透明性のある、敵対的でない及び懲罰的でない方法によって機能する。

2 実施・遵守委員会は、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を払った上で、適当な資格及び経験を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。

3 実施・遵守委員会は、締約国会議がその第一回会合において採択する方法及び手続規則に従って運営される。同委員会は、特に個別の及び組織的な段階における実施及び遵守に関する事項を検討するものとし、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、及び各国の事情を認識した上で、適当な場合には、勧告を行う。

4 実施・遵守委員会は、その活動の過程において、必要な場合には、この協定に基づいて設置される機関、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関からの適当な情報を参考とすることができる。

第九部　紛争の解決

第五十六条　紛争の防止

締約国は、紛争を防止するために協力する。

第五十七条　平和的手段によって紛争を解決する義務

締約国は、この協定の解釈又は適用に関する紛争を交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関若しくは地域的取極の利用又は当該締約国が選択するその他の平和的手段によって解決する義務を負う。

第五十八条　締約国が選択する平和的手段による紛争の解決

この部のいかなる規定も、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国の間の紛争を当該締約国が選択する平和的手段によって解決することにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない。

第五十九条　技術的な性質を有する紛争

紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場合には、関係締約国は、当該関係締約国の間で設置する特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、当該関係締約国と協議し、及び次条に定める紛争解決のための拘束力のある手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。

第六十条　紛争解決手続

1　この協定の解釈又は適用に関する紛争は、条約第十五部に定める紛争解決のための規定に従って解決する。

2　この協定の締約国であって条約の当事国でないものが関係する紛争の解決については、条約第十五部及び条約附属書Ⅴから同附属書Ⅷまでの規定をこの協定の規定とみなすものとする。

3　この協定の締約国であって条約の当事国でもあるものが条約第二百八十七条の規定に従って受け入れた手続は、この部に定める紛争解決について適用する。ただし、そのような締約国がこの協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争解決のために同条の規定に従って異なる宣言を行った場合は、この限りでない。

4　この協定の締約国であって条約の当事国でもあるものが条約第二百九十八条の規定に従って行った宣言は、この部に定める紛争解決について適用する。ただし、そのような締約国がこの協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争解決のために同条の規定に従って異なる宣言を行った場合は、この限りでない。

5　2の規定に従い、この協定の締約国であって条約の当事国でないものは、この協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、寄託者に対し書面による宣言を行うことにより、この協定の解釈又は適用に関する紛争の解決のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。

(a)　国際海洋法裁判所

(b)　国際司法裁判所

(c)　条約附属書Ⅶに規定する仲裁裁判所

(d)　条約附属書Ⅷに規定する一又は二以上の種類の紛争のための特別仲裁裁判所

6　この協定の締約国であって条約の当事国でないもののうち宣言を行っていない締約国については、5(c)に規定する選択肢を受け入れているものとみなされる。紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付すことができる。紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れていない場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、条約附属書Ⅶの規定に基づく仲裁にのみ付すことができる。5の規定に従って行われた宣言には、条約第二百八十七条6から8までの規定が適用される。

7　この協定の締約国であって条約の当事国でないものは、この協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすことなく、この部の規定に基づく紛争解決のため、条約第二百九十八条に定める種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、条約第十五部第二節に定める手続のうち一又は二以上の手続を受け入れないことを書面によって宣言することができる。その宣言には、同条の規定が適用される。

8　この条の規定は、関連する法的文書若しくは法的枠組みの参加国として、又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の構成国として締約国が当該法的文書及び当該法的枠組みの解釈又は適用に関して同意した紛争解決手続に影響を及ぼすものではない。

9　この協定のいかなる規定も、ある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討に関係し、若しくは当該法的地位についての検討が必要となる紛争について、又はこの協定の締約国の大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争について、裁判所に管轄権を与えるものと解してはならない。ただし、この9のいかなる規定も、条約第十五部第二節に規定する裁判所の管轄権を制限するものと解してはならない。

10　この協定のいかなる規定も、陸域又は海域に対する主権、主権的権利又は管轄権に対する主張(これらに関連する紛争に関するものを含む。)を行い、又は否定するための根拠としてはならないことが確認される。

第六十一条　暫定的な枠組み

紛争がこの部の規定に従って解決されるまでの間、紛争当事者は、実際的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。

第十部　この協定の非締約国

第六十二条　この協定の非締約国

締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定の規定に適合する法令を制定するよう奨励する。

第十一部　信義誠実及び権利の濫用

第六十三条　信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。

第十二部　最終規定

第六十四条　投票権

1　この協定の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2　この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この協定の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第六十五条　署名

この協定は、二千二十三年九月二十日から二千二十五年九月二十日までニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第六十六条　批准、承認、受諾及び加入

この協定は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、承認され、又は受諾されなければならない。この協定は、この協定の署名のための期間の終了の日の後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。批准書、承認書、受諾書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第六十七条　この協定が規律する事項に関する地域的な経済統合のための機関及びその構成国の権限の分担

1　この協定の締約国となる地域的な経済統合のための機関であってそのいずれの構成国も締約国となっていないものは、この協定に基づく全ての義務を負う。この協定の締約国となる地域的な経済統合のための機関であってその一又は二以上の構成国がこの協定の締約国であるものについては、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この協定に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この協定に基づく権利を同時に行使することができない。

2　地域的な経済統合のための機関は、この協定が規律する事項に関する自己の権限の範囲をその批准書、承認書、受諾書又は加入書において宣言する。地域的な経済統合のための機関は、また、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第六十八条　効力発生

1　この協定は、六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後百二十日で効力を生ずる。

2　六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された後にこの協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、又はこの協定に加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この協定は、1の規定に従うことを条件として、その批准書、承認書、受諾書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第六十九条　暫定的な適用

1　この協定は、署名の時又は批准書、承認書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は地域的な経済統合のための機関によって暫定的に適用することができる。そのような暫定的な適用は、寄託者が当該通告を受領した日から有効となる。

2　国又は地域的な経済統合のための機関による暫定的な適用は、この協定が当該国若しくは地域的な経済統合のための機関について効力を生じた時又は当該国若しくは地域的な経済統合のための機関が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第七十条　留保及び除外

この協定については、他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第七十一条　宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関が、この協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入の際に、特にその法令をこの協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関に対するこの協定の規定の適用において、この協定の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第七十二条　改正

1　締約国は、事務局に宛てた書面による通報により、この協定の改正を提案することができる。事務局は、当該通報を全ての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、締約国会議の次回の会合において提案された改正について審議する。

2　第四十七条の規定に従って採択されたこの協定の改正は、寄託者が全ての締約国に対し批准、承認又は受諾のために送付する。

3　この協定の改正は、当該改正の採択の時におけるこの協定の締約国の三分の二による批准書、承認書又は受諾書の寄託の後三十日目の日に、当該改正を批准し、承認し、又は受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、必要とされる数の改正の批准書、承認書又は受諾書が寄託された後に当該改正の批准書、承認書又は受諾書を寄託する締約国については、当該改正は、その批准書、承認書又は受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

4　改正については、当該改正を採択する際に、その効力発生のためにこの条に定める数よりも少ない数又は多い数の批准、承認又は受諾を必要とすることを定めることができる。

5　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、3及び4の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

6　3の規定により改正が効力を生じた後にこの協定の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、別段の意思を表明しない限り、

(a)　改正されたこの協定の締約国とされ、かつ、

(b)　当該改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていないこの協定の締約国とされる。

第七十三条　廃棄

1　締約国は、国際連合事務総長に宛てた書面による通告を行うことによってこの協定を廃棄することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、廃棄の効力に影響を及ぼすものではない。廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2　廃棄は、この協定との関係を離れた国際法に基づく義務であってこの協定に具現されているものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第七十四条　附属書

1　附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、また、別段の明示の定めがない限り、「この協定」といい、又は第一部から第十二部までのいずれかの部を指していうときは、関連する附属書を含めていうものとする。

2　この協定の改正に関する第七十二条の規定は、この協定の新たな附属書の提案、採択及び効力発生についても適用する。

3　締約国は、締約国会議の次回の会合における審議のために、この協定の附属書の改正を提案することができる。締約国会議は、附属書を改正することができる。第七十二条の規定にかかわらず、この協定の附属書の改正に関しては、次の規定を適用する。

(a)　改正案は、会合の少なくとも百五十日前に事務局に通報する。事務局は、改正案を受領した場合には、当該改正案を締約国に送付する。事務局は、必要に応じ関連する補助機関と協議を行い、及び会合の三十日前までに改正案に係る回答を全ての締約国に送付する。

(b)　会合において採択された改正は、当該会合の終了の後百八十日で、全ての締約国について効力を生ずる。ただし、4の規定に基づいて異議を申し立てた締約国については、この限りでない。

4　いずれの締約国も、3(b)に規定する百八十日間の期間内に寄託者への書面による通告を行うことにより、附属書の改正について異議を申し立てることができる。異議は、寄託者に対して書面で通告することにより、いつでも撤回することができるものとし、この場合において、当該附属書の改正は、異議を撤回した日の後三十日目の日に当該締約国について効力を生ずる。

第七十五条　寄託者

この協定及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第七十六条　正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

(a)　附属書Ⅰ　区域の特定のための例示的な基準

(b)　唯一の性質

(c)　希少性

(d)　種の生活史における特別な重要性

(e)　区域に存在する種の特別な重要性

　　脅威にさらされており、絶滅のおそれがあり、若しくは減少している種又はそれらの種の生息地にとっての重要性

(f)　脆弱（ぜい）性（気候変動及び海洋の酸性化に対するものを含む。）

(g) 壊れやすさ
(h) 感受性
(i) 生物の多様性及び生産力
(j) 代表性
(k) 依存性
(l) 自然のままの度合い
(m) 生態学的連結性
(n) 区域で生じている重要な生態学的過程
(o) 経済的及び社会的要素
(p) 文化的要素
(q) 境界を越える累積的な影響
(r) 低い回復力及び復元力
(s) 妥当性及び存続性
(t) 複製可能性
(u) 再生産の持続可能性
(v) 保存管理措置の存在

附属書Ⅱ　能力の開発及び海洋技術の移転の種類

この協定に基づき、能力の開発及び海洋技術の移転に関する取組には、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。

(a) 利用しやすい様式による関連するデータ、情報、知見及び研究の共有（次の事項を含む。）
(i) 海洋科学及び海洋技術に関する知見の共有
(ii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の交換
(iii) 研究開発の成果の共有
(b) 情報の普及及び啓発（次の事項に関するものを含む。）
(i) 海洋の科学的調査、海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役務
(ii) 環境に関する生物学的な情報であって、いずれの国の管轄にも属さない区域において行われた調査を通じて収集されたもの
(iii) 関連する伝統的な知識であって、当該知識を有する者の自由意思による情報に基づく事前の同意によるもの
(iv) 海洋のストレスの要因であって、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に影響を及ぼすもの（温暖化、海洋の溶存酸素量の減少等の気候変動の悪影響及び海洋の酸性化を含む。）
(v) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置
(vi) 環境影響評価
(c) 関連する基盤（設備を含む。）の構築及び強化（例えば、次のようなもの）
(i) 必要な基盤の構築及び設置
(ii) 技術（標本抽出の方法及び設備（例えば、水の、地質学的な、生物学的な又は化学的な標本のためのもの）を含む。）の提供
(iii) いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置並びに環境影響評価の実施に関連する研究開発能力（データの管理に関する能力を含む。）を支援し、及び更に向上させるために必要な設備の取得
(d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化（次の事項を含む。）
(i) 統治の、政策的な及び法的な枠組み及び仕組み
(ii) 国の立法上、行政上又は政策上の措置（国の、小地域的な及び地域的な段階における関連する規制上の、科学的な及び技術的な要件を含む。）の策定、実施及び執行における支援
(iii) この協定の規定の実施のための技術的な支援（データの監視及び報告のための支援を含む。）
(iv) 効果的かつ効率的な政策のために情報及びデータを活用する能力（開発途上国である締約国の意思決定を行う者に根拠を提供するために必要な知識へのアクセス及び当該知識の取得を促進することによるものを含む。）
(v) 関連する国の及び地域的な機関の制度的能力の確立又は強化
(vi) 国及び地域の科学的施設（データの保管場所を含む。）の設置
(vii) 優れた地域的な施設の発展
(viii) 技能の向上のための地域的な施設の発展
(ix) 地域機関の間の協力関係（例えば、南北協力及び南南協力並びに地域的な海洋機関及び地域的な漁業管理のための機関の間の協力）の強化
(e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化（例えば、次のようなもの）
(i) 海洋科学における協調及び協力（データの収集、技術的な交流、科学的調査に係る事業及び計画並びに開発途上国の機関と協力して共同の科学的調査に係る事業を立案することを通じたものを含む。）
(ii) 次の事項に関する教育及び訓練
a 科学及び研究に関する能力を向上させるための基礎及び応用双方の自然科学及び社会科学
b 科学及び研究に関する能力を向上させるための技術並びに海洋科学及び海洋技術の応用
c 政策及び統治
d 伝統的な知識の関連性及びその応用
(iii) 専門家（伝統的な知識に関する専門家を含む。）の交流
(iv) 人的資源及び技術的な専門知識の構築のための資金供与（次の手段を通じたものを含む。）
a 開発途上にある島嶼国である締約国の代表者に対する特定の能力の構築のための研修会、訓練計画その他関連する計画における奨学金又は他の援助の提供
b 特に開発途上にある島嶼国に対する環境影響評価に関する財政的及び技術的な専門知識及び資源の提供
(v) 訓練された人的資源の間の協力網の形成に係る仕組みの確立
(f) 手引、指針及び規格（次の事項を含む。）の作成及び共有
(i) 基準及び参考資料
(ii) 技術規格及び規則
(iii) 環境影響評価を実施する方法、得られた教訓及び最良の慣行に関する知見及び能力を共有するための手引及び関連情報の保管場所
(g) 技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画（バイオテクノロジーの研究活動を含む。）の策定

内閣総理大臣　高市　早苗
外務大臣　茂木　敏充
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

（右条約の英文）

AGREEMENT UNDER THE UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA ON THE CONSERVATION AND SUSTAINABLE USE OF MARINE BIOLOGICAL DIVERSITY OF AREAS BEYOND NATIONAL JURISDICTION

PREAMBLE

The Parties to this Agreement,

Recalling the relevant provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982, including the obligation to protect and preserve the marine environment,

Stressing the need to respect the balance of rights, obligations and interests set out in the Convention,

Recognizing the need to address, in a coherent and cooperative manner, biological diversity loss and degradation of ecosystems of the ocean, due, in particular, to climate change impacts on marine ecosystems, such as warming and ocean deoxygenation, as well as ocean acidification, pollution, including plastic pollution, and unsustainable use,

Conscious of the need for the comprehensive global regime under the Convention to better address the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction,

Recognizing the importance of contributing to the realization of a just and equitable international economic order which takes into account the interests and needs of humankind as a whole and, in particular, the special interests and needs of developing States, whether coastal or landlocked,

Recognizing also that support for developing States Parties through capacity-building and the development and transfer of marine technology are essential elements for the attainment of the objectives of the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction,

Recalling the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples,

Affirming that nothing in this Agreement shall be construed as diminishing or extinguishing the existing rights of Indigenous Peoples, including as set out in the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, or of, as appropriate, local communities,

Recognizing the obligation set out in the Convention to assess, as far as practicable, the potential effects on the marine environment of activities under a State's jurisdiction or control when the State has reasonable grounds for believing that such activities may cause substantial pollution of or significant and harmful changes to the marine environment,

Mindful of the obligation set out in the Convention to take all measures necessary to ensure that pollution arising from incidents or activities does not spread beyond the areas where sovereign rights are exercised in accordance with the Convention,

Desiring to act as stewards of the ocean in areas beyond national jurisdiction on behalf of present and future generations by protecting, caring for and ensuring responsible use of the marine environment, maintaining the integrity of ocean ecosystems and conserving the inherent value of biological diversity of areas beyond national jurisdiction,

Acknowledging that the generation of, access to and utilization of digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, together with the fair and equitable sharing of benefits arising from its utilization, contribute to research and innovation and to the general objective of this Agreement,

Respecting the sovereignty, territorial integrity and political independence of all States,

Recalling that the legal status of non-parties to the Convention or any other related agreements is governed by the rules of the law of treaties,

Recalling also that, as set out in the Convention, States are responsible for the fulfilment of their international obligations concerning the protection and preservation of the marine environment and may be liable in accordance with international law,

Committed to achieving sustainable development,

Aspiring to achieve universal participation,

Have agreed as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Use of terms

For the purposes of this Agreement:

1. "Area-based management tool" means a tool, including a marine protected area, for a geographically defined area through which one or several sectors or activities are managed with the aim of achieving particular conservation and sustainable use objectives in accordance with this Agreement.

2. "Areas beyond national jurisdiction" means the high seas and the Area.

3. “Biotechnology” means any technological application that uses biological systems, living organisms, or derivatives thereof, to make or modify products or processes for specific use.

4. “Collection in situ”, in relation to marine genetic resources, means the collection or sampling of marine genetic resources in areas beyond national jurisdiction.

5. “Convention” means the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982.

6. “Cumulative impacts” means the combined and incremental impacts resulting from different activities, including known past and present and reasonably foreseeable activities, or from the repetition of similar activities over time, and the consequences of climate change, ocean acidification and related impacts.

7. “Environmental impact assessment” means a process to identify and evaluate the potential impacts of an activity to inform decision-making.

8. “Marine genetic resources” means any material of marine plant, animal, microbial or other origin containing functional units of heredity of actual or potential value.

9. “Marine protected area” means a geographically defined marine area that is designated and managed to achieve specific long-term biological diversity conservation objectives and may allow, where appropriate, sustainable use provided it is consistent with the conservation objectives.

10. “Marine technology” includes, inter alia, information and data, provided in a user-friendly format, on marine sciences and related marine operations and services; manuals, guidelines, criteria, standards and reference materials; sampling and methodology equipment; observation facilities and equipment for in situ and laboratory observations, analysis and experimentation; computer and computer software, including models and modelling techniques; related biotechnology; and expertise, knowledge, skills, technical, scientific and legal know-how and analytical methods related to the conservation and sustainable use of marine biological diversity.

11. “Party” means a State or regional economic integration organization that has consented to be bound by this Agreement and for which this Agreement is in force.

12. “Regional economic integration organization” means an organization constituted by sovereign States of a given region to which its member States have transferred competence in respect of matters governed by this Agreement and which has been duly authorized, in accordance with its internal procedures, to sign, ratify, approve, accept or accede to this Agreement.

13. “Sustainable use” means the use of components of biological diversity in a way and at a rate that does not lead to a long-term decline of biological diversity, thereby maintaining its potential to meet the needs and aspirations of present and future generations.

14. “Utilization of marine genetic resources” means to conduct research and development on the genetic and/or biochemical composition of marine genetic resources, including through the application of biotechnology, as defined in paragraph 3 above.

Article 2
General objective

The objective of this Agreement is to ensure the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, for the present and in the long term, through effective implementation of the relevant provisions of the Convention and further international cooperation and coordination.

Article 3
Scope of application

This Agreement applies to areas beyond national jurisdiction.

Article 4
Exceptions

This Agreement does not apply to any warship, military aircraft or naval auxiliary. Except for Part II, this Agreement does not apply to other vessels or aircraft owned or operated by a Party and used, for the time being, only on government non-commercial service. However, each Party shall ensure, by the adoption of appropriate measures not impairing the operations or operational capabilities of such vessels or aircraft owned or operated by it, that such vessels or aircraft act in a manner consistent, so far as is reasonable and practicable, with this Agreement.

Article 5
Relationship between this Agreement and the Convention and relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies

1. This Agreement shall be interpreted and applied in the context of and in a manner consistent with the Convention. Nothing in this Agreement shall prejudice the rights, jurisdiction and duties of States under the Convention, including in respect of the exclusive economic zone and the continental shelf within and beyond 200 nautical miles.

2. This Agreement shall be interpreted and applied in a manner that does not undermine relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional,

subregional and sectoral bodies and that promotes coherence and coordination with those instruments, frameworks and bodies.

3. The legal status of non-parties to the Convention or any other related agreements with regard to those instruments is not affected by this Agreement.

Article 6
Without prejudice

This Agreement, including any decision or recommendation of the Conference of the Parties or any of its subsidiary bodies, and any acts, measures or activities undertaken on the basis thereof, shall be without prejudice to, and shall not be relied upon as a basis for asserting or denying any claims to, sovereignty, sovereign rights or jurisdiction, including in respect of any disputes relating thereto.

Article 7
General principles and approaches

In order to achieve the objectives of this Agreement, Parties shall be guided by the following principles and approaches:

(a) The polluter-pays principle;

(b) The principle of the common heritage of humankind which is set out in the Convention;

(c) The freedom of marine scientific research, together with other freedoms of the high seas;

(d) The principle of equity and the fair and equitable sharing of benefits;

(e) The precautionary principle or precautionary approach, as appropriate;

(f) An ecosystem approach;

(g) An integrated approach to ocean management;

(h) An approach that builds ecosystem resilience, including to adverse effects of climate change and ocean acidification, and also maintains and restores ecosystem integrity, including the carbon cycling services that underpin the role of the ocean in climate;

(i) The use of the best available science and scientific information;

(j) The use of relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, where available;

(k) The respect, promotion and consideration of their respective obligations, as applicable, relating to the rights of Indigenous Peoples or of, as appropriate, local communities when taking action to address the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction;

(l) The non-transfer, directly or indirectly, of damage or hazards from one area to another and the non-transformation of one type of pollution into another in taking measures to prevent, reduce and control pollution of the marine environment;

(m) Full recognition of the special circumstances of small island developing States and of least developed countries;

(n) Acknowledgement of the special interests and needs of landlocked developing countries.

Article 8
International cooperation

1. Parties shall cooperate under this Agreement for the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, including through strengthening and enhancing cooperation with and promoting cooperation among relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies in the achievement of the objectives of this Agreement.

2. Parties shall endeavour to promote, as appropriate, the objectives of this Agreement when participating in decision-making under other relevant legal instruments, frameworks, or global, regional, subregional or sectoral bodies.

3. Parties shall promote international cooperation in marine scientific research and in the development and transfer of marine technology consistent with the Convention in support of the objectives of this Agreement.

PART II
MARINE GENETIC RESOURCES, INCLUDING THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS

Article 9
Objectives

The objectives of this Part are:

(a) The fair and equitable sharing of benefits arising from activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction for the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction;

(b) The building and development of the capacity of Parties, particularly developing States Parties, in particular the least developed countries, landlocked developing countries, geographically disadvantaged States, small island developing States, coastal African States, archipelagic States and developing middle-income countries, to carry out activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction;

(c) The generation of knowledge, scientific understanding and technological innovation, including through the development and conduct of marine scientific research, as fundamental contributions to the implementation of this Agreement;

(d) The development and transfer of marine technology in accordance with this Agreement.

Article 10
Application

1. The provisions of this Agreement shall apply to activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction collected and generated after the entry into force of this Agreement for the respective Party. The application of the provisions of this Agreement shall extend to the utilization of marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction collected or generated before entry into force, unless a Party makes an exception in writing under article 70 when signing, ratifying, approving, accepting or acceding to this Agreement.

2. The provisions of this Part shall not apply to:

(a) Fishing regulated under relevant international law and fishing-related activities; or

(b) Fish or other living marine resources known to have been taken in fishing and fishing-related activities from areas beyond national jurisdiction, except where such fish or other living marine resources are regulated as utilization under this Part.

3. The obligations in this Part shall not apply to a Party's military activities, including military activities by government vessels and aircraft engaged in non-commercial service. The obligations in this Part with respect to the utilization of marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction shall apply to a Party's non-military activities.

Article 11
Activities with respect to marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction

1. Activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction may be carried out by all Parties, irrespective of their geographical location, and by natural or juridical persons under the jurisdiction of the Parties. Such activities shall be carried out in accordance with this Agreement.

2. Parties shall promote cooperation in all activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction.

3. Collection in situ of marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction shall be carried out with due regard for the rights and legitimate interests of coastal States in areas within their national jurisdiction and with due regard for the interests of other States in areas beyond national jurisdiction, in accordance with the Convention. To this end, Parties shall endeavour to cooperate, as appropriate, including through specific modalities for the operation of the Clearing-House Mechanism determined under article 51, with a view to implementing this Agreement.

4. No State shall claim or exercise sovereignty or sovereign rights over marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction. No such claim or exercise of sovereignty or sovereign rights shall be recognized.

5. Collection in situ of marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction shall not constitute the legal basis for any claim to any part of the marine environment or its resources.

6. Activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction are in the interests of all States and for the benefit of all humanity, particularly for the benefit of advancing the scientific knowledge of humanity and promoting the conservation and sustainable use of marine biological diversity, taking into particular consideration the interests and needs of developing States.

7. Activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction shall be carried out exclusively for peaceful purposes.

Article 12
Notification on activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction

1. Parties shall take the necessary legislative, administrative or policy measures to ensure that information is notified to the Clearing-House Mechanism in accordance with this Part.

2. The following information shall be notified to the Clearing-House Mechanism six months or as early as possible prior to the collection in situ of marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction:

(a) The nature and objectives under which the collection is carried out, including, as appropriate, any programme(s) of which it forms part;

(b) The subject matter of the research or, if known, the marine genetic resources to be targeted or collected, and the purposes for which such resources will be collected;

(c) The geographical areas in which the collection is to be undertaken;

(d) A summary of the method and means to be used for collection, including the name, tonnage, type and class of vessels, scientific equipment and/or study methods employed;

(e) Information concerning any other contributions to proposed major programmes;

(f) The expected date of first appearance and final departure of the research vessels, or deployment of the equipment and its removal, as appropriate;

(g) The name(s) of the sponsoring institution(s) and the person in charge of the project;

(h) Opportunities for scientists of all States, in particular scientists from developing States, to be involved in or associated with the project;

(i) The extent to which it is considered that States that may need and request technical assistance, in particular developing States, should be able to participate or to be represented in the project;

(j) A data management plan prepared according to open and responsible data governance, taking into account current international practice.

3. Upon notification referred to in paragraph 2 above, the Clearing-House Mechanism shall automatically generate a “BBNJ” standardized batch identifier.

4. Where there is a material change to the information provided to the Clearing-House Mechanism prior to the planned collection, updated information shall be notified to the Clearing-House Mechanism within a reasonable period of time and no later than the start of collection in situ, when practicable.

5. Parties shall ensure that the following information, along with the “BBNJ” standardized batch identifier, is notified to the Clearing-House Mechanism as soon as it becomes available, but no later than one year from the collection in situ of marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction:

(a) The repository or database where digital sequence information on marine genetic resources is or will be deposited;

(b) Where all marine genetic resources collected in situ are or will be deposited or held;

(c) A report detailing the geographical area from which marine genetic resources were collected, including information on the latitude, longitude and depth of collection, and, to the extent available, the findings from the activity undertaken;

(d) Any necessary updates to the data management plan provided under paragraph (2) (j) above.

6. Parties shall ensure that samples of marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction that are in repositories or databases under their jurisdiction can be identified as originating from areas beyond national jurisdiction, in accordance with current international practice and to the extent practicable.

7. Parties shall ensure that repositories, to the extent practicable, and databases under their jurisdiction prepare, on a biennial basis, an aggregate report on access to marine genetic resources and digital sequence information linked to their “BBNJ” standardized batch identifier, and make the report available to the access and benefit-sharing committee established under article 15.

8. Where marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, and where practicable, the digital sequence information on such resources are subject to utilization, including commercialization, by natural or juridical persons under their jurisdiction, Parties shall ensure that the following information, including the “BBNJ” standardized batch identifier, if available, be notified to the Clearing-House Mechanism as soon as such information becomes available:

(a) Where the results of the utilization, such as publications, patents granted, if available and to the extent possible, and products developed, can be found;

(b) Where available, details of the post-collection notification to the Clearing-House Mechanism related to the marine genetic resources that were the subject of utilization;

(c) Where the original sample that is the subject of utilization is held;

(d) The modalities envisaged for access to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources being utilized, and a data management plan for the same;

(e) Once marketed, information, if available, on sales of relevant products and any further development.

Article 13
Traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities associated with marine genetic resources in areas beyond national jurisdiction

Parties shall take legislative, administrative or policy measures, where relevant and as appropriate, with the aim of ensuring that traditional knowledge associated with marine genetic resources in areas beyond national jurisdiction that is held by Indigenous Peoples and local communities shall only be accessed with the free, prior and informed consent or approval and involvement of these Indigenous Peoples and local communities. Access to such traditional knowledge may be facilitated by the Clearing-House Mechanism. Access to and use of such traditional knowledge shall be on mutually agreed terms.

Article 14
Fair and equitable sharing of benefits

1. The benefits arising from activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction shall be shared in a fair and equitable manner in accordance with this Part and contribute to the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction.

2. Non-monetary benefits shall be shared in accordance with this Agreement in the form of, inter alia:

(a) Access to samples and sample collections in accordance with current international practice;

(b) Access to digital sequence information in accordance with current international practice;

(c) Open access to findable, accessible, interoperable and reusable (FAIR) scientific data in accordance with current international practice and open and responsible data governance;

(d) Information contained in the notifications, along with “BBNJ” standardized batch identifiers, provided in accordance with article 12, in publicly searchable and accessible forms;

(e) Transfer of marine technology in line with relevant modalities provided under Part V of this Agreement;

(f) Capacity-building, including by financing research programmes, and partnership opportunities, particularly directly relevant and substantial ones, for scientists and researchers in research projects, as well as dedicated initiatives, in particular for developing States, taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries;

(g) Increased technical and scientific cooperation, in particular with scientists from and scientific institutions in developing States;

(h) Other forms of benefits as determined by the Conference of the Parties, taking into account recommendations of the access and benefit-sharing committee established under article 15.

3. Parties shall take the necessary legislative, administrative or policy measures to ensure that marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, together with their “BBNJ” standardized batch identifiers, subject to utilization by natural or juridical persons under their jurisdiction are deposited in publicly accessible repositories and databases, maintained either nationally or internationally, no later than three years from the start of such utilization, or as soon as they become available, taking into account current international practice.

4. Access to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction in the repositories and databases under a Party’s jurisdiction may be subject to reasonable conditions, as follows:

(a) The need to preserve the physical integrity of marine genetic resources;

(b) The reasonable costs associated with maintaining the relevant gene bank, biorepository or database in which the sample, data or information is held;

(c) The reasonable costs associated with providing access to the marine genetic resource, data or information;

(d) Other reasonable conditions in line with the objectives of this Agreement;

and opportunities for such access on fair and most favourable terms, including on concessional and preferential terms, may be provided to researchers and research institutions from developing States.

5. Monetary benefits from the utilization of marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, including commercialization, shall be shared fairly and equitably, through the financial mechanism established under article 52, for the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction.

6. After the entry into force of this Agreement, developed Parties shall make annual contributions to the special fund referred to in article 52. A Party's rate of contribution shall be 50 per cent of that Party's assessed contribution to the budget adopted by the Conference of the Parties under article 47, paragraph 6 (e). Such payment shall continue until a decision is taken by the Conference of the Parties under paragraph 7 below.

7. The Conference of the Parties shall decide on the modalities for the sharing of monetary benefits from the utilization of marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, taking into account the recommendations of the access and benefit-sharing committee established under article 15. If all efforts to reach consensus have been exhausted, a decision shall be adopted by a three-fourths majority of the Parties present and voting. The payments shall be made through the special fund established under article 52. The modalities may include the following:

(a) Milestone payments;

(b) Payments or contributions related to the commercialization of products, including payment of a percentage of the revenue from sales of products;

(c) A tiered fee, paid on a periodic basis, based on a diversified set of indicators measuring the aggregate level of activities by a Party;

(d) Other forms as decided by the Conference of the Parties, taking into account recommendations of the access and benefit-sharing committee.

8. A Party may make a declaration at the time the Conference of the Parties adopts the modalities stating that those modalities shall not take effect for that Party for a period of up to four years, in order to allow time for necessary implementation. A Party that makes such a declaration shall continue to make the payment set out in paragraph 6 above until the new modalities take effect.

9. In deciding on the modalities for the sharing of monetary benefits from the use of digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction under paragraph 7 above, the Conference of the Parties shall take into account the recommendations of the access and benefit-sharing committee, recognizing that such modalities should be mutually supportive of and adaptable to other access and benefit-sharing instruments.

10. The Conference of the Parties, taking into account recommendations of the access and benefit-sharing committee established under article 15, shall review and assess, on a biennial basis, the monetary benefits from the utilization of marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction. The first review shall take place no later than five years after the entry into force of this Agreement. The review shall include consideration of the annual contributions referred to in paragraph 6 above.

11. Parties shall take the necessary legislative, administrative or policy measures, as appropriate, with the aim of ensuring that benefits arising from activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction by natural or juridical persons under their jurisdiction are shared in accordance with this Agreement.

Article 15
Access and benefit-sharing committee

1. An access and benefit-sharing committee is hereby established. It shall serve, inter alia, as a means for establishing guidelines for benefit-sharing, in accordance with article 14, providing transparency and ensuring a fair and equitable sharing of both monetary and non-monetary benefits.

2. The access and benefit-sharing committee shall be composed of 15 members possessing appropriate qualifications in related fields, so as to ensure the effective exercise of the functions of the committee. The members shall be nominated by Parties and elected by the Conference of the Parties, taking into account gender balance and equitable geographical distribution and providing for representation on the committee from developing States, including from the least developed countries, from small island developing States and from landlocked developing countries. The terms of reference and modalities for the operation of the committee shall be determined by the Conference of the Parties.

3. The committee may make recommendations to the Conference of the Parties on matters relating to this Part, including on the following matters:

(a) Guidelines or a code of conduct for activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction in accordance with this Part;

(b) Measures to implement decisions taken in accordance with this Part;

(c) Rates or mechanisms for the sharing of monetary benefits in accordance with article 14;

(d) Matters relating to this Part in relation to the Clearing-House Mechanism;

(e) Matters relating to this Part in relation to the financial mechanism established under article 52;

(f) Any other matters relating to this Part that the Conference of the Parties may request the access and benefit-sharing committee to address.

4. Each Party shall make available to the access and benefit-sharing committee, through the Clearing-House Mechanism, the information required under this Agreement, which shall include:

(a) Legislative, administrative and policy measures on access and benefit-sharing;

(b) Contact details and other relevant information on national focal points;

(c) Other information required pursuant to the decisions taken by the Conference of the Parties.

5. The access and benefit-sharing committee may consult and facilitate the exchange of information with relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies on activities under its mandate, including benefit-sharing, the use of digital sequence information on marine genetic resources, best practices, tools and methodologies, data governance and lessons learned.

6. The access and benefit-sharing committee may make recommendations to the Conference of the Parties in relation to information obtained under paragraph 5 above.

Article 16
Monitoring and transparency

1. Monitoring and transparency of activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction shall be achieved through notification to the Clearing-House Mechanism, through the use of “BBNJ” standardized batch identifiers in accordance with this Part and according to procedures adopted by the Conference of the Parties as recommended by the access and benefit-sharing committee.

2. Parties shall periodically submit reports to the access and benefit-sharing committee on their implementation of the provisions in this Part on activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction and the sharing of benefits therefrom, in accordance with this Part.

3. The access and benefit-sharing committee shall prepare a report based on the information received through the Clearing-House Mechanism and make it available to Parties, which may submit comments. The access and benefit-sharing committee shall submit the report, including comments received, for the consideration of the Conference of the Parties. The Conference of the Parties, taking into account the recommendation of the access and benefit-sharing committee, may determine appropriate guidelines for the implementation of this article, which shall take into account the national capabilities and circumstances of Parties.

PART III
MEASURES SUCH AS AREA-BASED MANAGEMENT TOOLS, INCLUDING MARINE PROTECTED AREAS

Article 17
Objectives

The objectives of this Part are to:

(a) Conserve and sustainably use areas requiring protection, including through the establishment of a comprehensive system of area-based management tools, with ecologically representative and well-connected networks of marine protected areas;

(b) Strengthen cooperation and coordination in the use of area-based management tools, including marine protected areas, among States, relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies;

(c) Protect, preserve, restore and maintain biological diversity and ecosystems, including with a view to enhancing their productivity and health, and strengthen resilience to stressors, including those related to climate change, ocean acidification and marine pollution;

(d) Support food security and other socioeconomic objectives, including the protection of cultural values;

(e) Support developing States Parties, in particular the least developed countries, landlocked developing countries, geographically disadvantaged States, small island developing States, coastal African States, archipelagic States and developing middle-income countries, taking into account the special circumstances of small island developing States, through capacity-building and the development and transfer of marine technology in developing, implementing, monitoring, managing and enforcing area-based management tools, including marine protected areas.

Article 18
Area of application

The establishment of area-based management tools, including marine protected areas, shall not include any areas within national jurisdiction and shall not be relied upon as a basis for asserting or denying any claims to sovereignty, sovereign rights or

jurisdiction, including in respect of any disputes relating thereto. The Conference of the Parties shall not consider for decision proposals for the establishment of such area-based management tools, including marine protected areas, and in no case shall such proposals be interpreted as recognition or non-recognition of any claims to sovereignty, sovereign rights or jurisdiction.

Article 19
Proposals

1. Proposals regarding the establishment of area-based management tools, including marine protected areas, under this Part shall be submitted by Parties, individually or collectively, to the secretariat.

2. Parties shall collaborate and consult, as appropriate, with relevant stakeholders, including States and global, regional, subregional and sectoral bodies, as well as civil society, the scientific community, the private sector, Indigenous Peoples and local communities, for the development of proposals, as set out in this Part.

3. Proposals shall be formulated on the basis of the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, taking into account the precautionary approach and an ecosystem approach.

4. Proposals with regard to identified areas shall include the following key elements:

(a) A geographic or spatial description of the area that is the subject of the proposal by reference to the indicative criteria specified in Annex I;

(b) Information on any of the criteria specified in Annex I, as well as any criteria that may be further developed and revised in accordance with paragraph 5 below applied in identifying the area;

(c) Human activities in the area, including uses by Indigenous Peoples and local communities, and their possible impact, if any;

(d) A description of the state of the marine environment and biological diversity in the identified area;

(e) A description of the conservation and, where appropriate, sustainable use objectives that are to be applied to the area;

(f) A draft management plan encompassing the proposed measures and outlining proposed monitoring, research and review activities to achieve the specified objectives;

(g) The duration of the proposed area and measures, if any;

(h) Information on any consultations undertaken with States, including adjacent coastal States and/or relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, if any;

(i) Information on area-based management tools, including marine protected areas, implemented under relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies;

(j) Relevant scientific input and, where available, traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities.

5. Indicative criteria for the identification of such areas shall include, as relevant, those specified in Annex I and may be further developed and revised as necessary by the Scientific and Technical Body for consideration and adoption by the Conference of the Parties.

6. Further requirements regarding the contents of proposals, including the modalities for the application of indicative criteria as specified in paragraph 5 above, and guidance on proposals specified in paragraph 4 (b) above shall be elaborated by the Scientific and Technical Body, as necessary, for consideration and adoption by the Conference of the Parties.

Article 20
Publicity and preliminary review of proposals

Upon receipt of a proposal in writing, the secretariat shall make the proposal publicly available and transmit it to the Scientific and Technical Body for a preliminary review. The purpose of the review is to ascertain that the proposal contains the information required under article 19, including indicative criteria described in this Part and in Annex I. The outcome of that review shall be made publicly available and shall be conveyed to the proponent by the secretariat. The proponent shall retransmit the proposal to the secretariat, having taken into account the preliminary review by the Scientific and Technical Body. The secretariat shall notify the Parties and make that retransmitted proposal publicly available and facilitate consultations pursuant to article 21.

Article 21
Consultations on and assessment of proposals

1. Consultations on proposals submitted under article 19 shall be inclusive, transparent and open to all relevant stakeholders, including States and global, regional, subregional and sectoral bodies, as well as civil society, the scientific community, Indigenous Peoples and local communities.

2. The secretariat shall facilitate consultations and gather input as follows:

(a) States, in particular adjacent coastal States, shall be notified and invited to submit, inter alia:

(i) Views on the merits and geographic scope of the proposal;

(ii) Any other relevant scientific input;

(iii) Information regarding any existing measures or activities in adjacent or related areas within national jurisdiction and beyond national jurisdiction;

(iv) Views on the potential implications of the proposal for areas within national jurisdiction;

(v) Any other relevant information;

(b) Bodies of relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies shall be notified and invited to submit, inter alia:

(i) Views on the merits of the proposal;

(ii) Any other relevant scientific input;

(iii) Information regarding any existing measures adopted by that instrument, framework or body for the relevant area or for adjacent areas;

(iv) Views regarding any aspects of the measures and other elements for a draft management plan identified in the proposal that fall within the competence of that body;

(v) Views regarding any relevant additional measures that fall within the competence of that instrument, framework or body;

(vi) Any other relevant information;

(c) Indigenous Peoples and local communities with relevant traditional knowledge, the scientific community, civil society and other relevant stakeholders shall be invited to submit, inter alia:

(i) Views on the merits of the proposal;

(ii) Any other relevant scientific input;

(iii) Any relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities;

(iv) Any other relevant information.

3. Contributions received pursuant to paragraph 2 above shall be made publicly available by the secretariat.

4. In cases where the proposed measure affects areas that are entirely surrounded by the exclusive economic zones of States, proponents shall:

(a) Undertake targeted and proactive consultations, including prior notification, with such States;

(b) Consider the views and comments of such States on the proposed measure and provide written responses specifically addressing such views and comments and, where appropriate, revise the proposed measure accordingly.

5. The proponent shall consider the contributions received during the consultation period, as well as the views of and information from the Scientific and Technical Body, and, as appropriate, revise the proposal accordingly or respond to substantive contributions not reflected in the proposal.

6. The consultation period shall be time-bound.

7. The revised proposal shall be submitted to the Scientific and Technical Body, which shall assess the proposal and make recommendations to the Conference of the Parties.

8. The modalities for the consultation and assessment process, including duration, shall be further elaborated by the Scientific and Technical Body, as necessary, at its first meeting, for consideration and adoption by the Conference of the Parties, taking into account the special circumstances of small island developing States.

Article 22
Establishment of area-based management tools, including marine protected areas

1. The Conference of the Parties, on the basis of the final proposal and the draft management plan, taking into account the contributions and scientific input received during the consultation process established under this Part, and the scientific advice and recommendations of the Scientific and Technical Body:

(a) Shall take decisions on the establishment of area-based management tools, including marine protected areas, and related measures;

(b) May take decisions on measures compatible with those adopted by relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, in cooperation and coordination with those instruments, frameworks and bodies;

(c) May, where proposed measures are within the competences of other global, regional, subregional or sectoral bodies, make recommendations to Parties to this Agreement and to global, regional, subregional and sectoral bodies to promote the adoption

of relevant measures through such instruments, frameworks and bodies, in accordance with their respective mandates.

2. In taking decisions under this article, the Conference of the Parties shall respect the competences of, and not undermine, relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies.

3. The Conference of the Parties shall make arrangements for regular consultations to enhance cooperation and coordination with and among relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies with regard to area-based management tools, including marine protected areas, as well as coordination with regard to related measures adopted under such instruments and frameworks and by such bodies.

4. Where the achievement of the objectives and the implementation of this Part so requires, to further international cooperation and coordination with respect to the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, the Conference of the Parties may consider and, subject to paragraphs 1 and 2 above, may decide, as appropriate, to develop a mechanism regarding existing area-based management tools, including marine protected areas, adopted by relevant legal instruments and frameworks or relevant global, regional, subregional or sectoral bodies.

5. Decisions and recommendations adopted by the Conference of the Parties in accordance with this Part shall not undermine the effectiveness of measures adopted in respect of areas within national jurisdiction and shall be made with due regard for the rights and duties of all States, in accordance with the Convention. In cases where measures proposed under this Part would affect or could reasonably be expected to affect the superjacent water above the seabed and subsoil of submarine areas over which a coastal State exercises sovereign rights in accordance with the Convention, such measures shall have due regard to the sovereign rights of such coastal States. Consultations shall be undertaken to that end, in accordance with the provisions of this Part.

6. In cases where an area-based management tool, including a marine protected area, established under this Part subsequently falls, either wholly or in part, within the national jurisdiction of a coastal State, the part within national jurisdiction shall immediately cease to be in force. The part remaining in areas beyond national jurisdiction shall remain in force until the Conference of the Parties, at its following meeting, reviews and decides whether to amend or revoke the area-based management tool, including a marine protected area, as necessary.

7. Upon the establishment of, or amendment to the competence of, a relevant legal instrument or framework or a relevant global, regional, subregional or sectoral body, any area-based management tool, including a marine protected area, or related measures adopted by the Conference of the Parties under this Part that subsequently falls within the competence of such instrument, framework or body, either wholly or in part, shall remain in force until the Conference of the Parties reviews and decides, in close cooperation and coordination with that instrument, framework or body, to maintain, amend or revoke the area-based management tool, including a marine protected area, and related measures, as appropriate.

Article 23
Decision-making

1. As a general rule, the decisions and recommendations under this Part shall be taken by consensus.

2. If no consensus is reached, decisions and recommendations under this Part shall be taken by a three-fourths majority of the Parties present and voting, before which the Conference of the Parties shall decide, by a two-thirds majority of the Parties present and voting that all efforts to reach consensus have been exhausted.

3. Decisions taken under this Part shall enter into force 120 days after the meeting of the Conference of the Parties at which they were taken and shall be binding on all Parties.

4. During the period of 120 days provided for in paragraph 3 above, any Party may, by notification in writing to the secretariat, make an objection with respect to a decision adopted under this Part, and that decision shall not be binding on that Party. An objection to a decision may be withdrawn at any time by written notification to the secretariat and, thereupon, the decision shall be binding for that Party 90 days following the date of the notification stating that the objection is withdrawn.

5. A Party making an objection under paragraph 4 above shall provide to the secretariat, in writing, at the time of making its objection, the explanation of the grounds for its objection, which shall be based on one or more of the following grounds:

(a) The decision is inconsistent with this Agreement or the rights and duties of the objecting Party in accordance with the Convention;

(b) The decision unjustifiably discriminates in form or in fact against the objecting Party;

(c) The Party cannot practicably comply with the decision at the time of the objection after making all reasonable efforts to do so.

6. A Party making an objection under paragraph 4 above shall, to the extent practicable, adopt alternative measures or approaches that are equivalent in effect to the decision to which it has objected and shall not adopt measures nor take actions that would undermine the effectiveness of the decision to which it has objected unless such measures or actions are essential for the exercise of rights and duties of the objecting Party in accordance with the Convention.

7. The objecting Party shall report to the next ordinary meeting of the Conference of the Parties following its notification under paragraph 4 above, and periodically thereafter,

on its implementation of paragraph 6 above, to inform the monitoring and review under article 26.

8. An objection to a decision made in accordance with paragraph 4 above may only be renewed if the objecting Party considers it still necessary, every three years after the entry into force of the decision, by written notification to the secretariat. Such written notification shall include an explanation of the grounds of its initial objection.

9. If no notification of renewal pursuant to paragraph 8 above is received, the objection shall be considered automatically withdrawn and, thereupon, the decision shall be binding for that Party 120 days after that objection is automatically withdrawn. The secretariat shall notify the Party 60 days prior to the date on which the objection will be automatically withdrawn.

10. Decisions of the Conference of the Parties adopted under this Part, and objections to those decisions, shall be made publicly available by the secretariat and shall be transmitted to all States and relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies.

Article 24
Emergency measures

1. The Conference of the Parties shall take decisions to adopt measures in areas beyond national jurisdiction, to be applied on an emergency basis, if necessary, when a natural phenomenon or human-caused disaster has caused, or is likely to cause, serious or irreversible harm to marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, to ensure that the serious or irreversible harm is not exacerbated.

2. Measures adopted under this article shall be considered necessary only if, following consultation with relevant legal instruments or frameworks or relevant global, regional, subregional or sectoral bodies, the serious or irreversible harm cannot be managed in a timely manner through the application of the other articles of this Agreement or by a relevant legal instrument or framework or a relevant global, regional, subregional or sectoral body.

3. Measures adopted on an emergency basis shall be based on the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities and shall take into account the precautionary approach. Such measures may be proposed by Parties or recommended by the Scientific and Technical Body and may be adopted intersessionally. The measures shall be temporary and must be reconsidered for decision at the next meeting of the Conference of the Parties following their adoption.

4. The measures shall terminate two years following their entry into force or shall be terminated earlier by the Conference of the Parties upon being replaced by area-based management tools, including marine protected areas, and related measures established in accordance with this Part, or by measures adopted by a relevant legal instrument or framework or relevant global, regional, subregional or sectoral body, or by a decision of the Conference of the Parties when the circumstances that necessitated the measure cease to exist.

5. Procedures and guidance for the establishment of emergency measures, including consultation procedures, shall be elaborated by the Scientific and Technical Body, as necessary, for consideration and adoption by the Conference of the Parties at its earliest opportunity. Such procedures shall be inclusive and transparent.

Article 25
Implementation

1. Parties shall ensure that activities under their jurisdiction or control that take place in areas beyond national jurisdiction are conducted consistently with the decisions adopted under this Part.

2. Nothing in this Agreement shall prevent a Party from adopting more stringent measures with respect to its nationals and vessels or with regard to activities under its jurisdiction or control in addition to those adopted under this Part, in accordance with international law and in support of the objectives of the Agreement.

3. The implementation of the measures adopted under this Part should not impose a disproportionate burden on Parties that are small island developing States or least developed countries, directly or indirectly.

4. Parties shall promote, as appropriate, the adoption of measures within relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies of which they are members, to support the implementation of the decisions and recommendations made by the Conference of the Parties under this Part.

5. Parties shall encourage those States that are entitled to become Parties to this Agreement, in particular those whose activities, vessels or nationals operate in an area that is the subject of an established area-based management tool, including a marine protected area, to adopt measures supporting the decisions and recommendations of the Conference of the Parties on area-based management tools, including marine protected areas, established under this Part.

6. A Party that is not a party to or a participant in a relevant legal instrument or framework, or a member of a relevant global, regional, subregional or sectoral body, and that does not otherwise agree to apply the measures established under such instruments and frameworks and by such bodies shall not be discharged from the obligation to cooperate, in accordance with the Convention and this Agreement, in the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction.

Article 26
Monitoring and review

1. Parties shall, individually or collectively, report to the Conference of the Parties on the implementation of area-based management tools, including marine protected areas, established under this Part and related measures. Such reports, as well as the information and the review referred to in paragraphs 2 and 3 below, respectively, shall be made publicly available by the secretariat.

2. The relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies shall be invited to provide information to the Conference of the Parties on the implementation of measures that they have adopted to achieve the objectives of area-based management tools, including marine protected areas, established under this Part.

3. Area-based management tools, including marine protected areas, established under this Part, including related measures, shall be monitored and periodically reviewed by the Scientific and Technical Body, taking into account the reports and information referred to in paragraphs 1 and 2 above, respectively.

4. In the review referred to in paragraph 3 above, the Scientific and Technical Body shall assess the effectiveness of area-based management tools, including marine protected areas, established under this Part, including related measures and the progress made in achieving their objectives, and provide advice and recommendations to the Conference of the Parties.

5. Following the review, the Conference of the Parties shall, as necessary, take decisions or recommendations on the amendment, extension or revocation of area-based management tools, including marine protected areas, and any related measures adopted by the Conference of the Parties, on the basis of the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, taking into account the precautionary approach and an ecosystem approach.

PART IV
ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENTS

Article 27
Objectives

The objectives of this Part are to:

(a) Operationalize the provisions of the Convention on environmental impact assessment for areas beyond national jurisdiction by establishing processes, thresholds and other requirements for conducting and reporting assessments by Parties;

(b) Ensure that activities covered by this Part are assessed and conducted to prevent, mitigate and manage significant adverse impacts for the purpose of protecting and preserving the marine environment;

(c) Support the consideration of cumulative impacts and impacts in areas within national jurisdiction;

(d) Provide for strategic environmental assessments;

(e) Achieve a coherent environmental impact assessment framework for activities in areas beyond national jurisdiction;

(f) Build and strengthen the capacity of Parties, particularly developing States Parties, in particular the least developed countries, landlocked developing countries, geographically disadvantaged States, small island developing States, coastal African States, archipelagic States and developing middle-income countries, to prepare, conduct and evaluate environmental impact assessments and strategic environmental assessments in support of the objectives of this Agreement.

Article 28
Obligation to conduct environmental impact assessments

1. Parties shall ensure that the potential impacts on the marine environment of planned activities under their jurisdiction or control that take place in areas beyond national jurisdiction are assessed as set out in this Part before they are authorized.

2. When a Party with jurisdiction or control over a planned activity that is to be conducted in marine areas within national jurisdiction determines that the activity may cause substantial pollution of or significant and harmful changes to the marine environment in areas beyond national jurisdiction, that Party shall ensure that an environmental impact assessment of such activity is conducted in accordance with this Part or that an environmental impact assessment is conducted under the Party's national process. A Party conducting such an assessment under its national process shall:

(a) Make relevant information available through the Clearing-House Mechanism, in a timely manner, during the national process;

(b) Ensure that the activity is monitored in a manner consistent with the requirements of its national process;

(c) Ensure that environmental impact assessment reports and any relevant monitoring reports are made available through the Clearing-House Mechanism as set out in this Agreement.

3. Upon receiving the information referred to in paragraph 2 (a) above, the Scientific and Technical Body may provide comments to the Party with jurisdiction or control over the planned activity.

Article 29
Relationship between this Agreement and environmental impact assessment processes under relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies

1. Parties shall promote the use of environmental impact assessments and the adoption and implementation of the standards and/or guidelines developed under article 38 in relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies of which they are members.

2. The Conference of the Parties shall develop mechanisms under this Part for the Scientific and Technical Body to collaborate with relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies that regulate activities in areas beyond national jurisdiction or protect the marine environment.

3. When developing or updating standards or guidelines for the conduct of environmental impact assessments of activities in areas beyond national jurisdiction by Parties to this Agreement under article 38, the Scientific and Technical Body shall, as appropriate, collaborate with relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies.

4. It is not necessary to conduct a screening or an environmental impact assessment of a planned activity in areas beyond national jurisdiction, provided that the Party with jurisdiction or control over the planned activity determines:

(a) That the potential impacts of the planned activity or category of activity have been assessed in accordance with the requirements of other relevant legal instruments or frameworks or by relevant global, regional, subregional or sectoral bodies;

(b) That:

(i) the assessment already undertaken for the planned activity is equivalent to the one required under this Part, and the results of the assessment are taken into account; or

(ii) the regulations or standards of the relevant legal instruments or frameworks or relevant global, regional, subregional or sectoral bodies arising from the assessment were designed to prevent, mitigate or manage potential impacts below the threshold for environmental impact assessments under this Part, and they have been complied with.

5. When an environmental impact assessment for a planned activity in areas beyond national jurisdiction has been conducted under a relevant legal instrument or framework or a relevant global, regional, subregional or sectoral body, the Party concerned shall ensure that the environmental impact assessment report is published through the Clearing-House Mechanism.

6. Unless the planned activities that meet the criteria set out in paragraph 4 (b) (i) above are subject to monitoring and review under a relevant legal instrument or framework or relevant global, regional, subregional or sectoral body, Parties shall monitor and review the activities and ensure that the monitoring and review reports are published through the Clearing-House Mechanism.

Article 30
Thresholds and factors for conducting environmental impact assessments

1. When a planned activity may have more than a minor or transitory effect on the marine environment, or the effects of the activity are unknown or poorly understood, the Party with jurisdiction or control of the activity shall conduct a screening of the activity under article 31, using the factors set out in paragraph 2 below, and:

(a) The screening shall be sufficiently detailed for the Party to assess whether it has reasonable grounds for believing that the planned activity may cause substantial pollution of or significant and harmful changes to the marine environment and shall include:

(i) A description of the planned activity, including its purpose, location, duration and intensity; and

(ii) An initial analysis of the potential impacts, including consideration of cumulative impacts and, as appropriate, alternatives to the planned activity;

(b) If it is determined on the basis of the screening that the Party has reasonable grounds for believing that the activity may cause substantial pollution of or significant and harmful changes to the marine environment, an environmental impact assessment shall be conducted in accordance with the provisions of this Part.

2. When determining whether planned activities under their jurisdiction or control meet the threshold set out in paragraph 1 above, Parties shall consider the following non-exhaustive factors:

(a) The type of and technology used for the activity and the manner in which it is to be conducted;

(b) The duration of the activity;

(c) The location of the activity;

(d) The characteristics and ecosystem of the location (including areas of particular ecological or biological significance or vulnerability);

(e) The potential impacts of the activity, including the potential cumulative impacts and the potential impacts in areas within national jurisdiction;

(f) The extent to which the effects of the activity are unknown or poorly understood;

(g) Other relevant ecological or biological criteria.

Article 31
Process for environmental impact assessments

1. Parties shall ensure that the process for conducting an environmental impact assessment pursuant to this Part includes the following steps:

(a) *Screening.* Parties shall undertake screening, in a timely manner, to determine whether an environmental impact assessment is required in respect of a planned activity under its jurisdiction or control, in accordance with article 30, and make its determination publicly available:

(i) If a Party determines that an environmental impact assessment is not required for a planned activity under its jurisdiction or control, it shall make relevant information, including under article 30, paragraph 1 (a), publicly available through the Clearing-House Mechanism under this Agreement;

(ii) On the basis of the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, a Party may register its views on the potential impacts of a planned activity on which a determination has been made in accordance with subparagraph (a) (i) above with the Party that made the determination and the Scientific and Technical Body, within 40 days of the publication thereof;

(iii) If the Party that registered its views expressed concerns on the potential impacts of a planned activity on which the determination was made, the Party that made that determination shall give consideration to such concerns and may review its determination;

(iv) Upon consideration of the concerns registered by a Party under subparagraph (a) (ii) above, the Scientific and Technical Body shall consider and may evaluate the potential impacts of the planned activity on the basis of the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities and, as appropriate, may make recommendations to the Party that made the determination after giving that Party an opportunity to respond to the concerns registered and taking into account such response;

(v) The Party that made the determination under subparagraph (a) (i) above shall give consideration to any recommendations of the Scientific and Technical Body;

(vi) The registration of views and the recommendations of the Scientific and Technical Body shall be made publicly available, including through the Clearing-House Mechanism;

(b) *Scoping*. Parties shall ensure that key environmental and any associated impacts, such as economic, social, cultural and human health impacts, including potential cumulative impacts and impacts in areas within national jurisdiction, as well as alternatives to the planned activity, if any, to be included in the environmental impact assessments that shall be conducted under this Part, are identified. The scope shall be defined by using the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities;

(c) *Impact assessment and evaluation*. Parties shall ensure that the impacts of planned activities, including cumulative impacts and impacts in areas within national jurisdiction, are assessed and evaluated using the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities;

(d) *Prevention, mitigation and management of potential adverse effects*. Parties shall ensure that:

(i) Measures to prevent, mitigate and manage potential adverse effects of the planned activities under their jurisdiction or control are identified and analysed to avoid significant adverse impacts. Such measures may include the consideration of alternatives to the planned activity under their jurisdiction or control;

(ii) Where appropriate, these measures are incorporated into an environmental management plan;

(e) Parties shall ensure public notification and consultation in accordance with article 32;

(f) Parties shall ensure the preparation and publication of an environmental impact assessment report in accordance with article 33.

2. Parties may conduct joint environmental impact assessments, in particular for planned activities under the jurisdiction or control of small island developing States.

3. A roster of experts shall be created under the Scientific and Technical Body. Parties with capacity constraints may request advice and assistance from those experts to conduct and evaluate screenings and environmental impact assessments for a planned activity under their jurisdiction or control. The experts cannot be appointed to another part of the environmental impact assessment process of the same activity. The Party that requested the advice and assistance shall ensure that such environmental impact assessments are submitted to it for review and decision-making.

Article 32
Public notification and consultation

1. Parties shall ensure timely public notification of a planned activity, including by publication through the Clearing-House Mechanism and through the secretariat, and planned and effective time-bound opportunities, as far as practicable, for participation by all States, in particular adjacent coastal States and any other States adjacent to the activity when they are potentially most affected States, and stakeholders in the environmental impact assessment process. Notification and opportunities for participation, including through the submission of comments, shall take place throughout the environmental impact assessment process, as appropriate, including when identifying the scope of an environmental impact assessment under article 31, paragraph 1 (b), and when a draft environmental impact assessment report has been prepared under article 33, before a decision is made as to whether to authorize the activity.

2. Potentially most affected States shall be determined by taking into account the nature and potential effects on the marine environment of the planned activity and shall include:

(a) Coastal States whose exercise of sovereign rights for the purpose of exploring, exploiting, conserving or managing natural resources may reasonably be believed to be affected by the activity;

(b) States that carry out, in the area of the planned activity, human activities, including economic activities, that may reasonably be believed to be affected.

3. Stakeholders in this process include Indigenous Peoples and local communities with relevant traditional knowledge, relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, civil society, the scientific community and the public.

4. Public notification and consultation shall, in accordance with article 48, paragraph 3, be inclusive and transparent, be conducted in a timely manner and be targeted and proactive when involving small island developing States.

5. Substantive comments received during the consultation process, including from adjacent coastal States and any other States adjacent to the planned activity when they are potentially most affected States, shall be considered and responded to or addressed by Parties. Parties shall give particular regard to comments concerning potential impacts in areas within national jurisdiction and provide written responses, as appropriate, specifically addressing such comments, including regarding any additional measures meant to address those potential impacts. Parties shall make public the comments received and the responses or descriptions of the manner in which they were addressed.

6. Where a planned activity affects areas of the high seas that are entirely surrounded by the exclusive economic zones of States, Parties shall:

(a) Undertake targeted and proactive consultations, including prior notification, with such surrounding States;

(b) Consider the views and comments of those surrounding States on the planned activity and provide written responses specifically addressing such views and comments and, as appropriate, revise the planned activity accordingly.

7. Parties shall ensure access to information related to the environmental impact assessment process under this Agreement. Notwithstanding this, Parties shall not be required to disclose confidential or proprietary information. The fact that confidential or proprietary information has been redacted shall be indicated in public documents.

Article 33
Environmental impact assessment reports

1. Parties shall ensure the preparation of an environmental impact assessment report for any such assessment undertaken pursuant to this Part.

2. The environmental impact assessment report shall include, at a minimum, the following information: a description of the planned activity, including its location; a description of the results of the scoping exercise; a baseline assessment of the marine environment likely to be affected; a description of potential impacts, including potential cumulative impacts and any impacts in areas within national jurisdiction; a description of potential prevention, mitigation and management measures; a description of uncertainties and gaps in knowledge; information on the public consultation process; a description of the consideration of reasonable alternatives to the planned activity; a description of follow-up actions, including an environmental management plan; and a non-technical summary.

3. The Party shall make the draft environmental impact assessment report available through the Clearing-House Mechanism during the public consultation process, to provide an opportunity for the Scientific and Technical Body to consider and evaluate the report.

4. The Scientific and Technical Body, as appropriate and in a timely manner, may make comments to the Party on the draft environmental impact assessment report. The Party shall give consideration to any comments made by the Scientific and Technical Body.

5. Parties shall publish the reports of the environmental impact assessments, including through the Clearing-House Mechanism. The secretariat shall ensure that all Parties are notified in a timely manner when reports are published through the Clearing-House Mechanism.

6. Final environmental impact assessment reports shall be considered by the Scientific and Technical Body, on the basis of relevant practices, procedures and knowledge under this Agreement, for the purpose of developing guidelines, including the identification of best practices.

7. A selection of the published information used in the screening process to make decisions on whether to conduct an environmental impact assessment, in accordance with articles 30 and 31, shall be considered and reviewed by the Scientific and Technical Body, on the basis of relevant practices, procedures and knowledge under this Agreement, for the purpose of developing guidelines, including the identification of best practices.

Article 34
Decision-making

1. A Party under whose jurisdiction or control a planned activity falls shall be responsible for determining if it may proceed.

2. When determining whether the planned activity may proceed under this Part, full account shall be taken of an environmental impact assessment conducted in accordance with this Part. A decision to authorize the planned activity under the jurisdiction or control of a Party shall only be made when, taking into account mitigation or management measures, the Party has determined that it has made all reasonable efforts to ensure that the activity can be conducted in a manner consistent with the prevention of significant adverse impacts on the marine environment.

3. Decision documents shall clearly outline any conditions of approval related to mitigation measures and follow-up requirements. Decision documents shall be made public, including through the Clearing-House Mechanism.

4. At the request of a Party, the Conference of the Parties may provide advice and assistance to that Party when determining whether a planned activity under its jurisdiction or control may proceed.

Article 35
Monitoring of impacts of authorized activities

Parties shall, by using the best available science and scientific information and, where available, the relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, keep under surveillance the impacts of any activities in areas beyond national jurisdiction that they permit or in which they engage in order to determine whether these activities are likely to pollute or have adverse impacts on the marine environment. In particular, each Party shall monitor the environmental and any associated impacts, such as economic, social, cultural and human health impacts, of an authorized activity under their jurisdiction or control in accordance with the conditions set out in the approval of the activity.

Article 36
Reporting on impacts of authorized activities

1. Parties, whether acting individually or collectively, shall periodically report on the impacts of the authorized activity and the results of the monitoring required under article 35.

2. Monitoring reports shall be made public, including through the Clearing-House Mechanism, and the Scientific and Technical Body may consider and evaluate the monitoring reports.

3. Monitoring reports shall be considered by the Scientific and Technical Body, on the basis of relevant practices, procedures and knowledge under this Agreement, for the purpose of developing guidelines on the monitoring of impacts of authorized activities, including the identification of best practices.

Article 37
Review of authorized activities and their impacts

1. Parties shall ensure that the impacts of the authorized activity monitored pursuant to article 35 are reviewed.

2. Should the Party with jurisdiction or control over the activity identify significant adverse impacts that either were not foreseen in the environmental impact assessment, in nature or severity, or that arise from a breach of any of the conditions set out in the approval of the activity, the Party shall review its decision authorizing the activity, notify the Conference of the Parties, other Parties and the public, including through the Clearing-House Mechanism, and:

(a) Require that measures be proposed and implemented to prevent, mitigate and/or manage those impacts or take any other necessary action and/or halt the activity, as appropriate; and

(b) Evaluate, in a timely manner, any measures implemented or actions taken under subparagraph (a) above.

3. On the basis of the reports received under article 36, the Scientific and Technical Body may notify the Party that authorized the activity if it considers that the activity may have significant adverse impacts that were either not foreseen in the environmental impact assessment or that arise from a breach of any conditions of approval of the authorized activity and, as appropriate, may make recommendations to the Party.

4. (a) On the basis of the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, a Party may register its concerns, with the Party that authorized the activity and with the Scientific and Technical Body, that the authorized activity may have

significant adverse impacts that were either not foreseen in the environmental impact assessment, in nature or severity, or that arise from a breach of any conditions of approval of the authorized activity;

(b) The Party that authorized the activity shall give consideration to such concerns;

(c) Upon consideration of the concerns registered by a Party, the Scientific and Technical Body shall consider and may evaluate the matter based on the best available science and scientific information and, where available, relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities and may notify the Party that authorized the activity, if it considers that such activity may have significant adverse impacts that were either not foreseen in the environmental impact assessment or that arise from a breach of any conditions of approval of the authorized activity and, after giving that Party an opportunity to respond to the concerns registered and taking into account such response and as appropriate, may make recommendations to the Party that authorized the activity;

(d) The registration of concerns, any notifications issued and any recommendations made by the Scientific and Technical Body shall be made publicly available, including through the Clearing-House Mechanism;

(e) The Party that authorized the activity shall give consideration to any notifications issued and any recommendations made by the Scientific and Technical Body.

5. All States, in particular adjacent coastal States and any other States adjacent to the activity when they are potentially most affected States, and stakeholders shall be kept informed through the Clearing-House Mechanism and may be consulted in the monitoring, reporting and review processes in respect of an activity authorized under this Agreement.

6. Parties shall publish, including through the Clearing-House Mechanism:

(a) Reports on the review of the impacts of the authorized activity;

(b) Decision documents, including a record of the reasons for the decision by the Party, when a Party has changed its decision authorizing the activity.

Article 38
Standards and/or guidelines to be developed by the Scientific and Technical Body related to environmental impact assessments

1. The Scientific and Technical Body shall develop standards or guidelines for consideration and adoption by the Conference of the Parties on:

(a) The determination of whether the thresholds for the conduct of a screening or an environmental impact assessment under article 30 have been met or exceeded for planned activities, including on the basis of the non-exhaustive factors set out in paragraph 2 of that article;

(b) The assessment of cumulative impacts in areas beyond national jurisdiction and how those impacts should be taken into account in the environmental impact assessment process;

(c) The assessment of impacts, in areas within national jurisdiction, of planned activities in areas beyond national jurisdiction and how those impacts should be taken into account in the environmental impact assessment process;

(d) The public notification and consultation process under article 32, including the determination of what constitutes confidential or proprietary information;

(e) The required content of environmental impact assessment reports and published information used in the screening process pursuant to article 33, including best practices;

(f) The monitoring of and reporting on the impacts of authorized activities as set out in articles 35 and 36, including the identification of best practices;

(g) The conduct of strategic environmental assessments.

2. The Scientific and Technical Body may also develop standards and guidelines for consideration and adoption by the Conference of the Parties, including on:

(a) An indicative non-exhaustive list of activities that require or do not require an environmental impact assessment, as well as any criteria related to those activities, which shall be periodically updated;

(b) The conduct of environmental impact assessments by Parties to this Agreement in areas identified as requiring protection or special attention.

3. Any standard shall be set out in an annex to this Agreement, in accordance with article 74.

Article 39
Strategic environmental assessments

1. Parties shall, individually or in cooperation with other Parties, consider conducting strategic environmental assessments for plans and programmes relating to activities under their jurisdiction or control, to be conducted in areas beyond national jurisdiction, in order to assess the potential effects of such plans or programmes, as well as of alternatives, on the marine environment.

2. The Conference of the Parties may conduct a strategic environmental assessment of an area or region to collate and synthesize the best available information about the area or region, assess current and potential future impacts and identify data gaps and research priorities.

3. When undertaking environmental impact assessments pursuant to this Part, Parties shall take into account the results of relevant strategic environmental assessments carried out under paragraphs 1 and 2 above, where available.

4. The Conference of the Parties shall develop guidance on the conduct of each category of strategic environmental assessment described in this article.

PART V
CAPACITY-BUILDING AND THE TRANSFER OF MARINE TECHNOLOGY

Article 40
Objectives

The objectives of this Part are to:

(a) Assist Parties, in particular developing States Parties, in implementing the provisions of this Agreement, to achieve its objectives;

(b) Enable inclusive, equitable and effective cooperation and participation in the activities undertaken under this Agreement;

(c) Develop the marine scientific and technological capacity, including with respect to research, of Parties, in particular developing States Parties, with regard to the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, including through access to marine technology by, and the transfer of marine technology to, developing States Parties;

(d) Increase, disseminate and share knowledge on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction;

(e) More specifically, support developing States Parties, in particular the least developed countries, landlocked developing countries, geographically disadvantaged States, small island developing States, coastal African States, archipelagic States and developing middle-income countries, through capacity-building and the development and transfer of marine technology under this Agreement, in achieving the objectives relating to:

(i) Marine genetic resources, including the sharing of benefits, as reflected in article 9;

(ii) Measures such as area-based management tools, including marine protected areas, as reflected in article 17;

(iii) Environmental impact assessments, as reflected in article 27.

Article 41
Cooperation in capacity-building and the transfer of marine technology

1. Parties shall cooperate, directly or through relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, to assist Parties, in particular developing States Parties, in achieving the objectives of this Agreement through capacity-building and the development and transfer of marine science and marine technology.

2. In providing capacity-building and the transfer of marine technology under this Agreement, Parties shall cooperate at all levels and in all forms, including through partnerships with and involving all relevant stakeholders, such as, where appropriate, the private sector, civil society, and Indigenous Peoples and local communities as holders of traditional knowledge, as well as through strengthening cooperation and coordination between relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies.

3. In giving effect to this Part, Parties shall give full recognition to the special requirements of developing States Parties, in particular the least developed countries, landlocked developing countries, geographically disadvantaged States, small island developing States, coastal African States, archipelagic States and developing middle-income countries. Parties shall ensure that the provision of capacity-building and the transfer of marine technology is not conditional on onerous reporting requirements.

Article 42
Modalities for capacity-building and for the transfer of marine technology

1. Parties, within their capabilities, shall ensure capacity-building for developing States Parties and shall cooperate to achieve the transfer of marine technology, in particular to developing States Parties that need and request it, taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, in accordance with the provisions of this Agreement.

2. Parties shall provide, within their capabilities, resources to support such capacity-building and the development and transfer of marine technology and to facilitate access to other sources of support, taking into account their national policies, priorities, plans and programmes.

3. Capacity-building and the transfer of marine technology should be a country-driven, transparent, effective and iterative process that is participatory, cross-cutting and gender-responsive. It shall build upon, as appropriate, and not duplicate existing programmes and be guided by lessons learned, including those from capacity-building and transfer of marine technology activities under relevant legal instruments and frameworks and relevant global,

regional, subregional and sectoral bodies. Insofar as possible, it shall take into account these activities with a view to maximizing efficiency and results.

4. Capacity-building and the transfer of marine technology shall be based on and be responsive to the needs and priorities of developing States Parties, taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, identified through needs assessments on an individual case-by-case, subregional or regional basis. Such needs and priorities may be self-assessed or facilitated through the capacity-building and transfer of marine technology committee and the Clearing-House Mechanism.

Article 43
Additional modalities for the transfer of marine technology

1. Parties share a long-term vision of the importance of fully realizing technology development and transfer for inclusive, equitable and effective cooperation and participation in the activities undertaken under this Agreement and in order to fully achieve its objectives.

2. The transfer of marine technology undertaken under this Agreement shall take place on fair and most favourable terms, including on concessional and preferential terms, and in accordance with mutually agreed terms and conditions as well as the objectives of this Agreement.

3. Parties shall promote and encourage economic and legal conditions for the transfer of marine technology to developing States Parties, taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, which may include providing incentives to enterprises and institutions.

4. The transfer of marine technology shall take into account all rights over such technologies and be carried out with due regard for all legitimate interests, including, inter alia, the rights and duties of holders, suppliers and recipients of marine technology and taking into particular consideration the interests and needs of developing States for the attainment of the objectives of this Agreement.

5. Marine technology transferred pursuant to this Part shall be appropriate, relevant and, to the extent possible, reliable, affordable, up to date, environmentally sound and available in an accessible form for developing States Parties, taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries.

Article 44
Types of capacity-building and of the transfer of marine technology

1. In support of the objectives set out in article 40, the types of capacity-building and of the transfer of marine technology may include, but are not limited to, support for the creation or enhancement of the human, financial management, scientific, technological, organizational, institutional and other resource capabilities of Parties, such as:

(a) The sharing and use of relevant data, information, knowledge and research results;

(b) Information dissemination and awareness-raising, including with respect to relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, in line with the free, prior and informed consent of these Indigenous Peoples and, as appropriate, local communities;

(c) The development and strengthening of relevant infrastructure, including equipment and capacity of personnel for its use and maintenance;

(d) The development and strengthening of institutional capacity and national regulatory frameworks or mechanisms;

(e) The development and strengthening of human and financial management resource capabilities and of technical expertise through exchanges, research collaboration, technical support, education and training and the transfer of marine technology;

(f) The development and sharing of manuals, guidelines and standards;

(g) The development of technical, scientific and research and development programmes;

(h) The development and strengthening of capacities and technological tools for effective monitoring, control and surveillance of activities within the scope of this Agreement.

2. Further details concerning the types of capacity-building and of the transfer of marine technology identified in this article are elaborated in Annex II.

3. The Conference of the Parties, taking account of the recommendations of the capacity-building and transfer of marine technology committee, shall periodically, as necessary, review, assess and further develop and provide guidance on the indicative and non-exhaustive list of types of capacity-building and of transfer of marine technology elaborated in Annex II, to reflect technological progress and innovation and to respond and adapt to the evolving needs of States, subregions and regions.

Article 45
Monitoring and review

1. Capacity-building and the transfer of marine technology undertaken in accordance with the provisions of this Part shall be monitored and reviewed periodically.

2. The monitoring and review referred to in paragraph 1 above shall be carried out by the capacity-building and transfer of marine technology committee under the authority of the Conference of the Parties and shall be aimed at:

(a) Assessing and reviewing the needs and priorities of developing States Parties in terms of capacity-building and the transfer of marine technology, paying particular attention to the special requirements of developing States Parties and to the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, in accordance with article 42, paragraph 4;

(b) Reviewing the support required, provided and mobilized, as well as gaps in meeting the assessed needs of developing States Parties in relation to this Agreement;

(c) Identifying and mobilizing funds under the financial mechanism established under article 52 to develop and implement capacity-building and the transfer of marine technology, including for the conduct of needs assessments;

(d) Measuring performance on the basis of agreed indicators and reviewing results-based analyses, including on the output, outcomes, progress and effectiveness of capacity-building and transfer of marine technology under this Agreement, as well as successes and challenges;

(e) Making recommendations for follow-up activities, including on how capacity-building and the transfer of marine technology could be further enhanced to allow developing States Parties, taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, to strengthen their implementation of the Agreement in order to achieve its objectives.

3. In supporting the monitoring and review of capacity-building and the transfer of marine technology, Parties shall submit reports to the capacity-building and transfer of marine technology committee. Those reports should be in a format and at intervals to be determined by the Conference of the Parties, taking into account the recommendations of the capacity-building and transfer of marine technology committee. In submitting their reports, Parties shall take into account, where applicable, input from regional and subregional bodies on capacity-building and the transfer of marine technology. The reports submitted by Parties, as well as any input from regional and subregional bodies on capacity-building and the transfer of marine technology, should be made publicly available. The Conference of the Parties shall ensure that reporting requirements should be streamlined and not onerous, in particular for developing States Parties, including in terms of costs and time requirements.

Article 46
Capacity-building and transfer of marine technology committee

1. A capacity-building and transfer of marine technology committee is hereby established.

2. The committee shall consist of members possessing appropriate qualifications and expertise, to serve objectively in the best interest of the Agreement, nominated by Parties and elected by the Conference of the Parties, taking into account gender balance and equitable geographical distribution and providing for representation on the committee from the least developed countries, from the small island developing States and from the landlocked developing countries. The terms of reference and modalities for the operation of the committee shall be decided by the Conference of the Parties at its first meeting.

3. The committee shall submit reports and recommendations that the Conference of the Parties shall consider and take action on as appropriate.

PART VI
INSTITUTIONAL ARRANGEMENTS

Article 47
Conference of the Parties

1. A Conference of the Parties is hereby established.

2. The first meeting of the Conference of the Parties shall be convened by the Secretary-General of the United Nations no later than one year after the entry into force of this Agreement. Thereafter, ordinary meetings of the Conference of the Parties shall be held at regular intervals to be determined by the Conference of the Parties. Extraordinary meetings of the Conference of the Parties may be held at other times, in accordance with the rules of procedure.

3. The Conference of the Parties shall ordinarily meet at the seat of the secretariat or at United Nations Headquarters.

4. The Conference of the Parties shall by consensus adopt, at its first meeting, rules of procedure for itself and its subsidiary bodies, financial rules governing its funding and the funding of the secretariat and any subsidiary bodies and, thereafter, rules of procedure and financial rules for any further subsidiary body that it may establish. Until such time as the rules of procedure have been adopted, the rules of procedure of the intergovernmental conference on an international legally binding instrument under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction shall apply.

5. The Conference of the Parties shall make every effort to adopt decisions and recommendations by consensus. Except as otherwise provided in this Agreement, if all

efforts to reach consensus have been exhausted, decisions and recommendations of the Conference of the Parties on questions of substance shall be adopted by a two-thirds majority of the Parties present and voting, and decisions on questions of procedure shall be adopted by a majority of the Parties present and voting.

6. The Conference of the Parties shall keep under review and evaluation the implementation of this Agreement and, for this purpose, shall:

(a) Adopt decisions and recommendations related to the implementation of this Agreement;

(b) Review and facilitate the exchange of information among Parties relevant to the implementation of this Agreement;

(c) Promote, including by establishing appropriate processes, cooperation and coordination with and among relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, with a view to promoting coherence among efforts towards the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction;

(d) Establish such subsidiary bodies as deemed necessary to support the implementation of this Agreement;

(e) Adopt a budget by a three-fourths majority of the Parties present and voting if all efforts to reach consensus have been exhausted, at such frequency and for such a financial period as it may determine;

(f) Undertake other functions identified in this Agreement or as may be required for its implementation.

7. The Conference of the Parties may decide to request the International Tribunal for the Law of the Sea to give an advisory opinion on a legal question on the conformity with this Agreement of a proposal before the Conference of the Parties on any matter within its competence. A request for an advisory opinion shall not be sought on a matter within the competences of other global, regional, subregional or sectoral bodies, or on a matter that necessarily involves the concurrent consideration of any dispute concerning sovereignty or other rights over continental or insular land territory or a claim thereto, or the legal status of an area as within national jurisdiction. The request shall indicate the scope of the legal question on which the advisory opinion is sought. The Conference of the Parties may request that such opinion be given as a matter of urgency.

8. The Conference of the Parties shall, within five years of the entry into force of this Agreement and thereafter at intervals to be determined by it, assess and review the adequacy and effectiveness of the provisions of this Agreement and, if necessary, propose means of strengthening the implementation of those provisions in order to better address the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction.

Article 48
Transparency

1. The Conference of the Parties shall promote transparency in decision-making processes and other activities carried out under this Agreement.

2. All meetings of the Conference of the Parties and its subsidiary bodies shall be open to observers participating in accordance with the rules of procedure unless otherwise decided by the Conference of the Parties. The Conference of the Parties shall publish and maintain a public record of its decisions.

3. The Conference of the Parties shall promote transparency in the implementation of this Agreement, including through the public dissemination of information and the facilitation of the participation of, and consultation with, relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, Indigenous Peoples and local communities with relevant traditional knowledge, the scientific community, civil society and other relevant stakeholders, as appropriate and in accordance with the provisions of this Agreement.

4. Representatives of States not party to this Agreement, relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, Indigenous Peoples and local communities with relevant traditional knowledge, the scientific community, civil society and other relevant stakeholders with an interest in matters pertaining to the Conference of the Parties may request to participate as observers in the meetings of the Conference of the Parties and of its subsidiary bodies. The rules of procedure of the Conference of the Parties shall provide for modalities for such participation and shall not be unduly restrictive in this respect. The rules of procedure shall also provide for such representatives to have timely access to all relevant information.

Article 49
Scientific and Technical Body

1. A Scientific and Technical Body is hereby established.

2. The Scientific and Technical Body shall be composed of members serving in their expert capacity and in the best interest of the Agreement, nominated by Parties and elected by the Conference of the Parties, with suitable qualifications, taking into account the need for multidisciplinary expertise, including relevant scientific and technical expertise and expertise in relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, gender balance and equitable geographical representation. The terms of reference and modalities for the operation of the Scientific and Technical Body, including its selection process and the terms of members' mandates, shall be determined by the Conference of the Parties at its first meeting.

3. The Scientific and Technical Body may draw on appropriate advice emanating from relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, as well as from other scientists and experts, as may be required.

4. Under the authority and guidance of the Conference of the Parties, and taking into account the multidisciplinary expertise referenced in paragraph 2 above, the Scientific and Technical Body shall provide scientific and technical advice to the Conference of the Parties, perform the functions assigned to it under this Agreement and such other functions as may be determined by the Conference of the Parties and provide reports to the Conference of the Parties on its work.

Article 50
Secretariat

1. A secretariat is hereby established. The Conference of the Parties, at its first meeting, shall make arrangements for the functioning of the secretariat, including deciding on its seat.

2. Until such time as the secretariat commences its functions, the Secretary-General of the United Nations, through the Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea of the Office of Legal Affairs of the United Nations Secretariat, shall perform the secretariat functions under this Agreement.

3. The secretariat and the host State may conclude a headquarters agreement. The secretariat shall enjoy legal capacity in the territory of the host State and be granted such privileges and immunities by the host State as are necessary for the exercise of its functions.

4. The secretariat shall:

(a) Provide administrative and logistical support to the Conference of the Parties and its subsidiary bodies for the purposes of the implementation of this Agreement;

(b) Arrange and service the meetings of the Conference of the Parties and of any other bodies as may be established under this Agreement or by the Conference of the Parties;

(c) Circulate information relating to the implementation of this Agreement in a timely manner, including making decisions of the Conference of the Parties publicly available and transmitting them to all Parties, as well as to relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies;

(d) Facilitate cooperation and coordination, as appropriate, with the secretariats of other relevant international bodies and, in particular, enter into such administrative and contractual arrangements as may be required for that purpose and for the effective discharge of its functions, subject to approval by the Conference of the Parties;

(e) Prepare reports on the execution of its functions under this Agreement and submit them to the Conference of the Parties;

(f) Provide assistance with the implementation of this Agreement and perform such other functions as may be determined by the Conference of the Parties or assigned to it under this Agreement.

Article 51
Clearing-House Mechanism

1. A Clearing-House Mechanism is hereby established.

2. The Clearing-House Mechanism shall consist primarily of an open-access platform. The specific modalities for the operation of the Clearing-House Mechanism shall be determined by the Conference of the Parties.

3. The Clearing-House Mechanism shall:

(a) Serve as a centralized platform to enable Parties to access, provide and disseminate information with respect to activities taking place pursuant to the provisions of this Agreement, including information relating to:

(i) Marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, as set out in Part II of this Agreement;

(ii) The establishment and implementation of area-based management tools, including marine protected areas;

(iii) Environmental impact assessments;

(iv) Requests for capacity-building and the transfer of marine technology and opportunities with respect thereto, including research collaboration and training opportunities, information on sources and availability of technological information and data for the transfer of marine technology, opportunities for facilitated access to marine technology and the availability of funding;

(b) Facilitate the matching of capacity-building needs with the support available and with providers for the transfer of marine technology, including governmental, non-governmental or private entities interested in participating as donors in the transfer of marine technology, and facilitate access to related know-how and expertise;

(c) Provide links to relevant global, regional, subregional, national and sectoral clearing-house mechanisms and other gene banks, repositories and databases, including those pertaining to relevant traditional knowledge of Indigenous Peoples and local communities, and promote, where possible, links with publicly available private and non-governmental platforms for the exchange of information;

(d) Build on global, regional and subregional clearing-house institutions, where applicable, when establishing regional and subregional mechanisms under the global mechanism;

(e) Foster enhanced transparency, including by facilitating the sharing of environmental baseline data and information relating to the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction between Parties and other relevant stakeholders;

(f) Facilitate international cooperation and collaboration, including scientific and technical cooperation and collaboration;

(g) Perform such other functions as may be determined by the Conference of the Parties or assigned to it under this Agreement.

4. The Clearing-House Mechanism shall be managed by the secretariat, without prejudice to possible cooperation with other relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies as determined by the Conference of the Parties, including the Intergovernmental Oceanographic Commission of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, the International Seabed Authority, the International Maritime Organization and the Food and Agriculture Organization of the United Nations.

5. In the management of the Clearing-House Mechanism, full recognition shall be given to the special requirements of developing States Parties, as well as the special circumstances of small island developing States Parties, and their access to the mechanism shall be facilitated to enable those States to utilize it without undue obstacles or administrative burdens. Information shall be included on activities to promote information-sharing, awareness-raising and dissemination in and with those States, as well as to provide specific programmes for those States.

6. The confidentiality of information provided under this Agreement and rights thereto shall be respected. Nothing under this Agreement shall be interpreted as requiring the sharing of information that is protected from disclosure under the domestic law of a Party or other applicable law.

PART VII
FINANCIAL RESOURCES AND MECHANISM

Article 52
Funding

1. Each Party shall provide, within its capabilities, resources in respect of those activities that are intended to achieve the objectives of this Agreement, taking into account its national policies, priorities, plans and programmes.

2. The institutions established under this Agreement shall be funded through assessed contributions of the Parties.

3. A mechanism for the provision of adequate, accessible, new and additional and predictable financial resources under this Agreement is hereby established. The mechanism shall assist developing States Parties in implementing this Agreement, including through funding in support of capacity-building and the transfer of marine technology, and perform other functions as set out in this article for the conservation and sustainable use of marine biological diversity.

4. The mechanism shall include:

(a) A voluntary trust fund established by the Conference of the Parties to facilitate the participation of representatives of developing States Parties, in particular least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States, in the meetings of the bodies established under this Agreement;

(b) A special fund that shall be funded through the following sources:

(i) Annual contributions in accordance with article 14, paragraph 6;

(ii) Payments in accordance with article 14, paragraph 7;

(iii) Additional contributions from Parties and private entities wishing to provide financial resources to support the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction;

(c) The Global Environment Facility trust fund.

5. The Conference of the Parties may consider the possibility of establishing additional funds, as part of the financial mechanism, to support the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, to finance rehabilitation and ecological restoration of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction.

6. The special fund and the Global Environment Facility trust fund shall be utilized in order to:

(a) Fund capacity-building projects under this Agreement, including effective projects on the conservation and sustainable use of marine biological diversity and activities and programmes, including training related to the transfer of marine technology;

(b) Assist developing States Parties in implementing this Agreement;

(c) Support conservation and sustainable use programmes by Indigenous Peoples and local communities as holders of traditional knowledge;

(d) Support public consultations at the national, subregional and regional levels;

(e) Fund the undertaking of any other activities as decided by the Conference of the Parties.

7. The financial mechanism should seek to ensure that duplication is avoided, and complementarity and coherence promoted, among the utilization of the funds within the mechanism.

8. Financial resources mobilized in support of the implementation of this Agreement may include funding provided through public and private sources, both national and international, including, but not limited to, contributions from States, international financial institutions, existing funding mechanisms under global and regional instruments, donor agencies, intergovernmental organizations, non-governmental organizations and natural and juridical persons, and through public-private partnerships.

9. For the purposes of this Agreement, the mechanism shall function under the authority, where appropriate, and guidance of the Conference of the Parties and shall be accountable thereto. The Conference of the Parties shall provide guidance on overall strategies, policies, programme priorities and eligibility for access to and utilization of financial resources.

10. The Conference of the Parties and the Global Environment Facility shall agree upon arrangements to give effect to the above paragraphs at the first meeting of the Conference of the Parties.

11. In recognition of the urgency to address the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, the Conference of the Parties shall determine an initial resource mobilization goal through 2030 for the special fund from all sources, taking into account, inter alia, the institutional modalities of the special fund and the information provided through the capacity-building and transfer of marine technology committee.

12. Eligibility for access to funding under this Agreement shall be open to developing States Parties on the basis of need. Funding under the special fund shall be distributed according to equitable sharing criteria, taking into account the needs for assistance of Parties with special requirements, in particular the least developed countries, landlocked developing countries, geographically disadvantaged States, small island developing States and coastal African States, archipelagic States and developing middle-income countries, and taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries. The special fund shall be aimed at ensuring efficient access to funding through simplified application and approval procedures and enhanced readiness of support for such developing States Parties.

13. In the light of capacity constraints, Parties shall encourage international organizations to grant preferential treatment to, and consider the specific needs and special requirements of developing States Parties, in particular the least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States, and taking into account the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, in the allocation of appropriate funds and technical assistance and the utilization of their specialized services for the purposes of the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction.

14. The Conference of the Parties shall establish a finance committee on financial resources. It shall be composed of members possessing appropriate qualifications and expertise, taking into account gender balance and equitable geographical distribution. The terms of reference and modalities for the operation of the committee shall be decided by the Conference of the Parties. The committee shall periodically report and make recommendations on the identification and mobilization of funds under the mechanism. It shall also collect information and report on funding under other mechanisms and instruments contributing directly or indirectly to the achievement of the objectives of this Agreement. In addition to the considerations provided in this article, the committee shall consider, inter alia:

(a) The assessment of the needs of the Parties, in particular developing States Parties;

(b) The availability and timely disbursement of funds;

(c) The transparency of decision-making and management processes concerning fundraising and allocations;

(d) The accountability of the recipient developing States Parties with respect to the agreed use of funds.

15. The Conference of the Parties shall consider the reports and recommendations of the finance committee and take appropriate action.

16. The Conference of the Parties shall, in addition, undertake a periodic review of the financial mechanism to assess the adequacy, effectiveness and accessibility of financial resources, including for the delivery of capacity-building and the transfer of marine technology, in particular for developing States Parties.

PART VIII
IMPLEMENTATION AND COMPLIANCE

Article 53
Implementation

Parties shall take the necessary legislative, administrative or policy measures, as appropriate, to ensure the implementation of this Agreement.

Article 54
Monitoring of implementation

Each Party shall monitor the implementation of its obligations under this Agreement and shall, in a format and at intervals to be determined by the Conference of the Parties, report to the Conference on measures that it has taken to implement this Agreement.

Article 55
Implementation and Compliance Committee

1. An Implementation and Compliance Committee to facilitate and consider the implementation of and promote compliance with the provisions of this Agreement is hereby established. The Implementation and Compliance Committee shall be facilitative in nature and function in a manner that is transparent, non-adversarial and non-punitive.

2. The Implementation and Compliance Committee shall consist of members possessing appropriate qualifications and experience nominated by Parties and elected by the Conference of the Parties, with due consideration given to gender balance and equitable geographical representation.

3. The Implementation and Compliance Committee shall operate under the modalities and rules of procedure adopted by the Conference of the Parties at its first meeting. The Implementation and Compliance Committee shall consider issues of implementation and compliance at the individual and systemic levels, inter alia, and report periodically and make recommendations, as appropriate while cognizant of respective national circumstances, to the Conference of the Parties.

4. In the course of its work, the Implementation and Compliance Committee may draw on appropriate information from bodies established under this Agreement, as well as relevant legal instruments and frameworks and relevant global, regional, subregional and sectoral bodies, as may be required.

PART IX
SETTLEMENT OF DISPUTES

Article 56
Prevention of disputes

Parties shall cooperate in order to prevent disputes.

Article 57
Obligation to settle disputes by peaceful means

Parties have the obligation to settle their disputes concerning the interpretation or application of this Agreement by negotiation, inquiry, mediation, conciliation, arbitration, judicial settlement, resort to regional agencies or arrangements, or other peaceful means of their own choice.

Article 58
Settlement of disputes by any peaceful means chosen by the Parties

Nothing in this Part impairs the right of any Party to this Agreement to agree at any time to settle a dispute between them concerning the interpretation or application of this Agreement by any peaceful means of their own choice.

Article 59
Disputes of a technical nature

Where a dispute concerns a matter of a technical nature, the Parties concerned may refer the dispute to an ad hoc expert panel established by them. The panel shall confer with the Parties concerned and shall endeavour to resolve the dispute expeditiously without recourse to binding procedures for the settlement of disputes under article 60 of this Agreement.

Article 60
Procedures for the settlement of disputes

1. Disputes concerning the interpretation or application of this Agreement shall be settled in accordance with the provisions for the settlement of disputes provided for in Part XV of the Convention.

2. The provisions of Part XV of and Annexes V, VI, VII and VIII to the Convention shall be deemed to be replicated for the purpose of the settlement of disputes involving a Party to this Agreement that is not a Party to the Convention.

3. Any procedure accepted by a Party to this Agreement that is also a Party to the Convention pursuant to article 287 of the Convention shall apply to the settlement of disputes under this Part, unless that Party, when signing, ratifying, approving, accepting or acceding to this Agreement, or at any time thereafter, has accepted another procedure pursuant to article 287 of the Convention for the settlement of disputes under this Part.

4. Any declaration made by a Party to this Agreement that is also a Party to the Convention pursuant to article 298 of the Convention shall apply to the settlement of disputes under this Part, unless that Party, when signing, ratifying, approving, accepting or acceding to this Agreement, or at any time thereafter, has made a different declaration pursuant to article 298 of the Convention for the settlement of disputes under this Part.

5. Pursuant to paragraph 2 above, a Party to this Agreement that is not a Party to the Convention, when signing, ratifying, approving, accepting or acceding to this Agreement,

or at any time thereafter, shall be free to choose, by means of a written declaration, submitted to the depositary, one or more of the following means for the settlement of disputes concerning the interpretation or application of this Agreement:

(a) The International Tribunal for the Law of the Sea;

(b) The International Court of Justice;

(c) An Annex VII arbitral tribunal;

(d) An Annex VIII special arbitral tribunal for one or more of the categories of disputes specified in said Annex.

6. A Party to this Agreement that is not a Party to the Convention that has not issued a declaration shall be deemed to have accepted the option in paragraph 5 (c) above. If the parties to a dispute have accepted the same procedure for the settlement of the dispute, it may be submitted only to that procedure, unless the parties otherwise agree. If the parties to a dispute have not accepted the same procedure for the settlement of the dispute, it may be submitted only to arbitration under Annex VII to the Convention, unless the parties otherwise agree. Article 287, paragraphs 6 to 8, of the Convention shall apply to declarations made under paragraph 5 above.

7. A Party to this Agreement that is not a Party to the Convention may, when signing, ratifying, approving, accepting or acceding to this Agreement, or at any time thereafter, without prejudice to the obligations arising under this Part, declare in writing that it does not accept any or more of the procedures provided for in Part XV, section 2, of the Convention with respect to one or more of the categories of disputes set out in article 298 of the Convention for the settlement of disputes under this Part. Article 298 of the Convention shall apply to such a declaration.

8. The provisions of this article shall be without prejudice to the procedures on the settlement of disputes to which Parties have agreed as participants in a relevant legal instrument or framework, or as members of a relevant global, regional, subregional or sectoral body concerning the interpretation or application of such instruments and frameworks.

9. Nothing in this Agreement shall be interpreted as conferring jurisdiction upon a court or tribunal over any dispute that concerns or necessarily involves the concurrent consideration of the legal status of an area as within national jurisdiction, nor over any dispute concerning sovereignty or other rights over continental or insular land territory or a claim thereto of a Party to this Agreement, provided that nothing in this paragraph shall be interpreted as limiting the jurisdiction of a court or tribunal under Part XV, section 2, of the Convention.

10. For the avoidance of doubt, nothing in this Agreement shall be relied upon as a basis for asserting or denying any claims to sovereignty, sovereign rights or jurisdiction over land or maritime areas, including in respect to any disputes relating thereto.

Article 61
Provisional arrangements

Pending the settlement of a dispute in accordance with this Part, the parties to the dispute shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature.

PART X
NON-PARTIES TO THIS AGREEMENT

Article 62
Non-parties to this Agreement

Parties shall encourage non-parties to this Agreement to become Parties thereto and to adopt laws and regulations consistent with its provisions.

PART XI
GOOD FAITH AND ABUSE OF RIGHTS

Article 63
Good faith and abuse of rights

Parties shall fulfil in good faith the obligations assumed under this Agreement and exercise the rights recognized therein in a manner that would not constitute an abuse of right.

PART XII
FINAL PROVISIONS

Article 64
Right to vote

1. Each Party to this Agreement shall have one vote, except as provided for in paragraph 2 below.

2. A regional economic integration organization Party to this Agreement, on matters within its competence, shall exercise its right to vote with a number of votes equal to the number of its member States that are Parties to this Agreement. Such an organization shall not exercise its right to vote if any of its member States exercises its right to vote, and vice versa.

Article 65
Signature

This Agreement shall be open for signature by all States and regional economic integration organizations from 20 September 2023 and shall remain open for signature at United Nations Headquarters in New York until 20 September 2025.

Article 66
Ratification, approval, acceptance and accession

This Agreement shall be subject to ratification, approval or acceptance by States and regional economic integration organizations. It shall be open for accession by States and regional economic integration organizations from the day after the date on which the Agreement is closed for signature. Instruments of ratification, approval, acceptance and accession shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

Article 67
Division of the competence of regional economic integration organizations and their member States in respect of the matters governed by this Agreement

1. Any regional economic integration organization that becomes a Party to this Agreement without any of its member States being a Party shall be bound by all the obligations under this Agreement. In the case of such organizations, one or more of whose member States is a Party to this Agreement, the organization and its member States shall decide on their respective responsibilities for the performance of their obligations under this Agreement. In such cases, the organization and the member States shall not be entitled to exercise rights under this Agreement concurrently.

2. In its instrument of ratification, approval, acceptance or accession, a regional economic integration organization shall declare the extent of its competence in respect of the matters governed by this Agreement. Any such organization shall also inform the depositary, who shall in turn inform the Parties, of any relevant modification of the extent of its competence.

Article 68
Entry into force

1. This Agreement shall enter into force 120 days after the date of deposit of the sixtieth instrument of ratification, approval, acceptance or accession.

2. For each State or regional economic integration organization that ratifies, approves or accepts this Agreement or accedes thereto after the deposit of the sixtieth instrument of ratification, approval, acceptance or accession, this Agreement shall enter into force on the thirtieth day following the deposit of its instrument of ratification, approval, acceptance or accession, subject to paragraph 1 above.

3. For the purposes of paragraphs 1 and 2 above, any instrument deposited by a regional economic integration organization shall not be counted as additional to those deposited by the member States of that organization.

Article 69
Provisional application

1. This Agreement may be applied provisionally by a State or regional economic integration organization that consents to its provisional application by so notifying the depositary in writing at the time of signature or deposit of its instrument of ratification, approval, acceptance or accession. Such provisional application shall become effective from the date of receipt of the notification by the depositary.

2. Provisional application by a State or regional economic integration organization shall terminate upon the entry into force of this Agreement for that State or regional economic integration organization or upon notification by that State or regional economic integration organization to the depositary in writing of its intention to terminate its provisional application.

Article 70
Reservations and exceptions

No reservations or exceptions may be made to this Agreement, unless expressly permitted by other articles of this Agreement.

Article 71
Declarations and statements

Article 70 does not preclude a State or regional economic integration organization, when signing, ratifying, approving, accepting or acceding to this Agreement, from making declarations or statements, however phrased or named, with a view, inter alia, to the harmonization of its laws and regulations with the provisions of this Agreement, provided that such declarations or statements do not purport to exclude or to modify the legal effect of the provisions of this Agreement in their application to that State or regional economic integration organization.

Article 72
Amendment

1. A Party may, by written communication addressed to the secretariat, propose amendments to this Agreement. The secretariat shall circulate such a communication to all

Parties. If, within six months from the date of the circulation of the communication, not less than one half of the Parties reply favourably to the request, the proposed amendment shall be considered at the following meeting of the Conference of the Parties.

2. An amendment to this Agreement adopted in accordance with article 47 shall be communicated by the depositary to all Parties for ratification, approval or acceptance.

3. Amendments to this Agreement shall enter into force for the Parties ratifying, approving or accepting them on the thirtieth day following the deposit of instruments of ratification, approval or acceptance by two thirds of the number of Parties to this Agreement as at the time of adoption of the amendment. Thereafter, for each Party depositing its instrument of ratification, approval or acceptance of an amendment after the deposit of the required number of such instruments, the amendment shall enter into force on the thirtieth day following the deposit of its instrument of ratification, approval or acceptance.

4. An amendment may provide, at the time of its adoption, that a smaller or larger number of ratifications, approvals or acceptances shall be required for its entry into force than required under this article.

5. For the purposes of paragraphs 3 and 4 above, any instrument deposited by a regional economic integration organization shall not be counted as additional to those deposited by the member States of that organization.

6. A State or regional economic integration organization that becomes a Party to this Agreement after the entry into force of amendments in accordance with paragraph 3 above shall, failing an expression of a different intention by that State or regional economic integration organization:

(a) Be considered as a Party to this Agreement as so amended;

(b) Be considered as a Party to the unamended Agreement in relation to any Party not bound by the amendment.

Article 73
Denunciation

1. A Party may, by written notification addressed to the Secretary-General of the United Nations, denounce this Agreement and may indicate its reasons. Failure to indicate reasons shall not affect the validity of the denunciation. The denunciation shall take effect one year after the date of receipt of the notification, unless the notification specifies a later date.

2. The denunciation shall not in any way affect the duty of any Party to fulfil any obligation embodied in this Agreement to which it would be subject under international law independently of this Agreement.

Article 74
Annexes

1. The annexes form an integral part of this Agreement and, unless expressly provided otherwise, a reference to this Agreement or to one of its parts includes a reference to the annexes relating thereto.

2. The provisions of article 72 relating to the amendment of this Agreement shall also apply to the proposal, adoption and entry into force of a new annex to the Agreement.

3. Any Party may propose an amendment to any annex to this Agreement for consideration at the next meeting of the Conference of the Parties. The annexes may be amended by the Conference of the Parties. Notwithstanding the provisions of article 72, the following provisions shall apply in relation to amendments to annexes to this Agreement:

(a) The text of the proposed amendment shall be communicated to the secretariat at least 150 days before the meeting. The secretariat shall, upon receiving the text of the proposed amendment, communicate it to the Parties. The secretariat shall consult relevant subsidiary bodies, as required, and shall communicate any response to all Parties not later than 30 days before the meeting;

(b) Amendments adopted at a meeting shall enter into force 180 days after the close of that meeting for all Parties, except those that make an objection in accordance with paragraph 4 below.

4. During the period of 180 days provided for in paragraph 3 (b) above, any Party may, by notification in writing to the depositary, make an objection with respect to the amendment. Such objection may be withdrawn at any time by written notification to the depositary and, thereupon, the amendment to the annex shall enter into force for that Party on the thirtieth day after the date of withdrawal of the objection.

Article 75
Depositary

The Secretary-General of the United Nations shall be the depositary of this Agreement and any amendments or revisions thereto.

Article 76
Authentic texts

The Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts of this Agreement are equally authentic.

ANNEX I

Indicative criteria for identification of areas

(a) Uniqueness;

(b) Rarity;

(c) Special importance for the life history stages of species;

(d) Special importance of the species found therein;

(e) The importance for threatened, endangered or declining species or habitats;

(f) Vulnerability, including to climate change and ocean acidification;

(g) Fragility;

(h) Sensitivity;

(i) Biological diversity and productivity;

(j) Representativeness;

(k) Dependency;

(l) Naturalness;

(m) Ecological connectivity;

(n) Important ecological processes occurring therein;

(o) Economic and social factors;

(p) Cultural factors;

(q) Cumulative and transboundary impacts;

(r) Slow recovery and resilience;

(s) Adequacy and viability;

(t) Replication;

(u) Sustainability of reproduction;

(v) Existence of conservation and management measures.

ANNEX II

Types of capacity-building and of the transfer of marine technology

Under this Agreement, capacity-building and transfer of marine technology initiatives may include but are not limited to:

(a) The sharing of relevant data, information, knowledge and research, in user-friendly formats, including:

(i) The sharing of marine scientific and technological knowledge;

(ii) The exchange of information on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction;

(iii) The sharing of research and development results;

(b) Information dissemination and awareness-raising, including with regard to:

(i) Marine scientific research, marine sciences and related marine operations and services;

(ii) Environmental and biological information collected through research conducted in areas beyond national jurisdiction;

(iii) Relevant traditional knowledge in line with the free, prior and informed consent of the holders of such knowledge;

(iv) Stressors on the ocean that affect marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, including the adverse effects of climate change, such as warming and ocean deoxygenation, as well as ocean acidification;

(v) Measures such as area-based management tools, including marine protected areas;

(vi) Environmental impact assessments;

(c) The development and strengthening of relevant infrastructure, including equipment, such as:

(i) The development and establishment of necessary infrastructure;

(ii) The provision of technology, including sampling and methodology equipment (e.g., for water, geological, biological or chemical samples);

(iii) The acquisition of the equipment necessary to support and further develop research and development capabilities, including in data management, in the context of activities with respect to marine genetic resources and digital sequence information on marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction, measures such as area-based management tools, including marine protected areas, and the conduct of environmental impact assessments;

(d) The development and strengthening of institutional capacity and national regulatory frameworks or mechanisms, including:

(i) Governance, policy and legal frameworks and mechanisms;

(ii) Assistance in the development, implementation and enforcement of national legislative, administrative or policy measures, including associated regulatory, scientific and technical requirements at the national, subregional or regional level;

(iii) Technical support for the implementation of the provisions of this Agreement, including for data monitoring and reporting;

(iv) Capacity to translate information and data into effective and efficient policies, including by facilitating access to and the acquisition of knowledge necessary to inform decision makers in developing States Parties;

(v) The establishment or strengthening of the institutional capacities of relevant national and regional organizations and institutions;

(vi) The establishment of national and regional scientific centres, including as data repositories;

(vii) The development of regional centres of excellence;

(viii) The development of regional centres for skills development;

(ix) Increasing cooperative links between regional institutions, for example, North-South and South-South collaboration and collaboration among regional seas organizations and regional fisheries management organizations;

(e) The development and strengthening of human and financial management resource capabilities and of technical expertise through exchanges, research collaboration, technical support, education and training and the transfer of marine technology, such as:

(i) Collaboration and cooperation in marine science, including through data collection, technical exchange, scientific research projects and programmes, and the development of joint scientific research projects in cooperation with institutions in developing States;

(ii) Education and training in:

a. The natural and social sciences, both basic and applied, to develop scientific and research capacity;

b. Technology, and the application of marine science and technology, to develop scientific and research capacities;

c. Policy and governance;

d. The relevance and application of traditional knowledge;

(iii) The exchange of experts, including experts on traditional knowledge;

(iv) The provision of funding for the development of human resources and technical expertise, including through:

a. The provision of scholarships or other grants for representatives of small island developing States Parties in workshops, training programmes or other relevant programmes to develop their specific capacities;

b. The provision of financial and technical expertise and resources, in particular for small island developing States, concerning environmental impact assessments;

(v) The establishment of a networking mechanism among trained human resources;

(f) The development and sharing of manuals, guidelines and standards, including:

(i) Criteria and reference materials;

(ii) Technology standards and rules;

(iii) A repository for manuals and relevant information to share knowledge and capacity on how to conduct environmental impact assessments, lessons learned and best practices;

(g) The development of technical, scientific and research and development programmes, including biotechnological research activities.

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正をここに公布する。

御名御璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十四号

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正

議定書第六条を同条1とし、同条に次の2を加える。

2　1の規定にかかわらず、附属書一の規定に基づく処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出については、関係国が協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、これを行うことができる。当該協定又は当該取決めには、次の事項を含める。当該協定を締結し、又は当該取決めを行っている締約国は、機関にその旨を通報する。

2.1　輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分であって、この議定書その他の適用可能な国際法に適合したもの

2.2　非締約国に輸出する場合には、少なくともこの議定書と同等の規定（附属書二の規定に適合する許可の付与及び許可の条件に関する規定を含む。）であって、当該協定又は当該取決めが、海洋環境を保護し、及び保全するためのこの議定書に基づく締約国の義務に違反しないことを確保するためのもの

外務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

環境大臣　石原　宏高

内閣総理大臣　高市　早苗

（右条約の英文）

2009 AMENDMENT TO THE 1996 PROTOCOL TO THE CONVENTION ON THE PREVENTION OF MARINE POLLUTION BY DUMPING OF WASTES AND OTHER MATTER, 1972

Amendment to article 6 of the London Protocol

Add "1" before: Contracting Parties shall not allow the export of wastes or other matter to other countries for dumping or incineration at sea.

Add a new paragraph 2 as follows:

"2　Notwithstanding paragraph 1, the export of carbon dioxide streams for disposal in accordance with annex 1 may occur, provided that an agreement or arrangement has been entered into by the countries concerned. Such an agreement or arrangement shall include:

.1　confirmation and allocation of permitting responsibilities between the exporting and receiving countries, consistent with the provisions of this Protocol and other applicable international law; and

.2　in the case of export to non-Contracting Parties, provisions at a minimum equivalent to those contained in this Protocol, including those relating to the issuance of permits and permit conditions for complying with the provisions of annex 2, to ensure that the agreement or arrangement does not derogate from the obligations of Contracting Parties under this Protocol to protect and preserve the marine environment.

A Contracting Party entering into such an agreement or arrangement shall notify it to the Organization."

省令

○外務省令第十五号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 単位	［略］	ブルガリア	［略］
			ユーロ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		35	
3	一般入国査証		18	
4	数次入国査証		37	
5	通過査証		4	
6	再入国の許可の有効期間の延長		18	
7	難民旅行証明書の有効期間の延長		15	
8	国籍証明		27	
9	在留証明		7	
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		7	
11	職業証明		12	
12	翻訳証明		27	
13	署名又は印章の証明			
	イ．官公署に係るもの		28	
	ロ．その他のもの		10	
14	遺骨証明		15	
15	原産地証明		27	
16	日本品の外国輸入証明		23	
17	船内遺留品目録証明		6	
18	航行報告証明		8	
19	第8号から前号までに掲げるもの以外の証明		13	

改正前

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 単位	［同上］	ブルガリア	［同上］
			レヴ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		69	
3	一般入国査証		36	
4	数次入国査証		72	
5	通過査証		8	
6	再入国の許可の有効期間の延長		36	
7	難民旅行証明書の有効期間の延長		30	
8	国籍証明		53	
9	在留証明		14	
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		14	
11	職業証明		24	
12	翻訳証明		53	
13	署名又は印章の証明			
	イ．官公署に係るもの		54	
	ロ．その他のもの		20	
14	遺骨証明		30	
15	原産地証明		53	
16	日本品の外国輸入証明		46	
17	船内遺留品目録証明		11	
18	航行報告証明		16	
19	第8号から前号までに掲げるもの以外の証明		25	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

２　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／国又は地別	単位	［略］	ブルガリア	［略］
			ユーロ	
一般入国査証			5	
数次入国査証			5	
通過査証			1	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／国又は地別	単位	［同上］	ブルガリア	［同上］
			レヴ	
一般入国査証			10	
数次入国査証			10	
通過査証			1	

○外務省令第十六号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までの規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別表） ［略］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第1項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請） ［略］ ブルガリア / ユーロ / 100 / 137 / 98 / 134 / 69 / 106 / 67 / 104 / 39 ［略］ ［略］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請かつ未交付失効） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第2項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第1項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第2項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第4号及び政令第5条第1項第4号に規定する手数料（渡航先追加） / 法第20条第1項第5号及び政令第5条第1項第5号に規定する手数料（渡航書） ［略］ ブルガリア / ユーロ / 75 / 36 / 73 / 39 / 75 / 36 / 73 / 10 / 15 ［略］	（別表） ［同上］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第1項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請） ［同上］ ブルガリア / レヴ / 196 / 269 / 192 / 264 / 136 / 208 / 131 / 204 / 76 ［同上］ ［同上］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請かつ未交付失効） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第2項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第1項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第2項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第4号及び政令第5条第1項第4号に規定する手数料（渡航先追加） / 法第20条第1項第5号及び政令第5条第1項第5号に規定する手数料（渡航書） ［同上］ ブルガリア / レヴ / 148 / 71 / 143 / 76 / 148 / 71 / 143 / 19 / 30 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百二十二号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設立の認可の申請）	（設立の認可の申請）
第三条　法第十二条第一項又は第十四条第二項の規定による健康保険組合の設立の認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第十四条第二項の規定による健康保険組合の設立の認可の申請にあっては、第五号の書類は、添付することを要しない。	**第三条**　法第十二条第一項又は第十四条第二項の規定による健康保険組合の設立の認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第十四条第二項の規定による健康保険組合の設立の認可の申請にあっては、第五号の書類は、添付することを要しない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　一般保険料率、介護保険料率及び子ども・子育て支援金率	三　一般保険料率及び介護保険料率
四・五　（略）	四・五　（略）
2　（略）	2　（略）
（合併の認可の申請）	（合併の認可の申請）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　合併により健康保険組合が設立される場合にあっては、その健康保険組合の規約、一般保険料率、介護保険料率及び子ども・子育て支援金率並びに初年度の収入支出の予算	三　合併により健康保険組合が設立される場合にあっては、その健康保険組合の規約、一般保険料率及び介護保険料率並びに初年度の収入支出の予算
3　（略）	3　（略）
（分割の認可の申請）	（分割の認可の申請）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　分割により設立される健康保険組合の規約、一般保険料率、介護保険料率及び子ども・子育て支援金率並びに初年度の収入支出の予算	四　分割により設立される健康保険組合の規約、一般保険料率及び介護保険料率並びに初年度の収入支出の予算
3　（略）	3　（略）
（子ども・子育て支援金率に関する通知事項）	（新設）
第百三十五条の十五　法第百六十条の二第二項の規定による子ども・子育て支援金率の通知は、法第百六十条第十七項に掲げる事項と併せて通知することとする。	
（保険料等の納入告知）	（保険料等の納入告知）
第百三十六条　保険者は、保険料その他法の規定による徴収金（任意継続被保険者が法第百六十四条第一項又は第百六十五条第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額	**第百三十六条**　保険者は、保険料その他法の規定による徴収金（任意継続被保険者が法第百六十四条第一項又は第百六十五条第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額

（一般保険料等額については、その内訳として、基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百六十条第十五項の基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同条第十四項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）並びに子ども・子育て支援金額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百六十条の二第一項の子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

（概算日雇拠出金）

第百五十条　法第百七十五条の厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、当該年度の予算における日雇特例被保険者に係る健康保険事業（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する事業を含む。以下同じ。）についての予定額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）のうち、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を控除した額とする。

一　（略）

二　前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金

三～八　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後

（保険料等の納入告知）

第百六十四条　協会は、保険料その他法の規定による徴収金（疾病任意継続被保険者が法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額（一般保険料等額については、その内訳として、疾病保険料額（基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百二十一条第十項の基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）を合算した額）及び災害保健福祉保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百二十二条の災害保健福祉保険料率を乗じて得た金額をいう。）並びに子ども・子育て支援金額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百二十二条の二第一項の子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

（一般保険料額については、その内訳として、基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百六十条第十二項の基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同条第十一項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

（概算日雇拠出金）

第百五十条　法第百七十五条の厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、当該年度の予算における日雇特例被保険者に係る健康保険事業（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に関する事業を含む。以下同じ。）についての予定額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）のうち、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を控除した額とする。

一　（略）

二　前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等

三～八　（略）

改　正　前

（保険料等の納入告知）

第百六十四条　協会は、保険料その他法の規定による徴収金（疾病任意継続被保険者が法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額（疾病保険料額については、その内訳として、基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百二十一条第十項の基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

（傍線部分は改正部分）

（全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（重要な会計方針の注記）	（重要な会計方針の注記）
第十五条　財務諸表には、財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。	**第十五条**　財務諸表には、財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　法第百六十条の三及び船保法第百二十四条の準備金の計上基準	五　法第百六十条の二及び船保法第百二十四条の準備金の計上基準
六・七　（略）	六・七　（略）
（資金の運用）	（資金の運用）
第二十三条　健康保険法施行令（次項において「令」という。）第一条の二第一号に規定する厚生労働大臣の指定する有価証券は、次に掲げる有価証券とする。	**第二十三条**　健康保険法施行令（次項において「令」という。）第一条第一号に規定する厚生労働大臣の指定する有価証券は、次に掲げる有価証券とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　（略）	2　（略）
（準備金）	（準備金）
第二十六条　協会の準備金（法第百六十条の三又は船保法第百二十四条の準備金をいう。次項及び第三項において同じ。）は、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。	**第二十六条**　協会の準備金（法第百六十条の二又は船保法第百二十四条の準備金をいう。次項及び第三項において同じ。）は、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
附　則	**附　則**
（準備金の算定の特例）	（準備金の算定の特例）
第六条　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第十四条第一号ロ中「準備金、積立金」とあるのは「積立金」と、第十五条第五号中「法第百六十条の三及び船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第二十四条」と、第二十六条第一項中「法第百六十条の三又は船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第百二十四条」とする。	**第六条**　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第十四条第一号ロ中「準備金、積立金」とあるのは「積立金」と、第十五条第五号中「法第百六十条の二及び船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第二十四条」と、第二十六条第一項中「法第百六十条の二又は船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第百二十四条」とする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省
環境省令第三号
経済産業省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号及び第二十八条第二項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令

（ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令の一部改正）

第一条　ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

（ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令の一部改正）

第二条　ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号から第七号までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条から第十条までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

（ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部改正）

第三条　ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号から第八号までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条から第十条までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年十二月十七日）から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三百三十一号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十八日から適用する。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第四項（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条において準用する場合を含む。）の規定により保管する現金	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第四項の規定により保管する現金	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の容器、包装又は送り状にＰＦＯＩ等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、同令附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年十二月十七日）から施行する。

令和七年十二月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第１中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削る。

第２及び第３中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

その他告示

○外務省告示第四百六十号

日本国政府は、令和五年六月十九日にニューヨークで採択された「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」の加入書を令和七年十二月十二日に国際連合事務総長に寄託した。同協定は、その第六十八条１の規定に従い、令和八年一月十七日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同協定の加入書を寄託する際に、同協定の第十条１及び第七十条の規定に基づき、この協定が我が国について効力を生ずる前に採取され、又は生成された公海等の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用について、この協定の規定が適用されないよう、書面により除外を設けた。

同協定の締約国は、令和七年十二月九日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンティグア・バーブーダ、バハマ国、バングラデシュ人民共和国、バルバドス、ベルギー王国、ベリーズ、ボツワナ共和国、カーボベルデ共和国、カンボジア王国、チリ共和国、コンゴ共和国、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、ドミニカ国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギリシャ共和国、グレナダ、ギニアビサウ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、インドネシア共和国、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、モルディブ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モナコ公国、モロッコ王国、ノルウェー王国、パラオ共和国、パナマ共和国、フィリピン共和国、ポルトガル共和国、大韓民国、ルーマニア、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、スロベニア共和国、ソロモン諸島、スペイン王国、スリランカ民主社会主義共和国、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、東ティモール民主共和国、ツバル、ウルグアイ東方共和国、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国、欧州連合、パレスチナ※

※我が国は、国家として承認していない。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十一号

日本国政府は、平成二十一年十月三十日にロンドンにおいて採択された「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正」の受諾書を令和七年十二月十六日に国際海事機関事務局長に寄託した。なお、同改正の受諾書を寄託する際に、同議定書の第十四回締約国会議決議ＬＰ五⑭の２の規定に基づき、日本国政府は、令和八年一月十九日から同改正の効力発生までの間、同改正を暫定的に適用する旨の宣言を行った。

同改正が第二十一条３の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千九百七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年九月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年９月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第61173号	液状肥料	ほう素入り尿素複合液肥タマカサニーリック青	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第61174号	液状肥料	ほう素入り尿素複合液肥タマカサニーリック赤	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第61175号	液状肥料	ほう素入り複合液肥タマカサニーリック黄	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第61176号	液状肥料	ほう素入り尿素複合液肥タマカサニーリック園芸１号	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第69745号	液状肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合サニー液肥リーフ，G―１号（鉄・銅・亜鉛・モリブデン添加）	ミズホユーキ有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第69746号	液状肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合サニー液肥リーフ，G―２号（鉄・銅・亜鉛・モリブデン添加）	ミズホユーキ有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第72212号	化成肥料	多木有機入り化成855	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第72213号	化成肥料	多木有機入り化成30	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第72214号	化成肥料	多木有機入り化成新８	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第76344号	液状肥料	果樹液肥７号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
生第78700号	化成肥料	ことぶき有機入り666号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第81887号	化成肥料	グローエース特572	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第81895号	汚泥肥料	アーデン肥料	株式会社アーデン	長野県小諸市大字森山66番地１
生第88258号	液状肥料	海神	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
生第88259号	汚泥肥料	ゆうきいっぱい	鳥羽志勢広域連合	三重県志摩市磯部町迫間22番地
生第88260号	汚泥肥料	為五郎（ためごろう）	珠洲市	石川県珠洲市上戸町北方１字６番地の２
生第93511号	副産肥料	大阪合金副産りん酸肥料	株式会社大阪合金工業所	福井県福井市白方町第45号５番地９
生第93515号	化成肥料	光有機入り化成056号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93517号	化成肥料	苦土ほう素有機入り高度化成250	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第93520号	液状肥料	万田園芸有機入り液肥S001	万田発酵株式会社	広島県尾道市因島重井町5800番地の95
生第105536号	汚泥肥料	しのびの里　完熟肥料	株式会社いがぐり	三重県伊賀市川東字徳泉寺945番地１
生第105543号	化成肥料	くみあいアヅミン苦土有機入り化成S055	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105546号	汚泥肥料	汚泥発酵肥料１号	下妻地方食肉協同組合	茨城県下妻市二本紀1142番地
輸第13778号	副産肥料	りん酸骨球	トムソンコーポレーション株式会社	栃木県栃木市大平町土与215番地
輸第13779号	化成肥料	KM有機入り化成肥料T―10号	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地１

有効期間が令和10年９月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第66771号	液状肥料	有機入り液体複合肥料ガイピープロ	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第102832号	化成肥料	苦土有機入り化成280特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102833号	化成肥料	苦土有機入り化成280特号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
生第102834号	化成肥料	ボンデルエリートT	日本肥料株式会社	大阪府和泉市府中町三丁目３番５号
生第102840号	配合肥料	スイカ配合２号	旭肥料株式会社	東京都北区志茂三丁目22番１号
生第102844号	液状肥料	AGW有機入り亜りん酸液肥	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
生第102851号	化成肥料	たばこ用苦土・マンガン・ほう素入り化成60特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102853号	化成肥料	くみあい有機入り化成866	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102858号	化成肥料	くみあい尿素有機入り複合244	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102862号	化成肥料	くみあい有機入り複合新766	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第107563号	加工りん酸肥料	粒状苦土燐肥35	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第102841号	配合肥料	新潟軽量越一発200号	株式会社せいだ	新潟県新発田市大伝540番地の１
輸第102842号	配合肥料	新潟越一発722号	株式会社せいだ	新潟県新発田市大伝540番地の１

有効期間が令和10年９月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第85453号	化成肥料	有機入りペレット複合086	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第85458号	液状肥料	FAP―MX１号	株式会社シードマン	千葉県野田市中里710番地１
生第85465号	汚泥肥料	エコクリーンおしま	渡島西部広域事務組合	北海道松前郡福島町字三岳45番地の１
生第85467号	汚泥肥料	グリーンパワー　A	株式会社赤城オーガニック	群馬県前橋市富士見町赤城山405番地の２
生第85469号	汚泥肥料	春香（はるか）	新上五島町	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地１
生第91360号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料B11T号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第91361号	化成肥料	苦土有機入り化成020特号	新光ケミカル株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第91362号	化成肥料	苦土有機入り化成020特号	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第91371号	液状肥料	ライオン液肥645	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第91372号	液状肥料	西酵684	株式会社西日本酵素	熊本県合志市栄3415番地23
生第91373号	汚泥肥料	下水汚泥肥料１号	株式会社京都環境保全公社	京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地
生第91375号	汚泥肥料	環土源	八雲町バイオサイクル協同組合	北海道二海郡八雲町鉛川456番地２
生第91376号	水産副産物発酵肥料	海鮮ユーラップ	八雲町バイオサイクル協同組合	北海道二海郡八雲町鉛川456番地２
輸第12609号	配合肥料	有機入り配合肥料８―８―８	バイオアグロ株式会社	東京都世田谷区喜多見七丁目２番14号
輸第12610号	配合肥料	有機入り配合肥料８―７―６	バイオアグロ株式会社	東京都世田谷区喜多見七丁目２番14号
外第222号	副産動植物質肥料	ゼラチン分解液肥	山東雲涛有機肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市峡山区峡山街道済青高速峡山口向南1000米
			雲涛有機株式会社（国内管理人）	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の１

有効期間が令和13年９月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第37157号	化成肥料	有機、尿素入り化成肥料リボプラス８号	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第50058号	成形複合肥料	丸桑りんか粒状固形肥料６号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第69733号	化成肥料	高度複合500号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第69737号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安484	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第72218号	配合肥料	くみあい硝酸性窒素入り粒状複合S550号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第74153号	混合りん酸肥料	くみあい粒状熔りんケイカル40号	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第74168号	化成肥料	ひかり高度複合285号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第76336号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合燐加安S802	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第76337号	化成肥料	エーコープ複合硫加燐安268	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第76340号	化成肥料	ひかり高度402号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第76357号	硫酸苦土肥料	25硫酸マグネシウム肥料	有限会社シーサイド	岡山県玉野市胸上2721番地
生第78695号	加工りん酸肥料	20苦土重焼燐	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第81914号	配合肥料	ハイポニカ肥料４号	協和株式会社	大阪府高槻市下田部町１丁目１番５号
生第81915号	配合肥料	ハイポニカ肥料７号	協和株式会社	大阪府高槻市下田部町１丁目１番５号
生第88250号	混合りん酸肥料	BM苦土重焼燐・苦土石灰混合肥料	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町２番地の１
生第88261号	化成肥料	高度化成肥料Cu013号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第93528号	配合肥料	HCI配合３号	林化学工業株式会社	滋賀県栗東市手原六丁目200番地１
生第105537号	化成肥料	有機入り化成H―16―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第105540号	化成肥料	高度化成A444号	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
生第105541号	化成肥料	高度化成444AN	株式会社手塚コーポレーション	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
生第105542号	化成肥料	高度化成AN444	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第4412号	化成肥料	化成肥料(14―14―14)	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第4413号	化成肥料	化成肥料(15―15―15)	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第4414号	化成肥料	化成肥料(16―16―16)	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

輸第13780号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニアSTL	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13781号	硫酸アンモニア	20.8硫酸アンモニアSTL	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13782号	化成肥料	有機入り化成肥料８―６―５―３	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第13783号	化成肥料	有機入り化成肥料20―15―15	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第13785号	化成肥料	苦土・MB有機入り高度化成肥料　403	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第13786号	化成肥料	化成H―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
輸第105538号	配合肥料	JKC麦用一発肥料500号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第105544号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土肥料１号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が令和13年９月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第66739号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安804号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第66775号	化成肥料	複合硫加燐安086	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第102845号	配合肥料	BB水稲基肥一発044号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第102847号	化成肥料	ユニバーサル化成444	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
生第102856号	化成肥料	くみあい有機入り化成エコS７号H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

有効期間が令和13年９月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第91363号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里エコロング413―40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91364号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里エコロング413―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91365号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里エコロング413―100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91366号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里エコロング413―140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91367号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里マイクロロングトータル280―40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91368号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里マイクロロングトータル280―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91369号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里マイクロロングトータル280―100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千九百八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　生産業者の住所の変更

登録番号　生第103968号、生第104290号

変更前　東京都江戸川区一之江七丁目35番22号

変更後　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番12号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第81022号

変更前　ドクターグリーン

変更後　野菜祭り

○農林水産省告示第千九百九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第102884号	化成肥料	PK15―15	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

官　報　告

国　家　試　験

令和７年度情報処理技術者試験合格者

令和７年度情報処理技術者試験（10月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和７年11月20日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和７年12月17日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP2059002 IP241018VJ IP24101CV7 IP24101NQ3 IP24102F75 IP24102HS6 IP24102U1P IP24102VVF IP241047C7 IP24104JPF IP24105SWT IP24106HX8 IP241077RP IP24107DMJ IP24107M4N IP24107Q2D IP24108GG3 IP24108GQM IP24108P8E IP24108URJ
IP24108YVE IP24109TQ1 IP2410ATU4 IP2410AYB1 IP2410BW1E IP2410C3F9 IP2410EZS3 IP2410GJ2Z IP2410GM5U IP2410H1BN IP2410H3Y2 IP2410H6FT IP2410J8MG IP2410M95H IP2410MB1Y IP2410NJ5N IP2410NYH5 IP2410P58X IP2410PDH9 IP2410Q546
IP2410Q8BS IP2410S269 IP2410S4M8 IP2410SQ75 IP2410T217 IP2410TH6S IP2410U819 IP2410V1GU IP2410V71A IP2410V7Z4 IP2410VH1B IP2410W829 IP2410XE41 IP2410YZ44 IP2410ZB87 IP2411164Z IP241116J9 IP24111CXJ IP24111PDY IP24112F7D
IP24112VCM IP24113XG9 IP24113ZG8 IP24114A92 IP24116PFG IP24116PYA IP24116YWA IP241172HC IP24117BPX IP24117CWE IP24117X5R IP24118M1C IP24118PAY IP241197JP IP24119G8N IP24119GUE IP2411ABZ5 IP2411B3TV IP2411BH64 IP2411BQ5P
IP2411FS3Q IP2411FWQ4 IP2411HZ5A IP2411MY62 IP2411NQA1 IP2411PAS3 IP2411Q2CH IP2411RF7Y IP2411TVC1 IP2411VUM1 IP2411YT4U IP24122RE7 IP24123AYX IP24124A7B IP24126DQU IP24126NHV IP24128PHJ IP2412BU7N IP2412FJ1M IP2412H7PX
IP2412MT19 IP2412N1NU IP2412P2NW IP2412PAP5 IP2412Q1NM IP2412RJ9V IP2412SR3F IP2412V43S IP2412XEU7 IP2412Y2NA IP2412ZM4C IP2501175T IP25011XEJ IP250154TA IP250184VS IP25018NBD IP2501A8H9 IP2501C6QT IP2501F32G IP2501G4J1
IP2501M8VZ IP2501PP9B IP2501R39M IP2501V8SD IP2501WQ9R IP25021A69 IP25021FWB IP25022CPT IP25023G3M IP25023VAH IP25024B6V IP25024NPC IP250254NP IP25025HXW IP25026MHD IP25026W8Q IP250278UY IP25027AZ1 IP25028U9U IP250295VV
IP25029G5U IP2502GJ14 IP2502M77J IP2502N4UX IP2502NWA4 IP2502QA1P IP2502T7Y8 IP2502W1H1 IP2502Z2VF IP250338M2 IP25033UN5 IP250343FC IP25034AXW IP25034EAX IP25034EDV IP2503633H IP250368CM IP25036S3U IP25037SBV IP250381ZG
IP25039JEH IP2503C564 IP2503FJU6 IP2503H6TP IP2503N3F9 IP2503N48T IP2503Q5CG IP2503R1V2 IP2503SJ9V IP2503T94Y IP2503YY65 IP25041UCT IP250422NW IP2504244T IP2504BQY IP25043X7A IP25043X7H IP25043XS1 IP25044ABD IP25044FG9
IP25044RE3 IP250458HS IP25045GTX IP25045YQ8 IP25046NDX IP250473TN IP250479XV IP25047DAN IP25047YPG IP250487BT IP250499Z1 IP25049VAR IP2504AA7J IP2504B7Y2 IP2504D8V6 IP2504D9RJ IP2504E4AE IP2504E8N1 IP2504F5Y1 IP2504FM3G
IP2504JH57 IP2504MJB3 IP2504MM47 IP2504NF88 IP2504NQD6 IP2504Q1P4 IP2504QEQ4 IP2504R1A5 IP2504SJZ3 IP2504SU27 IP2504T546 IP2504V6UM IP2504WH5M IP2504WU91 IP2504WW15 IP2504XC55 IP2504XU32 IP2504Y1PE IP2504Z6PG IP2504Z9VH
IP25051E4H IP25051JTR IP25051MXG IP25051Q2G IP25052TPZ IP25052ZBR IP25053MJD IP25053QZ4 IP25053SDQ IP25054NP2 IP25055CJ8 IP25055EJ7 IP25055EZ3 IP250565SE IP25056C9P IP25056FPS IP25056H2X IP25056W2E IP2505725N IP25057MJU
IP25057S74 IP25057V6M IP250581Z9 IP25058E7R IP25058YCW IP250593J7 IP250593RX IP25059A5A IP25059UCJ IP2505B8ZU IP2505EY3G IP2505FNG6 IP2505HMW9 IP2505HZ3A IP2505JX62 IP2505M29E IP2505MB1C IP2505ND3A IP2505NX3U IP2505P1S9
IP2505Q523 IP2505R4F3 IP2505RCH6 IP2505SBW8 IP2505UW3A IP2505UX5Y IP2505V547 IP2505W8HC IP2505W97W IP2505WG3A IP2505Y24R IP2505YDQ8 IP2505Z3SS IP2505Z6BD IP2505ZU89 IP25061J3N IP25061MTC IP25061N1G IP25061WN4 IP25061ZSZ
IP250621YE IP250623Q4 IP25062DQX IP25062E5Z IP25062EW2 IP25062GNQ IP25062PZX IP25062SXZ IP25062UGT IP2506335A IP250635D9 IP250637HY IP250637QV IP25063CA2 IP25063PJP IP25063QA6 IP25063YHT IP250641AX IP250641HD IP250643PR
IP2506486A IP25064GY6 IP25064QTF IP25065V5E IP25065XDB IP250665GQ IP250667CJ IP25066D2M IP25066ECN IP25066GD8 IP25066HY1 IP25066VP9 IP250672MS IP250676AE IP250678E1 IP25067AGQ IP25067CQG IP25067S1X IP25067SR6 IP25068BHF
IP25068H5N IP25068HJ8 IP25068PJ9 IP250691DW IP250691NA IP25069GGT IP25069HZU IP25069SM9 IP25069TVD IP25069WN5 IP2506A2Y2 IP2506A8AB IP2506A97Q IP2506AJZ9 IP2506B36D IP2506B5D1 IP2506B6B5 IP2506C87F IP2506CV5Y IP2506D66Z
IP2506DJ8G IP2506E2YS IP2506E87M IP2506EA24 IP2506FQ9G IP2506GJ52 IP2506GZH4 IP2506H3SS IP2506H3Z9 IP2506H46A IP2506J2QX IP2506J4MR IP2506JD49 IP2506JJP3 IP2506JS1B IP2506JSS3 IP2506JZD3 IP2506M1C6 IP2506MRF1 IP2506MX3E
IP2506N29H IP2506NF9B IP2506P3E4 IP2506P6J8 IP2506PC96 IP2506Q4RC IP2506QNX1 IP2506RAS4 IP2506RT75 IP2506RVY6 IP2506S3S9 IP2506SA56 IP2506SJZ7 IP2506ST5A IP2506T22E IP2506T2XA IP2506V268 IP2506V8GF IP2506W44X IP2506WFT9
IP2506X7U7 IP2506XN7D IP2506Y8UW IP2506YV1B IP2506Z3AB IP250712EY IP250713B8 IP250714BZ IP250714ZJ IP250716EV IP250718NT IP250718V2 IP2507196X IP250719CH IP25071AF6 IP25071AQH IP25071AS7 IP25071ASA IP25071BTP IP25071EPQ
IP25071G6T IP25071GAH IP25071GFC IP25071JJ5 IP25071MXF IP25071P1A IP25071P81 IP25071PCE IP25071Q1S IP25071R94 IP25071SP4 IP25071SU1 IP25071TP4 IP25071UPH IP25071VFN IP25071W3R IP25071WT9 IP25071WW8 IP25071WXV IP25071XHQ
IP25071XVF IP25071XY3 IP25071YDX IP25071ZJY IP250722VC IP2507251D IP250728AR IP250729GD IP250729PA IP25072ADH IP25072ARS IP25072AUE IP25072AVX IP25072B72 IP25072CAB IP25072CGD IP25072F9G IP25072GF6 IP25072H5Z IP25072HS2
IP25072J9Y IP25072MW8 IP25072MWT IP25072MZ8 IP25072MZW IP25072N4Q IP25072N6D IP25072PCV IP25072QA9 IP25072RE6 IP25072RH4 IP25072RVV IP25072S96 IP25072SA4 IP25072T3F IP25072TFT IP25072VJF IP25072XHU IP25072YDS IP25072YRS
IP25072ZXQ IP250734ZB IP250736Q9 IP250737V8 IP250739A6 IP25073AYF IP25073BHN IP25073BW5 IP25073D1C IP25073DBP IP25073E8H IP25073ECM IP25073GNE IP25073HPZ IP25073HTZ IP25073J6N IP25073MBM IP25073NJM IP25073PHX IP25073QEP
IP25073RSJ IP25073S1M IP25073S3T IP25073SD7 IP25073V5B IP25073VUN IP25073VZV IP25073XGZ IP25073ZFZ IP250741ZG IP250742XA IP250742XW IP250743MQ IP250745WQ IP2507467T IP2507468F IP250746PM IP25074AXC IP25074AYJ IP25074DNG
IP25074DUC IP25074ERE IP25074FM9 IP25074G6S IP25074GXB IP25074HAA IP25074M4S IP25074M6N IP25074M8F IP25074MMQ IP25074PSA IP25074R9C IP25074RGG IP25074T1M IP25074UM8 IP25074VDX IP25074VMH IP25074VWC IP25074W6G IP25074WSQ
IP25074XBA IP25074XW2 IP25074Y6P IP25074Z4Z IP25074ZEJ IP250751EU IP2507523R IP250753HM IP250753UR IP250754T4 IP250755PM IP250755ZA IP250757VY IP250758HJ IP25075A1J IP25075AQF IP25075BGD IP25075BXQ IP25075D2U IP25075EVR
IP25075FGQ IP25075G9P IP25075HRG IP25075JDA IP25075JP1 IP25075JUH IP25075MCR IP25075NFU IP25075NNM IP25075NYS IP25075P5U IP25075PBE IP25075PHJ IP25075QUQ IP25075RRN IP25075VVR IP25075XFV IP25075YEM IP250761AP IP250761WB
IP250762SP IP250762XB IP250762Z8 IP250764W4 IP250765A2 IP250766BJ IP250766CM IP250766YB IP2507677D IP250769C4 IP25076APV IP25076AR6 IP25076CM6 IP25076CX6 IP25076DFJ IP25076DUZ IP25076EPG IP25076FAJ IP25076FY6 IP25076HJ5
IP25076MHB IP25076NQG IP25076PDF IP25076PHM IP25076PUG IP25076QDA IP25076QYV IP25076R7W IP25076R8Q IP25076T7E IP25076TJN IP25076TV9 IP25076UVT IP25076V3M IP25076W76 IP25076WE4 IP25076WM8 IP25076WYX IP25076Y7U IP25076Y9C
IP25076Z7C IP250771HE IP250772QE IP2507734F IP250774QM IP250775PH IP250775PU IP250776EA IP250776GF IP250778YD IP25077B6S IP25077CA9 IP25077EU8 IP25077EV6 IP25077FZM IP25077GV6 IP25077JB9 IP25077MPU IP25077NQ8 IP25077NYC
IP25077PV2 IP25077PZ1 IP25077QCX IP25077QPA IP25077TDU IP25077TNP IP25077TS7 IP25077UD3 IP25077UPW IP25077VNC IP25077WUC IP25077WZQ IP25077YN3 IP250783TZ IP250784EZ IP2507851G IP250785G3 IP250785RH IP250786S7 IP2507888M
IP25078AF7 IP25078CZ6 IP25078D3F IP25078EAC IP25078FZC IP25078GMX IP25078JYU IP25078MF1 IP25078MSU IP25078MUZ IP25078NBZ IP25078NGS IP25078QAZ IP25078S39 IP25078S3X IP25078SSS IP25078T42 IP25078T75 IP25078TWS IP25078US5
IP25078VAB IP25078XS7 IP25078YPA IP25078YSA IP250793RV IP2507944E IP250794CS IP250794F5 IP250795DH IP250796EW IP250796XA IP250796YW IP250797ND IP250797PG IP250797T4 IP250798AW IP250798UV IP250799DM IP25079ACX IP25079BSV
IP25079CDX IP25079CR7 IP25079DQV IP25079EFY IP25079EWG IP25079G1E IP25079GDQ IP25079HM1 IP25079HRX IP25079JEA IP25079JHY IP25079QAJ IP25079QC7 IP25079QHQ IP25079R29 IP25079R6S IP25079RFZ IP25079T6V IP25079TSF IP25079UB9
IP25079UPH IP25079V6F IP25079W47 IP25079X8M IP25079Y7T IP25079ZW6 IP2507A18A IP2507A2Y4 IP2507A4JS IP2507A5RM IP2507A6NR IP2507A6PU IP2507A85W IP2507A8EJ IP2507A8GC IP2507AA4H IP2507AGF6 IP2507AH5J IP2507AH7T IP2507AJ99
IP2507AJ9V IP2507AV3B IP2507AWM2 IP2507AXA5 IP2507AXB5 IP2507AXJ8 IP2507B1G1 IP2507B1MG IP2507B237 IP2507B2AH IP2507B4QG IP2507B5Q6 IP2507B5TJ IP2507B6A5 IP2507B7QB IP2507B7UW IP2507B8C4 IP2507B8EV IP2507BA96 IP2507BJ23
IP2507BM1R IP2507BN56 IP2507BWM3 IP2507C119 IP2507C1TD IP2507C2GF IP2507C4PF IP2507C4V8 IP2507C67M IP2507CES4 IP2507CFM4 IP2507CG4W IP2507CP6B IP2507CPC4 IP2507CV3S IP2507CWP8 IP2507D1DS IP2507D1HU IP2507D33S IP2507D3MZ
IP2507D3UA IP2507D44H IP2507D575 IP2507D68T IP2507D6QC IP2507D6RD IP2507D974 IP2507DC5G IP2507DCC8 IP2507DEP9 IP2507DF58 IP2507DFC6 IP2507DG3C IP2507DJ14 IP2507DNH4 IP2507DP4J IP2507DPN2 IP2507DSQ2 IP2507DY69 IP2507E1B9
IP2507E2Q6 IP2507E4DP IP2507E5F3 IP2507E5TZ IP2507E6C7 IP2507E6YU IP2507E7GE IP2507E8DE IP2507E99Y IP2507E9FH IP2507EB1R IP2507ECZ7 IP2507ED4U IP2507EU8A IP2507EYV7 IP2507F1BF IP2507F1CR IP2507F1QE IP2507F1RT IP2507F3RN
IP2507F3Z3 IP2507F44V IP2507F4M8 IP2507F5C3 IP2507F6FR IP2507F7B5 IP2507F7UU IP2507F95S IP2507F9DG IP2507F9VV IP2507FE5M IP2507FE9F IP2507FG1E IP2507FJ51 IP2507FM64 IP2507FPD8 IP2507FU5P IP2507FXS7 IP2507FXS8 IP2507FY3S
IP2507FY63 IP2507G1FX IP2507G1M8 IP2507G1XX IP2507G22E IP2507G2BF IP2507G2DJ IP2507G2N5 IP2507G3CW IP2507G63Q IP2507G6GQ IP2507G7PY IP2507G9FZ IP2507G9TN IP2507GB4T IP2507GB8D IP2507GD67 IP2507GF5X IP2507GG4W IP2507GHU9

IP2507GJ97 IP2507GMQ1 IP2507GSG3 IP2507GT1Q IP2507GV4J IP2507GW27 IP2507H1EV IP2507H1JY IP2507H3GG IP2507H499 IP2507H6Z6 IP2507H71V IP2507H8E9 IP2507H8WP IP2507H95W IP2507HA84 IP2507HQ3G IP2507HR3S IP2507HRN6 IP2507HS1H
IP2507HSY9 IP2507HT5A IP2507HY12 IP2507J1MR IP2507J2A8 IP2507J3FE IP2507J45V IP2507J4AU IP2507J4G6 IP2507J4XC IP2507J594 IP2507J5Q9 IP2507J5US IP2507J6ZT IP2507J7QT IP2507J7VU IP2507J819 IP2507J9D3 IP2507J9RP IP2507JB73
IP2507JMV6 IP2507JR6Y IP2507JV7P IP2507JW21 IP2507M2TU IP2507M31V IP2507M42S IP2507M4UV IP2507M4XC IP2507M7VS IP2507MF1T IP2507MQV8 IP2507MXH5 IP2507MY3Q IP2507N11N IP2507N15S IP2507N1MR IP2507N1RW IP2507N36W IP2507N3MS
IP2507N498 IP2507N4NA IP2507N4SJ IP2507N5D9 IP2507N5HM IP2507N66V IP2507N6TW IP2507N799 IP2507N8JP IP2507ND27 IP2507NJU9 IP2507NVD8 IP2507NX4U IP2507NY73 IP2507NZ7Z IP2507P1JM IP2507P2HX IP2507P49J IP2507P4GS IP2507P56X
IP2507P7B3 IP2507P7F6 IP2507P7RQ IP2507P91V IP2507P9DM IP2507P9HY IP2507PC8W IP2507PP2F IP2507PRM7 IP2507PS58 IP2507PSF3 IP2507PYP6 IP2507PZP3 IP2507Q1EB IP2507Q1EU IP2507Q1P4 IP2507Q1ZA IP2507Q22D IP2507Q32A IP2507Q4DU
IP2507Q4Y4 IP2507Q5AY IP2507Q6QU IP2507Q7U2 IP2507Q9GT IP2507Q9MB IP2507Q9WW IP2507QGD1 IP2507QHJ9 IP2507QQM7 IP2507QUJ7 IP2507QVH9 IP2507QZM7 IP2507R1BS IP2507R2XG IP2507R34B IP2507R3G1 IP2507R46P IP2507R5N9 IP2507R6VM
IP2507R7QY IP2507RA6H IP2507RB4E IP2507RC78 IP2507RDN9 IP2507REY8 IP2507RGU8 IP2507RH6V IP2507RJR9 IP2507RN4B IP2507RQ61 IP2507RQ76 IP2507RS12 IP2507RS24 IP2507RU5W IP2507RW4S IP2507RW7V IP2507S1QW IP2507S295 IP2507S4Q7
IP2507S93T IP2507S9TW IP2507S9UC IP2507SF8X IP2507SH46 IP2507SM1Z IP2507SPS1 IP2507SQ81 IP2507SQA8 IP2507SR97 IP2507ST6U IP2507SVC8 IP2507SW49 IP2507SZ3F IP2507T1JV IP2507T7Z5 IP2507T8B2 IP2507T96E IP2507T97N IP2507TAA5
IP2507TD7F IP2507TF8N IP2507TPN3 IP2507TT7Y IP2507U2T7 IP2507U3T8 IP2507U6RF IP2507U7DC IP2507U8CR IP2507U8GN IP2507U91H IP2507U98Q IP2507UA24 IP2507UD86 IP2507UF3U IP2507UF3W IP2507UG8T IP2507UH28 IP2507UM6G IP2507UND9
IP2507UQU1 IP2507UW5N IP2507UWZ5 IP2507UXT3 IP2507UY94 IP2507V1EJ IP2507V1SG IP2507V2M1 IP2507V2YJ IP2507V5ZZ IP2507V6ZH IP2507V7EV IP2507V7GQ IP2507V932 IP2507V9E5 IP2507V9FS IP2507V9QX IP2507VA11 IP2507VB3A IP2507VF2E
IP2507VQ1A IP2507VSX7 IP2507VUP1 IP2507VV55 IP2507VVU4 IP2507VW2G IP2507VZJ8 IP2507W26A IP2507W26P IP2507W5GH IP2507W623 IP2507W6SZ IP2507W8UG IP2507W9AW IP2507W9HF IP2507W9W6 IP2507WCF9 IP2507WCY2 IP2507WD5Q IP2507WMJ9
IP2507WQ1Q IP2507WR12 IP2507WX5Z IP2507X1VZ IP2507X5N6 IP2507X6H2 IP2507X84M IP2507X8SN IP2507XG71 IP2507XGU9 IP2507XN8J IP2507XP71 IP2507XTU4 IP2507XY67 IP2507XYY3 IP2507Y122 IP2507Y12J IP2507Y2A5 IP2507Y3MU IP2507Y4PR
IP2507Y57Q IP2507Y5GV IP2507Y6C6 IP2507Y7EF IP2507Y8N1 IP2507Y9F9 IP2507YG52 IP2507YH3A IP2507YMS1 IP2507YN7B IP2507YP99 IP2507YPJ9 IP2507YR8H IP2507YX7G IP2507YXR1 IP2507YXV3 IP2507Z1UY IP2507Z5Y9 IP2507Z6FW IP2507Z9GN
IP2507Z9XH IP2507ZCX4 IP2507ZDU4 IP2507ZEW5 IP2507ZMF3 IP2507ZP6C IP2507ZT3C IP2507ZWQ5 IP2507ZYV2 IP2507ZZ9T IP250811T4 IP250811X8 IP2508126H IP250812PB IP250812RG IP250812WQ IP250812WS IP2508136J IP250814CT IP250814VN
IP250815DE IP250815YT IP250816EW IP250816GA IP2508176Z IP250817E6 IP250817GJ IP250817TT IP2508189J IP250818F6 IP250818MU IP250818VW IP2508197G IP250819G3 IP250819HN IP25081A9T IP25081AAF IP25081AQN IP25081ART IP25081B4R
IP25081BCB IP25081BM4 IP25081BQM IP25081BR6 IP25081BUV IP25081C38 IP25081CBS IP25081CJ7 IP25081CSG IP25081D41 IP25081E3C IP25081E5Q IP25081E9N IP25081EAU IP25081EFB IP25081EGA IP25081EHJ IP25081EWU IP25081EWY IP25081FA8
IP25081FCZ IP25081FJ9 IP25081G8R IP25081GPY IP25081GSU IP25081GU6 IP25081GUZ IP25081H2Y IP25081HCN IP25081HG7 IP25081HSQ IP25081J6A IP25081JTE IP25081JWD IP25081MN9 IP25081N1Z IP25081NPU IP25081NQH IP25081P8T IP25081PBJ
IP25081QAJ IP25081QBU IP25081QNC IP25081QWW IP25081REF IP25081RPB IP25081RV6 IP25081RVV IP25081SDX IP25081SJB IP25081SS3 IP25081SSD IP25081T3V IP25081T8V IP25081TB6 IP25081TN5 IP25081TZ2 IP25081U6U IP25081UBX IP25081UQC
IP25081USZ IP25081UZD IP25081V5Q IP25081VF3 IP25081VJV IP25081VMZ IP25081VU2 IP25081WGJ IP25081WMM IP25081X18 IP25081X3P IP25081XEG IP25081XMH IP25081XQ7 IP25081XS5 IP25081XY3 IP25081XZJ IP25081YA2 IP25081YPZ IP25081YQQ
IP25081YXA IP25081YZ1 IP25081Z88 IP25081ZAQ IP25081ZFQ IP25081ZJF IP25081ZUD IP2508215U IP2508227G IP2508228J IP250822JM IP250823DY IP250823EY IP250823GD IP250823T6 IP250824DD IP250824Y9 IP250825MR IP250825NX IP250825TC
IP250826AX IP250826ZT IP250827FY IP250828PU IP2508296V IP250829C3 IP250829FZ IP250829UU IP25082A8F IP25082AAZ IP25082AV5 IP25082AWX IP25082BWZ IP25082C71 IP25082CVE IP25082CXP IP25082CY4 IP25082DAD IP25082DQS IP25082DR5
IP25082DVT IP25082EC3 IP25082EG2 IP25082F4G IP25082FHJ IP25082FJN IP25082FYE IP25082G2T IP25082G4N IP25082GBH IP25082GHE IP25082GHS IP25082H8B IP25082HH1 IP25082HJQ IP25082HV1 IP25082J1U IP25082JMA IP25082JTX IP25082JV8
IP25082M1Y IP25082M4C IP25082M6P IP25082MAN IP25082MCG IP25082MMF IP25082N21 IP25082NEJ IP25082NRF IP25082NRR IP25082PMD IP25082PMW IP25082PVD IP25082Q6R IP25082QCU IP25082QCW IP25082QPJ IP25082QWB IP25082RHE IP25082RUQ
IP25082SJZ IP25082SM9 IP25082SRH IP25082SVU IP25082SWV IP25082T3A IP25082TCF IP25082TY4 IP25082U9N IP25082UCD IP25082UCJ IP25082UCY IP25082UMP IP25082USC IP25082UZP IP25082V2P IP25082VBC IP25082W2A IP25082W9X IP25082WB6
IP25082WH9 IP25082X4T IP25082X68 IP25082XMM IP25082XR3 IP25082XRD IP25082XS2 IP25082XXC IP25082YEU IP25082YH8 IP25082YJ4 IP25082YJ5 IP25082YNY IP25082ZCQ IP25082ZDZ IP25082ZMW IP250831XW IP2508324R IP250832GN IP250832JA
IP250832ZS IP250833D2 IP250833EX IP250833MJ IP250833RG IP250833U8 IP2508341T IP250834BB IP250834UQ IP250835AC IP250835H2 IP250835MV IP250835U8 IP250836EA IP2508375Y IP2508378S IP2508387B IP250838H2 IP250838PP IP250838QE
IP250838QQ IP250838SN IP250839QE IP25083A7F IP25083ACM IP25083AEV IP25083AW1 IP25083BZH IP25083C3H IP25083C5M IP25083CQ7 IP25083DHS IP25083ERN IP25083ES2 IP25083EUJ IP25083EYU IP25083FM4 IP25083FN5 IP25083G56 IP25083G9F
IP25083H1C IP25083HB5 IP25083HYY IP25083J8R IP25083JD1 IP25083JDY IP25083JP1 IP25083M8J IP25083MC8 IP25083MGN IP25083N58 IP25083NHY IP25083NP4 IP25083NQ8 IP25083NZ8 IP25083PMJ IP25083PN4 IP25083PP4 IP25083R27 IP25083R4F
IP25083RAE IP25083RHU IP25083RJU IP25083RPQ IP25083RPU IP25083S4W IP25083SF1 IP25083SJY IP25083SZE IP25083T5V IP25083T9Q IP25083TFY IP25083U2Y IP25083U4Y IP25083U6M IP25083UHJ IP25083UMH IP25083UN5 IP25083UR8 IP25083UUQ
IP25083VGC IP25083VJ4 IP25083VN3 IP25083W2Z IP25083WEM IP25083WJB IP25083XCU IP25083XE1 IP25083XFJ IP25083XJQ IP25083XXH IP25083YDN IP25083ZA7 IP25083ZGQ IP25083ZHY IP250841C8 IP250841NZ IP250841PD IP250841TE IP250841TT
IP250842CP IP250842D5 IP250842QM IP2508435X IP250843AD IP250843B6 IP250843DS IP250843HJ IP250844GX IP250844QH IP250844RP IP250844W6 IP2508451N IP2508457R IP250845QB IP250845SJ IP250845VP IP250846BC IP250846NF IP250846UU
IP2508479E IP250847R9 IP2508483J IP2508483Z IP250848E4 IP250848T2 IP250848VX IP250849TW IP25084AEX IP25084B4Z IP25084B5C IP25084B6G IP25084BGJ IP25084BV7 IP25084BVY IP25084BW6 IP25084CA9 IP25084CDA IP25084CQX IP25084CSV
IP25084DHM IP25084ECW IP25084F13 IP25084F7N IP25084FDT IP25084FHU IP25084FSC IP25084FX8 IP25084G8D IP25084GZZ IP25084HBT IP25084HES IP25084HHC IP25084HHP IP25084HX8 IP25084J9S IP25084JBH IP25084JG5 IP25084JGT IP25084JQS
IP25084JT9 IP25084JZR IP25084MAR IP25084ME4 IP25084MX5 IP25084N6Y IP25084NF4 IP25084NNE IP25084NUB IP25084PC5 IP25084PPZ IP25084PQE IP25084PYZ IP25084Q7C IP25084QGR IP25084QMN IP25084RAS IP25084RJV IP25084RXN IP25084S68
IP25084SFP IP25084SG4 IP25084SMF IP25084T4H IP25084T89 IP25084TFH IP25084U5J IP25084U73 IP25084UE8 IP25084UQY IP25084UYM IP25084UZS IP25084VFY IP25084VW3 IP25084W6Q IP25084WJG IP25084WMC IP25084WXS IP25084XF2 IP25084XFV
IP25084XJW IP25084XMS IP25084XXJ IP25084Y7N IP25084YME IP25084YPT IP25084YVP IP25084YWE IP25084Z3Z IP25084ZB1 IP25084ZTN IP25084ZXC IP25084ZZG IP250851A1 IP250851PY IP250851X2 IP250851ZF IP250852GA IP250853PC IP250853QT
IP2508547W IP250854NH IP250854VC IP250854WD IP250854XF IP250855NP IP250855Z6 IP2508564E IP2508568A IP2508568X IP250856A9 IP250856D8 IP250856EP IP250856PS IP250856QJ IP250856VR IP250856YM IP250856ZD IP250857HV IP250857ZN
IP250858FQ IP250858RT IP2508593S IP250859ZZ IP25085A7E IP25085AF4 IP25085AJY IP25085AW2 IP25085AZU IP25085BBR IP25085BJA IP25085BUE IP25085BYE IP25085CNA IP25085CPC IP25085D6A IP25085DBR IP25085DM1 IP25085ED1 IP25085FEV
IP25085FYE IP25085FZC IP25085GAX IP25085H5W IP25085HB6 IP25085HQE IP25085JD7 IP25085JDQ IP25085JEB IP25085JPT IP25085JU7 IP25085JYG IP25085M3B IP25085MBY IP25085NGV IP25085NRG IP25085P1R IP25085PNC IP25085PTJ IP25085PWR
IP25085PXU IP25085Q1B IP25085QAR IP25085QDB IP25085RG2 IP25085RJQ IP25085RPZ IP25085RXR IP25085S13 IP25085S46 IP25085SHZ IP25085SUB IP25085U24 IP25085UEW IP25085UTR IP25085VMZ IP25085WD8 IP25085WGQ IP25085WRT IP25085WUQ
IP25085XB2 IP25085YTW IP25085ZC8 IP250862JE IP250862NC IP250862YG IP250863TF IP250863WH IP2508654A IP250865MW IP250865NJ IP250866NY IP250866V8 IP250866YN IP250866Z7 IP2508676T IP250867AQ IP250867PT IP250867VM IP250867ZV
IP250868UD IP250869AD IP250869GM IP250869Z5 IP25086A8W IP25086AQ5 IP25086BGX IP25086BV4 IP25086EE7 IP25086FFS IP25086FP3 IP25086G12 IP25086G1Q IP25086G6X IP25086G9T IP25086GB6 IP25086GMB IP25086GPN IP25086H8R IP25086HTY
IP25086J6V IP25086JED IP25086M2M IP25086M3J IP25086M61 IP25086M71 IP25086M7A IP25086M9P IP25086ME5 IP25086MTY IP25086N17 IP25086N3U IP25086N5G IP25086NT3 IP25086PQ8 IP25086Q1W IP25086QEC IP25086QRQ IP25086QWN IP25086RA1
IP25086RQE IP25086RU4 IP25086RUU IP25086SPX IP25086STG IP25086SVC IP25086SVH IP25086T2G IP25086TQY IP25086TZ6 IP25086UCN IP25086UN5 IP25086UWZ IP25086VBT IP25086VNQ IP25086VP8 IP25086WPR IP25086WZ7 IP25086X1Z IP25086XFR
IP25086Y77 IP25086Y93 IP25086YTD IP25086YZ7 IP25086YZW IP25086Z6H IP25086Z7N IP25086ZD1 IP25086ZMQ IP25086ZPP IP250872NC IP250872RQ IP250873TM IP250874CQ IP250874QZ IP2508753X IP250875QR IP250875XM IP250876BD IP250876E9

IP250877F9 IP250877PP IP250877XM IP250877ZB IP2508789V IP250878RJ IP250878UE IP250878UU IP2508799B IP250879CT IP250879T5 IP250879ZH IP25087A2P IP25087AES IP25087AYB IP25087AYG IP25087B5N IP25087BBM IP25087BHC IP25087CBD
IP25087CJA IP25087D3U IP25087DDC IP25087EA8 IP25087EFY IP25087FHG IP25087FJP IP25087FNT IP25087FQM IP25087GQW IP25087GVJ IP25087H3B IP25087H6B IP25087H6Q IP25087HS2 IP25087HTE IP25087J1X IP25087J2D IP25087JJ9 IP25087JQW
IP25087JRC IP25087MJC IP25087MPD IP25087MX7 IP25087N4S IP25087N5P IP25087NE7 IP25087NRE IP25087P13 IP25087PEM IP25087PFE IP25087PFW IP25087PWS IP25087QA7 IP25087QD5 IP25087QZP IP25087R3Y IP25087RFF IP25087RGD IP25087RGJ
IP25087RUU IP25087RY5 IP25087S1M IP25087SGY IP25087SHE IP25087SMB IP25087T4W IP25087TAG IP25087TMB IP25087TR6 IP25087TSR IP25087TXZ IP25087UEJ IP25087UHF IP25087UNG IP25087UUY IP25087V41 IP25087V4P IP25087VJC IP25087VNU
IP25087VT9 IP25087VUJ IP25087W2B IP25087WCR IP25087WDD IP25087WJF IP25087WJJ IP25087XAV IP25087XHZ IP25087YP6 IP25087YTN IP25087YV8 IP25087Z87 IP25087ZMB IP25087ZN6 IP25087ZNZ IP25087ZQ5 IP25087ZRG IP2508818T IP250881SA
IP250881XA IP2508823S IP250882GV IP250882SW IP250883DQ IP250883F4 IP250883FM IP2508842E IP250884DB IP250884UX IP2508851F IP2508851N IP250885DC IP250885FT IP250885XP IP250886XE IP250886XU IP250886YY IP2508881R IP250888GN
IP250888Y5 IP250889BE IP25088A14 IP25088A18 IP25088A5E IP25088A6X IP25088AFA IP25088AGU IP25088ANS IP25088AQD IP25088B48 IP25088BCW IP25088C1S IP25088CST IP25088CT2 IP25088DE8 IP25088DG2 IP25088DNW IP25088DYM IP25088E6J
IP25088E8S IP25088EA3 IP25088EGM IP25088EQH IP25088F1F IP25088FB3 IP25088GAU IP25088GEE IP25088GJ9 IP25088GTU IP25088HBF IP25088HS9 IP25088HYS IP25088J64 IP25088JJ5 IP25088MTQ IP25088MZD IP25088QMN IP25088R5T IP25088R9D
IP25088RAH IP25088RJQ IP25088RMQ IP25088S4T IP25088SBG IP25088SJ4 IP25088SN9 IP25088SU7 IP25088T5F IP25088TG1 IP25088U8M IP25088UQS IP25088UWH IP25088V5X IP25088VD8 IP25088VUB IP25088W13 IP25088W4Y IP25088W5J IP25088WS2
IP25088X3Q IP25088XH9 IP25088XRU IP25088XWJ IP25088Y2H IP25088YBR IP25088YBT IP25088YCN IP25088YFU IP25088Z58 IP25088ZB5 IP25088ZJB IP25088ZZ2 IP250891Q9 IP250891ST IP2508929R IP250892EB IP250892FR IP2508937H IP250893TQ
IP250893ZX IP2508943R IP250894AQ IP250895A1 IP250895CS IP250895UH IP250896G7 IP250896SJ IP250897HU IP250897ZW IP250899H3 IP250899PE IP25089A45 IP25089AA4 IP25089AJ2 IP25089AJ4 IP25089ATW IP25089B33 IP25089BJP IP25089BRZ
IP25089BS8 IP25089CAC IP25089CEM IP25089CQA IP25089CYA IP25089D1R IP25089D9Y IP25089DH9 IP25089DMX IP25089E7P IP25089EFS IP25089EQG IP25089EYQ IP25089F2B IP25089F3Q IP25089F5R IP25089FR6 IP25089G2P IP25089G4V IP25089GGV
IP25089HAR IP25089HFH IP25089HGW IP25089HJD IP25089HRU IP25089HU7 IP25089HV8 IP25089JFR IP25089MN8 IP25089N34 IP25089NB9 IP25089NF5 IP25089NRP IP25089NS5 IP25089PSQ IP25089PUE IP25089PYX IP25089Q2T IP25089Q36 IP25089QFM
IP25089R5F IP25089R6D IP25089RFA IP25089RRB IP25089S8C IP25089SDF IP25089SMD IP25089SST IP25089TH4 IP25089TQ5 IP25089UDS IP25089VBE IP25089VDF IP25089VEX IP25089VYT IP25089WVF IP25089X3M IP25089X61 IP25089XXT IP25089YU2
IP25089YWX IP25089Z4S IP25089Z6Z IP25089ZB3 IP25089ZDA IP25089ZGV IP25089ZS1 IP2508A19Z IP2508A1E7 IP2508A1J7 IP2508A2DF IP2508A3P5 IP2508A4F5 IP2508A4HR IP2508A4NF IP2508A4ST IP2508A4XW IP2508A56J IP2508A58V IP2508A5YX
IP2508A68E IP2508A6CB IP2508A8X1 IP2508A973 IP2508A9NV IP2508A9SH IP2508A9UG IP2508AAH6 IP2508AB72 IP2508ACV1 IP2508AD7W IP2508ADX3 IP2508AE6Q IP2508AQ6P IP2508AR9Y IP2508AT1P IP2508AT85 IP2508ATD5 IP2508ATJ3 IP2508AV98
IP2508AVM8 IP2508AW54 IP2508AW9U IP2508AX28 IP2508AY9V IP2508AZ6R IP2508AZW8 IP2508B1A7 IP2508B1BB IP2508B1DA IP2508B1F3 IP2508B24R IP2508B2AC IP2508B2JZ IP2508B2S3 IP2508B31Z IP2508B3CH IP2508B3MR IP2508B3SH IP2508B43R
IP2508B51Z IP2508B5WT IP2508B5YM IP2508B6J2 IP2508B7EP IP2508B846 IP2508B8DY IP2508B99G IP2508B9DB IP2508B9WV IP2508BA3J IP2508BA6G IP2508BC5N IP2508BCZ9 IP2508BFJ9 IP2508BG1X IP2508BJA8 IP2508BP54 IP2508BPY1 IP2508BQ5A
IP2508BQ7M IP2508BQA8 IP2508BR4Y IP2508BSA6 IP2508BT88 IP2508BUW5 IP2508BVT9 IP2508BW71 IP2508BX2R IP2508BX34 IP2508BX43 IP2508BY8S IP2508C19X IP2508C1GP IP2508C27H IP2508C2RW IP2508C2XY IP2508C34V IP2508C35R IP2508C3C6
IP2508C3CF IP2508C4MZ IP2508C68D IP2508C6Q8 IP2508C6RR IP2508C8E2 IP2508C8F8 IP2508C8VS IP2508C91C IP2508C9C9 IP2508C9DV IP2508CAE2 IP2508CC35 IP2508CDG8 IP2508CDP4 IP2508CGQ4 IP2508CH38 IP2508CH6Y IP2508CJ9Q IP2508CMM6
IP2508CP7B IP2508CP8W IP2508CQ7X IP2508CR1J IP2508CRC8 IP2508CRY4 IP2508CSG3 IP2508CW6V IP2508CY3C IP2508CZ4D IP2508D1T6 IP2508D1WW IP2508D269 IP2508D37U IP2508D3AS IP2508D3N8 IP2508D4F8 IP2508D4WA IP2508D4XF IP2508D51H
IP2508D57X IP2508D591 IP2508D5BQ IP2508D5HV IP2508D5N2 IP2508D5TD IP2508D5UV IP2508D7AG IP2508D87M IP2508D8C9 IP2508D8U2 IP2508D8VF IP2508D9A3 IP2508D9BB IP2508DC3V IP2508DC4J IP2508DCX9 IP2508DH1R IP2508DH63 IP2508DJ1E
IP2508DJA6 IP2508DMT8 IP2508DN42 IP2508DP3P IP2508DPH6 IP2508DPW5 IP2508DQC7 IP2508DQX4 IP2508DR56 IP2508DS6Z IP2508DU56 IP2508DU87 IP2508DUD9 IP2508DUW1 IP2508DW15 IP2508DY41 IP2508E2BP IP2508E46Y IP2508E4VH IP2508E52P
IP2508E5J2 IP2508E5Q7 IP2508E78Y IP2508E7EG IP2508E7N9 IP2508E7ZT IP2508E8XY IP2508E8Y3 IP2508EAF8 IP2508EAN7 IP2508EB2H IP2508EBS5 IP2508ECC6 IP2508ECE7 IP2508ECS5 IP2508EDJ6 IP2508EDT2 IP2508EG15 IP2508EH6T IP2508EHC2
IP2508EM2A IP2508EMZ8 IP2508ENP2 IP2508ERT7 IP2508ET96 IP2508EV81 IP2508EVD1 IP2508EVP6 IP2508EX3F IP2508EZ36 IP2508F28H IP2508F3QY IP2508F3V5 IP2508F3W6 IP2508F49R IP2508F54Z IP2508F5US IP2508F6GH IP2508F74A IP2508F78T
IP2508F7FA IP2508F7HN IP2508F8R9 IP2508F8XN IP2508F9CH IP2508FA81 IP2508FB4G IP2508FC3N IP2508FDJ2 IP2508FF1Q IP2508FF31 IP2508FF8A IP2508FH3Z IP2508FH8G IP2508FH9S IP2508FNG5 IP2508FP16 IP2508FS4Z IP2508FTG2 IP2508FUS3
IP2508FV73 IP2508FW63 IP2508FWD7 IP2508FX1P IP2508FZ3G IP2508G163 IP2508G1GQ IP2508G2NM IP2508G3FU IP2508G3N7 IP2508G4E2 IP2508G4TB IP2508G56F IP2508G5MC IP2508G5MV IP2508G5YE IP2508G63Z IP2508G6BY IP2508G7WN IP2508G8BQ
IP2508G8S8 IP2508G9AG IP2508GB99 IP2508GCX7 IP2508GCZ9 IP2508GE6G IP2508GGN3 IP2508GNB1 IP2508GP6P IP2508GQE5 IP2508GS7F IP2508GT76 IP2508GZF1 IP2508GZJ3 IP2508GZZ8 IP2508H1EJ IP2508H1Q3 IP2508H1RF IP2508H1TH IP2508H27Y
IP2508H285 IP2508H2YV IP2508H3DB IP2508H3H3 IP2508H3N8 IP2508H3S1 IP2508H3S8 IP2508H3ZR IP2508H4J3 IP2508H4XE IP2508H59M IP2508H5D6 IP2508H5WQ IP2508H664 IP2508H6V3 IP2508H71Y IP2508H7JF IP2508H8GQ IP2508H8P6 IP2508H98J
IP2508H9EM IP2508H9SQ IP2508H9YS IP2508HA36 IP2508HFT1 IP2508HGS1 IP2508HGT3 IP2508HH1J IP2508HM4N IP2508HMG9 IP2508HN2S IP2508HNF3 IP2508HPA5 IP2508HRW5 IP2508HS6R IP2508HS9Q IP2508HT5E IP2508HU3J IP2508HVF8 IP2508HW6S
IP2508HW7Q IP2508HWE2 IP2508HX1X IP2508HX7E IP2508HY1M IP2508HY4R IP2508HY7Z IP2508J11U IP2508J1EX IP2508J1H2 IP2508J1QY IP2508J1Z4 IP2508J2NN IP2508J2P8 IP2508J2PU IP2508J2U1 IP2508J3N9 IP2508J3U1 IP2508J3UJ IP2508J3VG
IP2508J423 IP2508J4JH IP2508J4PD IP2508J5FU IP2508J5NA IP2508J5Z5 IP2508J65E IP2508J6NJ IP2508J76B IP2508J78T IP2508J79D IP2508J8PM IP2508J98M IP2508J9FZ IP2508J9NY IP2508J9WP IP2508JB8S IP2508JBQ4 IP2508JCW8 IP2508JD1V
IP2508JF5B IP2508JF9P IP2508JGE5 IP2508JH4G IP2508JJD2 IP2508JJY2 IP2508JM9M IP2508JNQ4 IP2508JP4R IP2508JQ8N IP2508JRP2 IP2508JS4M IP2508JU33 IP2508JU74 IP2508JUH4 IP2508JUN5 IP2508JXP2 IP2508M27B IP2508M2GB IP2508M34X
IP2508M3CZ IP2508M3GC IP2508M3MF IP2508M3PF IP2508M4A5 IP2508M4C1 IP2508M4HU IP2508M4RT IP2508M57M IP2508M592 IP2508M5RH IP2508M5T9 IP2508M68E IP2508M6BM IP2508M6R5 IP2508M6YE IP2508M75Z IP2508M77M IP2508M79F IP2508M7H5
IP2508M8NM IP2508M94Q IP2508M9GR IP2508M9TD IP2508MAP9 IP2508MBU1 IP2508MCU6 IP2508MD54 IP2508MD7U IP2508MDZ1 IP2508MG7J IP2508MH3M IP2508MM76 IP2508MQE9 IP2508MRT5 IP2508MS7T IP2508MT79 IP2508MTG8 IP2508MU8Q IP2508MUW8
IP2508MX5F IP2508MZ5W IP2508MZ7D IP2508N11Q IP2508N19W IP2508N2FA IP2508N2JB IP2508N2WM IP2508N398 IP2508N3C5 IP2508N3H4 IP2508N3HF IP2508N3Q8 IP2508N3Y7 IP2508N3YY IP2508N4JY IP2508N4S7 IP2508N5DY IP2508N5MJ IP2508N5YF
IP2508N63B IP2508N6R7 IP2508N7X4 IP2508N87D IP2508N8Y4 IP2508N8Z9 IP2508N8ZS IP2508NA3U IP2508ND48 IP2508NE63 IP2508NE8Q IP2508NF3N IP2508NJ65 IP2508NP9B IP2508NQW5 IP2508NS76 IP2508NT5F IP2508NT97 IP2508NTX8 IP2508NU7D
IP2508NV5Y IP2508NV8Z IP2508NV98 IP2508NVY5 IP2508NWT9 IP2508NXW4 IP2508NY47 IP2508NZ1C IP2508P158 IP2508P1BW IP2508P1UQ IP2508P2C7 IP2508P2V9 IP2508P3J6 IP2508P4ZW IP2508P5R2 IP2508P5V2 IP2508P66Y IP2508P6YV IP2508P729
IP2508P73G IP2508P7F4 IP2508P8CT IP2508P988 IP2508PA2V IP2508PB16 IP2508PB79 IP2508PC4V IP2508PD9G IP2508PE59 IP2508PF3Q IP2508PH12 IP2508PJ2S IP2508PJ8S IP2508PMZ3 IP2508PNJ7 IP2508PT1M IP2508PV3W IP2508PVC2 IP2508PXF5
IP2508PXZ3 IP2508PYY9 IP2508Q14S IP2508Q1AA IP2508Q2B8 IP2508Q2DM IP2508Q2G3 IP2508Q39S IP2508Q39W IP2508Q3NG IP2508Q3SC IP2508Q3W2 IP2508Q42E IP2508Q43J IP2508Q46S IP2508Q47Y IP2508Q4GJ IP2508Q58B IP2508Q69H IP2508Q6BW
IP2508Q6FF IP2508Q7MZ IP2508Q88Z IP2508Q91P IP2508Q966 IP2508Q9J3 IP2508QAT6 IP2508QB8F IP2508QD3R IP2508QD46 IP2508QD5P IP2508QE1M IP2508QE29 IP2508QE6W IP2508QF12 IP2508QGD9 IP2508QGM6 IP2508QH8S IP2508QHJ3 IP2508QN74
IP2508QQ7R IP2508QQG2 IP2508QQY7 IP2508QRC8 IP2508QU2X IP2508QU5R IP2508QU69 IP2508QVU5 IP2508QW7F IP2508QXE7 IP2508R1D3 IP2508R1F4 IP2508R1JF IP2508R1X5 IP2508R1Z9 IP2508R22C IP2508R2AD IP2508R3UD IP2508R3ZG IP2508R4HQ
IP2508R4N1 IP2508R4NQ IP2508R4X6 IP2508R56T IP2508R65G IP2508R742 IP2508R76M IP2508R8E4 IP2508R9BN IP2508RC3H IP2508RCQ6 IP2508RF9Q IP2508RFJ6 IP2508RFJ9 IP2508RG3Q IP2508RG8H IP2508RG92 IP2508RH8R IP2508RJ6X IP2508RP8M
IP2508RQD3 IP2508RR2U IP2508RS6Z IP2508RT8V IP2508RU58 IP2508RUA7 IP2508RV3D IP2508RV52 IP2508RWD5 IP2508RWR4 IP2508RWY4 IP2508RY4Q IP2508RZV3 IP2508S14S IP2508S1WJ IP2508S2UQ IP2508S385 IP2508S38Y IP2508S5R8 IP2508S5X3
IP2508S68V IP2508S6J9 IP2508S6SF IP2508S6T1 IP2508S7EU IP2508S9G3 IP2508S9G6 IP2508S9R8 IP2508S9UE IP2508SA8T IP2508SAA8 IP2508SB45 IP2508SB7W IP2508SC7J IP2508SCN9 IP2508SE6A IP2508SFA7 IP2508SH9M IP2508SJ47 IP2508SJ9D

IP2508SNB2 IP2508SP9A IP2508SPF7 IP2508SRG2 IP2508SS35 IP2508STE4 IP2508STH3 IP2508SWJ7 IP2508SXZ1 IP2508SZG8 IP2508T11V IP2508T1AA IP2508T1M3 IP2508T1VS IP2508T1WS IP2508T21V IP2508T2FU IP2508T2G3 IP2508T3AW IP2508T3TF
IP2508T42S IP2508T454 IP2508T4FN IP2508T4WS IP2508T4YP IP2508T57U IP2508T5DN IP2508T655 IP2508T678 IP2508T68Q IP2508T6F5 IP2508T77X IP2508T78S IP2508T88F IP2508T8AC IP2508T936 IP2508TA47 IP2508TC68 IP2508TD29 IP2508TF33
IP2508TF4E IP2508TF4P IP2508TGU5 IP2508TJ8N IP2508TJR3 IP2508TMP2 IP2508TMY8 IP2508TN67 IP2508TP69 IP2508TPB7 IP2508TS61 IP2508TWB7 IP2508TXJ2 IP2508TYG3 IP2508TYS3 IP2508U11A IP2508U2H1 IP2508U332 IP2508U4CN IP2508U4CW
IP2508U4Q6 IP2508U6RP IP2508U6UQ IP2508U7BZ IP2508U7YT IP2508U8E8 IP2508U8J9 IP2508U8UM IP2508UA1V IP2508UA3H IP2508UB67 IP2508UC2P IP2508UCA5 IP2508UDZ1 IP2508UG7Z IP2508UGZ7 IP2508UJY1 IP2508UM2X IP2508UM4F IP2508UMZ7
IP2508UN54 IP2508URN9 IP2508USF8 IP2508UT58 IP2508UT6Y IP2508UTJ4 IP2508UUJ9 IP2508UX5W IP2508UY4U IP2508UY78 IP2508V1AX IP2508V1CA IP2508V2HQ IP2508V3FD IP2508V3QR IP2508V3UD IP2508V44G IP2508V4AZ IP2508V4E4 IP2508V4EB
IP2508V55E IP2508V5A1 IP2508V5B9 IP2508V5DX IP2508V5MZ IP2508V5SJ IP2508V5SX IP2508V62B IP2508V6C5 IP2508V6SZ IP2508V71T IP2508V77V IP2508V7CR IP2508V7J6 IP2508V7JQ IP2508V8A3 IP2508V8US IP2508V8Z5 IP2508V9JX IP2508VB96
IP2508VE31 IP2508VEG6 IP2508VG4B IP2508VQ1N IP2508VRE5 IP2508VRY4 IP2508VSM7 IP2508VT8C IP2508VTR5 IP2508VVH8 IP2508VWQ1 IP2508VXS9 IP2508VY51 IP2508W13J IP2508W1A8 IP2508W25Y IP2508W2BN IP2508W2N2 IP2508W2QZ IP2508W2WH
IP2508W3RY IP2508W3S8 IP2508W3XR IP2508W4MM IP2508W4N5 IP2508W4SV IP2508W4UU IP2508W514 IP2508W549 IP2508W5N4 IP2508W7PP IP2508W818 IP2508W87U IP2508W8GB IP2508W8S2 IP2508W94D IP2508W94Z IP2508W9AA IP2508W9G8 IP2508WB68
IP2508WD73 IP2508WEG2 IP2508WF72 IP2508WFN6 IP2508WFY2 IP2508WGP5 IP2508WH46 IP2508WHW1 IP2508WJ4R IP2508WM9J IP2508WNJ9 IP2508WR1E IP2508WSF6 IP2508WVQ1 IP2508WVX2 IP2508WW3M IP2508WW9H IP2508WX2M IP2508WX4M IP2508WY67
IP2508WY84 IP2508WZZ8 IP2508X1DW IP2508X1FX IP2508X1GF IP2508X26W IP2508X2HA IP2508X2J9 IP2508X2MM IP2508X2WH IP2508X3MW IP2508X3ZT IP2508X444 IP2508X496 IP2508X4AF IP2508X4HW IP2508X4QF IP2508X54G IP2508X55S IP2508X5C3
IP2508X5C4 IP2508X5J5 IP2508X62M IP2508X6EC IP2508X6SG IP2508X7GJ IP2508X7VP IP2508X89A IP2508X8DN IP2508X8F2 IP2508X8QT IP2508X8Z8 IP2508XA14 IP2508XC3W IP2508XC7N IP2508XCJ1 IP2508XEF8 IP2508XF3D IP2508XF4R IP2508XG87
IP2508XHU8 IP2508XMB7 IP2508XP4B IP2508XPD1 IP2508XQ16 IP2508XQF1 IP2508XR27 IP2508XRJ3 IP2508XT81 IP2508XU59 IP2508XVQ8 IP2508XX2W IP2508XX53 IP2508XXJ9 IP2508Y1BY IP2508Y2P8 IP2508Y2S5 IP2508Y37T IP2508Y3DB IP2508Y4H4
IP2508Y5AJ IP2508Y5TD IP2508Y5U3 IP2508Y5Z7 IP2508Y6RX IP2508Y819 IP2508Y841 IP2508Y84T IP2508Y8AQ IP2508Y8ZH IP2508Y93P IP2508Y9GD IP2508YA22 IP2508YBG3 IP2508YF1Y IP2508YJ71 IP2508YJA7 IP2508YJA8 IP2508YJM7 IP2508YNF4
IP2508YP64 IP2508YQE3 IP2508YR3Q IP2508YR8A IP2508YRX2 IP2508YRY9 IP2508YSV6 IP2508YT18 IP2508YT1V IP2508YU2M IP2508YVY4 IP2508YW54 IP2508YWN2 IP2508YWW5 IP2508YX4S IP2508YY2J IP2508YYD2 IP2508YYV6 IP2508YZ31 IP2508Z2AF
IP2508Z2Q7 IP2508Z2ZR IP2508Z3BQ IP2508Z3DD IP2508Z3F3 IP2508Z3T4 IP2508Z4PE IP2508Z4R5 IP2508Z5FT IP2508Z5GX IP2508Z5QB IP2508Z5SF IP2508Z5WA IP2508Z5XY IP2508Z5YJ IP2508Z62B IP2508Z64T IP2508Z693 IP2508Z6RR IP2508Z6W3
IP2508Z6X5 IP2508Z6Y6 IP2508Z73H IP2508Z7HG IP2508Z7MH IP2508Z7QD IP2508Z8CE IP2508Z96D IP2508Z99T IP2508ZA23 IP2508ZB8S IP2508ZE33 IP2508ZED7 IP2508ZF52 IP2508ZG95 IP2508ZG9S IP2508ZNF4 IP2508ZNT8 IP2508ZP92 IP2508ZQ1U
IP2508ZQC2 IP2508ZRB4 IP2508ZS2B IP2508ZW16 IP2508ZW9D IP2508ZXP4 IP2509115H IP2509119A IP250911BT IP250911MH IP250911QZ IP250911RN IP2509123C IP250912F6 IP250912RU IP250912W6 IP250912YF IP2509133X IP2509134E IP250913CM
IP250913CU IP250913JD IP250913R1 IP250913SS IP250913Y5 IP250913Z7 IP2509144B IP250914GC IP250914RT IP250914WR IP250915DP IP250915GX IP250915M5 IP250915M9 IP250915ME IP250915MV IP250915R5 IP250915TT IP250915WB IP250915WM
IP250915XQ IP250915ZJ IP250916HJ IP250916MC IP250916P1 IP250916R2 IP250916VW IP2509175T IP250917A9 IP250917T4 IP250917UB IP250917XH IP250917ZN IP2509185C IP2509186M IP250918CT IP250918M7 IP250918MN IP2509192F IP250919B2
IP250919D2 IP250919J5 IP250919JX IP250919NB IP250919PC IP250919QE IP25091ABG IP25091ACF IP25091AEM IP25091AFJ IP25091AGM IP25091AQJ IP25091ARV IP25091AS7 IP25091AUA IP25091AVN IP25091AW9 IP25091BHE IP25091BM8 IP25091BR2
IP25091BV5 IP25091BXW IP25091BYJ IP25091C12 IP25091CC8 IP25091CGH IP25091CGN IP25091CQB IP25091CUG IP25091CXM IP25091CYS IP25091D17 IP25091D3W IP25091DQB IP25091DR2 IP25091DSV IP25091DUQ IP25091EDA IP25091ENT IP25091EP3
IP25091ESF IP25091EX6 IP25091F3X IP25091F4U IP25091F5P IP25091F9C IP25091FC9 IP25091FGM IP25091FPN IP25091FT1 IP25091FTE IP25091G14 IP25091G1D IP25091G2V IP25091G5D IP25091GCY IP25091GVC IP25091H1M IP25091H3Q IP25091H5A
IP25091H6G IP25091H9Y IP25091HCZ IP25091HHX IP25091HSE IP25091HVT IP25091HWE IP25091J1M IP25091J1X IP25091J23 IP25091J29 IP25091JC5 IP25091JRH IP25091JSH IP25091JVX IP25091JZX IP25091M1J IP25091M4T IP25091M9Q IP25091MBG
IP25091MUZ IP25091MZ5 IP25091N2E IP25091N8Z IP25091NBN IP25091NCC IP25091P21 IP25091P2E IP25091PQ1 IP25091Q41 IP25091QHU IP25091QMD IP25091QMZ IP25091QN1 IP25091QUY IP25091QV2 IP25091R1R IP25091R9A IP25091RFV IP25091RRW
IP25091RRX IP25091RW3 IP25091SQU IP25091SY5 IP25091SYX IP25091T19 IP25091T6M IP25091TAW IP25091TRX IP25091TTZ IP25091U1X IP25091U3F IP25091UAZ IP25091UCP IP25091UN5 IP25091USU IP25091USV IP25091UT9 IP25091UVX IP25091VN6
IP25091VW7 IP25091VYG IP25091W1V IP25091W32 IP25091WAH IP25091WAJ IP25091WPV IP25091WQD IP25091XEQ IP25091XHP IP25091XMV IP25091XWW IP25091Y3B IP25091Y9G IP25091YP8 IP25091YQ8 IP25091YQT IP25091YXH IP25091Z9H IP25091ZBG
IP25091ZBH IP25091ZFR IP25091ZJ1 IP25091ZJM IP25091ZN8 IP25091ZP7 IP25091ZTE IP25091ZXH IP25091ZZF IP25091ZZT IP250921DR IP250922 9W IP250922EM IP250922RP IP250922U5 IP250922YY IP2509231E IP2509234D IP250923H6 IP250923HE
IP250923JG IP250923PD IP250923UQ IP250924CY IP250924GD IP250924MQ IP250924N3 IP250924RR IP250925CR IP250925N2 IP250925U8 IP250926BB IP250926BU IP250926CE IP250926YS IP2509276A IP250927DQ IP250927WB IP2509282U IP2509289U
IP250928DD IP250928TP IP250928WZ IP2509295J IP2509296N IP250929MF IP250929TA IP250929YD IP25092A57 IP25092A7H IP25092A8E IP25092A8S IP25092AE8 IP25092AEM IP25092AS6 IP25092AU9 IP25092B9V IP25092BDN IP25092BEA IP25092BFV
IP25092BJB IP25092BJZ IP25092BPX IP25092BXX IP25092BZ7 IP25092C69 IP25092CJN IP25092CNV IP25092CQM IP25092DFR IP25092DGA IP25092DHR IP25092DN2 IP25092E3R IP25092E4U IP25092E7E IP25092E8U IP25092E9D IP25092EZF IP25092F2D
IP25092F5A IP25092F95 IP25092FCU IP25092FPU IP25092FTP IP25092G1F IP25092G5D IP25092G8J IP25092GA2 IP25092GFR IP25092GWN IP25092GZ1 IP25092GZJ IP25092H1A IP25092H4N IP25092H5G IP25092HQA IP25092HRV IP25092HVN IP25092HXG
IP25092J6U IP25092JC8 IP25092JDS IP25092M2J IP25092MA5 IP25092MAW IP25092MJR IP25092MM6 IP25092N35 IP25092N72 IP25092N79 IP25092N7R IP25092N8Y IP25092NF4 IP25092NG9 IP25092NPF IP25092NS8 IP25092P2Q IP25092P4S IP25092P8D
IP25092P8J IP25092P9N IP25092PEA IP25092PVX IP25092Q2F IP25092Q7J IP25092Q9H IP25092QAA IP25092QDV IP25092QPZ IP25092QW1 IP25092R4Z IP25092R81 IP25092RA5 IP25092RCS IP25092RCT IP25092RX1 IP25092SCV IP25092SD9 IP25092SF1
IP25092SMW IP25092SW6 IP25092SX1 IP25092T3D IP25092T9X IP25092TT5 IP25092TZM IP25092U2H IP25092UA8 IP25092UHZ IP25092UUU IP25092V2S IP25092V2Z IP25092V6Y IP25092VUM IP25092VUR IP25092W4R IP25092W8G IP25092W8U IP25092WAB
IP25092WD3 IP25092WEV IP25092WMX IP25092WTH IP25092WV9 IP25092XF6 IP25092XHH IP25092XHV IP25092XYM IP25092Y5D IP25092YA1 IP25092YDT IP25092YFW IP25092YG3 IP25092YGE IP25092YH2 IP25092YQG IP25092YR1 IP25092ZBQ IP25092ZC9
IP25092ZPF IP250931G9 IP250931UP IP2509324A IP2509324N IP250932RC IP250932RF IP250932WX IP250932YM IP2509338C IP250933MC IP250934CJ IP250934ED IP250934MX IP250934NE IP250934V3 IP250934X2 IP250934ZV IP2509358S IP250935JA
IP250935MT IP250935RC IP250935RM IP250936DW IP250936HQ IP250936PQ IP250936UD IP250936V8 IP250936X2 IP250937BN IP250937JT IP250937MP IP250937NP IP250937QA IP250937QE IP250937YC IP2509384F IP250938GU IP250938JP IP250938JX
IP250938NV IP250938S1 IP250938T8 IP250938TU IP250938ZX IP2509398G IP250939Z5 IP25093A2H IP25093A8D IP25093A8P IP25093A98 IP25093ACU IP25093B2R IP25093B6E IP25093BAZ IP25093BCX IP25093BDF IP25093BE3 IP25093BGV IP25093BV5
IP25093CNZ IP25093CPW IP25093CVC IP25093CXS IP25093D4V IP25093D71 IP25093D7C IP25093D9V IP25093DH2 IP25093DH5 IP25093DPA IP25093DPQ IP25093DRA IP25093DYV IP25093E1H IP25093E6J IP25093E9B IP25093E9F IP25093ENV IP25093F9S
IP25093FNV IP25093FQT IP25093FTA IP25093FZU IP25093G4H IP25093G8H IP25093GFM IP25093GG2 IP25093GPH IP25093H1Z IP25093H25 IP25093HDN IP25093HEZ IP25093HJZ IP25093HRX IP25093J7V IP25093JND IP25093JTZ IP25093JYR IP25093M3V
IP25093M4V IP25093M9R IP25093MW4 IP25093MZ7 IP25093NB2 IP25093NGZ IP25093NME IP25093PWM IP25093Q1M IP25093Q3F IP25093Q6H IP25093QB9 IP25093QCE IP25093QDU IP25093QHN IP25093QMN IP25093QW6 IP25093RB9 IP25093RCB IP25093RFU
IP25093RJQ IP25093RMD IP25093RMH IP25093RN2 IP25093S3H IP25093S93 IP25093SBW IP25093SDA IP25093SYZ IP25093T1S IP25093TBY IP25093TMX IP25093TRD IP25093TSZ IP25093U1B IP25093U3V IP25093U7M IP25093UA2 IP25093UCA IP25093UFW
IP25093UMM IP25093UNZ IP25093UV7 IP25093V34 IP25093VD8 IP25093VJT IP25093VMC IP25093VMY IP25093VN9 IP25093VQ5 IP25093VVG IP25093WJJ IP25093WMR IP25093XAY IP25093XCD IP25093XFB IP25093XJQ IP25093XNX IP25093YCV IP25093YH8
IP25093YSS IP25093YUB IP25093YWH IP25093Z8F IP25093ZH7 IP25093ZQ2 IP25093ZYV IP25093ZZA IP2509415N IP2509416X IP250941CB IP250941CR IP250941QD IP250942RQ IP250942ZA IP2509438M IP250943GA IP250943RP IP250943U8 IP250943X8
IP250943ZF IP250944BA IP250944CT IP250944EE IP250944SB IP250944V8 IP250944VB IP250944XM IP250945BP IP250945G9 IP250945J1 IP250945QD IP250945RZ IP250945US IP250945V7 IP250945XZ IP250946MY IP250946P6 IP250946QF IP250946UE

IP250946V2 IP250946WJ IP250946WV IP250946X2 IP2509474X IP2509477R IP250947C5 IP250947CP IP250947JZ IP250947NN IP250947TE IP250948D5 IP250948DN IP250948RC IP250949HC IP250949J2 IP250949SB IP250949TJ IP250949X8 IP25094A7Z
IP25094AE2 IP25094AZQ IP25094B67 IP25094B94 IP25094BDV IP25094BG7 IP25094BGR IP25094BH1 IP25094BMS IP25094BTA IP25094BTF IP25094BVR IP25094BWV IP25094C7C IP25094CAH IP25094CNG IP25094CQF IP25094D4A IP25094D53 IP25094DAQ
IP25094DC1 IP25094DDC IP25094DEF IP25094DJV IP25094DTW IP25094DUP IP25094DV2 IP25094E9G IP25094EB3 IP25094EBW IP25094ECW IP25094EFH IP25094EZW IP25094F99 IP25094FCB IP25094FFM IP25094FGZ IP25094FPJ IP25094FVM IP25094FY7
IP25094FZE IP25094G69 IP25094G6J IP25094GFR IP25094GNV IP25094GQ4 IP25094GV2 IP25094GY4 IP25094GYG IP25094GZA IP25094H88 IP25094HFR IP25094HS3 IP25094HWB IP25094HXP IP25094HYJ IP25094J11 IP25094J2J IP25094J58 IP25094JSD
IP25094JTS IP25094JW3 IP25094JWJ IP25094JXF IP25094M3B IP25094M4J IP25094M68 IP25094MH8 IP25094MPF IP25094MQA IP25094MRW IP25094N45 IP25094N73 IP25094N84 IP25094NAB IP25094NET IP25094NGH IP25094NNA IP25094NYF IP25094P1U
IP25094P2X IP25094PCW IP25094PEP IP25094PM8 IP25094PQF IP25094PXM IP25094PZ2 IP25094Q9Z IP25094QF5 IP25094QGY IP25094QJ2 IP25094QPE IP25094QRG IP25094QX6 IP25094R55 IP25094RDM IP25094RET IP25094RJ8 IP25094RJY IP25094RQ7
IP25094RRF IP25094S2Z IP25094S3S IP25094S7B IP25094S88 IP25094SE8 IP25094SJU IP25094SMS IP25094SWS IP25094T4F IP25094TC2 IP25094TFS IP25094TM7 IP25094TYN IP25094TZ9 IP25094U5U IP25094U9G IP25094V8V IP25094VFB IP25094VH5
IP25094VJX IP25094VQ7 IP25094VU6 IP25094VZW IP25094W6F IP25094WBV IP25094WHA IP25094WHV IP25094WJG IP25094WJV IP25094X6T IP25094XBA IP25094XH6 IP25094Y11 IP25094YJS IP25094YM6 IP25094YV1 IP25094YXB IP25094Z2N IP25094Z2U
IP25094Z2X IP25094Z3D IP25094Z4A IP25094ZEX IP25094ZG4 IP25094ZR6 IP25094ZTV IP25094ZUR IP25094ZWA IP25094ZWN IP25094ZWX IP250951EQ IP250951T7 IP250951WR IP2509522N IP250952BS IP250952BW IP250952FZ IP250952TN IP250953BG
IP250953CS IP250953DR IP250953HD IP250953JR IP250953SM IP250953TU IP2509541C IP2509543Z IP2509548N IP250954CW IP250954E2 IP250954QZ IP250954T4 IP250954TP IP250954UP IP250954W4 IP250955HS IP250955T8 IP250956US IP250957BR
IP250957DY IP250957FN IP250957JN IP250957QU IP2509586Q IP250958BY IP250958G9 IP250958PU IP250958RX IP250958UA IP250958V4 IP250958W2 IP250958XB IP2509592W IP2509594C IP2509595J IP2509595S IP2509599C IP250959CG IP250959FA
IP250959FR IP250959QA IP250959SH IP25095A4V IP25095A6J IP25095AB8 IP25095AC2 IP25095AEJ IP25095ARA IP25095ASP IP25095AWC IP25095AZT IP25095B1V IP25095B1W IP25095B3Z IP25095B9C IP25095BAP IP25095BCM IP25095BF8 IP25095BG5
IP25095BUR IP25095C7V IP25095CJ6 IP25095CMS IP25095CW7 IP25095CWJ IP25095D5S IP25095D5V IP25095DG3 IP25095DVA IP25095DY9 IP25095E5R IP25095E5S IP25095E8E IP25095E9C IP25095EGE IP25095EQ7 IP25095ERN IP25095ES5 IP25095ETP
IP25095EX4 IP25095F5H IP25095FJ1 IP25095FVS IP25095FWZ IP25095G1R IP25095G5B IP25095GCA IP25095GD7 IP25095GE8 IP25095GEX IP25095GG3 IP25095GP6 IP25095GPW IP25095GTU IP25095GU7 IP25095H1S IP25095H7C IP25095HDU IP25095HE3
IP25095HGF IP25095HVC IP25095J3T IP25095J8M IP25095J9Z IP25095JBT IP25095JHN IP25095JME IP25095JQE IP25095JR9 IP25095JT3 IP25095JYP IP25095M4B IP25095MT5 IP25095MX1 IP25095N8B IP25095NDX IP25095NFJ IP25095NGF IP25095NRS
IP25095NS5 IP25095NZE IP25095NZU IP25095P16 IP25095P9Y IP25095PA8 IP25095Q3Q IP25095Q4T IP25095QBD IP25095QDF IP25095QGW IP25095QHR IP25095QT4 IP25095R4Q IP25095R5X IP25095R7H IP25095R9Y IP25095RAY IP25095RMX IP25095RP7
IP25095RZC IP25095S3J IP25095S43 IP25095SNG IP25095SQS IP25095SU8 IP25095TD6 IP25095TE8 IP25095THM IP25095THS IP25095TND IP25095TRW IP25095TTD IP25095U17 IP25095U8C IP25095U8V IP25095UFC IP25095UFR IP25095UJ9 IP25095UYH
IP25095V9Y IP25095VS6 IP25095VYP IP25095W3E IP25095W8J IP25095WAW IP25095WE7 IP25095WHF IP25095WMT IP25095WPU IP25095WR9 IP25095WSW IP25095WZ5 IP25095XBD IP25095XNY IP25095XQJ IP25095XTS IP25095XVJ IP25095XWJ IP25095Y7U
IP25095Y8S IP25095YAR IP25095YUX IP25095YXS IP25095Z9X IP25095ZCS IP25095ZMR IP25095ZQW IP25095ZSW IP25095ZTT IP2509619W IP250961DW IP250961G1 IP250961G8 IP250961JR IP250961QJ IP250961SU IP250961XH IP250962CR IP250962EV
IP250962H1 IP250962YW IP250962Z8 IP2509633J IP250963RA IP250963UV IP250963XU IP250964CA IP250964DP IP250964JU IP250964P9 IP250964QE IP250964S8 IP250965C5 IP250965D7 IP250965NT IP250965UX IP250966EW IP250966FM IP2509676V
IP2509678V IP250967CB IP250967FA IP250967MS IP250967R8 IP2509682R IP2509682Y IP250968BA IP250968EP IP250968XM IP250968YM IP250968ZR IP2509693M IP250969B4 IP250969C3 IP250969J6 IP250969PV IP250969PY IP250969UY IP250969V4
IP250969VM IP250969VT IP250969Y2 IP25096A1H IP25096A1Y IP25096ACZ IP25096AFA IP25096AGQ IP25096ANQ IP25096ATE IP25096B13 IP25096BG1 IP25096BGS IP25096BSU IP25096BVB IP25096BZ3 IP25096C9W IP25096CAX IP25096CDA IP25096CQQ
IP25096CVF IP25096D1E IP25096D5J IP25096D5Z IP25096D6P IP25096DJ8 IP25096DXA IP25096E7P IP25096EA9 IP25096EE1 IP25096EU8 IP25096EUC IP25096EV6 IP25096F14 IP25096FXM IP25096FYP IP25096FYS IP25096GJ4 IP25096GJG IP25096GW5
IP25096H6E IP25096HAG IP25096HHB IP25096HWQ IP25096J5A IP25096J7P IP25096JSX IP25096JV1 IP25096MB7 IP25096MCV IP25096MEZ IP25096MG4 IP25096MZ6 IP25096NBA IP25096NER IP25096NSD IP25096NSU IP25096NSX IP25096NTS IP25096NUW
IP25096P6W IP25096PG9 IP25096PR8 IP25096PU3 IP25096PWS IP25096PWW IP25096Q1T IP25096Q3Q IP25096QA8 IP25096QHV IP25096QPT IP25096QUU IP25096QXJ IP25096R9Z IP25096RER IP25096RHR IP25096RMM IP25096RN1 IP25096RP5 IP25096S3U
IP25096SAD IP25096SDU IP25096SFM IP25096T1H IP25096T47 IP25096T98 IP25096TDE IP25096U6H IP25096U8M IP25096U8N IP25096UFV IP25096UMF IP25096UPS IP25096UPY IP25096UUD IP25096V2E IP25096V5X IP25096VE7 IP25096VH8 IP25096VRW
IP25096VS9 IP25096W7J IP25096WMR IP25096WR9 IP25096WSP IP25096X2F IP25096XDD IP25096XDZ IP25096YJ1 IP25096YVE IP25096Z2G IP25096ZED IP25096ZVQ IP250971CH IP250971DE IP250971GQ IP250971JA IP250971PV IP250971UH IP250971XD
IP250971XH IP250971XQ IP250971ZC IP250971ZS IP2509723V IP2509729B IP2509733T IP2509734F IP2509735J IP2509736X IP250973FF IP250973GU IP250973TN IP250974BC IP250974GD IP250974J1 IP250974PN IP250974SB IP250974SX IP250974WD
IP2509752A IP2509753M IP2509754W IP250975C1 IP250975MA IP250975YX IP2509761Y IP250976JB IP250976MQ IP250977M4 IP250977P7 IP250978AB IP250978FW IP250978N5 IP250978ZM IP250979HD IP250979JG IP250979NP IP250979PX IP250979TH
IP25097A4N IP25097A5R IP25097A6H IP25097APC IP25097AQC IP25097ARW IP25097AS4 IP25097AUM IP25097C6P IP25097CCS IP25097CGB IP25097CUA IP25097CX9 IP25097CYA IP25097CZ8 IP25097D3C IP25097D8B IP25097D9V IP25097DJ6 IP25097DM6
IP25097DY5 IP25097E7H IP25097EC6 IP25097EHX IP25097EQ1 IP25097ESH IP25097F88 IP25097F9V IP25097FAG IP25097FPA IP25097FYQ IP25097GAG IP25097GF6 IP25097GTU IP25097GTZ IP25097HF4 IP25097HPP IP25097HQP IP25097HUF IP25097HVD
IP25097HWT IP25097J2Z IP25097JE5 IP25097JF7 IP25097JTR IP25097M13 IP25097M29 IP25097MBG IP25097MNU IP25097MPC IP25097MPZ IP25097MRF IP25097MV3 IP25097MYY IP25097N3T IP25097NCP IP25097NNY IP25097NQM IP25097NRR IP25097NVQ
IP25097NY4 IP25097NYJ IP25097P9S IP25097PHC IP25097PHZ IP25097PSM IP25097PUH IP25097PXQ IP25097PXW IP25097PYC IP25097Q5B IP25097Q6G IP25097QBX IP25097QDB IP25097QF6 IP25097QJ3 IP25097QM1 IP25097QS1 IP25097RN7 IP25097RPE
IP25097RUW IP25097RZB IP25097SDS IP25097SSJ IP25097STF IP25097SWG IP25097T1U IP25097TBZ IP25097TDY IP25097TE5 IP25097TH7 IP25097THY IP25097TJW IP25097TPH IP25097TRH IP25097TUF IP25097TV4 IP25097TWQ IP25097UAE IP25097UCZ
IP25097UEH IP25097UFE IP25097USM IP25097UTN IP25097UUF IP25097UUJ IP25097UVJ IP25097V4B IP25097V6V IP25097VAM IP25097VAR IP25097VGS IP25097VRX IP25097WD2 IP25097WMR IP25097WNX IP25097WTW IP25097WVB IP25097WY7 IP25097WZN
IP25097X22 IP25097X5S IP25097XGF IP25097XGR IP25097XSJ IP25097XV1 IP25097XWM IP25097XWV IP25097XWW IP25097XYX IP25097YFR IP25097Z38 IP25097Z59 IP25097ZAH IP25097ZCB IP25097ZNR IP25097ZZ2 IP250981B4 IP250981QJ IP250981SR
IP250981ZE IP2509824C IP2509824D IP250982EQ IP250982HW IP250982RS IP250982YF IP250982YT IP250983B4 IP250983J3 IP250983MW IP250983UV IP250983VX IP250983WP IP2509847T IP2509848V IP250984F8 IP250984FW IP250984HZ IP250984N8
IP250984TV IP250984ZE IP2509853R IP250985CP IP250985MY IP250985QN IP250985TB IP250985TE IP2509864W IP2509869Z IP250986ET IP250986Z3 IP250987B8 IP250987J1 IP250987N8 IP250987TP IP250987YV IP2509882H IP2509884T IP2509884U
IP250988CP IP250988VW IP250988W2 IP250989CT IP250989QP IP250989TY IP250989U4 IP250989ZM IP25098A54 IP25098A6W IP25098ACG IP25098ACV IP25098AGR IP25098ANJ IP25098APJ IP25098AT6 IP25098B1N IP25098B8D IP25098BAY IP25098BC8
IP25098BDC IP25098BDV IP25098BYN IP25098C5P IP25098C8T IP25098CBG IP25098CD9 IP25098CGV IP25098CJY IP25098CMJ IP25098CNX IP25098CRD IP25098CRW IP25098CV4 IP25098D2H IP25098D6P IP25098DS3 IP25098DWE IP25098E2A IP25098E6W
IP25098E6Y IP25098E8T IP25098E9S IP25098EXV IP25098F2J IP25098F8T IP25098F9C IP25098FF1 IP25098FQG IP25098G2W IP25098G2Y IP25098GC8 IP25098GGH IP25098GMB IP25098GQY IP25098GR3 IP25098GT6 IP25098GVF IP25098GVT IP25098GXB
IP25098H8U IP25098HC5 IP25098HP4 IP25098HPD IP25098HXS IP25098J53 IP25098J74 IP25098J9C IP25098JCX IP25098JMN IP25098JNW IP25098JSD IP25098JUZ IP25098M6V IP25098M84 IP25098MJ5 IP25098MUY IP25098N4C IP25098N53 IP25098NDC
IP25098NWW IP25098NZ4 IP25098P1E IP25098P2Z IP25098P45 IP25098PBH IP25098PER IP25098PHQ IP25098PUZ IP25098Q7P IP25098QGV IP25098QH3 IP25098QRW IP25098QXS IP25098R3P IP25098R6Q IP25098RCE IP25098RF9 IP25098RGC IP25098RRX
IP25098RT2 IP25098RW4 IP25098SFE IP25098SGA IP25098SH9 IP25098SHT IP25098SS2 IP25098TJV IP25098TRZ IP25098U6N IP25098U8B IP25098UBE IP25098UQE IP25098UUA IP25098W1M IP25098W3Q IP25098W8H IP25098WEE IP25098WMN IP25098WTP
IP25098WUF IP25098WW8 IP25098X4R IP25098XDY IP25098XM4 IP25098XP5 IP25098Y8D IP25098YEV IP25098Z44 IP25098Z59 IP25098ZMZ IP25098ZRX IP25098ZYX IP25098ZZE IP250991C4 IP250991CM IP250991EG IP250991EU IP250991JE IP250991N2

IP2509991NB IP2509991RD IP2509991Z3 IP2509992A7 IP2509992D9 IP2509993B6 IP2509993YA IP2509994CY IP2509994FF IP2509994HS IP2509994MF IP2509994PY IP2509994QQ IP2509994WT IP2509995AS IP2509995ER IP2509995MM IP2509995NG IP2509995TC IP2509995X5
IP2509996K3 IP2509996NT IP2509996Q8 IP2509996WH IP2509997G6D IP2509997N1 IP2509997TW IP2509997YX IP2509998A9A IP2509998BQ IP2509998K1 IP2509998Q8F IP2509998U8 IP2509999CN IP2509999ES IP2509999GY IP2509999SS IP2509999TM IP2509999UC
IP2509999UP IP2509999UQ IP2509999UX IP2509999V0 IP2509999V4 IP2509999V8 IP2509999VB IP2509999VM IP2509999VR IP2509999VT IP2509999VV IP2509999W8F IP2509999WCM IP2509999WFF IP2509999WNM IP2509999WT IP2509999WTV IP2509999WV5 IP2509999X52 IP2509999XAP IP2509999XN2 IP2509999Y9F
IP2509999YCF IP2509999YFF IP2509999YPN IP2509999YRN IP2509999YZ4 IP2509999Z0J IP2509999Z8D IP2509999ZFR IP2509999ZSC IP2509999ZTN IP2509999ZWY IP2509999ZWZ IP2509999ZX8 IP2509999ZXP IP2509999ZY9 IP2509999ZYF IP2509999ZZ8 IP2509999ZZC IP2509999ZZR IP2509999ZZV IP2509999ZZW IP2509999ZZX IP2509999ZZY IP2509999ZZZ IP2509999ZZ_ IP2509999ZZ2 IP2509999ZZ3 IP2509999ZZ4 IP2509999ZZ5 IP2509999ZZ6 IP2509999ZZ7 IP2509999ZZ8 IP2509999ZZ9 IP2509999ZZA IP2509999ZZB IP2509999ZZC IP2509999ZZD IP2509999ZZE IP2509999ZZF IP2509999ZZG IP2509999ZZH IP2509999ZZJ IP2509999ZZK IP2509999ZZL IP2509999ZZM IP2509999ZZN IP2509999ZZP IP2509999ZZQ IP2509999ZZR IP2509999ZZS IP2509999ZZT IP2509999ZZU IP2509999ZZV IP2509999ZZW IP2509999ZZX IP2509999ZZY IP2509999ZZZ IP2509999Z_ IP2509999Z2 IP2509999Z3 IP2509999Z4 IP2509999Z5 IP2509999Z6 IP2509999Z7 IP2509999Z8 IP2509999Z9 IP2509999ZA IP2509999ZB IP2509999ZC IP2509999ZD IP2509999ZE IP2509999ZF IP2509999ZG IP2509999ZH IP2509999ZJ IP2509999ZK IP2509999ZL IP2509999ZM IP2509999ZN IP2509999ZP IP2509999ZQ IP2509999ZR IP2509999ZS IP2509999ZT IP2509999ZU IP2509999ZV IP2509999ZW IP2509999ZX IP2509999ZY IP2509999ZZ IP250999Z_ IP250999Z2 IP250999Z3 IP250999Z4 IP250999Z5 IP250999Z6 IP250999Z7 IP250999Z8 IP250999Z9 IP250999ZA IP250999ZB IP250999ZC IP250999ZD IP250999ZE IP250999ZF IP250999ZG IP250999ZH IP250999ZJ IP250999ZK IP250999ZL IP250999ZM IP250999ZN IP250999ZP IP250999ZQ IP250999ZR IP250999ZS IP250999ZT IP250999ZU IP250999ZV IP250999ZW IP250999ZX IP250999ZY IP250999ZZ IP25099Z_ IP25099Z2 IP25099Z3 IP25099Z4 IP25099Z5 IP25099Z6 IP25099Z7 IP25099Z8 IP25099Z9 IP25099ZA IP25099ZB IP25099ZC IP25099ZD IP25099ZE IP25099ZF IP25099ZG IP25099ZH IP25099ZJ IP25099ZK IP25099ZL IP25099ZM IP25099ZN IP25099ZP IP25099ZQ IP25099ZR IP25099ZS IP25099ZT IP25099ZU IP25099ZV IP25099ZW IP25099ZX IP25099ZY IP25099ZZ IP2509Z_ IP2509Z2 IP2509Z3 IP2509Z4 IP2509Z5 IP2509Z6 IP2509Z7 IP2509Z8 IP2509Z9 IP2509ZA IP2509ZB IP2509ZC IP2509ZD IP2509ZE IP2509ZF IP2509ZG IP2509ZH IP2509ZJ IP2509ZK IP2509ZL IP2509ZM IP2509ZN IP2509ZP IP2509ZQ IP2509ZR IP2509ZS IP2509ZT IP2509ZU IP2509ZV IP2509ZW IP2509ZX IP2509ZY IP2509ZZ IP250_Z_ IP250_Z2 IP250_Z3 IP250_Z4 IP250_Z5 IP250_Z6 IP250_Z7 IP250_Z8 IP250_Z9 IP250_ZA IP250_ZB IP250_ZC IP250_ZD IP250_ZE IP250_ZF IP250_ZG IP250_ZH IP250_ZJ IP250_ZK IP250_ZL IP250_ZM IP250_ZN IP250_ZP IP250_ZQ IP250_ZR IP250_ZS IP250_ZT IP250_ZU IP250_ZV IP250_ZW IP250_ZX IP250_ZY IP250_ZZ IP25Z_Z_ IP25Z_Z2 IP25Z_Z3 IP25Z_Z4 IP25Z_Z5 IP25Z_Z6 IP25Z_Z7 IP25Z_Z8 IP25Z_Z9 IP25Z_ZA IP25Z_ZB IP25Z_ZC IP25Z_ZD IP25Z_ZE IP25Z_ZF IP25Z_ZG IP25Z_ZH IP25Z_ZJ IP25Z_ZK IP25Z_ZL IP25Z_ZM IP25Z_ZN IP25Z_ZP IP25Z_ZQ IP25Z_ZR IP25Z_ZS IP25Z_ZT IP25Z_ZU IP25Z_ZV IP25Z_ZW IP25Z_ZX IP25Z_ZY IP25Z_ZZ IP2_Z_Z_ IP2_Z_Z2 IP2_Z_Z3 IP2_Z_Z4 IP2_Z_Z5 IP2_Z_Z6 IP2_Z_Z7 IP2_Z_Z8 IP2_Z_Z9 IP2_Z_ZA IP2_Z_ZB IP2_Z_ZC IP2_Z_ZD IP2_Z_ZE IP2_Z_ZF IP2_Z_ZG IP2_Z_ZH IP2_Z_ZJ IP2_Z_ZK IP2_Z_ZL IP2_Z_ZM IP2_Z_ZN IP2_Z_ZP IP2_Z_ZQ IP2_Z_ZR IP2_Z_ZS IP2_Z_ZT IP2_Z_ZU IP2_Z_ZV IP2_Z_ZW IP2_Z_ZX IP2_Z_ZY IP2_Z_ZZ
IP2509JUG9 IP2509JUH1 IP2509JUR9 IP2509JVH1 IP2509JW11 IP2509JW2B IP2509JW45 IP2509JW6R IP2509JW87 IP2509JX9T IP2509JXH9 IP2509JXV9 IP2509JY1B IP2509JY2R IP2509JYG2 IP2509JZ4Y IP2509JZP7 IP2509M17T IP2509M1DD IP2509M1UQ

IP2509M23E IP2509M2BX IP2509M2D9 IP2509M35S IP2509M3H1 IP2509M3PJ IP2509M3QW IP2509M3UP IP2509M3VU IP2509M47X IP2509M48X IP2509M4E7 IP2509M4JF IP2509M4U7 IP2509M4V2 IP2509M56R IP2509M57E IP2509M582
IP2509M3MS IP2509M3WT IP2509M67B IP2509M69B IP2509M6PM IP2509M6PX IP2509M6ZE IP2509M72E IP2509M7C7 IP2509M7DF IP2509M7EF IP2509M7JJ IP2509M7S8 IP2509M8A4 IP2509M8BY IP2509M8PP IP2509M8RP IP2509M8U7
IP2509M9FT IP2509M9N3 IP2509M9RM IP2509M9XU IP2509MA47 IP2509MA74 IP2509MB77 IP2509MBA8 IP2509MC29 IP2509MD4G IP2509MD61 IP2509MDG4 IP2509MES5 IP2509MEX5 IP2509MFB4 IP2509MFR4 IP2509MG7 IP2509MH28 IP2509MI2V
IP2509MM1Q IP2509MM5T IP2509MM62 IP2509MM7W IP2509MMW5 IP2509MNG9 IP2509MNN4 IP2509MNV9 IP2509MP59 IP2509MP6W IP2509MP8Q IP2509MQ5S IP2509MQM7 IP2509MR15 IP2509MT48 IP2509MU11 IP2509MU78 IP2509MUR3 IP2509MW5Q IP2509MWG5 IP2509MWJ9P
IP2509MXM8 IP2509MXY6 IP2509MYZ8 IP2509MZ2Q IP2509MZ6D IP2509N14Y IP2509N1M8 IP2509N1S6 IP2509N1TN IP2509N2AD IP2509N2BX IP2509N2EX IP2509N2PP IP2509N2RG IP2509N2X9 IP2509N35C IP2509N3ME
IP2509N3W1 IP2509N3YJ IP2509N4GF IP2509N5A5 IP2509N5EH IP2509N5ER IP2509N5NX IP2509N5V6 IP2509N6F7 IP2509N741 IP2509N7E8 IP2509N8E IP2509N8H3 IP2509N8M6 IP2509N8XH IP2509N9EX IP2509N9GU1
IP2509N9XX IP2509NAW6 IP2509NC44 IP2509NC6C IP2509ND51 IP2509ND9Y IP2509NDT4 IP2509NE6Z IP2509NFZ1 IP2509NG4F IP2509NH5A IP2509NJ1U IP2509NJ2U IP2509NJ6D IP2509NM28 IP2509NM3C IP2509NM5D IP2509NMZ1 IP2509NNX2Z
IP2509NNQT IP2509NP7T IP2509NR11 IP2509NR3P IP2509NS2V IP2509NT21 IP2509NT7Q IP2509NV66 IP2509NVH3 IP2509NX1V IP2509NXT8 IP2509NYU8 IP2509P1D1 IP2509P22V IP2509P2VB IP2509P2W3 IP2509P2W5
IP2509P2YU IP2509P3E6 IP2509P3Y1 IP2509P3YY IP2509P4AP IP2509P4I3 IP2509P4JT IP2509P58J IP2509P59R IP2509P5AE IP2509P5B7 IP2509P5YT IP2509P61D IP2509P64U IP2509P68Y IP2509P6FC IP2509P6GA IP2509P6JN
IP2509P6X4 IP2509P7B9 IP2509P7DV IP2509P7UD IP2509P7WP IP2509P8BN IP2509P8DV IP2509P8JJ IP2509P9EM IP2509P9F2 IP2509PA8H IP2509PAE9 IP2509PB7P IP2509PC19 IP2509PC3U IP2509PCJ5 IP2509PD5F IP2509PDE4
IP2509PF3W IP2509PG4W IP2509PGM4 IP2509PH1W IP2509PH39 IP2509PHB3 IP2509PHD4 IP2509PHE5 IP2509PJ1A IP2509PJT2 IP2509PKNR4 IP2509PM71 IP2509PQY2 IP2509PR2T IP2509PSA9 IP2509PSU5 IP2509PUU8
IP2509PVU2 IP2509PW3Q IP2509PW7Y IP2509PXT4 IP2509PXV7Q IP2509PXX2 IP2509PYS9 IP2509PYV5 IP2509PZW6 IP2509Q15G IP2509Q1HV IP2509Q1U1 IP2509Q1ZR IP2509Q2Q5 IP2509Q2YU IP2509Q2Z4
IP2509Q38S IP2509Q3ES IP2509Q3HM IP2509Q3MN IP2509Q3RW IP2509Q4DP IP2509Q4M9 IP2509Q4RH IP2509Q4T9 IP2509Q4WW IP2509Q56V IP2509Q5AQ IP2509Q717 IP2509Q7A2 IP2509Q7S4 IP2509Q7V3 IP2509Q87D IP2509Q88A IP2509Q8B3
IP2509Q8IX IP2509Q8SV IP2509Q8YC IP2509Q8ZS IP2509Q951 IP2509Q96Y IP2509Q9MF IP2509Q9NF IP2509Q9RV IP2509Q9TH IP2509QA2F IP2509QAW2 IP2509QBR1 IP2509QC37 IP2509QCE6 IP2509QCQ9 IP2509QCW1
IP2509QDJN IP2509QEH1 IP2509QEJH IP2509QF5H IP2509QF8F IP2509QF69 IP2509QGN5 IP2509QJ6H IP2509QM3F IP2509QM7D IP2509QP04 IP2509QQ9M IP2509QR6Z IP2509QRP1 IP2509QS18 IP2509QSF6 IP2509QTP4 IP2509QU2D IP2509QU12
IP2509QW89 IP2509QX33 IP2509QXR3 IP2509QZ1V IP2509QZ5Q IP2509QZU9 IP2509R12S IP2509R1A2 IP2509R1HF IP2509R1SS IP2509R23F IP2509R29H IP2509R2A5 IP2509R2AN IP2509R2CW IP2509R2UU IP2509R37U IP2509R39X IP2509R3BD
IP2509R3P4 IP2509R3YX IP2509R4BX IP2509R4FS IP2509R4HU IP2509R4WV IP2509R5C9 IP2509R5TG IP2509R6ED IP2509R6UF IP2509R772 IP2509R79S IP2509R7QR IP2509R8F2 IP2509R8G6 IP2509R91V IP2509R922 IP2509R963
IP2509R924 IP2509R9BN IP2509R9CV IP2509R9HW IP2509R9M1 IP2509RBZ8 IP2509RA69 IP2509RAW2 IP2509RBE4 IP2509RC1R IP2509RCQ8 IP2509RD49 IP2509RE91 IP2509RH5T IP2509RHH IP2509RJ1H IP2509RJV3 IP2509RNG3
IP2509RPFN IP2509RPM1 IP2509RRY3 IP2509RS58 IP2509RRG5 IP2509RRN2 IP2509RT3F IP2509RTA6 IP2509RUU5 IP2509RW1W IP2509RW8G IP2509RWB8 IP2509RX1T IP2509RX7P IP2509RXU3 IP2509RYY6 IP2509RZ5C IP2509RZE7 IP2509S14Y
IP2509S1GR IP2509S1UZ IP2509S1V8 IP2509S2T6 IP2509S2VV IP2509S33M IP2509S38Q IP2509S3BC IP2509S3CG IP2509S3D4 IP2509S3ED IP2509S3ZY IP2509S43W IP2509S48X IP2509S49R IP2509S4A7 IP2509S4DV IP2509S4GM
IP2509S4J3 IP2509S4YJ IP2509S5N3 IP2509S5RG IP2509S5RQ IP2509S5S1 IP2509S5Y7 IP2509S6VT IP2509S6YW IP2509S79R IP2509S7HC IP2509S7VB IP2509S85G IP2509S86S IP2509S8PN IP2509S8QA IP2509S8ZP IP2509S91V
IP2509S8M7 IP2509S8MH4 IP2509S8P1 IP2509S8Q8 IP2509S8S8 IP2509S8SM IP2509S8U4 IP2509S8V2 IP2509S8YB IP2509S9C6 IP2509S9F6 IP2509S9H9 IP2509S9T2 IP2509S9TJ IP2509S9VT4 IP2509S9W5F IP2509S9X16 IP2509S9XJ4
IP2509SNX3 IP2509SNY2S IP2509SNY44 IP2509SZ89 IP2509SZH8 IP2509SZR7 IP2509SZRY IP2509SZU4 IP2509SZV9 IP2509SZW4A IP2509SZZ9 IP2509T0AJ IP2509T0AM IP2509T0FG
IP2509T3X2 IP2509T4C8 IP2509T4M8 IP2509T4V5 IP2509T54U IP2509T56R IP2509T5SV IP2509T6N9 IP2509T6W5 IP2509T6ZB IP2509T7D4 IP2509T7DV IP2509T82C
IP2509T835 IP2509T864 IP2509T8DB IP2509T8P3 IP2509T8U5 IP2509T8XS IP2509T8ZG IP2509T92A IP2509T95V IP2509T9BR IP2509T9CS IP2509TA4Y IP2509TA7N IP2509TB3Y IP2509TC3Q IP2509TC86 IP2509TDC8 IP2509TF9M
IP2509TF9T IP2509TH49 IP2509TJ1J IP2509TJ9U IP2509TM51 IP2509TMS6 IP2509TNF5 IP2509TNN5 IP2509TQ2S IP2509TR8W IP2509TRA7 IP2509TSS1 IP2509TUP2 IP2509TUZ1 IP2509TV85
IP2509TWZ8 IP2509TWG3 IP2509TZ3N IP2509TZ4Z IP2509U166 IP2509U1AA IP2509U1TC IP2509U1XX IP2509U1YG IP2509U2J6 IP2509U2V6 IP2509U316 IP2509U3F8 IP2509U3S5 IP2509U3ZC IP2509U49E IP2509U4PS IP2509U4SH IP2509U4UE
IP2509U51R IP2509U56M IP2509U5D9 IP2509U5R5 IP2509U5VH IP2509U617 IP2509U68N IP2509U6C6 IP2509U6TD IP2509U6WB IP2509U6X3 IP2509U78U IP2509U7A5 IP2509U7JM IP2509U7QN IP2509U88H IP2509U8CG IP2509U8NA IP2509U8WM IP2509U8X6
IP2509U8TU IP2509U8U6 IP2509U99X IP2509U9G7 IP2509U9M8 IP2509UA3Q IP2509UA44 IP2509UB2H IP2509UB9M IP2509UBX3 IP2509UCC9 IP2509UCC39 IP2509UCCS8 IP2509UCH6 IP2509UD4H IP2509UD73 IP2509UE91 IP2509UEJ IP2509UF1P IP2509UFW7 IP2509UH6C
IP2509UJ3H IP2509UJJ9 IP2509UM3E IP2509UN4M IP2509UP3G IP2509UQ8X IP2509UR81 IP2509URW5 IP2509US1M IP2509UT3M IP2509UTH5 IP2509UTJ8 IP2509UTU6 IP2509UU6C IP2509UUD4 IP2509UUG3 IP2509UV3B
IP2509UW37 IP2509UWX9 IP2509UYC1 IP2509UYZ7 IP2509UZ2N IP2509UZZT IP2509UZZ3 IP2509UZR6 IP2509V1EA IP2509V1GG IP2509V1SC IP2509V1UC IP2509V26Y IP2509V2EP IP2509V2G2 IP2509V3B1 IP2509V3EN IP2509V3GT IP2509V3MF
IP2509V412 IP2509V4NG IP2509V4Q6 IP2509V4R3 IP2509V4S9 IP2509V51N IP2509V52Y IP2509V54F IP2509V5BZ IP2509V5FH IP2509V6H6 IP2509V6Q3 IP2509V6RX IP2509V6VF IP2509V7BJ IP2509V7BP IP2509V7DY IP2509V82T
IP2509V82U IP2509V88G IP2509V8Z3 IP2509V94G IP2509V96Y IP2509V9ET IP2509V9TX IP2509VA7U IP2509VAV1 IP2509VBU5 IP2509VC6C IP2509VCH8 IP2509VD47 IP2509VE4T IP2509VE6H IP2509VE8U
IP2509VEFB IP2509VGA9 IP2509VGB7 IP2509VH6H IP2509VHG7 IP2509VMTW IP2509VMX3 IP2509VNC IP2509VQJ7 IP2509VRY2 IP2509VS1E IP2509VS5M IP2509VT6E IP2509VTS5 IP2509VWH2
IP2509VX1Q IP2509VX5E IP2509VXG7 IP2509VY25 IP2509VYC4 IP2509VZ2U IP2509VZ49 IP2509W18J IP2509W1MF IP2509W275 IP2509W2A6 IP2509W2D3 IP2509W2Q2 IP2509W2Y5 IP2509W2Z1 IP2509W35Z IP2509W38Y IP2509W3A6 IP2509W3HJ IP2509W3N4
IP2509W45N IP2509W4BT IP2509W4C9 IP2509W4DW IP2509W53J IP2509W53U IP2509W57Q IP2509W5BJ IP2509W5EV IP2509W5HP IP2509W6BQ IP2509W7P4 IP2509W8R1 IP2509W8S5 IP2509W8SE IP2509W926 IP2509W98V IP2509WA0U IP2509WD0Q IP2509WK9P
IP2509W9TS IP2509W9YX IP2509W9Y6 IP2509WA8C IP2509WAN2 IP2509WB1W IP2509WCC2 IP2509WCT4 IP2509WD7J IP2509WD9M IP2509WE25 IP2509WF3F IP2509WF6E IP2509WK37 IP2509WH1A IP2509WJ39 IP2509WMM7 IP2509WMN3 IP2509WMU9 IP2509WNS6
IP2509WPSG IP2509WQG4 IP2509WQQ9 IP2509WR7A IP2509WRG7 IP2509WS5 IP2509WU2 IP2509WU3U IP2509WV9H IP2509WW6R IP2509WW8 IP2509WWS6 IP2509WWT41 IP2509WWT8F IP2509WYP2 IP2509WZ1P IP2509WZV2 IP2509X147 IP2509X15C
IP2509X16N IP2509X1A4 IP2509X1AW IP2509X1JB IP2509X21P IP2509X248 IP2509X2EA IP2509X2FG IP2509X2N1 IP2509X2P1 IP2509X32Q IP2509X32Z IP2509X36W IP2509X38U IP2509X3H6 IP2509X3JV IP2509X3RM IP2509X4WM IP2509X51S IP2509X51T
IP2509X52B IP2509X569 IP2509X59P IP2509X5C2 IP2509X5DR IP2509X5F6 IP2509X5GS IP2509X5X5 IP2509X6FN IP2509X6T7 IP2509X6TM IP2509X6VB IP2509X6ZP IP2509X7F4 IP2509X7M8 IP2509X7T9 IP2509X81N IP2509X82T IP2509X83J
IP2509X844 IP2509X85W IP2509X88Q IP2509X8TW IP2509X8W IP2509X8W8Q IP2509X9D5 IP2509X9DH IP2509X9DQ IP2509X9M9 IP2509XA3 IP2509XAD9 IP2509XB1D IP2509XBD9 IP2509XEF5M IP2509XFH3 IP2509XGW8 IP2509XH16 IP2509XH2B IP2509XHV5
IP2509X3B IP2509X3F IP2509XMF9 IP2509XMM3 IP2509XMR9 IP2509XP3Q IP2509XPY6 IP2509XR37 IP2509XRN8 IP2509XS7Y IP2509XSN1 IP2509XT1D IP2509XV1Y IP2509XW14 IP2509XX5Q IP2509XX86 IP2509XXV2 IP2509XXW3 IP2509Z368
IP2509XZE9 IP2509Y1G5 IP2509Y1QN IP2509Y1R5 IP2509Y22F IP2509Y243 IP2509Y26J IP2509Y2EZ IP2509Y2H6 IP2509Y2QW IP2509Y3I1 IP2509Y3R7 IP2509Y4A7 IP2509Y4AA IP2509Y539 IP2509Y57P IP2509Y57Y IP2509Y58W
IP2509Y3ET IP2509Y3F7 IP2509Y5N1 IP2509Y6RN IP2509Y6NC IP2509Y6P2 IP2509Y6UT IP2509Y76Z IP2509Y7D3 IP2509Y7U2 IP2509Y8AS IP2509Y8HG IP2509Y8VP IP2509Y93C IP2509Y99E IP2509Y9CB IP2509Y9JQ IP2509Y9WF IP2509YAD7

IP2509YAE6 IP2509YB2U IP2509YB6H IP2509YBJ7 IP2509YBJ8 IP2509YBT4 IP2509YBX6 IP2509YC5R IP2509YF7N IP2509YFW8 IP2509YM17 IP2509YM4U IP2509YM7P IP2509YMD5 IP2509YMP2 IP2509YN8B IP2509YNC7 IP2509YNC8 IP2509YP5F IP2509YPA6
IP2509YPU8 IP2509YPX9 IP2509YQ1Z IP2509YR6M IP2509YRM3 IP2509YRT3 IP2509YRW5 IP2509YS39 IP2509YSB8 IP2509YSH4 IP2509YT8D IP2509YTN8 IP2509YU29 IP2509YU3W IP2509YU7S IP2509YUG4 IP2509YV6V IP2509YV95 IP2509YW9J IP2509YYF8
IP2509YZ3G IP2509YZT5 IP2509YZW3 IP2509Z1CY IP2509Z1N1 IP2509Z1QE IP2509Z1TA IP2509Z1VH IP2509Z22Z IP2509Z2M8 IP2509Z34X IP2509Z37T IP2509Z3C5 IP2509Z3RW IP2509Z3UB IP2509Z3VC IP2509Z41G IP2509Z47J IP2509Z4E4 IP2509Z4F1
IP2509Z4QN IP2509Z52B IP2509Z5D1 IP2509Z5RR IP2509Z5US IP2509Z5X2 IP2509Z658 IP2509Z6Q4 IP2509Z6RW IP2509Z6UT IP2509Z6UZ IP2509Z71V IP2509Z73T IP2509Z7BF IP2509Z7HC IP2509Z7HJ IP2509Z7JP IP2509Z82P IP2509Z84S IP2509Z8AM
IP2509Z8MG IP2509Z8NR IP2509Z8X1 IP2509Z989 IP2509Z9Q5 IP2509Z9S7 IP2509Z9X9 IP2509ZA5B IP2509ZA6Y IP2509ZC6M IP2509ZC7C IP2509ZC9Z IP2509ZE1J IP2509ZE34 IP2509ZF8A IP2509ZFW3 IP2509ZG1H IP2509ZH18 IP2509ZH6J IP2509ZHU4
IP2509ZJ97 IP2509ZJE3 IP2509ZM1Z IP2509ZM3T IP2509ZMS9 IP2509ZP12 IP2509ZP5B IP2509ZPR1 IP2509ZQ13 IP2509ZQ3P IP2509ZR8E IP2509ZRR7 IP2509ZRU4 IP2509ZS2G IP2509ZSC5 IP2509ZSE2 IP2509ZT9T IP2509ZTM9 IP2509ZTW7 IP2509ZU3A
IP2509ZU3W IP2509ZUJ6 IP2509ZV5Q IP2509ZV76 IP2509ZVP6 IP2509ZWN3 IP2509ZXQ9 IP2509ZZ24 IP2509ZZ3T IP2509ZZ8M IP251011YW IP251012JM IP251012UE IP251013MY IP251013UA IP251013ZN IP251014FH IP251014QD IP251014YF IP251015PP
IP251015QM IP251015TT IP251015UZ IP251015VN IP251015ZC IP2510169S IP251016BF IP251016GY IP251016JT IP251016PQ IP2510173N IP251017CJ IP251017H1 IP251017HC IP251018AS IP251018AV IP251018B2 IP251018JS IP251018SN IP251018V9
IP251018VH IP251018Y3 IP2510193B IP251019BV IP251019DG IP251019HA IP251019SR IP251019WR IP25101A3G IP25101ARW IP25101AT4 IP25101AWY IP25101AZ7 IP25101B1D IP25101BM8 IP25101BN1 IP25101BRH IP25101C1J IP25101C1V IP25101C2A
IP25101C6F IP25101C6W IP25101C86 IP25101CC6 IP25101CSM IP25101CSV IP25101CTU IP25101CUN IP25101CYR IP25101D4M IP25101D7X IP25101DCY IP25101DN6 IP25101DRN IP25101DW6 IP25101DX5 IP25101DYW IP25101E2X IP25101EAV IP25101ED7
IP25101EFH IP25101EUQ IP25101F3W IP25101F3Z IP25101F53 IP25101F6A IP25101FB2 IP25101FMB IP25101FX4 IP25101G2E IP25101G7T IP25101GD2 IP25101GE6 IP25101GED IP25101H1H IP25101H6X IP25101HEX IP25101HJ7 IP25101HS7 IP25101HU8
IP25101HWB IP25101HYM IP25101JA4 IP25101JM2 IP25101JUP IP25101JUY IP25101M9U IP25101MEV IP25101MY6 IP25101MYH IP25101MZX IP25101N6P IP25101NAW IP25101NDD IP25101NRY IP25101NS7 IP25101NTZ IP25101NW3 IP25101NYN IP25101P5T
IP25101P96 IP25101PB1 IP25101PH6 IP25101PQA IP25101PSS IP25101Q9A IP25101QQE IP25101QU6 IP25101R8T IP25101REX IP25101RNM IP25101RV1 IP25101RZ9 IP25101S3D IP25101SEV IP25101SFG IP25101SH9 IP25101SVV IP25101SWU IP25101SYD
IP25101T41 IP25101T86 IP25101TMA IP25101TQU IP25101TTW IP25101UG5 IP25101UUR IP25101UW7 IP25101UXF IP25101V2V IP25101VJH IP25101VMW IP25101VPG IP25101VQH IP25101W2M IP25101WA9 IP25101WEW IP25101WR1 IP25101WUN IP25101X71
IP25101X76 IP25101XDS IP25101XPQ IP25101XUH IP25101XWY IP25101Y5N IP25101YA1 IP25101YBV IP25101YN5 IP25101YQH IP25101YSA IP25101YUG IP25101YXS IP25101ZB5 IP25101ZBX IP25101ZER IP25101ZFT IP25101ZTA IP2510215C IP251021FU
IP251021N3 IP251021XM IP251022AH IP251022EM IP251022FH IP251022H3 IP251022H8 IP251022M9 IP251022PG IP251022ZR IP251023CH IP251023SU IP2510247A IP251024EY IP251024JM IP251024P6 IP251024PU IP251025D7 IP251025D9 IP251025DQ
IP251025DZ IP251025FF IP251025GV IP251025JV IP251025X8 IP2510267Y IP2510269J IP251026B7 IP251026CC IP251026FZ IP251026GT IP251026MW IP251026PY IP251026TC IP251027EH IP251027SN IP2510281R IP2510284P IP251028BQ IP251028CT
IP251028DD IP251028RJ IP2510297G IP2510297T IP2510299Z IP251029G2 IP251029HQ IP251029Q5 IP251029SZ IP251029XY IP251029YD IP25102A3S IP25102A6R IP25102AAB IP25102AFV IP25102ATV IP25102B3Z IP25102BGV IP25102BJD IP25102BRD
IP25102C6H IP25102CGQ IP25102CGR IP25102CHM IP25102CUU IP25102CVJ IP25102D9F IP25102DB3 IP25102DBF IP25102DCF IP25102DEJ IP25102E3Y IP25102EDX IP25102EGP IP25102EGV IP25102EHU IP25102EP8 IP25102EU9 IP25102FCD IP25102FS7
IP25102FZ8 IP25102GCP IP25102GFU IP25102GH1 IP25102GHN IP25102GN6 IP25102GNH IP25102GPV IP25102GT1 IP25102GWA IP25102GWC IP25102H2Y IP25102HBE IP25102HJA IP25102HT6 IP25102HY4 IP25102J7M IP25102JEA IP25102JHX IP25102JQ2
IP25102JRS IP25102JSJ IP25102JV6 IP25102JW5 IP25102M89 IP25102MCX IP25102MCY IP25102ME2 IP25102MHC IP25102MJA IP25102MQ5 IP25102MSG IP25102N3S IP25102NB4 IP25102P1T IP25102P4Z IP25102P5Y IP25102P7Z IP25102PGJ IP25102PMF
IP25102PTT IP25102Q1P IP25102Q36 IP25102Q74 IP25102QB1 IP25102QMF IP25102QMS IP25102QSP IP25102QWW IP25102QYA IP25102R2X IP25102R7D IP25102RCP IP25102RD7 IP25102RE6 IP25102RNM IP25102RVY IP25102RVZ IP25102RXJ IP25102SCR
IP25102SDC IP25102SG2 IP25102SG6 IP25102SGG IP25102SJM IP25102SMN IP25102ST1 IP25102TMG IP25102TR3 IP25102U3E IP25102UFT IP25102UN3 IP25102UQZ IP25102UV4 IP25102UZ2 IP25102V5B IP25102VT4 IP25102VWZ IP25102W9Q IP25102WD7
IP25102WDR IP25102WGC IP25102WXJ IP25102X2Y IP25102X7Q IP25102XDU IP25102XHS IP25102XXJ IP25102YG4 IP25102YW7 IP25102ZAS IP25102ZEV IP25102ZRN IP25102ZWE IP25102ZXH IP25102ZYG IP251031PQ IP251031SC IP251031UU IP251032Q2
IP251032TT IP2510336X IP2510337H IP251034DM IP251034RD IP251034TS IP251035AN IP251035BR IP251036DC IP251036ER IP251036GB IP251036N1 IP251036QQ IP251036SR IP251036Z8 IP251037EY IP251037HS IP251037HW IP251037TB IP251037YC
IP251038DX IP251038VC IP251039RE IP251039XX IP25103BFT IP25103BSA IP25103BTF IP25103BWD IP25103BXG IP25103D4G IP25103D5T IP25103DBH IP25103DBP IP25103DED IP25103DNT IP25103DQM IP25103DZ5 IP25103E2H IP25103E9C IP25103EB4
IP25103EGU IP25103EWA IP25103EWJ IP25103EXM IP25103F1P IP25103FJV IP25103FP6 IP25103FW6 IP25103G6Q IP25103GDA IP25103GQF IP25103GTA IP25103GU3 IP25103GZ5 IP25103GZY IP25103H49 IP25103HE5 IP25103HM5 IP25103HS1 IP25103HYA
IP25103JD5 IP25103JJZ IP25103JNE IP25103JRD IP25103JVD IP25103JWW IP25103JY7 IP25103M21 IP25103MCB IP25103MCX IP25103MD4 IP25103MFS IP25103MPJ IP25103MZP IP25103N3F IP25103N6H IP25103NEA IP25103NGH IP25103NQV IP25103NRC
IP25103P9N IP25103PA8 IP25103PAN IP25103PCE IP25103PDH IP25103PDX IP25103PGU IP25103PPN IP25103PSR IP25103PTT IP25103PU2 IP25103PVJ IP25103PWM IP25103QJB IP25103QQ9 IP25103QVG IP25103R2V IP25103R35 IP25103R6D IP25103R8Z
IP25103REY IP25103RSM IP25103RZH IP25103S9S IP25103SFR IP25103SM2 IP25103SST IP25103SZH IP25103T6C IP25103TDD IP25103TE8 IP25103TFY IP25103TM5 IP25103TP5 IP25103TSQ IP25103U6E IP25103UAW IP25103UC9 IP25103UF2 IP25103UXP
IP25103UXV IP25103UY8 IP25103VCW IP25103VHX IP25103VNC IP25103VVQ IP25103WEF IP25103WUQ IP25103WWP IP25103WYF IP25103WZV IP25103XFH IP25103XGQ IP25103Y2E IP25103Y8P IP25103YFE IP25103YJF IP25103Z5H IP25103ZE5 IP25103ZWW
IP2510419F IP251041AA IP251041HQ IP251041Q7 IP251041Z1 IP2510429G IP251042DB IP251042WY IP2510436X IP2510438Q IP2510438V IP251043DP IP251043JG IP251043R5 IP251043SW IP2510444D IP2510445P IP2510449T IP251044A9 IP251044AN
IP251044RU IP251044V9 IP251045AG IP251045GR IP251045H9 IP251046CF IP251046ED IP251046JZ IP251046MC IP2510472E IP251047Q3 IP251047U8 IP251047VU IP251047YJ IP251048PG IP251048S6 IP251048VA IP251048ZJ IP2510498Z IP251049G6
IP251049MH IP251049PT IP251049R6 IP25104A4M IP25104A4V IP25104A5Y IP25104A63 IP25104AMM IP25104AZJ IP25104B2H IP25104B9U IP25104BCN IP25104BSQ IP25104BT5 IP25104C61 IP25104C6Q IP25104C6R IP25104CG2 IP25104CGP IP25104CJP
IP25104CMN IP25104DD1 IP25104DPB IP25104E9T IP25104EJT IP25104EWR IP25104F5Y IP25104F7M IP25104FMR IP25104FPD IP25104GDG IP25104GDQ IP25104GG8 IP25104GHP IP25104GV4 IP25104GY8 IP25104H28 IP25104H74 IP25104H77 IP25104H9Z
IP25104HAW IP25104HCS IP25104HHT IP25104J19 IP25104J2R IP25104J53 IP25104JC6 IP25104JFU IP25104JG6 IP25104M12 IP25104MHQ IP25104MW8 IP25104N4R IP25104NAX IP25104NDX IP25104NGU IP25104NJT IP25104P58 IP25104P5H IP25104PBZ
IP25104PCX IP25104PP1 IP25104PSQ IP25104Q9W IP25104QM9 IP25104QMQ IP25104QPQ IP25104QWE IP25104QX8 IP25104QX9 IP25104R7R IP25104R89 IP25104RD4 IP25104REA IP25104RNG IP25104RR7 IP25104S2A IP25104S2P IP25104S8Z IP25104SCU
IP25104SDQ IP25104SHE IP25104SJ7 IP25104SSH IP25104SWS IP25104T2A IP25104T3M IP25104T56 IP25104TCR IP25104TMJ IP25104TS7 IP25104TT1 IP25104UAH IP25104UMJ IP25104UZX IP25104V4F IP25104VE1 IP25104VH8 IP25104W2Y IP25104W96
IP25104WA7 IP25104WNB IP25104WSP IP25104WT6 IP25104XEU IP25104XFW IP25104XM8 IP25104XMV IP25104XNV IP25104XRV IP25104XZ6 IP25104XZG IP25104Y5N IP25104Y5R IP25104YA7 IP25104YCN IP25104YEX IP25104YGR IP25104YJF IP25104YNT
IP25104YW9 IP25104Z31 IP25104Z8Y IP25104ZES IP25104ZPM IP25104ZQ7 IP25104ZRF IP251051ZR IP251052MF IP2510536R IP251053VC IP2510544S IP251054FR IP251054FV IP251054QW IP251054WE IP251055A4 IP251055AS IP251055CG IP251055FC
IP251055QS IP251055S7 IP251055VH IP251056G5 IP251056N7 IP251056P2 IP251056QM IP251056WG IP251057P8 IP251057T2 IP251057TA IP2510582H IP2510586F IP251058GT IP251058HY IP251058UQ IP251058ZB IP2510597R IP2510597W IP2510598Y
IP251059DQ IP251059J3 IP251059R4 IP25105A4V IP25105AM3 IP25105ARM IP25105AV2 IP25105B9P IP25105B9S IP25105BFM IP25105BHJ IP25105BMN IP25105BQ5 IP25105BZE IP25105C9F IP25105CC5 IP25105CGQ IP25105CV9 IP25105CYQ IP25105D2B
IP25105D3M IP25105DG2 IP25105DHF IP25105DJC IP25105DNU IP25105DUA IP25105DUE IP25105DY7 IP25105DZG IP25105ED7 IP25105EJ2 IP25105EM7 IP25105EU9 IP25105F47 IP25105F5P IP25105F6N IP25105FCH IP25105FHQ IP25105FSM IP25105FSP
IP25105G2T IP25105G5D IP25105G61 IP25105G7V IP25105GCG IP25105GQT IP25105GS6 IP25105GW7 IP25105H5X IP25105HBT IP25105HD5 IP25105HNX IP25105HS7 IP25105J7R IP25105J9Z IP25105JC7 IP25105JG3 IP25105JG7 IP25105JV4 IP25105JW8
IP25105M1Z IP25105M2S IP25105MC4 IP25105MER IP25105MNB IP25105MQQ IP25105MVP IP25105N5X IP25105NA1 IP25105ND9 IP25105NMC IP25105PES IP25105PNP IP25105PTW IP25105PWF IP25105Q1X IP25105Q27 IP25105Q7P IP25105QPQ IP25105QTP

IP25105QWS IP25105RAB IP25105RC7 IP25105S3Q IP25105SBN IP25105SBT IP25105SFC IP25105SHG IP25105TEA IP25105TEC IP25105TP6 IP25105TUV IP25105TW7 IP25105U91 IP25105UTG IP25105UUR IP25105VCY IP25105VGD IP25105VSB IP25105W4Z
IP25105WTN IP25105X1V IP25105X9N IP25105XEQ IP25105XQP IP25105XTV IP25105XYJ IP25105YB4 IP25105YEW IP25105YFC IP25105YV8 IP25105Z68 IP25105Z6P IP25105ZCA IP25105ZCC IP25105ZHQ IP25105ZPE IP25105ZPU IP25105ZU9 IP25105ZXC
IP251061CW IP251061FP IP251061N7 IP251061YG IP251062GJ IP251062PJ IP251062PQ IP251062QQ IP251062RF IP251062VB IP251062YU IP251063J9 IP251063P2 IP251063PD IP251063PQ IP251063QU IP251063UV IP2510649J IP251064QX IP251064RD
IP251064XN IP2510657E IP251065BD IP251065FD IP251065QD IP251065Y4 IP251066Q9 IP251066UG IP2510678U IP251067CV IP251067DB IP251067DH IP251067VT IP251067ZP IP2510683F IP251068C5 IP251068D4 IP251068JB IP251069BJ IP25106A19
IP25106A1S IP25106A3G IP25106AE5 IP25106AFT IP25106AM5 IP25106ASJ IP25106AU3 IP25106B53 IP25106B9E IP25106BAH IP25106BC9 IP25106BCB IP25106BGZ IP25106BJ1 IP25106BJ8 IP25106BJW IP25106BRC IP25106BSQ IP25106BYM IP25106C8X
IP25106CJT IP25106D7N IP25106DAT IP25106DEF IP25106DGT IP25106DGZ IP25106DMR IP25106DNJ IP25106DV7 IP25106F64 IP25106FD6 IP25106FQQ IP25106G3V IP25106GFD IP25106GQP IP25106GVS IP25106H3Z IP25106HDN IP25106HEZ IP25106HFS
IP25106HTQ IP25106HZG IP25106J19 IP25106J3F IP25106JBJ IP25106JDP IP25106JG6 IP25106JHF IP25106MGD IP25106MVU IP25106NDC IP25106NTZ IP25106NZD IP25106P1T IP25106PH4 IP25106PHT IP25106PN9 IP25106PRE IP25106PTS IP25106PUM
IP25106PVJ IP25106PW1 IP25106PYQ IP25106Q1F IP25106Q6Y IP25106Q7B IP25106QAH IP25106QB4 IP25106QN4 IP25106QX4 IP25106R9V IP25106RBR IP25106RPY IP25106RXQ IP25106S3A IP25106S8U IP25106SQU IP25106SVV IP25106SYQ IP25106TA4
IP25106TFJ IP25106TJX IP25106TX9 IP25106U28 IP25106U3Y IP25106U4Z IP25106U6U IP25106UEA IP25106UEU IP25106URN IP25106US2 IP25106UTY IP25106UUV IP25106UVJ IP25106UXE IP25106V3H IP25106V9P IP25106VEQ IP25106VHS IP25106VRC
IP25106W9F IP25106WGC IP25106XB1 IP25106XNM IP25106XZV IP25106Y67 IP25106Y6X IP25106Y79 IP25106Y7S IP25106Y8D IP25106Y8U IP25106YEF IP25106YF5 IP25106YFY IP25106YGA IP25106YGR IP25106YJ1 IP25106Z8A IP25106ZCE IP25106ZMU
IP25106ZS2 IP25106ZU1 IP2510716J IP251071PT IP251071T2 IP251071TM IP251071V1 IP251071V2 IP251071WW IP251071ZH IP251072NF IP251072PN IP251072YQ IP2510736Q IP251073AU IP251073MP IP251073NX IP251073QQ IP251073W1 IP251073ZE
IP251074FZ IP251074P3 IP251074YU IP251075GF IP251075GY IP251075PW IP251075WJ IP251075XX IP251076BT IP251076G4 IP251076N5 IP251077AP IP251077AY IP251077R8 IP251077RR IP251078C4 IP251078DM IP251078DN IP251078DS IP251078G6
IP251078GR IP251078JM IP251078XU IP251079FY IP251079MX IP251079S5 IP25107A3B IP25107A5S IP25107AAA IP25107AC4 IP25107AHA IP25107AHQ IP25107AHX IP25107AMZ IP25107B3C IP25107B82 IP25107B8C IP25107BAN IP25107BRZ IP25107BVB
IP25107C43 IP25107CCH IP25107CDS IP25107CFY IP25107CS5 IP25107CUP IP25107CUU IP25107D78 IP25107D8C IP25107DCC IP25107DFC IP25107DGR IP25107DM5 IP25107DPV IP25107DQF IP25107DSN IP25107DWN IP25107DZ2 IP25107E3Z IP25107E4N
IP25107EJT IP25107EV2 IP25107F56 IP25107F8D IP25107F8J IP25107F9E IP25107F9U IP25107FAZ IP25107FNA IP25107FXU IP25107G5W IP25107G92 IP25107GB9 IP25107GH1 IP25107GW6 IP25107H3Z IP25107H6F IP25107HDE IP25107HGE IP25107HJN
IP25107HT8 IP25107HTD IP25107HU9 IP25107HZS IP25107J3C IP25107J3W IP25107J5F IP25107J8C IP25107J8Z IP25107MBT IP25107MT2 IP25107MVQ IP25107MZ2 IP25107NA2 IP25107NAR IP25107NF1 IP25107NJH IP25107NMB IP25107NY9 IP25107NYS
IP25107P3Z IP25107PD8 IP25107PJR IP25107PND IP25107PNT IP25107PR7 IP25107PVA IP25107QG1 IP25107QNT IP25107QR5 IP25107R2H IP25107RG5 IP25107RH1 IP25107RJT IP25107RYY IP25107S2P IP25107S4F IP25107SBA IP25107SMA IP25107SMH
IP25107SYJ IP25107SZT IP25107TSP IP25107U3Q IP25107UA7 IP25107UJX IP25107UQQ IP25107UT8 IP25107V1A IP25107V6Y IP25107VCB IP25107VEP IP25107VVU IP25107W6V IP25107WMS IP25107WV6 IP25107WXE IP25107WXW IP25107WYR IP25107X12
IP25107X3Y IP25107XSF IP25107Y2W IP25107Y4F IP25107Y8J IP25107Y8T IP25107YER IP25107YJC IP25107YT4 IP25107YTP IP25107YX5 IP25107YXD IP25107Z1P IP25107ZZE IP2510811M IP251081DB IP251081GN IP251081HP IP251081S2 IP251082BM
IP251082PA IP251082RX IP2510833C IP2510835S IP2510837H IP2510839C IP251083A4 IP251083B2 IP251083FE IP251083JV IP251083SQ IP2510847N IP2510848T IP251084GV IP2510855Y IP251085HB IP251085VG IP2510869Y IP251086HR IP251086SD
IP251086UM IP251087FR IP251087J2 IP251087MS IP251087PX IP251087QQ IP2510887J IP251088A6 IP251088HS IP251088VG IP2510895W IP2510896U IP251089Q7 IP251089QJ IP251089XA IP25108A9P IP25108AE6 IP25108AGB IP25108AQ4 IP25108ASQ
IP25108BF4 IP25108BMT IP25108BPR IP25108C1D IP25108C6G IP25108C7Q IP25108C8A IP25108CPE IP25108CW4 IP25108CYQ IP25108D55 IP25108DCF IP25108DMP IP25108DN8 IP25108DRR IP25108DUA IP25108E1T IP25108E3C IP25108E3P IP25108EAU
IP25108EER IP25108EF8 IP25108EJD IP25108EM6 IP25108F3Q IP25108FAV IP25108FGF IP25108FM2 IP25108FPH IP25108GDN IP25108GMY IP25108GZW IP25108H5S IP25108H7V IP25108HRF IP25108J9C IP25108J9D IP25108JBS IP25108JHU IP25108JMD
IP25108JSD IP25108JVD IP25108M5R IP25108M5Z IP25108MTJ IP25108N1C IP25108N4U IP25108NC4 IP25108NM7 IP25108NS5 IP25108P4C IP25108P6H IP25108P9S IP25108PET IP25108PG2 IP25108PJ3 IP25108PQY IP25108PR6 IP25108Q1M IP25108QGZ
IP25108QXE IP25108R4F IP25108RB1 IP25108RBW IP25108RG8 IP25108RJB IP25108RV6 IP25108RV9 IP25108RXM IP25108RY6 IP25108RYA IP25108S89 IP25108SCY IP25108SQ7 IP25108SUC IP25108TFC IP25108TV1 IP25108TW3 IP25108U4S IP25108U7P
IP25108UAE IP25108UCG IP25108UGE IP25108UUX IP25108UVN IP25108UZJ IP25108V39 IP25108V6N IP25108V82 IP25108VD2 IP25108VDA IP25108VTE IP25108VTS IP25108WGT IP25108WMN IP25108WU1 IP25108X1W IP25108X71 IP25108X8H IP25108XEX
IP25108XFR IP25108XHJ IP25108XQV IP25108XWX IP25108Y4P IP25108Y94 IP25108YAM IP25108YBN IP25108YU6 IP25108Z4X IP25108Z61 IP25108ZST IP251091EV IP251091VF IP2510927C IP251092B4 IP251092DZ IP251092S2 IP2510934J IP2510938R
IP251093DR IP251093QZ IP251093WQ IP251093X3 IP251093XT IP251094A7 IP251094NU IP251094PF IP2510956J IP251095BN IP251095Q6 IP251095ZJ IP2510967W IP251096FH IP251096RG IP251096VU IP2510974X IP251097BZ IP251097EF IP251097HU
IP251097Q2 IP2510987S IP251098AT IP251098UU IP251098WB IP2510992G IP251099AM IP251099EW IP251099PS IP251099V1 IP25109A1H IP25109A1X IP25109A8W IP25109A9E IP25109AEG IP25109AN7 IP25109AQW IP25109AT4 IP25109AU3 IP25109AYQ
IP25109B1A IP25109BE8 IP25109BNG IP25109BNR IP25109BV7 IP25109BWA IP25109C1D IP25109C3H IP25109C3S IP25109CN8 IP25109CWM IP25109DDA IP25109DEA IP25109DZ2 IP25109E1C IP25109E51 IP25109E7T IP25109EDA IP25109EDT IP25109EF4
IP25109EGY IP25109EJ2 IP25109EP9 IP25109EQ7 IP25109EY4 IP25109F46 IP25109F99 IP25109F9T IP25109FP7 IP25109FQ3 IP25109FY9 IP25109GD3 IP25109GN7 IP25109GNH IP25109GYR IP25109H5S IP25109H69 IP25109H6E IP25109H8Q IP25109HBS
IP25109HDG IP25109HH5 IP25109HQ3 IP25109HY5 IP25109J5R IP25109JF4 IP25109JXU IP25109M8J IP25109MEP IP25109MJR IP25109MJU IP25109MS8 IP25109MSQ IP25109MT5 IP25109MY6 IP25109N2F IP25109N9Y IP25109NS8 IP25109NTY IP25109NY1
IP25109P3S IP25109P5A IP25109P5B IP25109PNU IP25109PW6 IP25109PWE IP25109QMJ IP25109QRQ IP25109R6J IP25109RDZ IP25109REF IP25109RRW IP25109RS5 IP25109RSG IP25109RTY IP25109RV9 IP25109RX4 IP25109RXZ IP25109RYF IP25109SAQ
IP25109SMZ IP25109SNU IP25109SXA IP25109T4T IP25109TGF IP25109TH4 IP25109TM2 IP25109TV7 IP25109TXA IP25109U13 IP25109U5G IP25109UVN IP25109V2U IP25109V6A IP25109VA4 IP25109VBA IP25109VCV IP25109VUC IP25109W1G IP25109W7Z
IP25109W9E IP25109WDJ IP25109WE7 IP25109WG8 IP25109WGS IP25109WJA IP25109WRY IP25109XC9 IP25109XGV IP25109XN3 IP25109XR1 IP25109XZG IP25109Y1G IP25109YEF IP25109YR1 IP25109YXZ IP25109ZPA IP25109ZR5 IP25109ZR7 IP25109ZT2
IP25109ZU8 IP25109ZWE IP2510A17A IP2510A19J IP2510A1ZV IP2510A258 IP2510A2B9 IP2510A2GE IP2510A2XB IP2510A32M IP2510A348 IP2510A37H IP2510A39F IP2510A39H IP2510A3S6 IP2510A3SH IP2510A4AF IP2510A4T6 IP2510A54G IP2510A56Q
IP2510A5A6 IP2510A63X IP2510A6AC IP2510A6XR IP2510A7B9 IP2510A7V2 IP2510A7Z6 IP2510A82A IP2510A8AD IP2510A8MC IP2510A8ST IP2510A8WG IP2510A918 IP2510A95P IP2510A997 IP2510A9P6 IP2510A9RP IP2510AA2Q IP2510AA48 IP2510AA88
IP2510AAH1 IP2510ABD1 IP2510AC37 IP2510AC9X IP2510AD4C IP2510AEN7 IP2510AES1 IP2510AF48 IP2510AHP3 IP2510AHT4 IP2510AHU9 IP2510AJ4S IP2510AJ95 IP2510AMM8 IP2510AMT8 IP2510AN7H IP2510AP94 IP2510AR8H IP2510ASR5 IP2510ATC8
IP2510ATQ3 IP2510AW5D IP2510AW9Y IP2510AX12 IP2510AX41 IP2510AXB8 IP2510AXN5 IP2510B1A1 IP2510B1DQ IP2510B1J3 IP2510B1N9 IP2510B1UF IP2510B1X2 IP2510B228 IP2510B27A IP2510B2F2 IP2510B2ME IP2510B2YT IP2510B38E IP2510B434
IP2510B46N IP2510B4D6 IP2510B53U IP2510B56A IP2510B574 IP2510B5CU IP2510B5SP IP2510B5WQ IP2510B6GH IP2510B6GV IP2510B6HB IP2510B6MU IP2510B77N IP2510B77W IP2510B7CA IP2510B8A3 IP2510B93D IP2510B93J IP2510B9BD IP2510B9TE
IP2510B9ZT IP2510BAB6 IP2510BAY6 IP2510BB1S IP2510BB2Z IP2510BB4H IP2510BB9C IP2510BBN8 IP2510BE8Y IP2510BED8 IP2510BG5Q IP2510BG5Y IP2510BGQ1 IP2510BGQ2 IP2510BH91 IP2510BJ92 IP2510BM1C IP2510BM39 IP2510BMC3 IP2510BN7C
IP2510BPR1 IP2510BQ8Q IP2510BR27 IP2510BR3E IP2510BS4W IP2510BS5W IP2510BT33 IP2510BT8U IP2510BUU5 IP2510BV81 IP2510BX39 IP2510BYJ1 IP2510BYQ5 IP2510BZ19 IP2510BZ38 IP2510C1R1 IP2510C1XM IP2510C21U IP2510C2G5 IP2510C2VU
IP2510C2WA IP2510C38X IP2510C3J3 IP2510C3S3 IP2510C42P IP2510C48S IP2510C4DB IP2510C4F7 IP2510C4J2 IP2510C4M8 IP2510C4Q8 IP2510C4QN IP2510C4WC IP2510C4YW IP2510C56A IP2510C56Q IP2510C5EY IP2510C5PQ IP2510C5RR IP2510C5TW
IP2510C5WG IP2510C67C IP2510C6Z4 IP2510C6ZH IP2510C77U IP2510C795 IP2510C7A8 IP2510C7DP IP2510C7RF IP2510C7SD IP2510C7U8 IP2510C7WM IP2510C7XX IP2510C8GE IP2510C8MD IP2510C8S4 IP2510C8XC IP2510C91W IP2510C981 IP2510C9R8
IP2510C9SC IP2510CBX5 IP2510CCZ2 IP2510CE89 IP2510CET4 IP2510CFT9 IP2510CGH2 IP2510CHZ7 IP2510CJ7B IP2510CM4X IP2510CM9F IP2510CNB6 IP2510CQ1F IP2510CQ7Q IP2510CQD6 IP2510CQZ5 IP2510CR53 IP2510CR73 IP2510CT36 IP2510CT57

IP2510CV16 IP2510CVT2 IP2510CWLS IP2510CZ1R IP2510CZH9 IP2510CZP7 IP2510D1GH IP2510D2HM IP2510D2NW IP2510D2XH IP2510D47B IP2510D48F IP2510D4AS IP2510D4FB IP2510D4PM IP2510D4T1 IP2510D5P2 IP2510D5S3 IP2510D5UX
IP2510DV12 IP2510DV62 IP2510DV6D IP2510D74F IP2510D78W IP2510D7BJ IP2510D7H8 IP2510D83U IP2510D86P IP2510D86W IP2510D89Y IP2510D8V6 IP2510D8W3 IP2510D8WJ IP2510D8Y3 IP2510D995 IP2510D9E0 IP2510D9J6 IP2510D9VX IP2510D9XV IP2510DA68 IP2510DAU2
IP2510DB9X IP2510DC2D IP2510DD7D IP2510DDC2 IP2510DDF2 IP2510DDW3 IP2510DDW4 IP2510DE62 IP2510DNS2 IP2510DZ1M IP2510DZQ7 IP2510E11B IP2510E23Y IP2510E2E7 IP2510E2G2 IP2510E2X4 IP2510E36G IP2510E3AQ IP2510E3CF IP2510E3H7 IP2510E3P7
IP2510DR3T IP2510DUS2 IP2510DUT4 IP2510DU5Y IP2510DW4Y IP2510DWTH IP2510DWW2 IP2510DZQ7 IP2510E2E7 IP2510E2G2 IP2510E2X4 IP2510E36G IP2510E3AQ IP2510E3CF IP2510E3H7 IP2510E3P7
IP2510E45X IP2510E4G8 IP2510E4HJ IP2510E4Z1 IP2510E52Y IP2510E546 IP2510E58X IP2510E59X IP2510E5HJ IP2510E5UH IP2510E5VW IP2510E646 IP2510E65S IP2510E66J IP2510E6FR IP2510E6G1 IP2510E6X1 IP2510E7CF IP2510E82N IP2510E899
IP2510E91D IP2510E943 IP2510E9TR IP2510EA72 IP2510EA8H IP2510EB1J IP2510EBB7 IP2510ED81 IP2510EEB5 IP2510EER1 IP2510EG3S IP2510EJ4Y IP2510EN8T IP2510ENN1 IP2510EP51 IP2510EQ3C IP2510ERM2 IP2510ERM9 IP2510ES2Y IP2510ESB3
IP2510ESS5 IP2510ETF7 IP2510ETM6 IP2510ETN4 IP2510EU18 IP2510EU6C IP2510EV6B IP2510EVX3 IP2510EXV3 IP2510EZ1H IP2510EZ3M IP2510EZH3 IP2510EZN7 IP2510F16V IP2510F19H IP2510F1AE IP2510F1BH IP2510F1CR IP2510F1DJ IP2510F1GH
IP2510F1P5 IP2510F21P IP2510F22T IP2510F28N IP2510F2BA IP2510F2F8 IP2510F2G6 IP2510F2MU IP2510F2S2 IP2510F2SH IP2510F2T5 IP2510F2UM IP2510F33P IP2510F37M IP2510F3CW IP2510F465 IP2510F497 IP2510F4P7
IP2510F4T6 IP2510F5F4 IP2510F5MF IP2510F5MZ IP2510F5UA IP2510F6FW IP2510F6ZM IP2510F6H6 IP2510F6JV IP2510F6M0 IP2510F6Q8 IP2510F6QR IP2510F73P IP2510F7DQ IP2510F7GC IP2510F7P9 IP2510F7ZP IP2510F8UY IP2510F8V9 IP2510F9AG
IP2510F9EC IP2510F9F4 IP2510F9HN IP2510F9RP IP2510FA5D IP2510FB71 IP2510FD96 IP2510FD9Y IP2510FE4F IP2510FE94 IP2510FG71 IP2510FH8G IP2510FHM8 IP2510FHN3 IP2510FHV9 IP2510FJ8C IP2510FJV3 IP2510FM9A IP2510FM9C
IP2510FN4C IP2510FNAQ IP2510FNP3 IP2510FPA7 IP2510FQA2 IP2510FR85 IP2510FT82 IP2510FV76 IP2510FW28 IP2510FXT3 IP2510FYX5 IP2510FZV8 IP2510G1C IP2510G1J3 IP2510G1N3 IP2510G24F IP2510G26W IP2510G296
IP2510G29U IP2510G2E2 IP2510G2MV IP2510G2PD IP2510G2PW IP2510G3AH IP2510G3FV IP2510G3MB IP2510G3QR IP2510G3RX IP2510G3XU IP2510G4HW IP2510G4QF IP2510G657P IP2510G65D8 IP2510G6SY IP2510G6H7 IP2510G6M4 IP2510G6NG
IP2510G6ZT IP2510G76Q IP2510G7TR IP2510G8TM IP2510G8XB IP2510G8XM IP2510G8XR IP2510G8ZB IP2510GC7W IP2510GCG8W IP2510GCW IP2510GD65 IP2510GE25 IP2510GEQ6 IP2510GFF1 IP2510GGT1
IP2510GHER IP2510GHTM IP2510GJ1B IP2510GJ2Y IP2510GJT3 IP2510GJU9 IP2510GKW4 IP2510GM07 IP2510GMQ5 IP2510GN4U IP2510GN8N IP2510GQ54 IP2510GRH3 IP2510GS6J IP2510GT84 IP2510GTQ9 IP2510GU41
IP2510GVS2 IP2510GW1B IP2510GW4Z IP2510GWF6 IP2510GXR4 IP2510GZ23 IP2510GZ8P IP2510H1E9 IP2510H1F7 IP2510H1LW IP2510H1LY IP2510H2BR9
IP2510H2RX IP2510H36V IP2510H3A4 IP2510H3MP IP2510H3QX IP2510H3Z6 IP2510HH5B IP2510HHNM IP2510HR7 IP2510HS67U IP2510HS83 IP2510HV89 IP2510HW2J IP2510HWFT IP2510HWFT
IP2510H7V6 IP2510H82H IP2510H86F IP2510H8W5 IP2510H9ME IP2510H9S3 IP2510HA6E IP2510HAS7 IP2510HB3C IP2510HB91 IP2510HBT6 IP2510HC9Q IP2510HEF3 IP2510HES2 IP2510HF57 IP2510HF73 IP2510HGA5 IP2510HGJ6 IP2510HG4
IP2510HH15 IP2510HH78 IP2510HM47 IP2510HM5E IP2510HM7V IP2510HN12 IP2510HPBF IP2510HPZ3 IP2510HQ64 IP2510HQR2 IP2510HR2A IP2510HR6 IP2510HT7R IP2510HV2X IP2510HV6A IP2510HW47 IP2510HWD6 IP2510HXT7 IP2510HZ1N
IP2510HZ36 IP2510HZ5C IP2510HZQ1 IP2510J1BJ IP2510J1AX IP2510J1W9 IP2510J2CS IP2510J32F IP2510J3DN IP2510J3SB IP2510J3ZF IP2510J493 IP2510J4B4 IP2510J4P8 IP2510J4HQ IP2510J58X IP2510J5FY
IP2510J5CJ IP2510J5MZ IP2510J5SP IP2510J6BE IP2510J6G2 IP2510J6Q1 IP2510J78U IP2510J7QP IP2510J824 IP2510J84F IP2510J864 IP2510J86F IP2510J8Y8 IP2510J8Z3 IP2510J97S IP2510J97T IP2510J98R IP2510J9J2
IP2510J9KP IP2510J9Y7 IP2510JA4J IP2510JDH8 IP2510JE1W IP2510JF5V IP2510JF85 IP2510JG4Y IP2510JJ6N IP2510JJ7R IP2510JJ8Y IP2510JJ9Z IP2510JJFA IP2510JJH5 IP2510JJH8 IP2510JJT7 IP2510JM7B IP2510JNN1 IP2510JPE8 IP2510JQ14 IP2510JRG1
IP2510JSSJ IP2510JT16 IP2510JTR4 IP2510JTV5 IP2510JTX2 IP2510JU32 IP2510JVZ4 IP2510JW1X IP2510JX64 IP2510JZ6N IP2510K1Z4 IP2510K2BH IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ IP2510K2ZZ
IP2510K46D IP2510N46M IP2510N487 IP2510N49F IP2510N4HQ IP2510N59F IP2510N5EN IP2510N5EX IP2510N64R IP2510N65M IP2510N67D IP2510N6C8 IP2510N6GP IP2510N6Y4 IP2510N74Q IP2510N76G IP2510N78Z IP2510N79W IP2510N7ES IP2510N825
IP2510N86H IP2510N8CR IP2510N8GD IP2510N8XG IP2510N968 IP2510N99S IP2510N9A3 IP2510N9B5 IP2510N9C6 IP2510N9HS IP2510NB8Q IP2510NBN3 IP2510NC29 IP2510NDP7 IP2510NDU4 IP2510NF86 IP2510NF8E IP2510NFG6 IP2510NFN4
IP2510NG65 IP2510NGE5 IP2510NH2T IP2510NNW8 IP2510NNW9 IP2510NNX1 IP2510NP2Q IP2510NPF4 IP2510NPT4 IP2510NPT5 IP2510NPW4 IP2510NQ3Y IP2510NRB5 IP2510NRN2 IP2510NS19 IP2510NT4P IP2510NU1V IP2510NU81
IP2510NVF6 IP2510NVN3 IP2510NVP9 IP2510NW81 IP2510NW8A IP2510NWSV IP2510NWX7 IP2510NX1U IP2510NX7A IP2510NX9S IP2510NY1J IP2510NY1X IP2510NYC2 IP2510NYG9 IP2510NZ2C IP2510NZY7 IP2510P1HN IP2510P1PP IP2510P1UH
IP2510P1V2 IP2510P2B8 IP2510P2JE IP2510P2N6 IP2510P2NZ IP2510P2PQ IP2510P4BF IP2510P4JT IP2510P5B2H IP2510P5FQ IP2510P6HE IP2510P6X4 IP2510P711 IP2510P7BV IP2510P7UV IP2510P85Q IP2510P87Z
IP2510P8DU IP2510P8E6 IP2510P8P7 IP2510P92C IP2510P9H9 IP2510P9NA IP2510PAJN IP2510PAP8U IP2510PAU9 IP2510PB4X IP2510PC9D IP2510PD58 IP2510PDU2 IP2510PE4X IP2510PEG8 IP2510PJ8X IP2510PJJ6
IP2510PM8S IP2510PN8S IP2510PNE5 IP2510PP4T IP2510PQF3 IP2510PS7H IP2510PSB1 IP2510PSS9 IP2510PTH4 IP2510PTW5 IP2510PWJ2 IP2510PWX1 IP2510PWZ4 IP2510PWZ5 IP2510PX1D IP2510PXY5
IP2510PYJP2 IP2510PYN2 IP2510PYP4 IP2510Q0Y6 IP2510Q1L4 IP2510Q1W8 IP2510Q2GJ IP2510Q2N6 IP2510Q33Q IP2510Q3DQ IP2510Q49Y IP2510Q4U6 IP2510Q66E IP2510Q66H IP2510Q6EE
IP2510Q6JV IP2510Q6PN IP2510Q6UX IP2510Q76E IP2510Q7FV IP2510Q7T3 IP2510Q8RV5 IP2510Q8RY IP2510Q8X0 IP2510Q8XN IP2510Q93F IP2510Q93Y IP2510Q9C1 IP2510Q9M9 IP2510Q9R2 IP2510Q9T4 IP2510QA27 IP2510QAC3
IP2510QD32 IP2510QEA1 IP2510QFY6 IP2510QG7V IP2510QH42 IP2510QHH4P IP2510QHH6 IP2510QHC9 IP2510QHE6 IP2510QMG6 IP2510QN6T IP2510QP51 IP2510QP5R IP2510QQ15 IP2510QQ91 IP2510QV14 IP2510QVX6 IP2510QWN7
IP2510QW27 IP2510QY7Y IP2510R1S8 IP2510R1AZ IP2510R23M IP2510R2CJ IP2510R2NN IP2510R2UW IP2510R2WZ IP2510R34C IP2510R3EA IP2510R3FF IP2510R45H IP2510R4PS IP2510R4PW IP2510R4SY IP2510R56T IP2510R5SD IP2510R6XV IP2510R66W
IP2510R6BF IP2510R6D8 IP2510R74Z IP2510R75Z IP2510R76W IP2510R7BC IP2510R7GH IP2510R8X9 IP2510R8X9 IP2510R8Y7 IP2510R981 IP2510R99Q IP2510R9AA IP2510R9FE IP2510R9VU IP2510RAIF IP2510RAY3
IP2510RAW5 IP2510RAX2 IP2510RB1V IP2510RB4X IP2510RB9Z IP2510RBP1 IP2510RF18 IP2510RR2A IP2510RRJ9 IP2510RRN1 IP2510RRP18 IP2510RRZ2 IP2510RR9X IP2510RRV9 IP2510RS5Q IP2510RT7P IP2510RT93 IP2510RTM8 IP2510RVR4
IP2510RVZ9 IP2510RW3T IP2510RWJ1 IP2510RWY9M IP2510RYQ9 IP2510S04V IP2510S0U8 IP2510S0U9 IP2510S0V3 IP2510S2MM IP2510S2XB IP2510SAV7 IP2510SAZ6 IP2510SB7Q IP2510SG4G9 IP2510SG9U IP2510SH8H IP2510SK6N IP2510SM3M IP2510SMW7 IP2510SP7J IP2510SQ49 IP2510SQN9 IP2510SQU3 IP2510ST4R IP2510STU1 IP2510SW11 IP2510SWE9 IP2510SX5E IP2510SXD5 IP2510SZ8V IP2510SZN6 IP2510SZW8 IP2510T1JC IP2510T1R1 IP2510T1W7
IP2510T272 IP2510T2ER IP2510T2WX IP2510T2Y7 IP2510T36V IP2510T39X IP2510T3CN IP2510T3PN IP2510T3X1 IP2510T3YT IP2510T4MT IP2510T4RD IP2510T4TN IP2510T55V IP2510T5FY IP2510T5US IP2510T6FH IP2510T6MR
IP2510T71N IP2510T7BD IP2510T7JQ IP2510T7Z1 IP2510T88Y IP2510T8DT IP2510T8DX IP2510T8DY IP2510T8F8 IP2510T8S9 IP2510T91J IP2510T93H IP2510T95R IP2510T9D4 IP2510TAM1 IP2510TB6N IP2510TBY2 IP2510TC12
IP2510TCQ2 IP2510TCS9 IP2510TD6D IP2510TD9T IP2510TDN9 IP2510TEB9 IP2510TEB6 IP2510TFM7 IP2510TG58 IP2510TG81 IP2510TH3 IP2510TH8Y IP2510TM3N IP2510TM3W IP2510TM47 IP2510TMF7 IP2510TN7P IP2510TN85 IP2510TNH8 IP2510TP7Z
IP2510TQ2H IP2510TQM3 IP2510TQS6 IP2510TR2G IP2510TR6Q IP2510TS7D IP2510TTB3 IP2510TT4X IP2510TV9C IP2510TW7G IP2510TX6U IP2510TY11 IP2510U16Z IP2510U1AJ IP2510U1DS IP2510U1TS IP2510U1W1 IP2510U1W3 IP2510U1W5 IP2510U22X

IP2510U27G IP2510U29E IP2510U2GX IP2510U2PT IP2510U2RE IP2510U2ZV IP2510U31F IP2510U3EB IP2510U3TX IP2510U3VF IP2510U3WZ IP2510U3YZ IP2510U45N IP2510U46Q IP2510U4PQ IP2510U4YJ IP2510U55V IP2510U57Y IP2510U6NU IP2510U6PZ
IP2510U71G IP2510U7C8 IP2510U7NH IP2510U87U IP2510U8GS IP2510U8M7 IP2510U8W2 IP2510U9DW IP2510U9J4 IP2510UA2B IP2510UAE2 IP2510UB51 IP2510UB5B IP2510UB5E IP2510UD4Q IP2510UD8Y IP2510UEE6 IP2510UF5W
IP2510UF6A IP2510UF6N IP2510UF7R IP2510UG83 IP2510UH4N IP2510UH82 IP2510UJ5G IP2510UM4B IP2510UN4A IP2510UNA1 IP2510UP22 IP2510UQ32 IP2510UR76 IP2510US8S IP2510UT7G IP2510UTA9 IP2510UTS4 IP2510UU54 IP2510UU8W IP2510UV2V
IP2510UV72 IP2510UVH6 IP2510UVU8 IP2510UW1V IP2510UW21 IP2510UW67 IP2510UWC5 IP2510UWG3 IP2510UXX5 IP2510UYX4 IP2510UZ43 IP2510V1U4 IP2510V1VC IP2510V24R IP2510V259 IP2510V2F7 IP2510VBHS IP2510VCW5 IP2510V32E IP2510V33P
IP2510V365 IP2510V37Y IP2510V3DV IP2510V3M1 IP2510V3TU IP2510V3UU IP2510V3XX IP2510V4DR IP2510V4YX IP2510V57V IP2510V5MG IP2510V697 IP2510V6BR IP2510V6VB IP2510V716 IP2510V734 IP2510V74W IP2510V78N IP2510V7DY IP2510V8C5
IP2510V96T IP2510V96N IP2510VB8P IP2510VCX1 IP2510VDE2 IP2510VF91 IP2510VGC2 IP2510VH4E IP2510VJS5 IP2510VM79 IP2510VNP7 IP2510VP82 IP2510VQ8S IP2510VQH7 IP2510VR8V IP2510VS9E IP2510VT2M IP2510VTA4 IP2510VTG9 IP2510VTN7
IP2510VU89 IP2510VU8P IP2510VUW6 IP2510VV4T IP2510VW64 IP2510VX49 IP2510VZ7A IP2510W14J IP2510W14Y IP2510W15E IP2510W1C8 IP2510W24C IP2510W29P IP2510W2E7 IP2510W2N1 IP2510W2N7 IP2510W2S3 IP2510W3E4 IP2510W3QG IP2510W3R7
IP2510W472 IP2510W4AE IP2510W4ND IP2510W527 IP2510W52A IP2510W55S IP2510W58E IP2510W5AQ IP2510W5J7 IP2510W5QT IP2510W5SQ IP2510W63V IP2510W6CP IP2510W6FP IP2510W6SD IP2510W6TF IP2510W6U7 IP2510W72E IP2510W73E IP2510W77Z
IP2510W7J2 IP2510W7JN IP2510W7RE IP2510W7T7 IP2510W84Q IP2510W85T IP2510W8PQ IP2510W8W2 IP2510W8XU IP2510W9C1 IP2510W9SQ IP2510W9YR IP2510WA7C IP2510WAA4 IP2510WAZ8 IP2510WB96 IP2510WC7W IP2510WDQ8 IP2510WE69 IP2510WEM7
IP2510WF6P IP2510WG9M IP2510WH5P IP2510WHE4 IP2510WHJ7 IP2510WJH2 IP2510WJW1 IP2510WMU4 IP2510WPZ8 IP2510WQ7F IP2510WQ91 IP2510WR52 IP2510WR5B IP2510WS8Y IP2510WSP3 IP2510WT3B IP2510WT77 IP2510WT9T IP2510WU7A
IP2510WV29 IP2510WVB2 IP2510WW9V IP2510WXC4 IP2510WYA9 IP2510WYE8 IP2510X14C IP2510X193 IP2510X1A2 IP2510X1D3 IP2510X1DU IP2510X1DY IP2510X1JF IP2510X1NU IP2510X265 IP2510X2A8 IP2510X2BV IP2510X2FS IP2510X2J1 IP2510X2U7
IP2510X2UJ IP2510X32R IP2510X3BE IP2510X3DX IP2510X3T5 IP2510X44M IP2510X4D6 IP2510X4MP IP2510X4NG IP2510X4RV IP2510X4WT IP2510X59D IP2510X5FV IP2510X5Q1 IP2510X65E IP2510X6BA IP2510X6DV IP2510X6FU
IP2510X6PN IP2510X6SP IP2510X6W1 IP2510X76S IP2510X7CM IP2510X7TU IP2510X7Y1 IP2510X85W IP2510X89B IP2510X8DV IP2510X8U8 IP2510X829 IP2510X9AG IP2510X9V6 IP2510XAP7 IP2510XAZ9 IP2510XBF5 IP2510XBR3 IP2510XDB9 IP2510XDX5
IP2510XEW8 IP2510XF41 IP2510XFD6 IP2510XFU8 IP2510XGN7 IP2510XGZ9 IP2510XPA IP2510XPX6 IP2510XQ76 IP2510XRS3 IP2510XV75 IP2510XWU4 IP2510XWY7 IP2510XX3G IP2510XXW4 IP2510XXW9 IP2510XYJ1 IP2510Y12P IP2510Y176
IP2510Y19B IP2510Y1A8 IP2510Y1HU IP2510Y1MR IP2510Y23N IP2510Y24Z IP2510Y31C IP2510Y36B IP2510Y3MB IP2510Y3S2 IP2510Y3U5 IP2510Y41Q IP2510Y435 IP2510Y49D IP2510Y4T5 IP2510Y5H7 IP2510Y5RU IP2510Y6GM IP2510Y76D IP2510Y7YD
IP2510Y8B4 IP2510Y8B9 IP2510Y94B IP2510YA88 IP2510YAN8 IP2510YBBW IP2510YCGD IP2510YCM6 IP2510YD1B IP2510YEB8 IP2510YF5V IP2510YG6A IP2510YGF5 IP2510YJ7M IP2510YJU3 IP2510YJU9 IP2510YM6A IP2510YNY2 IP2510YP1Y
IP2510YQ34 IP2510YQ62 IP2510YQ89 IP2510YR6H IP2510YU64 IP2510YU8A IP2510YV61 IP2510YW3H IP2510YW66 IP2510YW6N IP2510YXN1 IP2510YY3N IP2510YY6N IP2510YZ36 IP2510YZ6F IP2510Z11G IP2510Z18U IP2510Z1DC IP2510Z1HN IP2510Z1WY
IP2510Z1YC IP2510Z23U IP2510Z2MW IP2510Z35T IP2510Z363 IP2510Z3BS IP2510Z3MS IP2510Z3YJ IP2510Z427 IP2510Z42J IP2510Z48A IP2510Z48D IP2510Z4ES IP2510Z59X IP2510Z5F5 IP2510Z5Y9 IP2510Z5YH IP2510Z62V IP2510Z6FA IP2510Z6J1
IP2510Z6TM IP2510Z75X IP2510Z77D IP2510Z77E IP2510Z77H IP2510Z7C4 IP2510Z7H8 IP2510Z7HA IP2510Z7HH IP2510Z7R2 IP2510Z7ZB IP2510Z8B3 IP2510Z8DT IP2510Z8MV IP2510Z8PZ IP2510Z8TP IP2510Z943 IP2510Z95M IP2510Z973 IP2510Z9JN
IP2510Z9M9 IP2510Z9ZQ IP2510ZA7W IP2510ZB4Q IP2510ZDV1 IP2510ZC73 IP2510ZCS9 IP2510ZD4P IP2510ZDU9 IP2510ZE73 IP2510ZFT2 IP2510ZFW6 IP2510ZGD4 IP2510ZHT7 IP2510ZJD3 IP2510ZJH4 IP2510ZM1Z IP2510ZMS5 IP2510ZN6H IP2510ZNC1
IP2510ZP8N IP2510ZP8G IP2510ZQ2N IP2510ZS4T IP2510ZS59 IP2510ZT49 IP2510ZT97 IP2510ZTB6 IP2510ZTV8 IP2510ZU1H IP2510ZU2X IP2510ZUA2 IP2510ZV5U IP2510ZVE5 IP2510ZW3X IP2510ZW6A IP2510ZWC2 IP2510ZX5B IP2510ZX9M
IP2510ZXR1 IP2510ZY27 IP2510ZYB6 IP3089001 IP9019001

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG2059051 SG251000CR SG251000FS SG251000HK SG251000K7 SG251000LC SG2510000Z SG251000X5 SG25100160 SG251001ES SG251001OE SG251001WG SG25100330 SG251004H8 SG251004NH SG251005JH SG251005XV SG2510060F SG2510072I SG25100740
SG2510081P SG251008DA SG251008S3 SG251009DC SG251009FW SG251009W8 SG25100A1I SG25100AFY SG25100APX SG25100BNY SG25100BX1 SG25100CF9 SG25100CP7 SG25100CYF SG25100D57 SG25100DP6 SG25100DZJ SG25100E2U SG25100E33 SG25100ELZ
SG25100FRY SG25100FU3 SG25100G2H SG25100GAP SG25100GVE SG25100H1S SG25100H62 SG25100ICM SG25100IEP SG25100IHD SG25100IP0 SG25100K28 SG25100KIA SG25100KK5 SG25100KUP SG25100LM8 SG25100NBY SG25100NHP SG25100018 SG2510003K
SG25100OIX SG25100OUX SG25100P26 SG25100Q8Z SG25100QIK SG25100QNG SG25100QQL SG25100RJF SG25100TRB SG25100U9W SG25100UHS SG25100V0S SG25100V13 SG25100V7E SG25100VSG SG25100WK7 SG25100Y5L SG25100YH7 SG25100YQ4 SG25100YRH
SG25100YSV SG25100ZB2 SG25100ZK0 SG251010KA SG251010RH SG25101280 SG251012DB SG251012EP SG2510136F SG251013CF SG251013G0 SG2510144D SG251014AZ SG251014DG SG2510157Q SG251016DB SG251017AJ SG2510187T SG251018QF SG2510196A
SG251019JX SG25101BEZ SG25101BKN SG25101BX9 SG25101CAB SG25101D8N SG25101DLA SG25101DR8 SG25101DTV SG25101FMK SG25101FNJ SG25101FS5 SG25101GGP SG25101GIB SG25101HLG SG25101IUB SG25101K5M SG25101KH2 SG25101KJT SG25101KLI
SG25101LPQ SG25101MBK SG25101MM2 SG25101MMN SG2510109K SG251010EU SG25101P8E SG25101PCJ SG25101Q2M SG25101R2U SG25101RA9 SG25101RXD SG25101SUJ SG25101UPZ SG25101UQ2 SG25101VPH SG25101VV8 SG25101VXQ SG25101WV1 SG25101X6S
SG25101XNA SG25101XPA SG25101Y03 SG25101YP4 SG25101YTQ SG25101ZIR SG25101ZPE SG2510201H SG251022IY SG2510232P SG25102367 SG251023JZ SG2510247X SG251024GG SG251024RC SG251024WH SG2510250D SG251026QK SG2510273R SG2510276P
SG251027E2 SG25102898 SG2510297D SG25102A66 SG25102A6S SG25102B4G SG25102B0N SG25102BR0 SG25102C6U SG25102DJL SG25102DLT SG25102F65 SG25102FNM SG25102HCD SG25102HT4 SG25102HUV SG25102HWK SG25102IQ0 SG25102J9Y SG25102JXR
SG25102JY6 SG25102MHV SG25102N4V SG25102N53 SG25102NMT SG25102NV4 SG25102NXZ SG251020B7 SG251020P9 SG251020Q4 SG25102P81 SG25102QRX SG25102R60 SG25102RHR SG25102S5V SG25102SRG SG25102T6R SG25102T8A SG25102T93 SG25102UZ6
SG25102VGF SG25102VIE SG25102VXS SG25102W4N SG25102W90 SG25102XQ6 SG25102Y4Z SG25102ZLM SG251030V2 SG251030WC SG2510325L SG251033E0 SG251033FU SG251033H0 SG2510330Q SG2510344H SG251034OT SG251034XC SG2510355Y SG251035RV
SG2510364H SG25103662 SG251037BV SG251039YQ SG25103ACJ SG25103B00 SG25103BKG SG25103C7C SG25103D50 SG25103FXY SG25103GF7 SG25103GSU SG25103HXR SG25103I2X SG25103JTC SG25103KRE SG25103L6R SG25103M2Z SG25103M4G SG25103M7C
SG25103N0L SG25103NBZ SG25103NJU SG2510304Y SG25103P0B SG25103P8Q SG25103QY7 SG25103RV5 SG25103SF0 SG25103UYG SG25103V1D SG25103WRQ SG25103WTE SG25103X7M SG25103Y07 SG25103Z0P SG25103ZMA SG25103Z04 SG25104036 SG251040OY
SG251040T1 SG2510417G SG251041A5 SG251041JF SG251041TU SG251043BX SG251043IO SG251043JR SG2510440V SG2510450C SG25104526 SG2510453Y SG251045J9 SG251046LV SG251049T3 SG251049WZ SG25104A30 SG25104AK0 SG25104AVG SG25104AVN
SG25104AWF SG25104AWT SG25104BC9 SG25104BG7 SG25104BKZ SG25104BSK SG25104BVQ SG25104D0V SG25104D3J SG25104DNW SG25104E7P SG25104E86 SG25104EX0 SG25104F0G SG25104FW6 SG25104FYT SG25104H2W SG25104H4D SG25104HDW SG25104KMA
SG25104M52 SG25104MEU SG25104025 SG251040D0 SG251040J4 SG25104001 SG25104QE7 SG25104QJK SG25104QQ8 SG25104S4A SG25104SFM SG25104SS5 SG25104SW5 SG25104U90 SG25104UQV SG25104URN SG25104V0I SG25104VDT SG25104W9Q SG25104X2L
SG25104X54 SG25104XGZ SG25104XJJ SG25104Y2U SG25104YNK SG25104YUF SG25104ZBR SG25104ZHL SG25104ZZP SG251051RL SG2510520C SG2510523F SG251052ZR SG2510556B SG2510557X SG2510560P SG251056M4 SG2510573G SG251059G2 SG25105AE7
SG25105AI8 SG25105BXJ SG25105C8L SG25105CA2 SG25105CAF SG25105D5J SG25105E4I SG25105E4V SG25105F0J SG25105FE4 SG25105GM5 SG25105GQJ SG25105H0S SG25105H12 SG25105HT1 SG25105HVE SG25105HVH SG25105ID9 SG25105ILT SG25105J2K
SG25105J78 SG25105JHJ SG25105JWV SG25105K10 SG25105K2W SG25105KC6 SG25105L2N SG25105LQU SG25105LUF SG25105LXN SG25105M6A SG25105M7L SG25105M94 SG25105MI9 SG25105NFI SG25105NWF SG251050SJ SG25105P0Y SG25105RP3 SG25105RZT
SG25105S98 SG25105SGV SG25105T26 SG25105TMK SG25105TRF SG25105VH0 SG25105VZS SG25105W2Z SG25105WBZ SG25105WDW SG25105WQZ SG25105X5P SG25105X96 SG25105XK0 SG25105YB5 SG25105YIT SG25105YQK SG25105YR0 SG25105YU7 SG25105ZMB
SG2510606J SG251060NS SG2510610G SG251061CU SG2510627A SG251062FV SG251062X4 SG251063LX SG251063WO SG251064EX SG251065BL SG251065HW SG251066Q7 SG25106830 SG2510683Q SG25106844 SG251068JD SG251068JX SG251068SF SG251069W7
SG25106ABG SG25106BM1 SG25106BZL SG25106CGT SG25106C0S SG25106CQL SG25106D00 SG25106DLQ SG25106F5A SG25106F6G SG25106F9W SG25106GU4 SG25106H6B SG25106HBR SG25106IK8 SG25106IMR SG25106IXT SG25106IY6 SG25106K1D SG25106K5I
SG25106KKP SG25106KP0 SG25106KUI SG25106L00 SG25106L22 SG25106LWU SG25106MDZ SG25106MPQ SG25106MSD SG25106N7V SG251060EV SG25106PYC SG25106QBM SG25106QHC SG25106QJE SG25106RP9 SG25106RY4 SG25106S59 SG25106SWU SG25106T4N
SG25106T50 SG25106WSU SG25106WSV SG25106XT3 SG25106YQT SG25106Z3J SG25106ZEM SG25106ZIN SG25106ZS2 SG25106ZW6 SG251070DD SG2510700７ SG251071VU SG251071XT SG2510730A SG2510730F SG2510730N SG2510734R SG251073HQ SG251074YT
SG251075G6 SG251075HR SG251076BI SG2510776K SG251077SU SG251078KG SG2510796Q SG25107AY0 SG25107B77 SG25107C6I SG25107CPM SG25107CTR SG25107DUS SG25107E1H SG25107EF4 SG25107EJV SG25107FJ3 SG25107GC1 SG25107JE8 SG25107K4T
SG25107KQ8 SG25107LE6 SG25107LT4 SG25107LWL SG25107MVH SG25107N28 SG25107NDP SG25107N0J SG25107NZ6 SG25107PCN SG25107PLV SG25107PUS SG25107QNU SG25107RGR SG25107TR8 SG25107US5 SG25107V0H SG25107V1H SG25107VGV SG25107W3C
SG25107WL9 SG25107WM0 SG25107WN7 SG25107WOH SG25107X5X SG25107XGM SG25107XGX SG25107YCH SG25107YV8 SG25107YXG SG251080MU SG25108103 SG25108180 SG2510819F SG251081B9 SG251081DQ SG251081PK SG251082IR SG251082NW SG251082PY
SG251083FS SG2510854D SG2510855A SG251086P7 SG251087H3 SG251087R4 SG251087X7 SG25108977 SG251089HB SG251089PQ SG25108ADK SG25108B23 SG25108B93 SG25108BJA SG25108B09 SG25108C35 SG25108DI9 SG25108EEL SG25108EQN SG25108F3V
SG25108F7R SG25108F8F SG25108FEQ SG25108FX5 SG25108G2V SG25108GZI SG25108H8T SG25108HNL SG25108IRJ SG25108IY2 SG25108JCH SG25108JGC SG25108K3Y SG25108L0R SG25108L3X SG25108LRN SG25108MB1 SG25108MS1 SG25108N91 SG25108N07
SG25108NXS SG251080JJ SG25108P64 SG25108P6S SG25108PS2 SG25108QS7 SG25108RAV SG25108S20 SG25108UCE SG25108UTW SG25108UWV SG25108VP5 SG25108VZ2 SG25108WSP SG25108WXB SG25108X0D SG25108X98 SG25108XZY SG25108Y7K SG25108YZX
SG25108ZEJ SG25108ZN9 SG25108ZTC SG2510906U SG2510925R SG251092FD SG251092NB SG251093HN SG251096M0 SG251096ZJ SG2510977H SG251097E9 SG251097U3 SG25109871 SG2510987X SG251098PA SG251099LB SG251099RS SG251099S0 SG25109A68
SG25109ALW SG25109CC9 SG25109CSV SG25109CTJ SG25109D18 SG25109DM8 SG25109DW6 SG25109E6D SG25109EZZ SG25109FAM SG25109GLJ SG25109GTP SG25109H0V SG25109H8G SG25109HML SG25109HTU SG25109IIN SG25109IX0 SG25109JQP SG25109JUG
SG25109JV2 SG25109KJM SG25109MTJ SG25109N79 SG25109NCG SG25109NEH SG25109056 SG2510906W SG25109PAG SG25109Q3K SG25109Q7D SG25109QKA SG25109QT1 SG25109SW9 SG25109T79 SG25109TAG SG25109TI7 SG25109TV6 SG25109U7H SG25109UC9
SG25109UIR SG25109V1Y SG25109VWV SG25109W59 SG25109WZ5 SG25109XXF SG25109XXV SG25109Y4H SG25109YHK SG25109YXM SG2510A1JC SG2510A1K3 SG2510A1U4 SG2510A2D5 SG2510A2QP SG2510A34A SG2510A4LH SG2510A4YB SG2510A521 SG2510A5EF
SG2510A5K7 SG2510A5PH SG2510A62P SG2510A72E SG2510A7Q5 SG2510A7VB SG2510A9AQ SG2510A9YN SG2510AAQF SG2510AB2E SG2510ABEH SG2510ABMX SG2510AC61 SG2510ACYM SG2510AEEM SG2510AES2 SG2510AEUY SG2510AF00 SG2510AFLX SG2510AGGK
SG2510AGQL SG2510AHB5 SG2510AHM2 SG2510AIQI SG2510AJ0U SG2510AJFW SG2510AJJE SG2510AKCE SG2510AKFT SG2510AKNO SG2510AKQZ SG2510ALQI SG2510AMAD SG2510AMXF SG2510AN0I SG2510AN3R SG2510ANBL SG2510AO0K SG2510AOK0 SG2510AOYZ
SG2510AP09 SG2510AQ35 SG2510AQK1 SG2510AS9Q SG2510ATH9 SG2510AU0I SG2510AU91 SG2510AUBH SG2510AVA8 SG2510AVUP SG2510AWEO SG2510AWHD SG2510AWN5 SG2510AX03 SG2510AX8Q SG2510AXKA SG2510AXMF SG2510AYC0 SG2510AZ0Q SG2510AZ9R
SG2510B2YO SG2510B3DP SG2510B3SM SG2510B3TP SG2510B6U0 SG2510B837 SG2510B899 SG2510B8BJ SG2510B9MX SG2510BA7Q SG2510BB3E SG2510BBGJ SG2510BBT8 SG2510BBW9 SG2510BBXV SG2510BCEV SG2510BCY4 SG2510BDM5 SG2510BEC3 SG2510BF0B
SG2510BFTY SG2510BGMQ SG2510BGNP SG2510BGOD SG2510BGWJ SG2510BGWT SG2510BHIH SG2510BHOC SG2510BHZH SG2510BIL5 SG2510BION SG2510BJ01 SG2510BJBF SG2510BK3E SG2510BK8Z SG2510BLPX SG2510BNED SG2510BNNZ SG2510BNQH SG2510BPRC
SG2510BQQ0 SG2510BQV7 SG2510BQX5 SG2510BQZC SG2510BROG SG2510BS2B SG2510BS4D SG2510BSC1 SG2510BSNS SG2510BSZV SG2510BTI2 SG2510BTJR SG2510BTXA SG2510BUJ4 SG2510BUN5 SG2510BUZ2 SG2510BVC4 SG2510BVDA SG2510BVMA SG2510BVYO
SG2510C07Z SG2510C0F4 SG2510C0M0 SG2510C1XK SG2510C26U SG2510C2DU SG2510C2MT SG2510C50I SG2510C5UJ SG2510C6ZE SG2510C73I SG2510C7QJ SG2510C7YO SG2510C89R SG2510C8Q5 SG2510C95T SG2510CA8Z SG2510CAH6 SG2510CAJP SG2510CBT5
SG2510CBWY SG2510CBY7 SG2510CENH SG2510CEZ1 SG2510CF5X SG2510CG4T SG2510CGNU SG2510CH02 SG2510CIL3 SG2510CIO5 SG2510CJ4V SG2510CJ6E SG2510CJA9 SG2510CJL6 SG2510CKFE SG2510CKRD SG2510CLHV SG2510CLIE SG2510CMN2 SG2510CMP9

SG2510CNL9 SG2510CPDK SG2510CQAW SG2510CQFX SG2510CQSC SG2510CQZ3 SG2510CR8P SG2510CRIZ SG2510CSTJ SG2510CTKC SG2510CTMD SG2510CTMQ SG2510CTV5 SG2510CTWC SG2510CUF9 SG2510CV98 SG2510CVEG SG2510CVQE SG2510CVQK SG2510CVTD
SG2510CVYN SG2510CW8K SG2510CX28 SG2510CXRQ SG2510CYJZ SG2510CZ2E SG2510D0NL SG2510D0Q4 SG2510D1M2 SG2510D3SS SG2510D3CW SG2510D3LR SG2510D4DX SG2510D4VC SG2510D57Y SG2510D64N SG2510D6SM SG2510D72A SG2510D76N
SG2510D7XP SG2510D8BT SG2510D96X SG2510DAPP SG2510DASS SG2510DDV0 SG2510DE60 SG2510DFLM SG2510DHI3 SG2510DJGW SG2510DJVL SG2510DJZV SG2510DK4G SG2510DKF2 SG2510DKKR SG2510DKSE SG2510DL3U SG2510DM9Z SG2510DN4S SG2510DNUT SG2510DNVA SG2510DOO8 SG2510DO25 SG2510DOK5 SG2510DP8X SG2510DPNQ SG2510DPZJ SG2510DQ58 SG2510DRK7 SG2510DRP0 SG2510DRY8
SG2510DSKE SG2510DSQ0 SG2510DV0Y SG2510DW2O SG2510DW7A SG2510DWJR SG2510DWXJ SG2510DXB2 SG2510DXKN SG2510DZIG SG2510E013 SG2510E2FO SG2510E2K1 SG2510E39N SG2510E3BO SG2510E3ID SG2510E3KE SG2510E4A4 SG2510E4UK
SG2510E4YI SG2510E6W5 SG2510E7XD SG2510E8FR SG2510E8MI SG2510E8NC SG2510E8Q5 SG2510E8S8 SG2510E8Z9 SG2510E94N SG2510EA2Z SG2510EB5H SG2510ECQP SG2510EE2D SG2510EEHG SG2510EEWM SG2510EGKW
SG2510EGS1 SG2510EH3U SG2510EIAY SG2510EIDA SG2510EIHA SG2510EIST SG2510EITT SG2510EJL6 SG2510EMDM SG2510ENJ8 SG2510ENZ2 SG2510ENPN SG2510EO0J SG2510EOC2 SG2510EOIR SG2510EOPL SG2510EOYJ SG2510EP64 SG2510EP6Q SG2510EP8M
SG2510EQCH SG2510EQIY SG2510ERBH SG2510ERC9 SG2510ERM4 SG2510ES2F SG2510ES5G SG2510ET7L SG2510ETRP SG2510EUKZ SG2510EV9J SG2510EVMT SG2510EVNC SG2510EW8X SG2510EXAH SG2510EXBA SG2510EYLD SG2510EZR7 SG2510F16Z
SG2510F253 SG2510F296 SG2510F3EG SG2510F3GH SG2510F3LT SG2510F4AT SG2510F4BM SG2510F4IX SG2510F4V1 SG2510F59D SG2510F5C9 SG2510F668 SG2510F7P8 SG2510F7UV SG2510F7Y9 SG2510F9HY SG2510FA3Q SG2510FAJX SG2510FB04
SG2510FBJ2 SG2510FBRL SG2510FDU2 SG2510FEQ4 SG2510FFA1 SG2510FFV2 SG2510FG6D SG2510FGNE SG2510FH0A SG2510FHUC SG2510FIOV SG2510FJTT SG2510FM63 SG2510FME4 SG2510FNR2 SG2510FOPZ SG2510FPEZ SG2510FQPV SG2510FRR4
SG2510FRZW SG2510FSLM SG2510FT1U SG2510FT5V SG2510FTBA SG2510FTKG SG2510FTYX SG2510FV7G SG2510FV7U SG2510FW4U SG2510FWMD SG2510FXBP SG2510FXEJ SG2510FYJO SG2510FYUR SG2510FZ5G SG2510G06L SG2510G08P SG2510G0JD SG2510G0QD
SG2510G0Z7 SG2510G13N SG2510G1K6 SG2510G1RQ SG2510G2T2 SG2510G52R SG2510G6NB SG2510G73B SG2510G7OM SG2510G8FF SG2510G8I6 SG2510G98E SG2510G9HS SG2510GA1J SG2510GBM5 SG2510GCSI SG2510GCZI SG2510GD62 SG2510GD7X
SG2510GDY6 SG2510GE0Z SG2510GEU5 SG2510GH3M SG2510GIFK SG2510GIMP SG2510GJH6 SG2510GJY8 SG2510GKHG SG2510GLAV SG2510GLW2 SG2510GNLK SG2510GNS6 SG2510GO0B SG2510GQ4P SG2510GR73 SG2510GRN8 SG2510GSEC
SG2510GSHU SG2510GSJP SG2510GT6J SG2510GTEW SG2510GTO0 SG2510GTY0 SG2510GUMA SG2510GV0A SG2510GVGW SG2510GVIF SG2510GVQP SG2510GVTB SG2510GXMU SG2510GYB1 SG2510GZ8N SG2510H088 SG2510H0OK SG2510H2MP SG2510H37Y
SG2510H524 SG2510H680 SG2510H6CG SG2510H6T1 SG2510H7BS SG2510H83S SG2510H845 SG2510H8M3 SG2510H9KQ SG2510H9NL SG2510HA3I SG2510HAFA SG2510HAIN SG2510HB41 SG2510HB1X SG2510HCAD SG2510HEY4 SG2510HFQH SG2510HGLJ
SG2510HI3N SG2510HJ0R SG2510HJJ3 SG2510HLR7 SG2510HNLM SG2510HNT6 SG2510HNZ1 SG2510HO18 SG2510HO67 SG2510HOEH SG2510HOGD SG2510HPED SG2510HPFZ SG2510HQ38 SG2510HQEK SG2510HR7N SG2510HRQA SG2510HSDH SG2510HTG2
SG2510HTJO SG2510HTYN SG2510HUKU SG2510HVJ7 SG2510HW74 SG2510HWSQ SG2510HX5N SG2510HXZU SG2510HYGP SG2510HYMR SG2510HZ0O SG2510HZIF SG2510I07S SG2510I0A7 SG2510I0HL SG2510I0OC SG2510I0ZS SG2510I23C SG2510I2PZ
SG2510I308 SG2510I3R0 SG2510I4CV SG2510I5UV SG2510I67P SG2510I69G SG2510I6TH SG2510I6UC SG2510I6WE SG2510I761 SG2510I7QX SG2510I7U0 SG2510I8BV SG2510I9X2 SG2510IBBA SG2510IBJ5 SG2510IC09 SG2510ICON
SG2510IC3L SG2510IDBA SG2510IDRO SG2510IEPL SG2510IEVF SG2510IFNL SG2510IG3J SG2510IG9J SG2510IHSG SG2510II2F SG2510II7D SG2510IJXM SG2510IK50 SG2510IK88 SG2510IKAP SG2510IMV5 SG2510IN3V SG2510INAC SG2510INPI
SG2510IOIY SG2510IOML SG2510IOOX SG2510IOT5 SG2510IPND SG2510IQ94 SG2510IR43 SG2510IUVZ SG2510IV8C SG2510IVCH SG2510IVUB SG2510IW2R SG2510IWGA SG2510IWOX SG2510IWTD SG2510IXGX SG2510IYG8 SG2510IZ6S SG2510IZPZ
SG2510J1PI SG2510J1RP SG2510J1ZJ SG2510J26K SG2510J2OU SG2510J3R1 SG2510J4WJ SG2510J6QX SG2510J6VC SG2510J7K3 SG2510J7Y4 SG2510J8K4 SG2510J9PU SG2510J9WX SG2510J9Y8 SG2510JAZ6 SG2510JBJQ SG2510JC88
SG2510JCDI SG2510JCRZ SG2510JCYB SG2510JEL4 SG2510JFYX SG2510JG9V SG2510JGAW SG2510JH48 SG2510JH6J SG2510JHJ7 SG2510JHVY SG2510JJ4I SG2510JJTA SG2510JK54 SG2510JKEB SG2510JLOW SG2510JLRH SG2510JLSW
SG2510JL99 SG2510JLAE SG2510JLW7 SG2510JM7Q SG2510JM81 SG2510JMBA SG2510JMRW SG2510JMWC SG2510JNJU SG2510JNN6 SG2510JNP8 SG2510JOIZ SG2510JOUN SG2510JPML SG2510JQ3H SG2510JRBA SG2510JRFM SG2510JUW0
SG2510JVA6 SG2510JW13 SG2510JWI1 SG2510JWER SG2510JXEA SG2510JZVC SG2510K0B2 SG2510K0HV SG2510K1U3 SG2510K2B7 SG2510K31L SG2510K3LQ SG2510K41T SG2510K4M6 SG2510K5VN SG2510K67V SG2510K6L8 SG2510K6YH SG2510K7L7 SG2510K80J
SG2510K92C SG2510K9DH SG2510KA6K SG2510KA7O SG2510KBCW SG2510KCDL SG2510KCTE SG2510KD2O SG2510KD5B SG2510KDSO SG2510KG51 SG2510KGAB SG2510KGPG SG2510KGYK SG2510KH2O SG2510KHZT SG2510KIW SG2510KIX7 SG2510KJ1U
SG2510KJTH SG2510KJTD SG2510KKAM SG2510KKKQF SG2510KKV6 SG2510KMYX SG2510KN4Z SG2510KPBB SG2510KPFC SG2510KPNL SG2510KQIQ SG2510KROM SG2510KS4W SG2510KS6J SG2510KW7B SG2510KWI2 SG2510KWWX SG2510KXE5 SG2510KXFO
SG2510KXWB SG2510KXWO SG2510KYOD SG2510KYP4 SG2510L2VS SG2510L2XO SG2510L34Y SG2510L3CI SG2510L47U SG2510L5BR SG2510L5J0 SG2510L5U8 SG2510L60E SG2510L7K4 SG2510L7N8 SG2510L8AE SG2510L8XI SG2510L9J2 SG2510L9LV
SG2510L9R0 SG2510LA1S SG2510LAE0 SG2510LB00 SG2510LBMN SG2510LBRQ SG2510LC3Y SG2510LC54 SG2510LER9 SG2510LEVZ SG2510LF6C SG2510LG61 SG2510LGES SG2510LHSD SG2510LHST
SG2510LHVU SG2510LIA0 SG2510LIN7 SG2510LISA SG2510LIV8 SG2510LIZ7 SG2510LJBA SG2510LKIV SG2510LKUQ SG2510LLR9 SG2510LM84 SG2510LMS1 SG2510LN1D SG2510LNGN SG2510LNTP SG2510LOT0 SG2510LP56 SG2510LPCH
SG2510LPD5 SG2510LPR0 SG2510LQHA SG2510LQKV SG2510LQQ7 SG2510LQZI SG2510LSNZ SG2510LTGV SG2510LTHR SG2510LTJ2 SG2510LV5K SG2510LVE7 SG2510LVY8 SG2510LW3B SG2510LWB2 SG2510LWL0 SG2510LX0C SG2510LX1C SG2510LXD3
SG2510LXH1 SG2510LXXJ SG2510LZ5E SG2510M098 SG2510M2ED SG2510M2PM SG2510M5ZL SG2510M660 SG2510M67G SG2510M75V SG2510M7M4 SG2510M987 SG2510M9GD SG2510M9K0 SG2510M9NS SG2510M9WN SG2510MA4G SG2510MA4I SG2510MAQX SG2510MB6W
SG2510MCWL SG2510MCWR SG2510MEO4 SG2510MF13 SG2510MG1Q SG2510MI0X SG2510MITE SG2510MITQ SG2510MJHQ SG2510MJRP SG2510MKD7 SG2510MKZL SG2510ML02 SG2510ML2U SG2510MLF5 SG2510MLXQ SG2510MM5U SG2510MMBW SG2510MMT0
SG2510MNVQ SG2510MO5K SG2510MO9T SG2510MPAL SG2510MPHY SG2510MPM7 SG2510MPOD SG2510MPU0 SG2510MQ9K SG2510MQF8 SG2510MQJ0 SG2510MRTU SG2510MSP0 SG2510MTA8 SG2510MTSS SG2510MTUE SG2510MUQC SG2510MV26 SG2510MVAX SG2510MVBN
SG2510MVNL SG2510MVSG SG2510MW7Z SG2510MWBN SG2510MWS0 SG2510MWX6 SG2510MXUC SG2510MY0N SG2510MY09 SG2510MYTH SG2510MZ0W SG2510MZ4B SG2510MZDM SG2510MZHV SG2510MZMF SG2510MZN9 SG2510N049 SG2510N06T SG2510N11K
SG2510N196 SG2510N294 SG2510N30Q SG2510N33Q SG2510N36B SG2510N42X SG2510N4QL SG2510N5DC SG2510N5MM SG2510NGW7 SG2510NGSY SG2510N79R SG2510N8D2 SG2510N8OT SG2510N97B SG2510NB03 SG2510NBD3 SG2510NDB9 SG2510NE06
SG2510NEE1 SG2510NEQF SG2510NF7M SG2510NFFQ SG2510NG49 SG2510NGP0 SG2510NHIN SG2510NILA SG2510NJGJ SG2510NK3G SG2510NLG0 SG2510NLBO SG2510NLFI SG2510NLPA SG2510NLW4 SG2510NMB0 SG2510NMIF SG2510NN45 SG2510NOSA SG2510NP15
SG2510NQH6 SG2510NR0B SG2510NSB6 SG2510NSEU SG2510NSKW SG2510NSNM SG2510NTQQ SG2510NUNA SG2510NV2H SG2510NVEY SG2510NVPK SG2510NWAV SG2510NWJG SG2510NWYX SG2510NXVW SG2510NYCY SG2510NYEK SG2510NYIG SG2510NYJ0
SG2510NYNM SG2510O0LV SG2510O20A SG2510O22M SG2510O2PA SG2510O3K1 SG2510O4RT SG2510O51V SG2510O6FT SG2510O6SE SG2510O6RW SG2510O7BX SG2510O7LJ SG2510O8AF SG2510OBMB SG2510OBW2 SG2510OC76 SG2510OCJ7 SG2510ODXY SG2510OEVG
SG2510OHH14 SG2510OI1AJ SG2510OIBQ SG2510OIJD SG2510OIVG SG2510OIW6 SG2510OJ6X SG2510OJWX SG2510OKA1 SG2510OKFK SG2510OLQ6 SG2510OMA4 SG2510OPB9 SG2510POZ1 SG2510P107 SG2510P2NB SG2510P2SV SG2510P2W0 SG2510P56S SG2510P56F SG2510P8X8 SG2510P9E2
SG2510OSOS SG2510OSZD SG2510OT34 SG2510OU8S SG2510OV9Y SG2510OX62 SG2510OXKL SG2510OYPZ SG2510OZE4 SG2510P04B SG2510P0BY SG2510P0YX SG2510PEOW SG2510PEW6 SG2510PF3G SG2510PFYR SG2510PGOS SG2510PI6Y SG2510PJ4T SG2510PJFO SG2510PJW4
SG2510P73X SG2510P7EJ SG2510P7ZG SG2510P99S SG2510PBJU SG2510PBXM SG2510PCCD SG2510PDA1 SG2510PDBK SG2510PE0W SG2510PEW6 SG2510PF3G SG2510PFYR SG2510PGOS SG2510PI6Y SG2510PJ4T SG2510PJFO SG2510PJW4
SG2510PK72 SG2510PL1L SG2510PLFK SG2510PMTQ SG2510PMU9 SG2510PMXD SG2510PNVA SG2510PQJF SG2510PTHO SG2510PTX3 SG2510PQAR SG2510PSLL SG2510PSSG SG2510PT9F SG2510PUN8 SG2510PUOA SG2510PUS1 SG2510PUZN SG2510PVA4 SG2510PVHK
SG2510PVY0 SG2510PW95 SG2510PX86 SG2510PXIZ SG2510PZ3E SG2510PZC5 SG2510PZJ2 SG2510PZ0Z SG2510Q0N0 SG2510Q0PP SG2510Q0XD SG2510Q0Z3 SG2510Q2AA SG2510Q4JRY SG2510Q5AK SG2510Q5D1 SG2510Q65E SG2510Q6MG SG2510Q6P3 SG2510Q783
SG2510Q6ZG SG2510Q89U SG2510Q8KB SG2510Q8EK SG2510Q8NT SG2510Q8T2 SG2510Q94Z SG2510QA5D SG2510QABM SG2510QBDJ SG2510QCAY SG2510QCL6 SG2510QD4N SG2510QE5Y SG2510QEER SG2510QF5J SG2510QG1E SG2510QG21 SG2510QG53 SG2510QGQI
SG2510QGXW SG2510QHJG SG2510QHTY SG2510QHY7 SG2510Q14B SG2510Q1MO SG2510Q1WO SG2510Q4L6K SG2510Q4LCU SG2510Q4M9M SG2510Q4MI0 SG2510Q4NBQ SG2510Q4NG2 SG2510Q4OUH SG2510Q4P9H SG2510Q4PFC SG2510Q4Q4R SG2510Q4Q61 SG2510Q4QXC

SG2510QQXH SG2510QR4W SG2510QRB2 SG2510QRCN SG2510QRE2 SG2510QRFF SG2510QS82 SG2510QS6D SG2510QSZ0 SG2510QTIP SG2510QTJP SG2510QTW8 SG2510QV76 SG2510QVLG SG2510QVR0 SG2510QVS1 SG2510QWV0 SG2510QY1T SG2510QY6R SG2510QYDL
SG2510QYFV SG2510QZL5 SG2510R108 SG2510R1GY SG2510R1UA SG2510R2AN SG2510RCJ4 SG2510RGSN SG2510R3CV SG2510R3HQ SG2510R3NP SG2510R49A SG2510R4CQ SG2510R4D9 SG2510R4IE SG2510R5IJ SG2510R65U SG2510R68K SG2510R6AM SG2510R8MN
SG2510R8XN SG2510R65A SG2510R6AO SG2510R6QA SG2510R716 SG2510R7AA SG2510R97Z SG2510RB2A SG2510RBTM SG2510RCFW SG2510RCOJ SG2510RD7P SG2510RDLI SG2510RDQW SG2510REBY SG2510REL9 SG2510REOG SG2510RFPL SG2510RFWL SG2510RFZK
SG2510RG1X SG2510RH1R SG2510RH90 SG2510RHFT SG2510RHOR SG2510RIQU SG2510RISK SG2510RJDW SG2510RRK8V SG2510RLCB SG2510RLEB SG2510RLK8 SG2510RLKZ SG2510RMD9 SG2510RNOR SG2510RNSX SG2510RNPH SG2510RQ45 SG2510RP96 SG2510RP9D
SG2510RPY4 SG2510RQCN SG2510RQM6 SG2510RR53 SG2510RR68 SG2510RRGE SG2510RSDC SG2510RSFA SG2510RT3Y SG2510RTWX SG2510RU9M SG2510RUCM SG2510RUXI SG2510RVWA SG2510RX30 SG2510RXFB SG2510RXOH SG2510RY26 SG2510RYTB
SG2510RZ63 SG2510RZAH SG2510RZQ3 SG2510RZXY SG2510S15R SG2510S1H2 SG2510S23I SG2510S2X3 SG2510S338 SG2510S3B4 SG2510S4AK SG2510S4QJ SG2510S51E SG2510S56L SG2510S5FC SG2510S9DQ SG2510S9EX SG2510SA00
SG2510SAIZ SG2510SAL8 SG2510SBHG SG2510SC23 SG2510SCU2 SG2510SDIP SG2510SECW SG2510SEV2 SG2510SF7V SG2510SFIK SG2510SH0I SG2510SH30 SG2510SHL7 SG2510SHPV SG2510SI6V SG2510SIDE SG2510SKRL SG2510SLB9 SG2510SLTB
SG2510SMCT SG2510SM86 SG2510SNUS SG2510SOFP SG2510SPD8 SG2510SPEV SG2510SPNP SG2510SPS3 SG2510SQLG SG2510SQV2 SG2510SRKE SG2510SU33 SG2510SUGF SG2510SUYX SG2510SVYQ SG2510SVZ0 SG2510SWTM SG2510SXOL SG2510SXO5 SG2510SYL6
SG2510SWFZ SG2510SZ2I SG2510SZ7N SG2510T0VF SG2510T11Q SG2510T14S SG2510T1TC SG2510T2A4 SG2510T2J3 SG2510T2Z0 SG2510T31H SG2510T366 SG2510T60F SG2510T6AQ SG2510T6D0 SG2510T6YY SG2510TB8 SG2510TGFG SG2510TGUI SG2510TGWG
SG2510TBU8 SG2510TCFD SG2510TCGM SG2510TCRW SG2510TDY7 SG2510TE33 SG2510TEV7 SG2510TF1T SG2510TG28 SG2510TG5W SG2510TGBY SG2510TGQB SG2510THHD SG2510THZW SG2510TI52 SG2510TI96 SG2510TIEF SG2510TINL SG2510TJAL SG2510TK2P
SG2510TK4G SG2510TKLG SG2510TLOC SG2510TMK8 SG2510TMUB SG2510TMUJ SG2510TNO0 SG2510TNR0 SG2510TOH2 SG2510TOWE SG2510TPSS SG2510TQ2A SG2510TQ2B SG2510TRD1 SG2510TROB SG2510TSM1 SG2510TSS9 SG2510TTD0 SG2510TU6P
SG2510TU6T SG2510TUKP SG2510TV4E SG2510TV6U SG2510TVM5 SG2510TVOI SG2510TVSZ SG2510TW8G SG2510TWOQ SG2510TXKT SG2510TXOQ SG2510TXSF SG2510TXZ4 SG2510TYFS SG2510TYOU SG2510TZPK SG2510U07W SG2510U0KP SG2510U2E6 SG2510U2ES SG2510U2W0
SG2510U3CE SG2510U5KU SG2510U5V7 SG2510U7NT SG2510U7OP SG2510U7U6 SG2510U7W6 SG2510U7XT SG2510U96U SG2510U9PJ SG2510U9WC SG2510UADB SG2510UAFD SG2510UAGW SG2510UARH SG2510UBBN SG2510UCZU SG2510UDB5 SG2510UDDD
SG2510UDGF SG2510UDOD SG2510UEG7 SG2510UG9L SG2510UIAI SG2510UIFS SG2510UJTY SG2510ULZS SG2510UN2J SG2510UN7P SG2510UODF SG2510UOUW SG2510UQ0J SG2510UQ64 SG2510UQ73 SG2510USFI SG2510USQU SG2510UT7H SG2510UT9F
SG2510UTAL SG2510UTJ0 SG2510UUQG SG2510UVOJ SG2510UW02 SG2510UWDA SG2510UWHX SG2510UWJE SG2510UWPR SG2510UWWJ SG2510UY0H SG2510UZDH SG2510UZI7 SG2510UZST SG2510UZVF SG2510V0FV SG2510V0Z5 SG2510V1ZJ SG2510V27A SG2510V27T
SG2510V2SF SG2510V3HP SG2510V3JB SG2510V3P8 SG2510V3U8 SG2510V4K3 SG2510V4LU SG2510V4Q8 SG2510V510 SG2510V54P SG2510V56E SG2510V5QY SG2510V66F SG2510V7NH SG2510V7UK SG2510V8KM SG2510V8XV SG2510V9IO SG2510VA4J
SG2510VABK SG2510VAXS SG2510VBLR SG2510VC75 SG2510VCW4 SG2510VDCZ SG2510VDJ7 SG2510VEDU SG2510VFXI SG2510VG27 SG2510VGHQ SG2510VGI6 SG2510VH76 SG2510VHFX SG2510VJYG SG2510VK36 SG2510VK39 SG2510VK6L SG2510VLTG SG2510VMNH
SG2510VNJZ SG2510VNN6 SG2510VO29 SG2510VO01 SG2510VOYL SG2510VRG9 SG2510VRPH SG2510VRTO SG2510VRXF SG2510VS67 SG2510VTEP SG2510VUFG SG2510VUK5 SG2510VUW9 SG2510VVOC SG2510VW7F SG2510VWFC SG2510VWNE SG2510VXFR SG2510VXIM
SG2510VYLN SG2510VYZ6 SG2510W0BR SG2510W0DT SG2510W0I9 SG2510W1AG SG2510W206 SG2510W26U SG2510W2PU SG2510W2WH SG2510W30W SG2510W32S SG2510W3B4 SG2510W3Y1 SG2510W4B0 SG2510W54C SG2510W5QM SG2510W5WF SG2510W6K5
SG2510W60R SG2510W63J SG2510W80W SG2510W921 SG2510W9JG SG2510WA0L SG2510WATH SG2510WBBW SG2510WC4C SG2510WD76 SG2510WEEY SG2510WFV1 SG2510WI08 SG2510WK8P SG2510WK8Q SG2510WKYB SG2510WL1R
SG2510WLQF SG2510WM15 SG2510WMQW SG2510WOBU SG2510WOWD SG2510WQ11 SG2510WQ1F SG2510WS1W SG2510WSI1 SG2510WT5P SG2510WTD9 SG2510WTFY SG2510WU4J SG2510WUJL SG2510WV2I SG2510WV3Q SG2510WVB1 SG2510WWGE SG2510WWMZ SG2510WWSN
SG2510WXMU SG2510WYEW SG2510WYF2 SG2510WYIQ SG2510X001 SG2510X0WM SG2510X1MT SG2510X1RF SG2510X1ST SG2510X2AZ SG2510X2L0 SG2510X3Q4 SG2510X50W SG2510X6ZJ SG2510X7GD SG2510X7GK SG2510XTWZ SG2510X81Z SG2510X86V SG2510X91R
SG2510XBB2 SG2510XBVC SG2510XCJA SG2510XCNA SG2510XCRB SG2510XDE2Z SG2510XENM SG2510XNSL SG2510XQ98 SG2510XTCN SG2510XTGZ SG2510XTLPS SG2510XTZY SG2510XTJEL SG2510XUKEU SG2510XUKGU SG2510XUKW6 SG2510XXLKS SG2510XXLXM
SG2510XLZR SG2510XMDX SG2510XMM6 SG2510XO7E SG2510XOPP SG2510XP2O SG2510XPBS SG2510XPAL SG2510XPX4 SG2510XQ0X SG2510XQFS SG2510XQJN SG2510XQTK SG2510XR44 SG2510XR6C SG2510XR7L SG2510XREN SG2510XRGX SG2510XRI1 SG2510XRTD
SG2510XTTN SG2510XU86 SG2510XUW0 SG2510XV2Q SG2510XV3G SG2510XVGZ SG2510XVNT SG2510XX1B SG2510XXIU SG2510XXP0 SG2510XXWQ SG2510XXZ3 SG2510XYO1 SG2510XZCX SG2510XZEX SG2510YOD5 SG2510YOR5 SG2510YOT8 SG2510YOZ6 SG2510YPGS
SG2510YTJD7 SG2510YWS5 SG2510YWW6 SG2510YX27 SG2510YXS3 SG2510YY52 SG2510YYYC SG2510YZXE SG2510YZYF SG2510Z0LT SG2510Z0V9 SG2510Z0XI SG2510Z1V8 SG2510Z26Y SG2510Z2MF SG2510Z3PT SG2510Z5SU SG2510Z6EY SG2510Z6PS
SG2510Z7HN SG2510Z7KF SG2510Z7U6 SG2510Z8A8 SG2510Z8GR SG2510Z98H SG2510Z9WL SG2510ZA2N SG2510ZB1Y SG2510ZBWZ SG2510ZBZ1 SG2510ZC30 SG2510ZC3Z SG2510ZCEQ SG2510ZGLL SG2510ZGOV SG2510ZH3U SG2510ZI8P SG2510ZJ40 SG2510ZJHQ
SG2510ZJWI SG2510ZK5V SG2510ZLAE SG2510ZLW SG2510ZN1 SG2510ZNUJ SG2510ZO9N SG2510ZOQQ SG2510ZPDZ SG2510ZQBW SG2510ZRAI SG2510ZRBK SG2510ZS4F SG2510ZSAW SG2510ZU04 SG2510ZUUP SG2510ZV07 SG2510ZX3S SG2510ZYVE
SG2510ZW17 SG2510ZYSM SG2510ZYXE SG2510ZZQM SG2510ZZT9 SG2510ZZWD SG7119051

基本情報技術者試験に係るもの

FE251000AB FE251000AO FE251000AZ FE251000PL FE251000WO FE2510014H FE251001R5 FE2510020H FE2510027X FE251002EW FE2510038I FE251003OJ FE251003Q9 FE2510047W FE251004GU FE251004HZ FE251005SW FE2510066N FE2510067T FE251006EI
FE251006ZN FE2510074N FE251007MH FE251008EG FE251008IF FE2510080H FE2510095H FE251009RI FE25100A29 FE25100AOK FE25100BGW FE25100BKO FE25100BP2 FE25100BUY FE25100BY5 FE25100C6B FE25100CTK FE25100DUA FE25100DUX FE25100E4K
FE25100EI5 FE25100ENB FE25100EXF FE25100FLL FE25100FYV FE25100G1D FE25100GBA FE25100GIE FE25100GUX FE25100GVG FE25100GXU FE25100GZA FE25100H3C FE25100HJO FE25100HNJ FE25100HTE FE25100IFM FE25100IK5 FE25100IRV FE25100IVG
FE25100JFI FE25100JHP FE25100JQG FE25100JSU FE25100JXZ FE25100KGT FE25100KH4 FE25100KNJ FE25100KX2 FE25100L1H FE25100LBN FE25100LI5 FE25100MPA FE25100MPZ FE25100MQW FE25100MW1 FE25100NM3 FE25100NNX FE25100OM7 FE25100OSP
FE25100OXP FE25100OYJ FE25100P4N FE25100PD3 FE25100PM9 FE25100PMS FE25100PMZ FE25100POQ FE25100PR3 FE25100PWP FE25100Q4R FE25100QGM FE25100QYX FE25100R98 FE25100RBP FE25100S7B FE25100SC5 FE25100SS6 FE25100SW2 FE25100TGT
FE25100TSW FE25100UOW FE25100U17 FE25100U8B FE25100VMV FE25100VOG FE25100WOA FE25100WFW FE25100WG6 FE25100WKO FE25100WNP FE25100XJY FE25100XKD FE25100XQW FE25100XR4 FE25100XU9 FE25100Y3I FE25100YEB FE25100YR1 FE25100YXO
FE25100ZHJ FE25100ZJS FE25100ZNN FE25100ZSE FE251010BE FE251010HR FE251010YJ FE25101153 FE251011JB FE251011LV FE2510124T FE251012BP FE2510132Q FE251013H5 FE251013RM FE251013SQ FE251014CO FE251014MD FE251014OD FE251015BP
FE251015D4 FE25101506 FE251015S7 FE2510161C FE251016IF FE251017KO FE25101821 FE25101840 FE251018A4 FE251018DY FE251018JI FE251018XO FE2510194B FE251019AU FE25101AAV FE25101AQ6 FE25101ATJ FE25101B3H FE25101BLW FE25101C1V
FE25101C7F FE25101CAF FE25101CFF FE25101CWV FE25101D48 FE25101D8W FE25101DA5 FE25101DSW FE25101E1Q FE25101EAL FE25101EEY FE25101EHO FE25101FG7 FE25101FPK FE25101FT3 FE25101G00 FE25101G6P FE25101GKV FE25101H5F FE25101HED
FE25101HF7 FE25101HI1 FE25101HO5 FE25101I4B FE25101IHV FE25101JCE FE25101JQ0 FE25101K40 FE25101KXN FE25101L2B FE25101L3F FE25101L6A FE25101LJW FE25101M3C FE25101MXA FE25101NB9 FE25101NDO FE25101NF4 FE25101NFK FE25101NI6
FE25101NXG FE25101OW2 FE25101PI6 FE25101PWJ FE25101QSJ FE25101QTM FE25101ROI FE25101R5P FE25101RCU FE25101RG5 FE25101RO4 FE25101S6F FE25101SGJ FE25101SPB FE25101SU0 FE25101T4W FE25101TA9 FE25101TLX FE25101TWC FE25101TZL
FE25101UHS FE25101UM9 FE25101UMP FE25101UYF FE25101VHG FE25101VLT FE25101VV5 FE25101W2N FE25101W4Z FE25101WQU FE25101X1A FE25101XV7 FE25101XXG FE25101Y70 FE25101YG0 FE25101YJ0 FE25101YNP FE25101YO8 FE25101YWK FE25101Z0U
FE25101Z5X FE25101ZAQ FE25101ZGP FE25101ZHC FE25101ZJL FE25102020 FE251020ND FE251020NW FE2510215X FE2510216Y FE251021B8 FE251021FV FE251021Q6 FE251021VS FE251021Z2 FE2510224C FE2510226L FE251022MV FE251023CQ FE251023KC
FE251023MP FE251024CX FE251024FL FE251024IM FE251024OT FE251024QU FE25102502 FE2510252Q FE2510259L FE251025OR FE25102658 FE251026IF FE251026OB FE251026OE FE2510275Z FE2510276H FE251027YA FE25102828 FE2510288N FE25102893
FE251028BE FE251028DR FE251028RF FE251028WF FE25102964 FE251029L5 FE251029SO FE25102A40 FE25102AG0 FE25102AJV FE25102AYA FE25102B6M FE25102B8X FE25102BMX FE25102BOF FE25102BVR FE25102CNI FE25102CXO FE25102CY6 FE25102D9L
FE25102DHQ FE25102DHS FE25102DL5 FE25102E7X FE25102EHU FE25102EQU FE25102FSZ FE25102FW8 FE25102GIV FE25102GQU FE25102GVJ FE25102H40 FE25102HCN FE25102HJ6 FE25102HTJ FE25102HW7 FE25102HX2 FE25102HYH FE25102I07 FE25102IAC
FE25102IAO FE25102IK8 FE25102IMT FE25102ITI FE25102JL1 FE25102JL2 FE25102JPO FE25102JV3 FE25102K5C FE25102KBO FE25102KL7 FE25102LE2 FE25102LIR FE25102LJJ FE25102LKB FE25102LL0 FE25102LOM FE25102MLC FE25102MO5 FE25102MTS
FE25102MWV FE25102NGA FE25102NYR FE251020IF FE251020OI FE25102P4V FE25102PI2 FE25102Q0T FE25102QCZ FE25102QEY FE25102QL3 FE25102QLJ FE25102QSO FE25102R22 FE25102RAX FE25102RDE FE25102RE9 FE25102RFO FE25102RP9 FE25102RQ6
FE25102RR4 FE25102SEU FE25102SU5 FE25102UEL FE25102ULG FE25102V7O FE25102VAS FE25102VGL FE25102VMB FE25102VRY FE25102W39 FE25102W5S FE25102W8C FE25102W9K FE25102WWA FE25102X85 FE25102X9K FE25102XGT FE25102XKJ FE25102XQE
FE25102Z8F FE25102Z9E FE25102ZFI FE25102ZJ6 FE25102ZYD FE2510300A FE251030S1 FE251031VI FE2510328H FE251032BD FE251032YI FE2510333Y FE2510336H FE2510343P FE251034FO FE2510340E FE251034P2 FE25103549 FE2510354H FE2510357B
FE25103596 FE251035RZ FE251035W5 FE251035Y9 FE251036JY FE251036T3 FE251037EW FE251037F1 FE251037H8 FE251037WG FE2510385J FE251038D5 FE251038ZH FE25103918 FE25103971 FE251039SE FE25103A7S FE25103A9C FE25103AK8 FE25103APD
FE25103AW6 FE25103B02 FE25103C0Q FE25103C18 FE25103CGJ FE25103CSS FE25103D63 FE25103DC2 FE25103DXA FE25103DYH FE25103E05 FE25103EWB FE25103EWS FE25103F52 FE25103FAU FE25103FJP FE25103G1D FE25103G81 FE25103G8N FE25103GFR
FE25103GSH FE25103GX5 FE25103GXC FE25103HIR FE25103HSE FE25103HWH FE25103I28 FE25103IET FE25103IS7 FE25103J16 FE25103JCN FE25103JFR FE25103JMM FE25103JS6 FE25103K0H FE25103KBU FE25103KD1 FE25103KQB FE25103KZK FE25103L8V
FE25103M2P FE25103MD1 FE25103MFT FE25103MJU FE25103MV7 FE25103MVV FE25103MWI FE25103N0X FE25103N1G FE25103NB9 FE25103NFL FE25103NJV FE25103NR4 FE25103NRO FE251030P2 FE251030V0 FE251030VS FE25103PLY FE25103Q67 FE25103QB1
FE25103QY6 FE25103R0A FE25103R7I FE25103RHY FE25103RON FE25103RV2 FE25103S3P FE25103SC6 FE25103SCS FE25103SOZ FE25103TCQ FE25103TJE FE25103U12 FE25103U6Y FE25103UEN FE25103UJW FE25103UKH FE25103USU FE25103UTP FE25103V08
FE25103V5K FE25103VCQ FE25103VIM FE25103W87 FE25103W97 FE25103WCW FE25103WTZ FE25103WW8 FE25103X14 FE25103X5X FE25103XBC FE25103XM7 FE25103XRZ FE25103XYH FE25103YST FE25103YYA FE25103YZC FE25103Z1E FE25103Z85 FE25103ZER
FE25103ZFW FE251040BM FE251040HI FE251040K9 FE251040VJ FE2510413D FE25104142 FE251041BY FE251041CX FE251041US FE2510424V FE2510425J FE2510426L FE251043I4 FE251043V6 FE251044C9 FE251044DM FE251044ES FE251044MK FE251044P8
FE251044RN FE2510458S FE251045N0 FE2510462N FE25104634 FE25104678 FE2510467Y FE251046SL FE251046WF FE251046ZU FE25104768 FE251047HO FE251047I5 FE251047IA FE251047UF FE251047ZP FE2510481Q FE2510482L FE2510486P FE251048KS
FE251048P4 FE251048P5 FE251048RL FE2510495N FE2510495S FE2510496V FE251049OF FE251049YA FE25104A2G FE25104APK FE25104BF1 FE25104C6Z FE25104D22 FE25104DCW FE25104DKM FE25104DOR FE25104E29 FE25104E9Y FE25104EQ1 FE25104EZH
FE25104FUL FE25104G5P FE25104HYI FE25104I3N FE25104IKX FE25104IMJ FE25104IOB FE25104JDZ FE25104JFL FE25104JRE FE25104JRX FE25104JT5 FE25104JYQ FE25104K4M FE25104K5X FE25104KJ3 FE25104KWU FE25104L16 FE25104LZR FE25104MAI
FE25104MFV FE25104MGZ FE25104MHO FE25104MJU FE25104MMY FE25104MTD FE25104N2L FE25104NME FE25104NMK FE25104O24 FE25104O7K FE25104OEC FE25104P1S FE25104P34 FE25104PHO FE25104POU FE25104PP2 FE25104PQT FE25104Q0U FE25104RAT
FE25104RCN FE25104RNJ FE25104RPH FE25104S18 FE25104SZK FE25104THV FE25104TKU FE25104TNJ FE25104U69 FE25104UVL FE25104UX1 FE25104V3J FE25104VIU FE25104VNC FE25104VVH FE25104W1L FE25104WN9 FE25104XJE FE25104XQR FE25104XR7
FE25104YFN FE25104YIX FE25104YOH FE25104YTU FE25104ZGL FE25104ZGO FE25105051 FE251050T6 FE2510512M FE251051WT FE25105206 FE25105208 FE25105278 FE25105280 FE251052E7 FE251052EV FE251052RA FE251052ST FE2510533G FE251053AU
FE251053DR FE251053QB FE2510543V FE251054IG FE251054TA FE251054ZM FE2510555G FE251055C8 FE251055HL FE251055XP FE251056OQ FE2510568C FE251056D4 FE251056IS FE251056MG FE251056RH FE251057DO FE251057H6 FE251058BW FE251058M2
FE251058QJ FE251058XY FE251059LE FE251059ZI FE25105A3U FE25105AQG FE25105B7P FE25105B9Q FE25105BR3 FE25105BUR FE25105CE4 FE25105CLF FE25105D6W FE25105DNY FE25105DY1 FE25105DZO FE25105E0B FE25105E5Y FE25105EPF FE25105F8Q
FE25105FA5 FE25105FBP FE25105FEU FE25105GF9 FE25105GIC FE25105GLQ FE25105GN8 FE25105GXM FE25105GZC FE25105HRG FE25105I5I FE25105IMW FE25105INX FE25105JH3 FE25105JU2 FE25105KIS FE25105KIX FE25105KLO FE25105KOQ FE25105KRU
FE25105KRX FE25105L5U FE25105L6G FE25105LEB FE25105LF5 FE25105LLS FE25105LO2 FE25105M2T FE25105M32 FE25105MBC FE25105MDC FE25105N3P FE25105N56 FE25105NFY FE25105NTF FE25105NXB FE251050 3Y FE2510507K FE2510509V FE251050L2
FE251050T5 FE251050WI FE25105P7O FE25105P8C FE25105P9Z FE25105PUL FE25105PY2 FE25105Q24 FE25105Q3V FE25105Q44 FE25105Q8Z FE25105QXK FE25105R7E FE25105R8F FE25105R90 FE25105RCA FE25105RMD FE25105S88 FE25105SM5 FE25105SXY
FE25105T0B FE25105T14 FE25105T1J FE25105T7E FE25105T8P FE25105TBS FE25105TEO FE25105TM6 FE25105TQM FE25105U6A FE25105UIA FE25105V4H FE25105VFJ FE25105VFS FE25105VJ0 FE25105VTJ FE25105VUM FE25105W56 FE25105W9S FE25105WKL
FE25105X35 FE25105X79 FE25105X7G FE25105XDA FE25105XEK FE25105XPP FE25105Y8X FE25105YHL FE25105YUK FE25105YVQ FE25105YYN FE25105ZKX FE25105ZZO FE2510602Z FE2510603M FE25106082 FE251060X3 FE251061CL FE251061E9 FE251061JL
FE251061K3 FE251061VX FE25106270 FE251062WO FE251063G5 FE251063JR FE251063RG FE2510652S FE2510658A FE251065AD FE251065HA FE251065VK FE251066RG FE251067S5 FE251068CL FE251068DX FE251068FS FE251068SD FE251068T2 FE251068X4
FE251069M8 FE251069S9 FE251069SQ FE251069W1 FE25106A6A FE25106AD5 FE25106AJS FE25106ARR FE25106AUP FE25106AW8 FE25106AX0 FE25106BK0 FE25106C1A FE25106C9P FE25106CHA FE25106D6U FE25106D7E FE25106DEE FE25106DFI FE25106DQB

FE25106E0E FE25106EMQ FE25106EO0 FE25106EXC FE25106F6A FE25106G40 FE25106G9K FE25106GSX FE25106GU2 FE25106HPI FE25106I3Q FE25106I7V FE25106IYC FE25106J46 FE25106JCW FE25106JEF FE25106JJL FE25106JLA FE25106JLZ FE25106JN2
FE25106JQG FE25106KKK FE25106L3M FE25106L42 FE25106LJ2 FE25106LV3 FE25106M3U FE25106M8B FE25106MQF FE25106MWM FE25106NLR FE25106NQ8 FE25106O70 FE25106OEK FE25106ORF FE25106P2T FE25106P5G FE25106PGK FE25106PH5 FE25106PUZ
FE25106QD0 FE25106QFH FE25106QUZ FE25106RIO FE25106S7V FE25106SJU FE25106SL8 FE25106TCL FE25106TME FE25106TZL FE25106UPE FE25106VH7 FE25106VJA FE25106VQI FE25106W2A FE25106WAS FE25106X3L FE25106X5H FE25106XDZ FE25106Y0P
FE25106Y5W FE25106YNR FE25106Z3V FE25106ZKY FE25106ZM3 FE25106ZQ2 FE25107066 FE251070M1 FE251071GU FE251071K3 FE251071NI FE251071PD FE251071W3 FE25107218 FE2510724N FE2510728L FE25107359 FE251073C6 FE251073DY FE251073ID
FE251074JE FE251074M6 FE251074YZ FE251075YR FE2510769E FE251076IP FE251076KT FE251076V8 FE2510777F FE2510777I FE25107780 FE251077G3 FE2510785F FE251078G0 FE251078S1 FE2510792W FE2510797A FE251079FU FE251079P8 FE25107AKN
FE25107ASP FE25107AUH FE25107AYH FE25107B1D FE25107C35 FE25107C4T FE25107CWK FE25107DOK FE25107DTC FE25107DY8 FE25107E9M FE25107ERP FE25107F6C FE25107FDA FE25107FOD FE25107FP1 FE25107FSR FE25107FWK FE25107FXL FE25107G0W
FE25107G78 FE25107GHH FE25107GNZ FE25107GSQ FE25107H39 FE25107H4M FE25107HHR FE25107HOK FE25107HT2 FE25107IGF FE25107II8 FE25107IS7 FE25107JH7 FE25107JL6 FE25107JW6 FE25107K08 FE25107KHN FE25107KLN FE25107MEM FE25107MOB
FE25107NFX FE25107NIP FE25107NMH FE25107NRD FE25107042 FE2510708V FE2510709M FE251070FA FE251070U4 FE25107P18 FE25107P84 FE25107P92 FE25107PF8 FE25107PK9 FE25107PLY FE25107PRW FE25107Q2P FE25107Q83 FE25107QMN FE25107QWD
FE25107QZJ FE25107R5M FE25107R5P FE25107R7F FE25107R94 FE25107RFE FE25107RFP FE25107RMK FE25107SF2 FE25107SG5 FE25107SLX FE25107SNE FE25107SP7 FE25107SV7 FE25107SWC FE25107TCL FE25107TD0 FE25107THW FE25107TRS FE25107U3U
FE25107U6G FE25107V0T FE25107V38 FE25107V6L FE25107VYX FE25107W8T FE25107WJL FE25107WJZ FE25107W09 FE25107WSP FE25107WTV FE25107WV5 FE25107X3Y FE25107XC7 FE25107XFT FE25107Y03 FE25107YOS FE25107YSN FE25107YYH FE251080EQ
FE251080IN FE251080LQ FE251080TK FE251080WF FE25108182 FE251081DJ FE251081LI FE2510822R FE25108288 FE251082Y5 FE251082YK FE2510833T FE25108363 FE251083HG FE251083NV FE251083NX FE2510845F FE251084K1 FE251084KJ FE25108563
FE251085CO FE251085KB FE251085MF FE251086E3 FE251086QZ FE251086S2 FE251087F5 FE2510884H FE251088M5 FE25108937 FE2510895Z FE25108994 FE251089FB FE251089JM FE251089K6 FE25108B80 FE25108BA7 FE25108BDC FE25108BMN FE25108C2E
FE25108CC0 FE25108CGF FE25108CIC FE25108D4D FE25108DQ9 FE25108DV1 FE25108EE0 FE25108EHI FE25108EKU FE25108EP5 FE25108FAM FE25108FL0 FE25108FX9 FE25108G1Z FE25108G20 FE25108GJ0 FE25108GK6 FE25108GMB FE25108GOI FE25108GRL
FE25108GYQ FE25108HAM FE25108HB2 FE25108H04 FE25108HZ8 FE25108HZY FE25108I0Z FE25108I5Y FE25108I92 FE25108IE0 FE25108ILI FE25108IR2 FE25108IY7 FE25108J8Y FE25108JHE FE25108JPY FE25108JTD FE25108K8Q FE25108KHN FE25108KK1
FE25108KTP FE25108KZE FE25108L2K FE25108LM8 FE25108LWL FE25108M1L FE25108MEY FE25108MK6 FE25108MLE FE25108MTT FE25108N3G FE25108N5G FE2510805H FE251080A9 FE251080E1 FE251080S3 FE251080WE FE25108P1Q FE25108P4X FE25108PF4
FE25108PGJ FE25108PKQ FE25108PL0 FE25108PT0 FE25108Q94 FE25108Q9Y FE25108QBV FE25108QDA FE25108QIB FE25108R3S FE25108R4M FE25108R6H FE25108R78 FE25108RP4 FE25108S1I FE25108S6C FE25108SMK FE25108T1P FE25108T1V FE25108T46
FE25108TAX FE25108TDP FE25108UWP FE25108VA9 FE25108VFA FE25108VLH FE25108VV2 FE25108VW4 FE25108WEX FE25108WUW FE25108XOP FE25108Y5P FE25108YLR FE25108YM0 FE25108YUS FE25108ZIV FE2510909G FE251090JU FE251090JV FE251090P0
FE251090RU FE25109110 FE25109153 FE2510916Y FE251091DQ FE251091ND FE251091P4 FE251091QX FE251091V2 FE251092PW FE251092WZ FE251093E6 FE251093L7 FE251094A4 FE251094R4 FE2510952X FE251095UN FE251095YC FE2510965R FE251096CC
FE251096KU FE251096W3 FE251096ZM FE2510980K FE25109844 FE251098GE FE251098I0 FE251098SV FE251098WD FE2510992I FE25109941 FE2510998P FE25109AHM FE25109CB9 FE25109D12 FE25109D5U FE25109D9K FE25109DUG FE25109E1K FE25109E3J
FE25109E3V FE25109EBP FE25109E05 FE25109E0F FE25109ES4 FE25109F10 FE25109F7S FE25109FAL FE25109FP8 FE25109FUA FE25109GA2 FE25109GCV FE25109G0G FE25109H42 FE25109H75 FE25109H7L FE25109HN6 FE25109I0I FE25109IH1 FE25109IJ2
FE25109IVH FE25109J09 FE25109J1W FE25109J30 FE25109JB2 FE25109JC9 FE25109JJL FE25109KAL FE25109KNB FE25109KWS FE25109KYA FE25109LEC FE25109LH2 FE25109M38 FE25109MN0 FE25109MUZ FE25109MV7 FE25109N1M FE25109N8P FE25109NLT
FE25109057 FE251090AZ FE251090CG FE251090LU FE251090MI FE25109PH0 FE25109PT0 FE25109PTM FE25109PXB FE25109Q0E FE25109Q3R FE25109QGM FE25109QLZ FE25109Q0K FE25109QYT FE25109QZA FE25109R4V FE25109RK3 FE25109RNK FE25109RWZ
FE25109RZL FE25109S4F FE25109S4W FE25109S6R FE25109S90 FE25109SF6 FE25109SMJ FE25109SOU FE25109SPN FE25109TKG FE25109TUB FE25109U90 FE25109ULQ FE25109U07 FE25109UOT FE25109VCR FE25109VI3 FE25109VPN FE25109VPS FE25109WJ6
FE25109XM9 FE25109XPF FE25109XUH FE25109Y2T FE25109Y2V FE25109Y82 FE25109Z26 FE25109Z73 FE25109ZKA FE25109ZL3 FE25109ZU6 FE2510A01S FE2510A051 FE2510A0A1 FE2510A0J3 FE2510A0KK FE2510A0RE FE2510A0WL FE2510A16J FE2510A1BT
FE2510A1JY FE2510A1L7 FE2510A200 FE2510A2BT FE2510A2GS FE2510A31C FE2510A33L FE2510A374 FE2510A469 FE2510A475 FE2510A4LB FE2510A4R1 FE2510A4SQ FE2510A51M FE2510A5F8 FE2510A6BM FE2510A6OH FE2510A6VG FE2510A7GB FE2510A7HT
FE2510A7VK FE2510A83H FE2510A8AD FE2510A8IJ FE2510A8QV FE2510A97G FE2510A99I FE2510A9BT FE2510A9H4 FE2510AA2A FE2510AA2U FE2510AACD FE2510AB9G FE2510ABAX FE2510ABRQ FE2510ABU8 FE2510ABY4 FE2510AC25 FE2510AC6P FE2510AC7R
FE2510ACY0 FE2510ADDE FE2510ADU9 FE2510ADWR FE2510ADXZ FE2510AE8B FE2510AEK7 FE2510AEN1 FE2510AF20 FE2510AFGG FE2510AFQS FE2510AFRW FE2510AFZN FE2510AG84 FE2510AGHF FE2510AGT5 FE2510AGU3 FE2510AHFH FE2510AHGO FE2510AHT4
FE2510AI7I FE2510AIQQ FE2510AJCG FE2510AK4U FE2510AK8C FE2510AKDA FE2510ALR3 FE2510ALT0 FE2510ALVQ FE2510AM40 FE2510AMJ3 FE2510AND2 FE2510ANDE FE2510ANQ4 FE2510ANZW FE2510A048 FE2510A05A FE2510A0AG FE2510A0LM FE2510A0OU
FE2510AORJ FE2510AOV5 FE2510APGH FE2510APJT FE2510APKZ FE2510APPC FE2510APPL FE2510AQA7 FE2510AQI8 FE2510AQIC FE2510AQLC FE2510AQRL FE2510AR4Q FE2510ARSH FE2510AS8R FE2510ASPT FE2510AT6E FE2510AT8R FE2510ATHN FE2510ATLL
FE2510AU4Y FE2510AU5N FE2510AUDA FE2510AUJV FE2510AUP9 FE2510AUWD FE2510AUWV FE2510AUWZ FE2510AVA6 FE2510AVEE FE2510AVN8 FE2510AVNH FE2510AVVG FE2510AW23 FE2510AW31 FE2510AWFA FE2510AWGG FE2510AWN2 FE2510AWYB FE2510AX1V
FE2510AX50 FE2510AXQM FE2510AXU4 FE2510AY1Y FE2510AYC6 FE2510AYD5 FE2510AYP4 FE2510AYPQ FE2510AYS6 FE2510AZA8 FE2510AZJQ FE2510AZLE FE2510AZLV FE2510AZNN FE2510AZPF FE2510AZS2 FE2510AZS4 FE2510AZXT FE2510B07L FE2510B0FW
FE2510B0IX FE2510B16Y FE2510B1LD FE2510B1ML FE2510B1PE FE2510B1VE FE2510B1YB FE2510B26N FE2510B32M FE2510B353 FE2510B38L FE2510B3CW FE2510B3LS FE2510B3R6 FE2510B42L FE2510B4J3 FE2510B4RF FE2510B52Z FE2510B575 FE2510B5XM
FE2510B67S FE2510B6PT FE2510B6Z4 FE2510B727 FE2510B7DL FE2510B7EB FE2510B85E FE2510B8C7 FE2510B8HH FE2510B8JJ FE2510B8L6 FE2510B8RW FE2510B9AP FE2510B9DJ FE2510B9HJ FE2510B9R1 FE2510B9V3 FE2510BAAI FE2510BB83 FE2510BB8F
FE2510BBC4 FE2510BBC6 FE2510BC3I FE2510BCA7 FE2510BCAX FE2510BCKP FE2510BCZD FE2510BD52 FE2510BDCL FE2510BE7P FE2510BES0 FE2510BEVK FE2510BEWV FE2510BFHU FE2510BFYN FE2510BG9B FE2510BGSV FE2510BGTZ FE2510BH5C FE2510BH75
FE2510BI6B FE2510BIRI FE2510BJJ6 FE2510BJLX FE2510BK0A FE2510BKP9 FE2510BLIA FE2510BLQR FE2510BMCH FE2510BO1J FE2510BOJJ FE2510BOL8 FE2510BOOU FE2510BP4W FE2510BP9G FE2510BPCV FE2510BPLA FE2510BQ0X FE2510BQ22 FE2510BQ5R
FE2510BQOK FE2510BR4D FE2510BRED FE2510BRQB FE2510BRTW FE2510BRX7 FE2510BS3R FE2510BSDR FE2510BSP9 FE2510BT3W FE2510BT83 FE2510BT9Q FE2510BTC6 FE2510BTF8 FE2510BTHS FE2510BU77 FE2510BU7Y FE2510BUQF FE2510BUYN FE2510BUZM
FE2510BV7V FE2510BV84 FE2510BVGN FE2510BVWX FE2510BW84 FE2510BWS2 FE2510BXUM FE2510BY2R FE2510BYJ7 FE2510BYMI FE2510BZ1I FE2510BZ9M FE2510BZKH FE2510BZLE FE2510BZRT FE2510BZTQ FE2510BZXK FE2510C04G FE2510C08Z FE2510C0CP
FE2510C0JH FE2510C120 FE2510C1HH FE2510C1XX FE2510C2PD FE2510C32J FE2510C3IO FE2510C3KH FE2510C3YX FE2510C4NK FE2510C4TC FE2510C4VZ FE2510C5D3 FE2510C5PA FE2510C5X0 FE2510C6PY FE2510C6V8 FE2510C6ZV FE2510C79Q FE2510C7WJ
FE2510C7ZV FE2510C840 FE2510C890 FE2510C8DJ FE2510C8FK FE2510C8M5 FE2510C8SB FE2510C8YT FE2510C901 FE2510C90H FE2510C94M FE2510C9WF FE2510CAER FE2510CATZ FE2510CB05 FE2510CBHE FE2510CBP0 FE2510CC89 FE2510CCAW FE2510CCHW
FE2510CDXV FE2510CE0H FE2510CEMT FE2510CEQE FE2510CF0H FE2510CF12 FE2510CFKS FE2510CFP5 FE2510CFVK FE2510CFXL FE2510CG6I FE2510CGC7 FE2510CGGW FE2510CHPQ FE2510CHT2 FE2510CHTM FE2510CHWB FE2510CI3Z FE2510CIFA FE2510CIR6
FE2510CIRS FE2510CIYE FE2510CJ6P FE2510CJK9 FE2510CJLA FE2510CJPC FE2510CJRW FE2510CJXS FE2510CK4H FE2510CK5I FE2510CKRI FE2510CL13 FE2510CL4G FE2510CLC4 FE2510CLTW FE2510CLU7 FE2510CM32 FE2510CM4Y FE2510CM82 FE2510CMF7
FE2510CMLB FE2510CMS9 FE2510CMWN FE2510CNAY FE2510CNDA FE2510CNWN FE2510C044 FE2510COEP FE2510COIJ FE2510COJ5 FE2510CP82 FE2510CPNA FE2510CQC8 FE2510CQUZ FE2510CR1I FE2510CR72 FE2510CR7A FE2510CR9T FE2510CRAW FE2510CREL
FE2510CRU0 FE2510CS2U FE2510CS69 FE2510CSWC FE2510CT0L FE2510CTPD FE2510CTPN FE2510CTVT FE2510CU3B FE2510CUA5 FE2510CUC0 FE2510CUF0 FE2510CUX0 FE2510CUXY FE2510CV8J FE2510CVEC FE2510CVFD FE2510CVHG FE2510CVMQ FE2510CVN0
FE2510CVN5 FE2510CVRD FE2510CVWS FE2510CW0D FE2510CWSL FE2510CWZZ FE2510CXQK FE2510CXUN FE2510CYGM FE2510CZ0M FE2510CZ88 FE2510CZ9N FE2510CZOI FE2510CZT9 FE2510CZYR FE2510CZZC FE2510D068 FE2510D0EW FE2510D0H0 FE2510D0Q3
FE2510D0Z9 FE2510D10M FE2510D12S FE2510D12V FE2510D1BD FE2510D1P0 FE2510D27A FE2510D2M9 FE2510D2ME FE2510D2SG FE2510D2TF FE2510D2V4 FE2510D38V FE2510D3DF FE2510D3EQ FE2510D3IY FE2510D3RB FE2510D3TI FE2510D3XM FE2510D45K

FE25100A4Y9 FE25100B6AL FE25100D5GK FE25100D6HQ FE25100D6YN FE25100D7B9 FE25100D7FR FE25100D8O3 FE25100D9FJ FE25100D9RS FE25100DAWW FE25100DAZ7 FE25100DB3T FE25100DBH2 FE25100DBRK FE25100DBU6 FE25100DBWB FE25100DBZJ
FE25100DCES FE25100DCR8 FE25100DC7O FE25100DD0Y FE25100DE2H FE25100DEAY FE25100DEHU FE25100DF8V FE25100DF1H FE25100DFK1 FE25100DFUC FE25100DG6Z FE25100DGJQ FE25100DGMY FE25100DGSN FE25100DGT6 FE25100DH3C FE25100DH6N FE25100DHFU
FE25100DHNT FE25100DI0W FE25100DI56 FE25100DI12 FE25100DIN5 FE25100DK3I FE25100DKBV FE25100DKIN FE25100DKQU FE25100DL8A FE25100DLNP FE25100DLZ5 FE25100DM4D FE25100DMSJ
FE25100DMX9 FE25100DN72 FE25100DN90 FE25100DNEU FE25100DNFE FE25100DNRY FE25100DOQ0 FE25100DPDG FE25100DPK5 FE25100DPWF FE25100DQ0S FE25100DQIL FE25100DQRB FE25100DR3J FE25100DR91 FE25100DRQK
FE25100DRRW FE25100DRZJ FE25100DS1B FE25100DS50 FE25100DS6Y FE25100DSAG FE25100DSDW FE25100DT16 FE25100DT6Q FE25100DTZF FE25100DU0V FE25100DUAO FE25100DUMX FE25100DUPH FE25100DV1J5 FE25100DVML FE25100DVRG FE25100DVUC FE25100DW7 FE25100DWRO1
FE25100DWW53 FE25100DWE9 FE25100DWTT FE25100DXMQ FE25100DXTD FE25100DYAS FE25100DYJ5O FE25100DYKY FE25100DYR6 FE25100DZL9 FE25100E0J2Z FE25100E0O62 FE25100E0OYC FE25100E11E FE25100E14N FE25100E1KE
FE25100E240 FE25100E2BA FE25100E3EB FE25100E3HN FE25100E3HY FE25100E3IM FE25100E3QR FE25100E3W1 FE25100E44M FE25100E3F5 FE25100E3LZ FE25100E3VJ FE25100E3YD FE25100E4LW FE25100E4NG FE25100E53J FE25100E5AT FE25100E5F4 FE25100E5QC
FE25100E62L FE25100E64B FE25100E6AG FE25100E6D6 FE25100E6H8 FE25100E6W8 FE25100E78P FE25100E7D2 FE25100E8KX FE25100E8QJ FE25100E9O1 FE25100EAQN FE25100EB8P FE25100EBKQ FE25100EC30 FE25100ECGQ FE25100ECNN FE25100EDDJ FE25100EDDG
FE25100EDL9 FE25100EE7F FE25100EE88 FE25100EEFP FE25100EEOZ FE25100EEWK FE25100EEW1 FE25100EF3R FE25100EF8V FE25100EFAU FE25100EFJY FE25100EG2P FE25100EGSA FE25100EGUX FE25100EHRV FE25100EHWC FE25100EHXP
FE25100EJ196 FE25100EJSX FE25100EJTV FE25100EJUY FE25100EJZ1 FE25100EKA0 FE25100EKHG FE25100EKTZ FE25100EKWC FE25100EL68 FE25100EM13 FE25100EMB3 FE25100EMCC FE25100EMMW FE25100ENA FE25100ENJJ FE25100ENOJ FE25100EQ0R1
FE25100EQZC FE25100EP8D FE25100EP9V FE25100EPJC FE25100EPZ8 FE25100EQ8Y FE25100EQEX FE25100EQKR FE25100EQWD FE25100EQXH FE25100ERI1 FE25100ERZ5 FE25100ESBL FE25100ET12 FE25100ET95 FE25100ETKM FE25100EU70 FE25100EUD94
FE25100EUGK FE25100EUHA FE25100EUPZ FE25100EV79 FE25100EV9Z FE25100EVH FE25100EVPP FE25100EVSR FE25100EVYT FE25100EW6N FE25100EW98 FE25100EWAG FE25100EWIA FE25100EWO1 FE25100EXQ9 FE25100EXZA FE25100EY6M FE25100EY6Z FE25100EYAF
FE25100EYEI FE25100EYHO FE25100EYJP FE25100EZDN FE25100EZFB FE25100EZQ5 FE25100F06N FE25100F0AK FE25100F0DJ FE25100F0KJ FE25100F11T FE25100F24B FE25100F28H FE25100F2IP FE25100F2LV FE25100F300 FE25100F32V
FE25100F3NO FE25100F3O4 FE25100F3OS FE25100F3P0 FE25100F3S7 FE25100F4AQ FE25100F4R8 FE25100F4UI FE25100F5HV FE25100F6BA FE25100F6GNS FE25100F72F
FE25100F5BQ FE25100F8ML FE25100F9LM FE25100F9O0 FE25100F9Z9 FE25100FAM1 FE25100FAS8 FE25100FB0R FE25100FB2U FE25100FB91
FE25100F79C FE25100F86Q FE25100F9E6 FE25100F9O0 FE25100FA9F FE25100FAM1 FE25100FATI FE25100FB0R FE25100FB2U FE25100FB91
FE25100FC3C FE25100FCH9 FE25100FCN1 FE25100FCR1 FE25100FCRY FE25100FCTD FE25100FCUB FE25100FD3K FE25100FD61 FE25100FDEM FE25100FDGW FE25100FE1A FE25100FE32 FE25100FEPN FE25100FEUU FE25100FF8Z FE25100FG1C FE25100FG1H
FE25100FGRO FE25100FGVK FE25100FH18 FE25100FHIW FE25100FHN3 FE25100FHS7 FE25100FI5B FE25100FIK9 FE25100FJ7V FE25100FJFE FE25100FJHX FE25100FJPR FE25100FJRO FE25100FJUU FE25100FK9H FE25100FKG9 FE25100FKKS FE25100FL79 FE25100FL8S FE25100FLKO
FE25100FLL8 FE25100FMD3 FE25100FMEV FE25100FNAB FE25100FNMW FE25100FNTQ FE25100FNVK FE25100FNYP FE25100FO31 FE25100FO5X FE25100FOAT FE25100FOKF FE25100FOL7 FE25100FOXH FE25100FPAS FE25100FPKW FE25100FQ2A FE25100FQ9W
FE25100FQDO FE25100FQWE FE25100FRB2 FE25100FREG FE25100FRPW FE25100FXIQ FE25100FXRJ FE25100FYLX FE25100FZ4Z FE25100G0AT FE25100G0FQ FE25100G0QV FE25100G1AL FE25100G1FQ FE25100G1HO FE25100G1IE FE25100G1UQ
FE25100FUXO FE25100FW08 FE25100FWLO FE25100FWQK FE25100FXIX FE25100FXM1 FE25100FXPK FE25100FYOO FE25100FZ1Z FE25100FZAZ FE25100FZBN FE25100FZCP FE25100FZGY
FE25100FZ0X FE25100FZV5 FE25100G03F FE25100G074 FE25100G0CJ FE25100G0LY FE25100G0SH FE25100G1ZZ FE25100G1SP FE25100G1Y3 FE25100G2C6 FE25100G2N7 FE25100G2R9 FE25100G2TR FE25100G352 FE25100G421 FE25100G454 FE25100G4JP
FE25100G5AN FE25100G5GQ FE25100G66U FE25100G67X FE25100G680 FE25100G760 FE25100G76R FE25100G83M FE25100G8RJ FE25100G8R7 FE25100G925 FE25100G90B FE25100GA15 FE25100GA36 FE25100GA61
FE25100GAEW FE25100GAGU FE25100GAHG FE25100GAWX FE25100GB11 FE25100GBRS FE25100GBTG FE25100GBUN FE25100GCIY FE25100GCUY FE25100GCVZ FE25100GDBJ FE25100GDWD FE25100GE97 FE25100GEAT
FE25100GEJW FE25100GFEJ FE25100GFG0 FE25100GFM3 FE25100GFSF FE25100GG1Z FE25100GG25 FE25100GG4D FE25100GG6U FE25100GG9Q FE25100GGCZ FE25100GGDX FE25100GGW6 FE25100GGWN FE25100GHTM FE25100GHX6 FE25100GI8W FE25100GICJ FE25100GIDD FE25100GIH0
FE25100GIIZ FE25100GJ4F FE25100GJLK FE25100GJQI FE25100GK3W FE25100GK4I FE25100GK7U FE25100GK86 FE25100GKUT FE25100GL9N FE25100GLTH FE25100GLYN FE25100GMIO FE25100GMJ3 FE25100GMWH FE25100GN4D FE25100GO60
FE25100GP08 FE25100GP1D FE25100GPF1 FE25100GPS6 FE25100GPYN FE25100GRPD FE25100GRSG FE25100GS02 FE25100GS0R FE25100GSCW FE25100GSZI FE25100GTIV FE25100GTXK FE25100GU0J FE25100GU6M FE25100GUE2 FE25100GUU9 FE25100GUZ9
FE25100GVCC FE25100GVIB FE25100GVJA FE25100GVK5 FE25100GVSW FE25100GWEJ FE25100GWI2 FE25100GWJK FE25100GX0L FE25100GXZO FE25100GYGV FE25100GYRV FE25100GYXF FE25100GYYX FE25100GZ3R FE25100GZE8 FE25100GZF9 FE25100GZH5
FE25100GZXQ FE25100GZZJ FE25100H003 FE25100H0CK FE25100H0CW FE25100H0HM FE25100H0PT FE25100H1LH FE25100H1UG FE25100H1VD FE25100H1XZ FE25100H2HE FE25100H2AL FE25100H3PL FE25100H3T6 FE25100H4PB FE25100H5PJ FE25100H5QK FE25100H5TL
FE25100H60D FE25100H6ZX FE25100H7AG FE25100H7NC FE25100H7V6 FE25100HFVF FE25100HFXG FE25100HG9Q FE25100HH8Q FE25100HH8Z FE25100HH8X FE25100HH8Z FE25100HH97F FE25100HH98M FE25100HA50 FE25100HAG7
FE25100HANY FE25100HAT1 FE25100HAWC FE25100HB6J FE25100HBBT FE25100HBFL FE25100HBJU FE25100HBK7 FE25100HBUA FE25100HC9A FE25100HD10 FE25100HD58 FE25100HE1Q FE25100HE6B FE25100HEIB FE25100HF20 FE25100HF3Q FE25100HF52
FE25100HFCZ FE25100HFDZ FE25100HFG2 FE25100HFU9 FE25100HFUM FE25100HFYJ FE25100HGBR FE25100HGK9 FE25100HH65 FE25100HH10 FE25100HH2I FE25100HH3Z FE25100HI42 FE25100HICD FE25100HIDO FE25100HIDS FE25100HINL FE25100HIR7 FE25100HJ2N FE25100HJ3A FE25100HJFU
FE25100HJNP FE25100HJQR FE25100HKEF FE25100HKG2 FE25100HKGT FE25100HL55 FE25100HL6X FE25100HLMG FE25100HLR1 FE25100HLV2 FE25100HM51 FE25100HMDY FE25100HMTK FE25100HO1R FE25100HO8Q FE25100HOBG FE25100HOVM FE25100HP3N
FE25100HP59 FE25100HPAN FE25100HPQW FE25100HPX5 FE25100HPXY FE25100HQF5 FE25100HQL7 FE25100HQT0 FE25100HRDF FE25100HREC FE25100HRLG FE25100HRN7 FE25100HRNQ FE25100HRYK FE25100HRZD FE25100HS1R FE25100HS50 FE25100HSKH FE25100HT3E FE25100HT6P
FE25100HTSU FE25100HTBD FE25100HTBT FE25100HTRZ FE25100HTWI FE25100HUHU FE25100HUV9 FE25100HW9X FE25100HWAX FE25100HWL8 FE25100HWPN FE25100HWZ6 FE25100HX6Y FE25100HXG1 FE25100HXHM FE25100HXMJ FE25100HXVA
FE25100HVCV FE25100HVFP FE25100HZGA FE25100HZI7 FE25100I000V FE25100I015 FE25100I02D FE25100I06E FE25100I0A4 FE25100I0GX FE25100I0P2 FE25100I0XM FE25100I10U FE25100I113T FE25100I14R FE25100I14Z FE25100I1FU FE25100I1FZ FE25100I1MX
FE25100I22S FE25100I29J FE25100I2KI FE25100I2VC FE25100I2WQ FE25100I38B FE25100I3KN FE25100I3Q8 FE25100I3VJ FE25100I3WU FE25100I57K FE25100I5BA FE25100I5QI FE25100I637 FE25100I6EH FE25100I6L0 FE25100I6Q3 FE25100I730 FE25100I757
FE25100I76R FE25100I7RD FE25100I81J FE25100I8AD FE25100I8OX FE25100I96A FE25100I9JF FE25100I9MZ FE25100I9VG FE25100IA4F FE25100IAXS FE25100IC8Y FE25100IC8Z FE25100ICNV FE25100IDOB FE25100ID25 FE25100IDG3 FE25100IDI7
FE25100IDKU FE25100IE8A FE25100IEB6 FE25100IEG7 FE25100IEIM FE25100IERA FE25100IEWW FE25100IFCE FE25100IFIF FE25100IGKX FE25100IH5Y FE25100IHBG FE25100IHZY FE25100II0V FE25100IIWG FE25100IIXN FE25100IJ1S FE25100IJE2
FE25100IJEK FE25100IJIS FE25100IJY2 FE25100IK3W FE25100IK82 FE25100IKBD FE25100IKIV FE25100IKXL FE25100IKZ1 FE25100IMOJ FE25100IMW6 FE25100INB4 FE25100INPG FE25100INRO FE25100INTZ FE25100INW2 FE25100IO7Z FE25100IOA7
FE25100IP56 FE25100IP8U FE25100IQ0Z FE25100IQ2M FE25100IQ6Y FE25100IQ9K FE25100IQB4 FE25100IQBX FE25100IQD4 FE25100IQD9 FE25100IQI1 FE25100IQJ1 FE25100IQJX FE25100IQWJ FE25100IR95 FE25100IRCS FE25100ISAQ FE25100ISO2 FE25100IT4Q FE25100ITFB
FE25100ITG2 FE25100ITIS FE25100ITSZ FE25100ITT0 FE25100ITV6 FE25100IUEG FE25100IUXE FE25100IV6V FE25100IV7C FE25100IV9D FE25100IW46 FE25100IW5D FE25100IW8J FE25100IX0E FE25100IXAM FE25100IXCK FE25100IXF4 FE25100IXU9 FE25100IY4V FE25100IYJR
FE25100IYP9 FE25100IYTG FE25100IYWT FE25100IZO1 FE25100IZ5Q FE25100IZ8H FE25100IZER FE25100IZGE FE25100IZQW FE25100IZU2 FE25100J041 FE25100J064 FE25100J0BW FE25100J0I1 FE25100J0JC FE25100J18X FE25100J1GX FE25100J1MZ
FE25100J1T6 FE25100J24C FE25100J2EX FE25100J398 FE25100J3CB FE25100J3W5 FE25100J41F FE25100J49Y FE25100J4HN FE25100J509 FE25100J55V FE25100J5EB FE25100J5K6 FE25100J5UX FE25100J5V7 FE25100J62P FE25100J64Z FE25100J6JG FE25100J6Q5
FE25100J6S5 FE25100J714 FE25100J71P FE25100J76Q FE25100J78J FE25100J7DL FE25100J7QN FE25100J8BB FE25100J8H8 FE25100J8P1 FE25100J8RV FE25100J98Z FE25100J9LS FE25100J9MY FE25100JA3Z FE25100JADZ FE25100JB0U
FE25100JBHD FE25100JBLZ FE25100JBT5 FE25100JC0U FE25100JCSZ FE25100JCU3 FE25100JD1Y FE25100JD8S FE25100JDCX FE25100JDRD FE25100JDZP FE25100JE4K FE25100JEZO FE25100JFK6 FE25100JFT4 FE25100JGKF FE25100JGPP FE25100JHLI FE25100JHTG FE25100JHZU

FE2510JI6S FE2510JIIQ FE2510JJ7M FE2510JJBB FE2510JJLJ FE2510JJWQ FE2510JK1K FE2510JK46 FE2510JK9Y FE2510JKIA FE2510JKPH FE2510JKQ4 FE2510JKTF FE2510JKUJ FE2510JLAZ FE2510JLE8 FE2510JLY6 FE2510JMAT FE2510JMGB FE2510JMI1

FE2510JMJY FE2510JMPR FE2510JN2G FE2510JNHH FE2510JNIU FE2510JNSM FE2510JNWG FE2510JO4J FE2510JO8A FE2510JOWJ FE2510JOWQ FE2510JP9C FE2510JPE7 FE2510JQAG FE2510JQQD FE2510JR1X FE2510JR59 FE2510JR5M FE2510JRSR FE2510JS2Y

FE2510JS34 FE2510JS6X FE2510JSBA FE2510JSCW FE2510JSD6 FE2510JSFE FE2510JSVL FE2510JSWC FE2510JT50 FE2510JTD3 FE2510JTWS FE2510JTXM FE2510JU10 FE2510JU15 FE2510JU3Z FE2510JUED FE2510JUMT FE2510JUSG FE2510JVAU FE2510JVSN

FE2510JVW4 FE2510JW00 FE2510JW7S FE2510JWCY FE2510JWFG FE2510JWJC FE2510JWM6 FE2510JWNK FE2510JWVF FE2510JX0A FE2510JX3Q FE2510JXMO FE2510JXPM FE2510JXTT FE2510JXUN FE2510JXWM FE2510JY6H FE2510JY78 FE2510JY8C FE2510JYF9

FE2510JYGW FE2510JYH6 FE2510JYPX FE2510JZ04 FE2510JZH8 FE2510K08E FE2510K0AN FE2510K0T8 FE2510K15R FE2510K19R FE2510K1EQ FE2510K1FI FE2510K1SY FE2510K1Z8 FE2510K28J FE2510K2XX FE2510K36M FE2510K37W FE2510K399 FE2510K3D0

FE2510K3FU FE2510K3TP FE2510K3V9 FE2510K41M FE2510K4BM FE2510K4EC FE2510K4KD FE2510K4Y9 FE2510K585 FE2510K5AY FE2510K5DM FE2510K5FF FE2510K5MQ FE2510K5VP FE2510K5YU FE2510K611 FE2510K64Q FE2510K68Y FE2510K6GS FE2510K72R

FE2510K79K FE2510K7K9 FE2510K7PS FE2510K7VC FE2510K7XK FE2510K82S FE2510K8AU FE2510K8J7 FE2510K8T2 FE2510K8XB FE2510K90B FE2510K9CR FE2510K9G4 FE2510K9HD FE2510K9J6 FE2510K9JZ FE2510K9LE FE2510K9WR FE2510KA40 FE2510KA7D

FE2510KAIB FE2510KANK FE2510KASE FE2510KCRZ FE2510KD59 FE2510KDDM FE2510KE2H FE2510KE6X FE2510KE7U FE2510KEI1 FE2510KF60 FE2510KFJG FE2510KFKJ FE2510KFRJ FE2510KFYR FE2510KG2V FE2510KG8V FE2510KGE4 FE2510KH7G FE2510KHMF

FE2510KHNM FE2510KHZM FE2510KI00 FE2510KID6 FE2510KIEM FE2510KIKR FE2510KJ77 FE2510KJD5 FE2510KJN7 FE2510KJNQ FE2510KJW0 FE2510KKA9 FE2510KKC3 FE2510KKEK FE2510KKHS FE2510KKTY FE2510KLIU FE2510KLJD FE2510KMD3 FE2510KMI6

FE2510KNA5 FE2510KNR9 FE2510KNVX FE2510KO2Y FE2510KOSL FE2510KOW0 FE2510KOZL FE2510KP36 FE2510KPAC FE2510KPJU FE2510KQMR FE2510KQOP FE2510KR0T FE2510KRSE FE2510KRVU FE2510KRVY FE2510KS0C FE2510KS86 FE2510KSE1 FE2510KTKW

FE2510KU6F FE2510KUDN FE2510KUEI FE2510KUEN FE2510KUF3 FE2510KUJJ FE2510KUSM FE2510KV8U FE2510KWRP FE2510KWUE FE2510KWWI FE2510KXG2 FE2510KXL0 FE2510KXRW FE2510KXTZ FE2510KXV3 FE2510KXZV FE2510KY1P FE2510KY9G FE2510KYDB

FE2510KYM0 FE2510KYM5 FE2510KYS7 FE2510KZ70 FE2510KZPY FE2510L04J FE2510L09X FE2510L12Q FE2510L1A8 FE2510L1FU FE2510L1KD FE2510L1OD FE2510L1WB FE2510L2P2 FE2510L2WR FE2510L2YS FE2510L3H4 FE2510L3IO FE2510L3IR FE2510L4C8

FE2510L4FI FE2510L4TJ FE2510L4YL FE2510L513 FE2510L539 FE2510L54T FE2510L5E2 FE2510L5IZ FE2510L5Q7 FE2510L65U FE2510L6DU FE2510L73X FE2510L7GR FE2510L7N0 FE2510L7PE FE2510L7UZ FE2510L9CF FE2510L9IR FE2510L9OJ FE2510L9QF

FE2510L9SC FE2510LA1L FE2510LAQ8 FE2510LAV0 FE2510LBKZ FE2510LBL6 FE2510LC00 FE2510LC4F FE2510LCAG FE2510LCKG FE2510LCO3 FE2510LD7A FE2510LDSC FE2510LDSL FE2510LDTU FE2510LE0B FE2510LE4H FE2510LE5N FE2510LE76 FE2510LEBR

FE2510LEJL FE2510LEPR FE2510LERX FE2510LF90 FE2510LFKS FE2510LG66 FE2510LG6M FE2510LGJ5 FE2510LHFY FE2510LHNW FE2510LI81 FE2510LIS7 FE2510LK9J FE2510LKAQ FE2510LKGA FE2510LKUJ FE2510LKVE FE2510LLAO FE2510LLEO FE2510LLTG

FE2510LM81 FE2510LMAU FE2510LMGK FE2510LMTV FE2510LMWY FE2510LNIQ FE2510LNQ6 FE2510LNQ7 FE2510LO5C FE2510LOI9 FE2510LOJ0 FE2510LP5P FE2510LP98 FE2510LPBQ FE2510LPQ5 FE2510LPUK FE2510LPUN FE2510LPVP FE2510LQCW FE2510LQKX

FE2510LR37 FE2510LR91 FE2510LS1N FE2510LS9L FE2510LSFT FE2510LTBE FE2510LTRU FE2510LTV5 FE2510LU5A FE2510LUJB FE2510LUYF FE2510LV8F FE2510LVYH FE2510LW2H FE2510LW30 FE2510LW9B FE2510LWAG FE2510LWCL FE2510LWDB FE2510LWEW

FE2510LWUL FE2510LXNG FE2510LXUV FE2510LY4Y FE2510LY5Q FE2510LZ50 FE2510LZGG FE2510LZOI FE2510LZSB FE2510LZV8 FE2510M0A4 FE2510M0KD FE2510M0KE FE2510M0PE FE2510M11J FE2510M1QW FE2510M1UO FE2510M297 FE2510M2D6 FE2510M2FX

FE2510M2TC FE2510M2XY FE2510M33U FE2510M36U FE2510M3U3 FE2510M4DC FE2510M4IH FE2510M5T9 FE2510M68N FE2510M6QT FE2510M7AT FE2510M7FC FE2510M7JL FE2510M7X8 FE2510M86F FE2510M872 FE2510M88Z FE2510M8A7 FE2510M8S3 FE2510M90F

FE2510M96A FE2510M9EI FE2510M9H2 FE2510M9NV FE2510M9TT FE2510M9XA FE2510MAFS FE2510MAKV FE2510MALE FE2510MAU3 FE2510MB9R FE2510MBHW FE2510MD9F FE2510MDBJ FE2510MDEJ FE2510ME01 FE2510ME4E FE2510ME7S FE2510MEPU FE2510MEWU

FE2510MF6R FE2510MFBU FE2510MG2F FE2510MG5A FE2510MG60 FE2510MGHB FE2510MGP3 FE2510MGSM FE2510MGUE FE2510MGWP FE2510MH6J FE2510MHBE FE2510MHIP FE2510MHRX FE2510MHS6 FE2510MIC9 FE2510MIFJ FE2510MIIJ FE2510MIOD FE2510MIXE

FE2510MJ5E FE2510MK0T FE2510MKC1 FE2510MKHV FE2510MKRO FE2510MLAO FE2510MLBQ FE2510MLDA FE2510MLJV FE2510MLKN FE2510MM1V FE2510MM7Z FE2510MMB3 FE2510MMCE FE2510MMVP FE2510MMZ5 FE2510MN0F FE2510MN7E FE2510MN9D FE2510MNGD

FE2510MO0B FE2510MO65 FE2510MP0J FE2510MPAC FE2510MPFX FE2510MPOI FE2510MQ4S FE2510MQ8T FE2510MQLN FE2510MQTZ FE2510MQV8 FE2510MRDT FE2510MRND FE2510MRO6 FE2510MS3S FE2510MS49 FE2510MSF3 FE2510MSY6 FE2510MT1X FE2510MTCL

FE2510MTG0 FE2510MTKN FE2510MTS0 FE2510MTTP FE2510MU3X FE2510MUUQ FE2510MV2A FE2510MVMY FE2510MWCW FE2510MWLI FE2510MWPA FE2510MWRO FE2510MXDV FE2510MXFM FE2510MXU1 FE2510MXZ7 FE2510MYCC FE2510MZ60 FE2510MZDV FE2510MZHR

FE2510MZNM FE2510N0CF FE2510N0IC FE2510N0IH FE2510N0JP FE2510N0QC FE2510N0SF FE2510N16E FE2510N1JE FE2510N1JW FE2510N1K7 FE2510N1OZ FE2510N1WM FE2510N2DA FE2510N2J1 FE2510N2OR FE2510N2VG FE2510N30L FE2510N3BR FE2510N3FJ

FE2510N3QZ FE2510N3T0 FE2510N48D FE2510N4EX FE2510N4I6 FE2510N4MD FE2510N4WQ FE2510N562 FE2510N57Q FE2510N58C FE2510N6S3 FE2510N6V4 FE2510N73L FE2510N75V FE2510N7DG FE2510N7FV FE2510N84V FE2510N8BI FE2510N91D FE2510N9C4

FE2510N9S6 FE2510N9VB FE2510N9YA FE2510N9Z0 FE2510NA79 FE2510NB7F FE2510NBAW FE2510NBGI FE2510NBIZ FE2510NBYZ FE2510NCE9 FE2510NCNK FE2510NCYR FE2510ND3W FE2510NDMT FE2510NDQH FE2510NE5C FE2510NE8J FE2510NEEP FE2510NEGI

FE2510NEKZ FE2510NG4D FE2510NGE0 FE2510NH28 FE2510NH4A FE2510NHCS FE2510NHLD FE2510NHW0 FE2510NI7J FE2510NI7Y FE2510NIQY FE2510NIZY FE2510NJ1T FE2510NJ35 FE2510NJ50 FE2510NK5G FE2510NKCX FE2510NKWZ FE2510NL3T FE2510NL3Y

FE2510NLBD FE2510NLEU FE2510NLHT FE2510NLMF FE2510NLV0 FE2510NMHF FE2510NMMC FE2510NMNY FE2510NMQD FE2510NMRV FE2510NMS7 FE2510NMZ4 FE2510NN8V FE2510NNG3 FE2510NNV8 FE2510NP7D FE2510NP7I FE2510NPB6 FE2510NPKU FE2510NPS1

FE2510NPU7 FE2510NQ63 FE2510NQIT FE2510NQNT FE2510NQV3 FE2510NR8H FE2510NR9R FE2510NRDR FE2510NREK FE2510NRF2 FE2510NS12 FE2510NS6R FE2510NSSW FE2510NSZ0 FE2510NT7K FE2510NTD5 FE2510NTDZ FE2510NTNP FE2510NTX1 FE2510NU4A

FE2510NU4W FE2510NU7G FE2510NUBP FE2510NUC4 FE2510NUOS FE2510NUX1 FE2510NVA7 FE2510NVD3 FE2510NVS6 FE2510NVTT FE2510NVVC FE2510NVWC FE2510NWBJ FE2510NX8X FE2510NXD6 FE2510NXF6 FE2510NXU5 FE2510NXWY FE2510NYKZ FE2510NYML

FE2510NZ6G FE2510NZ74 FE2510NZCI FE2510NZRF FE2510NZRT FE2510NZS3 FE2510NZV9 FE2510O03M FE2510O187 FE2510O1QS FE2510O1TR FE2510O1XK FE2510O204 FE2510O25H FE2510O2BU FE2510O2KY FE2510O2NM FE2510O2SF FE2510O2ZN FE2510O3JH

FE2510O3K0 FE2510O3W9 FE2510O40N FE2510O450 FE2510O460 FE2510O4Y0 FE2510O54W FE2510O5VB FE2510O5WL FE2510O6CK FE2510O6M9 FE2510O6T4 FE2510O6XP FE2510O6XR FE2510O7CR FE2510O828 FE2510O85G FE2510O8BN FE2510O8C1 FE2510O8IQ

FE2510O8XV FE2510O934 FE2510O98A FE2510O9AZ FE2510O9D8 FE2510O9GG FE2510O9H1 FE2510O9KF FE2510O9PL FE2510OA0I FE2510OA2X FE2510OATA FE2510OAUD FE2510OB0Q FE2510OBIN FE2510OCEG FE2510OCH1 FE2510OCQ5 FE2510OCSN FE2510OCXV

FE2510OCZG FE2510OD62 FE2510OD66 FE2510ODCE FE2510ODLN FE2510ODOU FE2510ODSX FE2510OE0X FE2510OE8H FE2510OEK3 FE2510OEK9 FE2510OEP0 FE2510OET7 FE2510OEW0 FE2510OFEQ FE2510OFS0 FE2510OFSZ FE2510OG91 FE2510OGCJ FE2510OGTD

FE2510OHDE FE2510OHIB FE2510OHQE FE2510OHRX FE2510OHV0 FE2510OI06 FE2510OI15 FE2510OIGP FE2510OIPG FE2510OIQA FE2510OIR2 FE2510OJ5P FE2510OJH6 FE2510OJKL FE2510OJMC FE2510OJSZ FE2510OJZP FE2510OK6X FE2510OKQE FE2510OKZ3

FE2510OL0A FE2510OLKV FE2510OLLC FE2510OLOX FE2510OLUI FE2510OLV0 FE2510OLXG FE2510OMA0 FE2510OMNV FE2510OMOL FE2510OMVB FE2510ON40 FE2510ON9N FE2510ONEI FE2510ONNC FE2510ONOX FE2510ONZ2 FE2510OO3R FE2510OOGQ FE2510OOJ1

FE2510OP0S FE2510OP17 FE2510OP28 FE2510OP39 FE2510OP54 FE2510OP5V FE2510OP72 FE2510OP8C FE2510OPDU FE2510OQ48 FE2510OQ4Q FE2510OQAE FE2510OQGS FE2510OQJT FE2510OR08 FE2510OR32 FE2510ORIQ FE2510ORP8 FE2510ORRS FE2510OSAV

FE2510OSGS FE2510OSK2 FE2510OSP5 FE2510OST1 FE2510OST6 FE2510OSVU FE2510OSXP FE2510OT0I FE2510OT15 FE2510OTDS FE2510OTXL FE2510OUM1 FE2510OUUW FE2510OUW1 FE2510OUWL FE2510OUXH FE2510OV3A FE2510OV3L FE2510OVKH FE2510OW4E

FE2510OWA8 FE2510OWQS FE2510OWY2 FE2510OX1N FE2510OX7F FE2510OXAI FE2510OXC3 FE2510OXEB FE2510OXKC FE2510OXP3 FE2510OXPM FE2510OXUS FE2510OY4C FE2510OYD1 FE2510OYGB FE2510OYLF FE2510OYNK FE2510OYPX FE2510OYSU FE2510OYU5

FE2510OZ10 FE2510OZ4G FE2510OZUB FE2510OZWE FE2510OZX3 FE2510P099 FE2510P0I7 FE2510P0K8 FE2510P0ZR FE2510P1JG FE2510P23J FE2510P27R FE2510P27U FE2510P2AC FE2510P2E2 FE2510P2KP FE2510P2PN FE2510P2S3 FE2510P2XR FE2510P30V

FE2510P327 FE2510P3E3 FE2510P3M9 FE2510P3VN FE2510P3ZL FE2510P43Q FE2510P48F FE2510P48P FE2510P4A0 FE2510P4G0 FE2510P4GQ FE2510P4MT FE2510P4QP FE2510P51C FE2510P5B0 FE2510P5IF FE2510P5QZ FE2510P5TQ FE2510P61D FE2510P69H

FE2510P6BW FE2510P6RT FE2510P6UP FE2510P6WE FE2510P6WV FE2510P75P FE2510P7IK FE2510P7JM FE2510P7JY FE2510P7TE FE2510P80X FE2510P8YL FE2510P98I FE2510P99E FE2510P9AH FE2510P9CK FE2510P9FG FE2510P9OI FE2510PAC8 FE2510PAUR

FE2510PAYL FE2510PB5K FE2510PB73 FE2510PBHX FE2510PBJC FE2510PBN6 FE2510PBZP FE2510PCCE FE2510PCD3 FE2510PCKM FE2510PCMB FE2510PCQ9 FE2510PCQB FE2510PE1V FE2510PEI3 FE2510PEJK FE2510PEUN FE2510PF02 FE2510PF6S FE2510PF8R

FE2510PFGY FE2510PFLI FE2510PG5E FE2510PG9J FE2510PGB7 FE2510PGGK FE2510PGK8 FE2510PHAU FE2510PHPM FE2510PHYN FE2510PI1G FE2510PIIA FE2510PIQR FE2510PJ0Y FE2510PJ8L FE2510PJ8T FE2510PJCW FE2510PK83 FE2510PKD0 FE2510PKGU

FE2510PKSQ FE2510PKYO FE2510PL03 FE2510PL5A FE2510PL5B FE2510PLJB FE2510PM71 FE2510PMA0 FE2510PMHD FE2510PMLC FE2510PMM6 FE2510PMMV FE2510PMPW FE2510PMWK FE2510PNDO FE2510PNEU FE2510PNFR FE2510PNJK FE2510PNQR
FE2510PO2Z FE2510POCI FE2510POHC FE2510PPDF FE2510PPNG FE2510PPNY FE2510PPQD FE2510PPTL FE2510PQ8D FE2510PQPB FE2510PQPK FE2510PQTE FE2510PQWT FE2510PR0J FE2510PRAH FE2510PRHX FE2510PS7T FE2510PSG8 FE2510PSHS FE2510PSRC
FE2510PT1T FE2510PT3Q FE2510PT5S FE2510PTCL FE2510PTHV FE2510PTJ0 FE2510PTPA FE2510PTPL FE2510PU10 FE2510PU1F FE2510PU5B FE2510PUQA FE2510PUWR FE2510PV31 FE2510PVTX FE2510PWIX FE2510PX7L FE2510PXKL FE2510PY2L FE2510PY5F FE2510PYBI FE2510PYNL
FE2510PY68 FE2510PYQD FE2510PYR7 FE2510PYSD FE2510PYT7 FE2510PZFJ FE2510PZGE FE2510Q03A FE2510Q0F4 FE2510Q0M1 FE2510Q0UR FE2510Q0V2 FE2510Q0ZV FE2510Q13Q FE2510Q1A8 FE2510Q217 FE2510Q22U FE2510Q2LU
FE2510Q310 FE2510Q3A2 FE2510Q4OW FE2510Q63U FE2510Q65L FE2510Q6A0 FE2510Q6D8 FE2510Q6UB FE2510Q6ZJ FE2510Q6J3 FE2510Q6N4 FE2510Q71U FE2510Q767 FE2510Q7CC FE2510Q7CJ FE2510Q7CY FE2510Q7H0 FE2510Q7XE FE2510Q896K FE2510Q8F0
FE2510Q8T5 FE2510Q8V6 FE2510Q8Y5 FE2510Q9A1R FE2510Q9A3N FE2510Q9A5A FE2510Q9AW5 FE2510Q9BRV FE2510Q9C8N FE2510Q9CXT FE2510Q9D39 FE2510Q9DZS FE2510Q9E37 FE2510Q9ELX FE2510Q9EWV FE2510Q9F82 FE2510Q9FAF FE2510Q9FE5 FE2510Q9FEY
FE2510Q9FFT FE2510Q9FIA FE2510Q9FLJ FE2510Q9FN5 FE2510Q9FUN FE2510Q9FW6 FE2510Q9GZB FE2510Q9HUJ FE2510Q9HWR FE2510Q9IZY FE2510Q9J9E FE2510Q9J9T FE2510Q9JXY FE2510Q9JYR FE2510Q9JZ4E FE2510Q9JZ6E FE2510Q9JZCE
FE2510Q9KE8 FE2510Q9KLS FE2510Q9KOA FE2510Q9KWR FE2510Q9LM8 FE2510Q9MIQ FE2510Q9MO FE2510Q9MP FE2510Q9MWT FE2510Q9N6U FE2510Q9NMP FE2510Q9NS8 FE2510Q9NX0 FE2510Q9NY7 FE2510Q9OZE FE2510Q9OO5S FE2510Q9OK
FE2510Q9OC5 FE2510Q9QWT FE2510Q9QYK FE2510Q9P2B FE2510Q9P5Q FE2510Q9PDF FE2510Q9PRR FE2510Q9PUN FE2510Q9PUY FE2510Q9QZ5 FE2510Q9QE FE2510Q9QS1Q FE2510Q9S3J FE2510Q9SJ9 FE2510Q9SPX FE2510Q9SQ7 FE2510Q9SUE FE2510Q9T9T FE2510Q9TKN
FE2510Q9TOF FE2510Q9TZN FE2510Q9UC0 FE2510Q9UF6 FE2510Q9UIH FE2510Q9UKR FE2510Q9UT2 FE2510Q9V1T FE2510Q9VYJ FE2510Q9W0X FE2510Q9WTJ FE2510Q9WZ5 FE2510Q9WZM FE2510Q9XX4 FE2510Q9YZM FE2510Q9YU45
FE2510Q9YSC FE2510Q9VG7 FE2510Q9VY1 FE2510Q9WJF FE2510Q9WOW FE2510Q9WZ0 FE2510Q9WZB FE2510Q9ZOM FE2510Q9ZZO FE2510R0PFX FE2510R0QAR FE2510R0RIM FE2510R0RIP FE2510R0RJ8 FE2510R0RJG FE2510R0RLH FE2510R0RQ8 FE2510R0RV2 FE2510R0RZ6 FE2510R0S62 FE2510R0SAE
FE2510R2GE FE2510R2HF FE2510R2MO FE2510R2WW FE2510R30B FE2510R35X FE2510R36D FE2510R3C0 FE2510R3J5 FE2510R3TH FE2510R44D FE2510R4BS FE2510R4N9 FE2510R4TT FE2510R5B1Q FE2510R5PS FE2510R61W FE2510R625 FE2510R6QT FE2510R6V2
FE2510R75G FE2510R7A5 FE2510R8AD FE2510R8EW FE2510R8XM FE2510R96W FE2510R98C FE2510R9XT FE2510RAF5 FE2510RAJX FE2510RAK9 FE2510RAYT FE2510RB34 FE2510RBWP FE2510RC04 FE2510RC9H FE2510RCIF FE2510RCJF FE2510RCLF
FE2510RD27 FE2510RD4T FE2510RD7O FE2510RE37 FE2510REL9 FE2510REP9 FE2510RFTI FE2510RG5F FE2510RGHT FE2510RGJ6 FE2510RGPM FE2510RHDZ FE2510RHFW FE2510RHWM FE2510RHYA FE2510RI5C FE2510RICR FE2510RILU FE2510RIQ6
FE2510RJ9A FE2510RJR7 FE2510RJW9 FE2510RKHD FE2510RKJH FE2510RKQS FE2510RL5T FE2510RLJI FE2510RLZZ FE2510RM94 FE2510RNH1 FE2510RNVP FE2510RO2F FE2510RO58 FE2510RPD1 FE2510RPUF FE2510RQ3Y FE2510RQ4Y
FE2510RQ87 FE2510RQDO FE2510RRJA FE2510RRQ4 FE2510RT29 FE2510RTFR FE2510RUC7 FE2510RUGF FE2510RVG6 FE2510RVLX FE2510RW04 FE2510RW17 FE2510RWBW FE2510RWKJ FE2510RWQS FE2510RXAE FE2510RXHR FE2510RXP9 FE2510RXQX
FE2510S240 FE2510S2IO FE2510S3YE FE2510S3Z4 FE2510S3_3 FE2510S3D1 FE2510S3E8 FE2510S3U9 FE2510S4FT FE2510S4H0 FE2510S52C FE2510S5CA FE2510S5MF FE2510S5W6 FE2510S63D FE2510S6I1 FE2510S72X FE2510S765 FE2510S7AE
FE2510S773 FE2510S795 FE2510SCFY FE2510SCKU FE2510SCLA FE2510SD0N FE2510SDBS FE2510SDLN FE2510SDZI FE2510SE3G FE2510SEP9 FE2510SES9 FE2510SF23 FE2510SFAM FE2510SFHR FE2510SG6Y FE2510SGH1 FE2510SGJ4 FE2510SGLR
FE2510SGSH FE2510SGUG FE2510SH0W FE2510SHWM FE2510SIJN FE2510SIYU FE2510SJUU FE2510SJV4 FE2510SKIG FE2510SKKQ FE2510SKSW FE2510SKTX FE2510SL5W FE2510SM1D FE2510SMIO FE2510SMTM FE2510SMZI FE2510SN6A FE2510SNCQ
FE2510SNNX FE2510SO60 FE2510SO9K FE2510SOI5 FE2510SPFY FE2510SPPP FE2510SQ4I FE2510SQ8Y FE2510SQ9O FE2510SQOS FE2510SQZN FE2510SR3H FE2510SRNX FE2510SRZE FE2510SSOY FE2510SSY6 FE2510SSZ4 FE2510SSZ6
FE2510STBL FE2510STFB FE2510STGV FE2510STJQ FE2510STLF FE2510STNL FE2510STWZ FE2510SUD7 FE2510SUHJ FE2510SUPH FE2510SUVD FE2510SV13 FE2510SVT5 FE2510SVTJ FE2510SW41 FE2510SWDT FE2510SX2W FE2510SXGA FE2510SXJ4
FE2510SXYM FE2510SYDC FE2510SYVS FE2510SZAW FE2510SZEY FE2510SZPW FE2510T007 FE2510T00M FE2510T00Q FE2510T0SP FE2510T0Y3 FE2510T181 FE2510T2F9 FE2510T2G0 FE2510T2NS FE2510T2QK FE2510T2RA FE2510T2RS
FE2510T2TT FE2510T2W9 FE2510T35J FE2510T42P FE2510T44Y FE2510T4HN FE2510T5AC FE2510T5I3 FE2510T606 FE2510T6GA FE2510T6RQ FE2510T7AK FE2510T7B6 FE2510T7MB FE2510T7YM FE2510T811 FE2510T8AE FE2510T8I0
FE2510T8JO FE2510T8UA FE2510T928 FE2510T996S FE2510T96O FE2510T9DZ FE2510TA1B FE2510TAIY FE2510TAM5 FE2510TAUS FE2510TAWO FE2510TB0P FE2510TBUX FE2510TCS2 FE2510TCHX FE2510TCLN FE2510TCPS FE2510TCRB FE2510TCSA
FE2510TDIV FE2510TDA3 FE2510TDJZ FE2510TDQ4 FE2510TE0F FE2510TE7S FE2510TEG2 FE2510TEQL FE2510TEUM FE2510TF2Y FE2510TFIE FE2510TFIQ FE2510TFYA FE2510TGOM FE2510TGU4 FE2510TGUF FE2510TI3D FE2510TIAE FE2510TIBA
FE2510TIT4 FE2510TIT81 FE2510TITJB FE2510TJ2Z FE2510TJ8N FE2510TJKT FE2510TJUC FE2510TJUL FE2510TK5K FE2510TKYN FE2510TLA2 FE2510TLAX FE2510TLEJ FE2510TLF8 FE2510TLTE FE2510TMON FE2510TMRP FE2510TMSA FE2510TMSC
FE2510TNSS FE2510TO22 FE2510TO4O FE2510TOKD FE2510TOM7 FE2510TP4D FE2510TP84 FE2510TPAV FE2510TPAX FE2510TPSR FE2510TPUV FE2510TQRE FE2510TR1R FE2510TRC9 FE2510TROP FE2510TRTY FE2510TS49 FE2510TS6E FE2510TSM6
FE2510TSN5 FE2510TTBZ FE2510TTHJ FE2510TTXS FE2510TU8X FE2510TURO FE2510TVBS FE2510TVE7 FE2510TVSO FE2510TWG6 FE2510TWQC FE2510TWSO FE2510TX39 FE2510TXC5 FE2510TXN6 FE2510TXYH FE2510TY59 FE2510TYGE FE2510TZ0Y
FE2510TZQN FE2510TYRD FE2510TYZY FE2510T2Z1 FE2510T2AV FE2510T2NS FE2510T2RK FE2510U0HD FE2510U0KU FE2510U18M FE2510U1L3 FE2510U1M2 FE2510U1R2 FE2510U2CQ FE2510U2IN FE2510U2JO FE2510U2UL FE2510U2VA FE2510U2WA
FE2510U335 FE2510U3K8 FE2510U3P6 FE2510U4FU FE2510U5E0 FE2510U5LR FE2510U630 FE2510U6D9 FE2510U6F6 FE2510U6GD FE2510U6Q4 FE2510U6TD FE2510U70E FE2510U71H FE2510U76Y FE2510U77F FE2510U7IC FE2510U7UN FE2510U7UU
FE2510U86B FE2510U8BZ FE2510U8EP FE2510U8H1 FE2510U8HA FE2510U8OC FE2510U8OX FE2510U9AT FE2510U9I3 FE2510U9VA FE2510UAAK FE2510UAD9 FE2510UAF2 FE2510UAFA FE2510UAFJ FE2510UASH FE2510UAU1 FE2510UB26 FE2510UB6B
FE2510UBGR FE2510UBIA FE2510UBLN FE2510UBW0 FE2510UBW6 FE2510UBY0 FE2510UC19 FE2510UCGE FE2510UCJL FE2510UCRX FE2510UDOQ FE2510UDP1 FE2510UDPS FE2510UDXS FE2510UEAE FE2510UEBW FE2510UEHY FE2510UEN0 FE2510UEQ4
FE2510UF9K FE2510UFJ5 FE2510UFM7 FE2510UFPF FE2510UG6U FE2510UGLD FE2510UGS3 FE2510UHEG FE2510UHL6 FE2510UI75 FE2510UIKK FE2510UILH FE2510UIUA FE2510UIVA FE2510UIYS FE2510UIZK FE2510UIZR FE2510UJ2N FE2510UJ3Y
FE2510UJEM FE2510UJTN FE2510UJZL FE2510UK6D FE2510UKDC FE2510UKFQ FE2510UKM1 FE2510ULOR FE2510ULB5 FE2510ULGB FE2510UN6D FE2510UNBV FE2510UNNT FE2510UNTY FE2510UNWA FE2510UNZY FE2510UOGU FE2510UOSX FE2510UOW8
FE2510UPJ1 FE2510UPUJ FE2510UQAX FE2510UQCI FE2510UQFP FE2510UQJH FE2510UQWN FE2510UR49 FE2510UR8C FE2510URH0 FE2510URJL FE2510URPN FE2510URT1 FE2510URVB FE2510US1V FE2510USJK FE2510UWXR FE2510UWXW FE2510UWZ4
FE2510UT4B FE2510UT66 FE2510UT8N FE2510UTAI FE2510UU96 FE2510UUBM FE2510UUC3 FE2510UUXB FE2510UV0P FE2510UVYQ FE2510UW4T FE2510UWJ5 FE2510UWZ5 FE2510UX05 FE2510UXEQ FE2510UXJK FE2510UXXR FE2510UXWD FE2510UXWM
FE2510UXXK FE2510UY5O FE2510UYKP FE2510UYOA FE2510UYV3 FE2510V0ZP FE2510V38L FE2510V3CI FE2510V3E5 FE2510V3K7 FE2510V3KX FE2510V3MK FE2510V4C2 FE2510V4E2 FE2510V4LP FE2510V4P9 FE2510V4R3 FE2510V4TF FE2510V5E7 FE2510V5F0
FE2510V1IK FE2510V218 FE2510V2UP FE2510V38I FE2510V3CI FE2510V3E5 FE2510V3K7 FE2510V3KX FE2510V3MK FE2510V4C2 FE2510V4E2 FE2510V4LP FE2510V4P9 FE2510V4R3 FE2510V4TF FE2510V5E7 FE2510V5F0 FE2510V5FA FE2510V5GN
FE2510V56K FE2510V606 FE2510V68R FE2510V6SW FE2510V6I0 FE2510V6L1 FE2510V6R4 FE2510V6SS FE2510V7A8 FE2510V7CP FE2510V7LC FE2510V7VB FE2510V89K FE2510V8AG FE2510V8C5 FE2510V8P5 FE2510V9SC FE2510VA0L FE2510VACU FE2510VBQZ FE2510VBSO
FE2510VBZD FE2510VCD1 FE2510VCGK FE2510VDA3 FE2510VDNK FE2510VEK8 FE2510VF87 FE2510VFL9 FE2510VFWH FE2510VG7A FE2510VH6K FE2510VHB4 FE2510VHC6 FE2510VHGE FE2510VHHH FE2510VHMY FE2510VI9L FE2510VIM2 FE2510VIMA
FE2510VJKD FE2510VJTB FE2510VK5A FE2510VKBA FE2510VKEJ FE2510VKFT FE2510VKLZ FE2510VKTA FE2510VKW5 FE2510VLOK FE2510VLCX FE2510VLD1 FE2510VLD3 FE2510VLF2 FE2510VLG5 FE2510VLVV FE2510VM90 FE2510VM9L FE2510VMEJ FE2510VMNR
FE2510VMQ4 FE2510VMQG FE2510VMSD FE2510VN1D FE2510VN7O FE2510VNFV FE2510VNJM FE2510VNSF FE2510VO1Y FE2510VO7 FE2510VONJ FE2510VOQF FE2510VOW7 FE2510VPF0 FE2510VPYG FE2510VQ0W FE2510VQF2 FE2510VQUW FE2510VQV1 FE2510VROH
FE2510VRIS FE2510VS4C FE2510VS87 FE2510VSP4 FE2510VSPA FE2510VT60 FE2510VT8U FE2510VTL5 FE2510VU82 FE2510VVMZ FE2510VVQF FE2510VVSS FE2510VW18 FE2510VW2Z FE2510VW4U FE2510VW77 FE2510VW91 FE2510VWAH FE2510VWBI FE2510VWCT

FE2510VWEO FE2510VWW6 FE2510VWU0 FE2510VX4O FE2510VX8Z FE2510VX9Z FE2510VXLO FE2510VXN6 FE2510VY6B FE2510VYCG FE2510VYFX FE2510VYIT FE2510VYMW FE2510VYTT FE2510VZ7Z FE2510VZUB FE2510W0TZ FE2510W128 FE2510W129 FE2510W1HQ
FE2510W1MJ FE2510W1T1 FE2510W2GG FE2510W2JY FE2510W2ND FE2510W32E FE2510W38Q FE2510W3Q9 FE2510W4FN FE2510W4TT FE2510W5BO FE2510W5B7 FE2510W5BD FE2510W5EU FE2510W5MN FE2510W5QQ FE2510W6KZ FE2510W6RW
FE2510W73M FE2510W79D FE2510WFAU FE2510WFCW FE2510WFNA FE2510WN8Z FE2510WN8K FE2510WN8P FE2510WN78 FE2510WN96V FE2510WN9B FE2510WN9SE FE2510WN9Y2 FE2510WN9ZQ FE2510WA0W FE2510WA68 FE2510WA9U FE2510WAYR
FE2510WBSN FE2510WBQF FE2510WC23 FE2510WC2A FE2510WCEY FE2510WCKV FE2510WCMS FE2510WDAR FE2510WDNX FE2510WDYC FE2510WEXD FE2510WF34 FE2510WF4I FE2510WF4K FE2510WFNS FE2510WG0Y FE2510WG75 FE2510WG8N FE2510WGAZ FE2510WGDO
FE2510WGFA FE2510WGFK FE2510WGGX FE2510WH6Y FE2510WHOO FE2510WHUN FE2510WIBK FE2510WIGK FE2510WIK7 FE2510WISA FE2510WISE FE2510WJ9A FE2510WJNC FE2510WJSW FE2510WJV9 FE2510WJYB FE2510WK4W FE2510WKC6 FE2510WKDS FE2510WKMB
FE2510WL8Y FE2510WLAW FE2510WLPO FE2510WLRV FE2510WLUT FE2510WM04 FE2510WM3W FE2510WM6R FE2510WMAO FE2510WMCZ FE2510WMHQ FE2510WMSY FE2510WMUQ FE2510WN2I FE2510WN2P FE2510WNG6 FE2510WNOD FE2510WNOS FE2510WP7H
FE2510WPSP FE2510WPUS FE2510WQ0F FE2510WQ2N FE2510WQAG FE2510WQP4 FE2510WR41 FE2510WRMJ FE2510WS1Z FE2510WS2N FE2510WSR3 FE2510WSS0 FE2510WSSG FE2510WSSN FE2510WT1P FE2510WT1U FE2510WTFS FE2510WTWJ
FE2510WUB9 FE2510WUG9 FE2510WUOQ FE2510WVGN FE2510WVM9 FE2510WVNX FE2510WVOP FE2510WW6H FE2510WWBO FE2510WWEB FE2510WWGH FE2510WWQN FE2510WX4N FE2510WX1T FE2510WXWZ FE2510WY4V FE2510WYJV FE2510WYUY FE2510WYVS FE2510WZ3X
FE2510WZ83 FE2510WZEF FE2510WZFD FE2510WZFZ FE2510WZKU FE2510WZLU FE2510WZRO FE2510X001 FE2510X00E FE2510X00I FE2510X00Q FE2510X00T FE2510X1FE FE2510X1JE FE2510X1VO FE2510X20Z FE2510X2EJ FE2510X2M FE2510X2NO FE2510X2U8 FE2510X3HU
FE2510X3JK FE2510X41I FE2510X4M5 FE2510X4XO FE2510X5PK FE2510X5WC FE2510X5WZ FE2510X66G FE2510X68K FE2510X6GL FE2510X6TI FE2510X6YR FE2510X765 FE2510X77H FE2510X7KY FE2510X7NI FE2510X7WL FE2510X805 FE2510X8B6 FE2510X8HH
FE2510X8HT FE2510X8OA FE2510X8W8 FE2510X9R7 FE2510X9TQ FE2510X9W5 FE2510XBOK FE2510XB8J FE2510XBDN FE2510XBZ2 FE2510XCTB FE2510XCWB FE2510XD40 FE2510XD45 FE2510XD74 FE2510XDL7 FE2510XDWY FE2510XE7M FE2510XEBO FE2510XEIG
FE2510XEMP FE2510XEN7 FE2510XEQY FE2510XF9B FE2510XFAH FE2510XFCJ FE2510XFIB FE2510XFWX FE2510XFYB FE2510XG3G FE2510XGAA FE2510XGB1 FE2510XGFX FE2510XI0Z FE2510XIF9 FE2510XIFS FE2510XIH6 FE2510XILD FE2510XJ2S FE2510XJ3N
FE2510XK16 FE2510XL01 FE2510XL8I FE2510XLAV FE2510XLVA FE2510XM4L FE2510XM5 FE2510XMRK FE2510XNDF FE2510XNUQ FE2510XOEU FE2510XOX9 FE2510XOYF FE2510XPC6 FE2510XPNI FE2510XQ6G FE2510XQFW FE2510XQK7 FE2510XQKH FE2510XQY6
FE2510XRBD FE2510XRCF FE2510XRKZ FE2510XRO1 FE2510XRO0 FE2510XRYR FE2510XS1G FE2510XS1P FE2510XS4A FE2510XSGU FE2510XT39 FE2510XT75 FE2510XT7P FE2510XTKF FE2510XTSF FE2510XUF2 FE2510XUFB FE2510XUJG FE2510XUPN FE2510XUTC
FE2510XV4D FE2510XV8R FE2510XVA8 FE2510XVBR FE2510XVJ2 FE2510XVJN FE2510XVR2 FE2510XVUN FE2510XVWY FE2510XVXQ FE2510XWF6 FE2510XWFC FE2510XWT2 FE2510XWX36 FE2510XXIV FE2510XXKS FE2510XXU0 FE2510XY4U FE2510XYA7 FE2510XYMO
FE2510XYNW FE2510XYYC FE2510XZAH FE2510XZSD FE2510XZTQ FE2510XZTY FE2510XZUT FE2510XZXL FE2510Y01E FE2510Y057 FE2510Y0BI FE2510Y0FJ FE2510Y0GI FE2510Y0IS FE2510Y0O1 FE2510Y16Z FE2510Y1CI FE2510Y23R
FE2510Y25B FE2510Y2D3 FE2510Y332 FE2510Y337 FE2510Y365 FE2510Y38R FE2510Y3FP FE2510Y3HL FE2510Y3JI FE2510Y430 FE2510Y48Q FE2510Y4UU FE2510Y58S FE2510Y5RK FE2510Y62A FE2510Y66B FE2510Y66Y FE2510Y79S
FE2510Y7DU FE2510Y7EE FE2510Y87Z FE2510Y8A3 FE2510Y8K1 FE2510Y8KP FE2510Y8NT FE2510Y8T7 FE2510Y90S FE2510Y9FA FE2510Y9MS FE2510YA48 FE2510YA5N FE2510YADZ FE2510YAHC FE2510YAQB FE2510YBAW FE2510YBMR FE2510YCAD FE2510YCIL
FE2510YCWH FE2510YD0L FE2510YD9P FE2510YE92 FE2510YEB2 FE2510YEGC FE2510YEQ9 FE2510YER5 FE2510YEYA FE2510YF4W FE2510YF4Z FE2510YF5N FE2510YF69 FE2510YFQH FE2510YGPA FE2510YH02 FE2510YH3K FE2510YH4A FE2510YHNV
FE2510YI50 FE2510YJHI FE2510YJXD FE2510YKCX FE2510YKG2 FE2510YL60 FE2510YLBX FE2510YLCW FE2510YLTM FE2510YLYE FE2510YLZM FE2510YM4K FE2510YMWO FE2510YMYE FE2510YNOF FE2510YNW FE2510YNA0 FE2510YNA1 FE2510Y09D
FE2510YOC1 FE2510YOD0 FE2510YOD8 FE2510YPFW FE2510YPLF FE2510YPW4 FE2510YQ04 FE2510YQ12 FE2510YQIP FE2510YQJM FE2510YRYK FE2510YSC9 FE2510YSI1 FE2510YSKH FE2510YSRQ FE2510YSRW FE2510YSX8 FE2510YU7G FE2510YV81
FE2510YWED FE2510YX15 FE2510YXK8 FE2510YXYD FE2510YY0Y FE2510YYA6 FE2510YYSD FE2510Y2I1 FE2510Y2R2 FE2510Y2S8 FE2510Y2T8C FE2510Z1C5 FE2510Z1EI FE2510Z1L2 FE2510Z1XE FE2510Z2EK FE2510Z2JD FE2510Z2RT FE2510Z396
FE2510Z3B9 FE2510Z3PM FE2510Z3PR FE2510Z40H FE2510Z4ED FE2510Z4F9 FE2510Z4TB FE2510Z4W9 FE2510ZA6 FE2510ZAL FE2510ZD5H FE2510ZE5C FE2510ZE6 FE2510ZE7 FE2510ZE8 FE2510ZE9 FE2510ZEN FE2510ZGR FE2510ZGY FE2510ZH6R FE2510ZH6Y FE2510ZH7 FE2510ZH8S
FE2510Z8MC FE2510Z8N6 FE2510Z8TV FE2510Z9HV FE2510Z9TE FE2510Z9U3 FE2510ZA3X FE2510ZA06 FE2510ZARF FE2510ZARP FE2510ZB41 FE2510ZB48 FE2510ZB6G FE2510ZCK4 FE2510ZCMI FE2510ZD2T FE2510ZD49 FE2510ZDJO
FE2510ZEDE FE2510ZEJX FE2510ZEPG FE2510ZEPS FE2510ZEVY FE2510ZF4L FE2510ZG6P FE2510ZG61 FE2510ZG18 FE2510ZH0M FE2510ZHDP FE2510ZHGT FE2510ZHKB FE2510ZHU7 FE2510ZI2I FE2510ZI5P FE2510ZI98 FE2510ZII0 FE2510ZIJ7
FE2510ZIME FE2510ZINM FE2510ZIRX FE2510ZISF FE2510ZIV0 FE2510ZJ2A FE2510ZJ3X FE2510ZJK2 FE2510ZL19 FE2510ZK1G FE2510ZKBJ FE2510ZKE9 FE2510ZKVQ FE2510ZLZW FE2510ZM42 FE2510ZMH4 FE2510ZMM6 FE2510ZMMO FE2510ZN3H FE2510ZN58
FE2510ZNSE FE2510ZNAI FE2510ZNES FE2510ZNI9 FE2510ZNJ1 FE2510ZNTS FE2510ZNWD FE2510ZO01 FE2510ZON3 FE2510ZORW FE2510ZPBH FE2510ZPE2 FE2510ZPHZ FE2510ZPLJ FE2510ZPM9 FE2510ZPX4 FE2510ZQ32 FE2510ZQCU FE2510ZQL3
FE2510ZRH1 FE2510ZRTA FE2510ZS64 FE2510ZSNK FE2510ZU23 FE2510ZU3N FE2510ZUHM FE2510ZURP FE2510ZUXG FE2510ZV75 FE2510ZVFN FE2510ZW5Y FE2510ZWFP FE2510ZWPK FE2510ZWRJ FE2510ZXTX FE2510ZX8T FE2510ZXDJ FE2510ZYAD
FE2510ZYEY FE2510ZYMV FE2510ZYRJ FE2510ZZDQ FE2510ZZJC FE2510ZZMM FE2510ZZSQ FE3099151 FE3099153 FE8229152 FE8229154 FE8229156 FE8229157 FE9129152 FE9129154 FE9129155 FE9129156

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

北海道帯広市西二十一条南三丁目六番地一七

有限会社世界一食堂

清算人　岡部　京子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

札幌市清田区清田七条四丁目一四番三号

株式会社エレ・バイザー

代表清算人　佐々木桂子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

青森市大字筒井字八ツ橋九七番地

ソフトプラン有限会社

清算人　花田　俊子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

青森県八戸市小中野六丁目一〇番五号

有限会社ベストプランニング

清算人　島脇枝里子

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

岩手県北上市鬼柳町堰合一一一番地一

株式会社ラフスタイル

代表清算人　千島　学

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

福島県南相馬市原町区牛越字掏屋前二七番地の九

有限会社マイテック

清算人　佐々木　工

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

栃木県足利市新山町二二四七―一―二〇一号

株式会社高安建設

代表清算人　安藤有美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

埼玉県草加市両新田西町四〇三番地一

日光銘木株式会社

代表清算人　柳井　博明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

埼玉県草加市栄町二丁目七番一五号

有限会社ケイ・ツー

清算人　船木　健

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

埼玉県草加市西町三八番地

有限会社神明不動産

清算人　船戸　陸

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一四番一八号

特定非営利活動法人食品と暮らしの安全基金

清算人　小若　順一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

埼玉県狭山市大字水野一二一〇番地の四二

合同会社ぞろ目

清算人　井上　崇

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により同年十月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

埼玉県朝霞市溝沼三丁目六番二八号

有限会社イー・エム・リンクス

清算人　木村　知寛

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

千葉県柏市大井七五五番地三一

レグルスファーマサービス株式会社

代表清算人　星　勝男

解散公告

当法人は、令和六年四月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

千葉県船橋市新高根四―一五―三

特定非営利活動法人ワラハドカランナトウバトウキョウ

清算人　ガイ　ファリル

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

千葉県船橋市藤原三丁目三五番一―三〇三号

合同会社ＴＲＫ

清算人　阿部　豊

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都大田区南久が原二丁目一九番三〇号

アスカコーポレーション株式会社

代表清算人　北村　誠

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都港区芝浦四丁目五番四号

株式会社建築丸富富岡工務店

代表清算人　米田　浩康

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人サポートホールディングス３６号

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社サポート３６号

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都福生市武蔵野台二丁目八番地三三

有限会社前田建材

清算人　前田　郁子

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都渋谷区代々木五丁目二一番二二号

株式会社ＴＯＬＵＴＯ

代表清算人　平岡　甲基

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都江東区東陽五―二九―三六―二〇一

クッキー・アンド・カンパニー合同会社

清算人　九鬼　嵩典

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都港区北青山一丁目三番三号

株式会社ＡＺＬａｂ

代表清算人　小松慶太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都大田区大森北一丁目三四番五号

株式会社ＷＡＫＵ

代表清算人　金谷　大祐

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都台東区蔵前一―五―一テクノフレックスビル

株式会社らあく

代表清算人　前島　岳

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都港区芝浦四丁目五番四号

株式会社マイムエステート

代表清算人　米田　浩康

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都渋谷区神宮前三丁目二七番一四号

ふるさと兄弟株式会社

代表清算人　熊本　直樹

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都品川区西五反田三丁目六番三三号

株式会社コンテンツファクトリー

代表清算人　北野　哲正

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都世田谷区上北沢四丁目一九番八号マンション上北沢四一二

株式会社ＳＰＡＣＹ

代表清算人　高山　累

解散公告

当社は、令和七年十月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号

合同会社シンシアリティ

代表清算人　大岸　誠治

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都豊島区駒込一丁目二七番六号

坂本土地建物株式会社

代表清算人　坂本　公子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｐｅｃｉａｌｔｙ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　ティーナ・リータ・イナリ・プータネン

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都中央区日本橋浜町二丁目六番一号

一般社団法人日本什器備品リユース業協会

代表清算人　高鉾　龍

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都練馬区平和台四丁目一九番五号トップ平和台四〇五号

知行株式会社

代表清算人　朱　勁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＺＥＨＰＪ７

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都町田市森野一丁目四番八二〇号

有限会社タムラ電子

清算人　田村　文範

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都大田区東海三丁目七番三号東海ビル

羽川商事株式会社

代表清算人　叢　勇

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都目黒区八雲二丁目二〇番一五号

株式会社木村俊介建築設計事務所

代表清算人　木村　暁子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都豊島区千川一丁目七番一五号

株式会社ソマチ

代表清算人　浅井　道訓

解散公告

当社は、令和七年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都渋谷区南平台町一六番二九号

サクラグループ有限会社

清算人　出利葉太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都文京区千石三丁目三一番六号ボヌール千石一一一号

合同会社桝谷商会

代表清算人　桝谷　邦彦

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都中央区東日本橋一丁目五番六号

ＫＹエンタープライズ株式会社

代表清算人　藤井　将史

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

神奈川県秦野市南矢名二一二二番地五

株式会社寿企画

代表清算人　吉野　英樹

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

神奈川県川崎市川崎区港町五番一―一五〇三

ＩｎｆｏＷｉｔｓ株式会社

代表清算人　呉　東生

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

川崎市麻生区高石三丁目六番一―八〇四号

合同会社柴田商会

清算人　廣上　智子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

富山県高岡市中川一丁目一番二〇号

一般社団法人高岡工芸同窓会運用部

代表清算人　飴　久晴

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

石川県鳳珠郡能登町字宇出津新一三八番地

有限会社かわいち

清算人　川谷　葉子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

石川県小松市打越町え二六番地

株式会社ナッツベリー

代表清算人　髙村　政博

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

長野県駒ヶ根市赤穂四九七番地二一七九

有限会社林精工

清算人　林　明彦

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷五六二番地の一

モリシタホールディングス株式会社

代表清算人　森下　昭弘

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂一三〇番地一

有限会社南楽荘

清算人　佐藤　翔大

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

静岡県沼津市下香貫八重原五八七番地

有限会社フラッシュイノウエ

清算人　井上よし子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

三重県四日市市下さざらい町五番二〇号
合同会社つむじ風グループホーム事務所
清算人　安藤　凡枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市港区波除三丁目八番一四号四〇二室
Ｇｏｌｄｅｎ　Ｔｉｇｅｒ株式会社
代表清算人　孫　英恵

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市生野区鶴橋三丁目五番四六号
一般社団法人リエゾン・デ・ルシェルシ
ヤー・ド・グ　代表清算人　正木　裕文

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市中央区難波四丁目四番一号
有限会社ダブル.
清算人　河本　明子

解散公告

当社は、令和七年十一月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪府八尾市南本町七丁目一番三五号
Ｈａｐｐｙ　Ｆｏｏｄ合同会社
代表清算人　トラン　ティ　ミン　トゥ

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市西淀川区大和田五丁目一五番三号
日本警備パトロール株式会社
代表清算人　八木　和俊

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市淀川区塚本一丁目八番一四号
株式会社サンキョーエフシー
代表清算人　外村　旬

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪府大阪市西成区旭一丁目一〇番二五号
一〇三号室　美納生日本株式会社
代表清算人　謝　倫　欣

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市西成区花園北一丁目七番一四号五〇六－Ｂ号室
福亜株式会社
代表清算人　黄　泓寧

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

大阪市西成区花園北一丁目七番一四号四〇二－Ｃ号室
瀾潤株式会社
代表清算人　康　宝菊

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

神戸市長田区川西通二丁目一二
有限会社中村機械工作所
清算人　中村　哲也

解散公告

当社は、令和七年十一月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

神戸市垂水区小束山本町四丁目四番一－六
一二号　ライフ・アセット合同会社
清算人　西　芳弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

奈良県香芝市磯壁三丁目一一四番地五
有限会社泉建設
清算人　泉　哲男

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

岡山県津山市大田八六－一三ポポラーレ大田一〇八号
特定非営利活動法人鶴山福祉会
清算人　岸本やよい

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

広島県廿日市市佐方一丁目九番五号
株式会社河崎造園
代表清算人　河崎　徹

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

広島県廿日市市大野一二一三番地
有限会社ゆずコーポレーション
清算人　中丸　元良

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

広島市西区庚午中二丁目一六番二八―四〇七号

有限会社白井立地販売

清算人　白井　法明

解散公告

当法人は、令和一年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

香川県高松市桜町二丁目一一番八号

一般社団法人日本マーケティングコーチ協会

代表清算人　北野　哲正

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

愛媛県松山市西垣生町一五一七番地の四

有限会社中矢組

清算人　中矢　竜二

解散公告

当法人は、令和七年十月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

高知県高知市高須東町二二番一一号

特定非営利活動法人ウェルエイジング

清算人　仁木　真央

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

北九州市小倉北区熊本一丁目五番二七号

有限会社熊本ビル

清算人　小住　周子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

北九州市小倉南区湯川新町二丁目三番四八号

大里不動産株式会社

代表清算人　草場　健一

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

宮崎県都城市下水流町一四〇番地一

株式会社マエノ

代表清算人　高木　保

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

沖縄県那覇市安謝一丁目一〇番九号

合同会社愛ハピネス

代表清算人　内間　安**隆**

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十一月三十日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都台東区雷門一丁目一三番一三―一〇二号

プリメーラ雷門管理組合法人

清算人　小林　昇

解散公告（第二回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

横浜市緑区霧が丘三丁目八番一号

医療法人社団三栄会

清算人　吉村吾志夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

三重県四日市市幸町六番九号

医療法人中嶋循環器科内科

清算人　中嶋　寛

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

宮城県石巻市渡波字栄田一三四番地の八

宗教法人天聚愛晃会

清算人　庄子　貞子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十一月二十八日千代田区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

東京都千代田区神田神保町一―一〇五旭化成不動産レジデンス株式会社内

麹町永谷マンション敷地売却組合

清算人　秋山　暁

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月六日岐阜県知事の認証を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

岐阜県下呂市小坂町湯屋四八四番地の一

宗教法人湯屋寺

清算人　北原　康央

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

岡山県倉敷市玉島一四〇四番地の二二

医療法人山下整形外科医院

清算人　山下　弘

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年十一月五日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十七日

福岡県糸島市二丈深江一丁目一番二〇号

清算法人糸島市二丈土地改良区

代表清算人　**重**　正善

第６期決算公告

令和７年12月17日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号

WilsonHCG Talent Japan株式会社

代表取締役

ジョン・ブランドン・ウィルソン

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	576,386,519
	固定資産	126,822
	資産合計	**576,513,341**
負債及び純資産の部	流動負債	478,687,206
	株主資本	97,826,135
	資本金	5,300,000
	利益剰余金	92,526,135
	その他利益剰余金	92,526,135
	（うち当期純利益）	(6,629,954)
	負債・純資産合計	**576,513,341**

第50期決算公告　令和７年12月17日

北海道函館市海岸町10番19号

株式会社函館平安システム

代表取締役　金澤　俊司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,922,457
	固定資産	7,609,918
	繰延資産	4,439
	合計	9,536,814
負債及び純資産の部	流動負債	224,556
	固定負債	7,833,836
	株主資本	1,478,422
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,438,422
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	1,438,122
	（うち当期純利益）	(27,968)
	合計	9,536,814

第 57 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日

北海道釧路市知人町１番５号
釧路重工業株式会社
代表取締役　原　　洋

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流 動 資 産	1,185	流 動 負 債	1,013
固 定 資 産	923	固 定 負 債	820
		株 主 資 本	275
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	80
		その他資本剰余金	80
		利 益 剰 余 金	108
		利 益 準 備 金	25
		その他利益剰余金	83
		（うち当期純利益）	(23)
		自 己 株 式	△13
資 産 合 計	**2,108**	**負債・純資産合計**	**2,108**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年12月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①Ｓｏｌｉｏ合同会社　②関整特事第108号　③清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ　④東京都港区虎ノ門二丁目６番１号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区虎ノ門二丁目６番１号　Ｓｏｌｉｏ合同会社　清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和７年12月17日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	（代表者の）氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保960	株式会社ビーイー	北海道知事石狩(8)5757	代表取締役武田武雄	北海道札幌市中央区南４条西６―11―２	1000万円
令７不保961	有限会社伊藤保温工業	北海道知事石狩(4)7148	代表取締役伊藤成文	北海道札幌市清田区北野５条２―４―10	1000万円
令７不保962	株式会社土地家	北海道知事石狩(3)8134	代表取締役小山裕貴	北海道札幌市西区琴似１条３―３―12	1000万円
令７不保963	株式会社落合建設	北海道知事石狩(1)8995	代表取締役落合靖巳	北海道札幌市東区北28条東21―４―７	1000万円
令７不保964	株式会社サスティナライフ森の家	宮城県知事(1)6845	代表取締役大場江美	宮城県仙台市泉区福岡字西森下39―13	1000万円
令７不保965	有限会社夢和不動産	福島県知事(5)2543	代表取締役吉田達夫	福島県郡山市八山田西５―231	1000万円
令７不保966	株式会社ＡＤＸ	福島県知事(1)3578	代表取締役安齋好太郎	福島県二本松市油井字松葉山６	1000万円
令７不保967	ミヤマ不動産	茨城県知事(2)7322	今悦子	茨城県日立市石名坂町２―50―１	1000万円
令７不保968	有限会社喜光	埼玉県知事(9)14689	取締役羽鳥将利	埼玉県川口市領家１―19―７	1000万円
令７不保969	青山アセットマネジメント株式会社	埼玉県知事(2)23184	代表取締役吉川弦一	埼玉県さいたま市浦和区仲町２―９―２	1000万円
令７不保970	株式会社アーネスト	埼玉県知事(2)22984	代表取締役孫田丈太郎	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東２―８―15	1000万円
令７不保971	植田不動産	埼玉県知事(2)23409	植田博一	埼玉県蓮田市関山４―１―22	1000万円
令７不保972	株式会社Ｄｏ・ｉｔ	埼玉県知事(2)23961	代表取締役岩崎由貴江	埼玉県所沢市三ケ島１―689―１	1000万円
令７不保973	ハウスシナジー株式会社	埼玉県知事(2)23990	代表取締役山田博	埼玉県越谷市赤山町２―63―１	1000万円
令７不保974	ぽかぽか不動産株式会社	埼玉県知事(1)24345	代表取締役小坂政幸	埼玉県朝霞市朝志ケ丘４―７―14	1000万円
令７不保975	株式会社タマキ	埼玉県知事(1)25387	代表取締役三橋由和	埼玉県草加市弁天２―５―34	1000万円
令７不保976	株式会社リブテック	千葉県知事(1)18784	代表取締役大谷昇	千葉県市川市市川１―１―１	1000万円
令７不保977	美吉商会	東京都知事(12)35551	宮﨑俊江	東京都新宿区北新宿４―35―２	1000万円
令７不保978	日廣商事株式会社	東京都知事(10)47698	代表取締役藤宗力	東京都府中市本町１―12―２	1000万円
令７不保979	有限会社エタニティホーム	東京都知事(6)77343	取締役清藤学	東京都羽村市五ノ神１―14―11	1000万円
令７不保980	ランドマーク株式会社	東京都知事(5)79000	代表取締役松川誠	東京都港区台場１―１―１	1000万円
令７不保981	株式会社スキーム	東京都知事(4)84872	代表取締役肥川稔	東京都渋谷区道玄坂２―23―12	1000万円
令７不保982	サンユー都市開発株式会社	東京都知事(4)85258	代表取締役大澤雄治	東京都武蔵野市吉祥寺本町１―32―９	1000万円
令７不保983	株式会社イーアイ	東京都知事(4)91736	代表取締役林弘明	東京都渋谷区神宮前４―13―２	1000万円
令７不保984	株式会社エスアールテン	東京都知事(3)91829	代表取締役今野英通	東京都中央区日本橋兜町16―５	1000万円
令７不保985	株式会社チバ・プランニング	東京都知事(3)91855	代表取締役千葉良平	東京都豊島区東池袋４―27―５	1000万円
令７不保986	株式会社Ｓ・Ｌｉｍｉｔ	東京都知事(3)95291	代表取締役辻本聡	東京都港区六本木６―１―20	1000万円
令７不保987	リニューアブル・ジャパン株式会社	東京都知事(3)96870	代表取締役池内敬	東京都港区虎ノ門１―２―８	1000万円
令７不保988	株式会社グッドアベニュー	東京都知事(2)97949	代表取締役澤田太郎	東京都墨田区千歳１―６―１	1000万円
令７不保989	株式会社ＣＯＬＯＲ	東京都知事(1)105284	代表取締役村上光輝	東京都目黒区平町１―26―17	1000万円
令７不保990	株式会社サーチネクス	東京都知事(2)102569	代表取締役門澤徹	東京都豊島区東池袋１―17―３	1000万円

令７不保991	株式会社Ｈａｖｅａｎｉｃｅｈｏｕｓｅ	東京都知事(1)104961	代表取締役 山根拓也	東京都江東区亀戸２―45―２	1000万円
令７不保992	株式会社Ｊａｎｇａ	東京都知事(1)105386	代表取締役 昇真一郎	東京都港区新橋６―20―11	1000万円
令７不保993	Ｄ―ＭＡＲＫＥＲ株式会社	東京都知事(1)105454	代表取締役 保條悦男	東京都八王子市上壱分方町153―８	1000万円
令７不保994	株式会社ベリオ興産	東京都知事(1)105486	代表取締役 緑川一範	東京都豊島区高松２―33―２	1000万円
令７不保995	一般社団法人ｆｅｓｔｉｖｏ	東京都知事(1)108259	代表理事 塚本貢也	東京都品川区西中延２―８―16	1000万円
令７不保996	株式会社いけがわ	東京都知事(1)109332	代表取締役 池川和秀	東京都足立区本木２―13―２	1000万円
令７不保997	ＴＯＴＯＷＮ株式会社	東京都知事(1)109858	代表取締役 土岐真太郎	東京都渋谷区本町２―４―４	1000万円
令７不保998	東屋株式会社	東京都知事(1)110916	代表取締役 董亜林	東京都豊島区西池袋１―29―５	1000万円
令７不保999	合同会社ステラエステート	東京都知事(1)111082	代表社員 森田祐基	東京都江戸川区東葛西５―20	1000万円
令７不保1000	鈴木国際不動産	東京都知事(1)111596	鈴木泰治郎	東京都文京区本郷２―25―６	1000万円
令７不保1001	株式会社鶴商	神奈川県知事(5)25011	代表取締役 田中千春	神奈川県横浜市青葉区つつじが丘28―190	1000万円
令７不保1002	株式会社ブライトルーム	神奈川県知事(2)30706	代表取締役 金木信英	神奈川県川崎市多摩区菅５―７―40	1000万円
令７不保1003	株式会社Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ	静岡県知事(2)13936	代表取締役 瀧義大	静岡県富士宮市野中1180―25	1000万円
令７不保1004	株式会社サンプル	愛知県知事(1)24487	代表取締役 原田和也	愛知県豊橋市神野新田町字ホノ割30	1000万円
令７不保1005	ジェクトコーポレーション株式会社	大阪府知事(8)41834	代表取締役 福家毅	大阪府高槻市昭和台町２―15―12	1000万円
令７不保1006	株式会社ジェイケイホーム	大阪府知事(5)49405	代表取締役 飯島啓行	大阪府大阪市西区西本町１―４―１	1000万円
令７不保1007	株式会社ケーファ	大阪府知事(2)58475	代表取締役 髙野一義	大阪府大阪市西区西本町１―７―２	1000万円
令７不保1008	Ｎ’ｓＨＯＭＥ不動産	大阪府知事(2)60088	野中祥也	大阪府大阪市城東区今福西２―５―１	1000万円
令７不保1009	ドリームリンク株式会社	大阪府知事(2)60173	代表取締役 坂部晶彦	大阪府大阪市西区新町１―24―８	1000万円
令７不保1010	株式会社ニスム	大阪府知事(1)62024	代表取締役 中尾拓哉	大阪府寝屋川市石津元町13―29	1000万円
令７不保1011	株式会社スライブ興産	大阪府知事(1)61989	代表取締役 宮丸規子	大阪府大阪市西成区花園北１―４―17	1000万円
令７不保1012	まるさわ不動産	大阪府知事(1)62231	澤田良英	大阪府堺市美原区菩提82―７	1000万円
令７不保1013	大阪ホームシュップ	大阪府知事(1)62948	宮下直樹	大阪府大阪市西淀川区姫島１―23―23	1000万円
令７不保1014	株式会社ＬＮＪ	大阪府知事(1)64002	代表取締役 小川隆雅	大阪府枚方市大峰元町１―７―10―11	1000万円
令７不保1015	株式会社ＳＢＭ	大阪府知事(1)64702	代表取締役 山西雅也	兵庫県尼崎市東園田町９―17―18	1000万円
令７不保1016	株式会社ラヴィッヂハウス	大阪府知事(1)65536	代表取締役 紫雲理紗	大阪府大阪市都島区都島中通１―14―６	1000万円
令７不保1017	株式会社ＨＰＨステート	大阪府知事(1)65835	代表取締役 中村彰宏	大阪府大阪市西区北堀江１―６―12	1000万円
令７不保1018	近畿Ｈステート	兵庫県知事(2)451461	柴原幸治	兵庫県姫路市西今宿５―６―15	1000万円
令７不保1019	株式会社カサ・アスール	兵庫県知事(3)300364	代表取締役 川村秀幸	兵庫県川西市緑台３―３―62	1000万円
令７不保1020	株式会社ＰＬＵＳＲＩＮＧ	兵庫県知事(2)204514	代表取締役 中村多恵子	兵庫県尼崎市高田町４―17	1000万円
令７不保1021	トモロ株式会社	兵庫県知事(1)451754	代表取締役 陳玉鐸	兵庫県姫路市花田町高木154―１	1000万円
令７不保1022	株式会社Ｔ．Ｔ．ビル	奈良県知事(2)4197	代表取締役 田村喬	奈良県生駒郡斑鳩町興留２―５―39	1000万円
令７不保1023	大地Ｈステート株式会社	和歌山県知事(3)3648	代表取締役 小林眞男	和歌山県和歌山市万町７―１	1000万円
令７不保1024	有限会社前田建設	島根県知事(2)1320	代表取締役 前田哲夫	島根県松江市東出雲町揖屋2557―７	1000万円
令７不保1025	政岡産業有限会社	岡山県知事(9)3540	代表取締役 政岡哲弘	岡山県津山市院庄621―２	1000万円
令７不保1026	株式会社コーチ	岡山県知事(6)4401	代表取締役 河内利明	岡山県岡山市南区妹尾1454―２	1000万円
令７不保1027	株式会社古沢学園	広島県知事(8)7321	代表取締役 古澤宰治	広島県広島市中区中島町９―20	1000万円
令７不保1028	ＶＭＧコンサルタンツ株式会社	広島県知事(3)9953	代表取締役 辰重憲明	広島県広島市東区牛田新町３―28―７	1000万円
令７不保1029	株式会社山内工務店	福岡県知事(2)18411	代表取締役 山内弘美	福岡県築上郡築上町大字湊608―７	1000万円
令７不保1030	大建工業株式会社	熊本県知事(9)2933	代表取締役 松村洋志	熊本県熊本市中央区北千反畑町８―１	1000万円
令７不保1031	リバーライズ株式会社	大分県知事(3)3013	代表取締役 立川茂明	大分県大分市王子山の手町３―21	1000万円
令７不保1032	田平不動産	鹿児島県知事(5)5121	田平輝也	鹿児島県垂水市新城９―１	1000万円

ウインドパーク南伊吹風力発電事業（仮称）の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき、以下のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社シーテック
代表取締役社長執行役員　下廣　大輔
愛知県名古屋市緑区忠治山一〇一

二、対象事業の名称、種類及び規模

ウインドパーク南伊吹風力発電事業（仮称）
発電設備出力　四万八千キロワット
（陸上）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和七年十二月十七日

愛知県名古屋市緑区忠治山一〇一
株式会社シーテック
代表取締役社長執行役員
下廣　大輔

第45期決算公告

令和７年12月17日
秋田県大館市十二所字上太沢一番地
東北火薬興業株式会社
代表取締役　諸岡　幸一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	354,749
	固定資産	1,760
	合計	356,509
負純資債及産のび部	流動負債	118,803
	固定負債	15,066
	株主資本	222,640
	資本金	10,000
	利益剰余金	212,640
	利益準備金	287
	その他利益剰余金	212,352
	（うち当期純利益）	(38,055)
	合計	356,509

第2期決算公告

令和７年12月17日
宮城県仙台市宮城野区中野字神明130番地
株式会社ガスワン東北
代表取締役社長　西口　泰之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	884,260
	固定資産	2,101,908
	合計	2,986,169
負純資債及産のび部	流動負債	1,496,621
	固定負債	5,546
	株主資本	1,484,002
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,474,002
	その他利益剰余金	1,474,002
	（うち当期純損失）	(707,845)
	合計	2,986,169

第12期決算公告

令和７年９月30日
青森県弘前市三世寺字色吉312番地２
株式会社ＲＥＤ　ＡＰＰＬＥ
代表取締役　赤石　淳市

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,369
	固定資産	90,477
	資産合計	190,847
負純資債及産のび部	流動負債	57,559
	固定負債	90,803
	負債合計	148,363
	株主資本	42,484
	資本金	40,900
	利益剰余金	1,584
	その他利益剰余金	1,584
	（うち当期純利益）	(17,690)
	純資産合計	42,484
	負債・純資産合計	190,847

第5期決算公告

令和７年12月17日
東京都千代田区神田淡路町二丁目３番地６
株式会社オープンハウス不動産投資顧問
代表取締役　関口　貢正

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	299
	固定資産	30
	資産合計	330
負純資債及産のび部	流動負債	55
	株主資本	274
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	74
	その他利益剰余金	74
	（うち当期純利益）	(36)
	負債・純資産合計	330

第5期決算公告

令和７年10月27日
栃木県宇都宮市戸祭町2638番12
ジャパンフルーツ株式会社
代表取締役　河合　秋人

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	144,177
	固定資産	1,581,290
	資産合計	1,725,467
負純資債及産のび部	流動負債	111,593
	固定負債	1,508,360
	株主資本	105,514
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,709
	その他資本剰余金	5,709
	利益剰余金	95,403
	その他利益剰余金	95,403
	（うち当期純利益）	(26,901)
	自己株式	△　599
	負債・純資産合計	1,725,467

第50期決算公告

令和７年10月22日
栃木県小山市大字松沼894番地２
株式会社東武測量設計
代表取締役　寺﨑　訓

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,261
	固定資産	22,999
	合計	99,260
負純資債及産のび部	流動負債	11,422
	固定負債	23,451
	株主資本	64,387
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,387
	利益準備金	653
	その他利益剰余金	53,734
	（うち当期純利益）	(31,508)
	合計	99,260

第6期決算公告

令和７年11月28日
東京都品川区上大崎二丁目25番５号
株式会社ＩＪＦＡ
代表取締役　尾持　繁美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	91,555
	固定資産	6,025
	資産合計	97,580
負純資債及産のび部	流動負債	54,295
	（賞与引当金）	(5,543)
	株主資本	43,284
	資本金	1,000
	利益剰余金	33,284
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	31,084
	（うち当期純利益）	(19,527)
	負債・純資産合計	97,580

第13期決算公告

令和７年12月２日
東京都中央区八丁堀３―26―９
ＶＯＲＴ八丁堀２階
株式会社InnoX
代表取締役　許　巍

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	169,694
	固定資産	48,736
	資産合計	218,431
負純資債及産のび部	流動負債	30,096
	固定負債	127,527
	株主資本	60,807
	資本金	40,500
	利益剰余金	21,432
	その他利益剰余金	21,432
	（うち当期純損失）	(565)
	自己株式	△1,125
	負債・純資産合計	218,431

第26期決算公告

令和７年12月17日
東京都港区赤坂４丁目１番33号
株式会社トータルブレイン
代表取締役　佐々木　睦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	535,642
	固定資産	43,320
	合計	578,962
負純資債及産のび部	流動負債	64,973
	株主資本	513,989
	資本金	31,000
	利益剰余金	482,989
	利益準備金	7,750
	その他利益剰余金	475,239
	（うち当期純利益）	(58,848)
	合計	578,962

第4期決算公告

令和７年11月17日
東京都品川区上大崎二丁目25番５号
株式会社ロボレ
代表取締役　乃美　徹則

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,051
	固定資産	10,755
	資産合計	12,807
負純資債及産のび部	流動負債	1,121
	固定負債	21,000
	株主資本	△9,314
	資本金	10,000
	利益剰余金	△19,314
	その他利益剰余金	△19,314
	（うち当期純損失）	(5,929)
	負債・純資産合計	12,807

第5期決算公告

令和７年11月17日
東京都品川区上大崎二丁目25番５号
株式会社ユニリース
代表取締役　茂木　利勝

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,357
	固定資産	18,704
	繰延資産	1,430
	資産合計	69,493
負純資債及産のび部	流動負債	79,600
	株主資本	△10,107
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△40,107
	その他利益剰余金	△40,107
	（うち当期純損失）	(14,218)
	負債・純資産合計	69,493

第15期決算公告

令和７年11月17日
東京都品川区上大崎二丁目25番５号
株式会社アジアンエージェンシー
代表取締役　中澤　真一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,606
	固定資産	24
	資産合計	52,631
負純資債及産のび部	流動負債	21,840
	株主資本	30,791
	資本金	91,750
	資本剰余金	61,750
	資本準備金	61,750
	利益剰余金	△122,708
	その他利益剰余金	△122,708
	（うち当期純利益）	(22,639)
	負債・純資産合計	52,631

第 10 期決算公告　令和７年12月17日
東京都中央区日本橋兜町16番２号
ＭＩＣビル５Ｆ
エンタッチ株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,451
	固定資産	1,188
	繰延資産	127
	資産合計	**130,768**
負純資債及産のび部	流動負債	50,429
	固定負債	33,854
	株主資本	46,484
	資本金	75,236
	資本剰余金	75,186
	資本準備金	75,186
	利益剰余金	△103,938
	その他利益剰余金	△103,938
	（うち当期純利益）	(50,948)
	負債・純資産合計	**130,768**

第 44 期決算公告　令和７年11月25日
東京都千代田区神田錦町二丁目７番地５
日本ルフト株式会社
代表取締役　増田　広樹
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	264,790
	固定資産	97,608
	資産合計	**362,398**
負純資債及産のび部	流動負債	218,433
	（賞与引当金）	(7,341)
	固定負債	649
	（退職給付引当金）	(649)
	株主資本	143,316
	資本金	10,000
	利益剰余金	133,316
	利益準備金	9,133
	その他利益剰余金	124,183
	（うち当期純利益）	(16,426)
	負債・純資産合計	**362,398**

第 104 期決算公告　令和７年12月17日
東京都大田区羽田１丁目７番８号
株式会社大倉製作所
代表取締役　荻野　恒
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,656,814
	固定資産	981,119
	合計	**2,637,933**
負純資債及産のび部	流動負債	419,892
	固定負債	29,896
	株主資本	2,188,145
	資本金	100,000
	資本剰余金	144
	その他資本剰余金	144
	利益剰余金	2,586,639
	利益準備金	50,000
	（うち当期純利益）	(89,237)
	自己株式	△498,638
	合計	**2,637,933**

第２期決算公告　令和７年12月17日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビル４階ＦＩＮＯＬＡＢ内ＦＬ－15
株式会社Ｒｅｃｅｐｔ
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	64,099,212
	固定資産	3,203,881
	繰延資産	60,000
	資産合計	**67,363,093**
負純資債及産のび部	流動負債	10,230,994
	固定負債	20,921,000
	株主資本	36,211,099
	資本金	41,051,452
	資本剰余金	39,997,472
	資本準備金	39,997,472
	利益剰余金	△44,837,825
	その他利益剰余金	△44,837,825
	（うち当期純損失）	(36,571,038)
	負債・純資産合計	**67,363,093**

第 26 期決算公告
令和７年12月９日
東京都墨田区東駒形四丁目22番４号
キッズスマイル保険株式会社
代表取締役　弓野　淳一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,170
	固定資産	5,304
	資産合計	**62,475**
負純資債及産のび部	流動負債	17,935
	固定負債	1,734
	退職給付引当金	1,734
	株主資本	42,805
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,805
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	30,305
	（うち当期純利益）	(12,850)
	負債・純資産合計	**62,475**

第 38 期決算公告
令和７年12月16日
東京都墨田区東駒形四丁目22番４号
株式会社トイカード
代表取締役　弓野　淳一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,936,360
	固定資産	41,176
	資産合計	**4,977,537**
負純資債及産のび部	流動負債	4,261,443
	固定負債	27,833
	退職給付引当金	27,833
	株主資本	688,259
	資本金	100,000
	利益剰余金	588,259
	その他利益剰余金	588,259
	（うち当期純利益）	(12,472)
	負債・純資産合計	**4,977,537**

第 11 期決算公告　令和７年６月25日
東京都千代田区東神田一丁目11番２号
ジャパンエレベーターサービス城南株式会社
代表取締役　山﨑　大
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,714,213
	固定資産	85,344
	資産合計	**1,799,558**
負純資債及産のび部	流動負債	490,740
	固定負債	1,600
	株主資本	1,307,217
	資本金	10,000
	資本剰余金	38,942
	利益剰余金	1,258,275
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,255,775
	（うち当期純利益）	(691,610)
	負債・純資産合計	**1,799,558**

第 15 期決算公告　令和７年12月17日
東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号
株式会社wevnal
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,365,856
	固定資産	152,377
	資産合計	**1,518,234**
負純資債及産のび部	流動負債	626,625
	固定負債	308,272
	株主資本	583,336
	資本金	100,000
	資本剰余金	500,000
	その他資本剰余金	500,000
	利益剰余金	△16,663
	その他利益剰余金	△16,663
	（うち当期純利益）	(44,688)
	負債・純資産合計	**1,518,234**

第 64 期決算公告
令和７年12月10日
東京都千代田区神田須田町二丁目６番地
株式会社千代田コンサルタント
代表取締役社長　濱田　忠
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,150,866
	固定資産	1,351,434
	合計	**7,502,301**
負純資債及産のび部	流動負債	2,378,124
	固定負債	840,819
	株主資本	4,283,356
	資本金	270,000
	資本剰余金	88,558
	資本準備金	88,558
	利益剰余金	3,924,798
	その他利益剰余金	3,924,798
	（うち当期純利益）	(400,941)
	合計	**7,502,301**

第２期決算公告　令和７年11月21日
東京都渋谷区神宮前一丁目23番26号
株式会社プレミアムビジネスサポート
代表取締役　清水　利昭
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	183,471
	固定資産	3,529
	資産合計	**187,000**
負純資債及産のび部	流動負債	91,113
	固定負債	—
	負債合計	**91,113**
	株主資本	95,887
	資本金	30,000
	利益剰余金	65,887
	その他利益剰余金	65,887
	（うち当期純利益）	(45,425)
	純資産合計	**95,887**
	負債・純資産合計	**187,000**

第４期決算公告　令和７年10月27日
東京都品川区西五反田一丁目13番７号
マルキビル101号室
株式会社日本農業土木
代表取締役　河合　秋人
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,645
	固定資産	265
	資産合計	**63,911**
負純資債及産のび部	流動負債	19,154
	固定負債	168
	負債合計	**19,323**
	株主資本	44,587
	資本金	40,000
	利益剰余金	4,587
	その他利益剰余金	4,587
	（うち当期純損失）	(6,489)
	純資産合計	**44,587**
	負債・純資産合計	**63,911**

第 28 期決算公告　令和７年６月25日
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目19－４
東京エレベーター株式会社
代表取締役　関根　忍
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,931
	固定資産	1,944
	資産合計	**234,875**
負純資債及産のび部	流動負債	32,589
	株主資本	202,286
	資本金	21,000
	利益剰余金	181,286
	その他利益剰余金	181,286
	（うち当期純利益）	(52,980)
	負債・純資産合計	**234,875**

第４期決算公告

令和７年10月27日
静岡県掛川市西大渕3241番
ジャパンベジタブル株式会社
代表取締役　松本　康平

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,779
	固定資産	111,738
	資産合計	443,517
負純資産及び債のび部	流動負債	117,460
	固定負債	827,540
	負債合計	945,001
	株主資本	△ 501,483
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 506,483
	その他利益剰余金	△ 506,483
	（うち当期純損失）	(110,741)
	純資産合計	△ 501,483
	負債・純資産合計	443,517

第22期決算公告

令和７年11月10日
静岡県沼津市大岡１番地
ガスコミュニティ静岡株式会社
代表取締役社長　兼子　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,734
	固定資産	544
	有形固定資産	258
	無形固定資産	236
	投資その他の資産	50
	資産合計	94,279
負純資産及び債のび部	流動負債	6,823
	固定負債	12,230
	株主資本	75,225
	資本金	60,000
	利益剰余金	15,225
	その他利益剰余金	15,225
	（うち当期純損失）	(705)
	負債・純資産合計	94,279

第13期決算公告

令和７年11月27日
東京都豊島区南池袋１丁目11番22号
株式会社Ａ３
代表取締役　小澤　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,490,694
	固定資産	305,394
	合計	2,796,089
負純資産及び債のび部	流動負債	1,740,517
	固定負債	646,989
	株主資本	408,582
	資本金	12,419
	資本剰余金	2,419
	資本準備金	2,419
	利益剰余金	393,742
	その他利益剰余金	393,742
	（うち当期純利益）	(23,379)
	合計	2,796,089

第52期決算公告

令和７年11月19日
大阪府吹田市南金田二丁目３番26号
株式会社極東技工コンサルタント
代表取締役　村岡　基

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,783,037
	固定資産	1,163,699
	繰延資産	15,598
	資産合計	2,962,334
負純資産及び債のび部	流動負債	2,266,570
	固定負債	271,667
	株主資本	424,097
	資本金	50,000
	資本剰余金	60,000
	利益剰余金	314,097
	その他利益剰余金	314,097
	（うち当期純利益）	(9,159)
	負債・純資産合計	2,962,334

第３期決算公告

令和７年12月17日
京都市左京区松ヶ崎正田町12番地18
ＳＯＬＶＥ株式会社
代表取締役　石田　琢磨

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	13,684,577
	固定資産	129,005,200
	合計	142,689,777
負純資産及び債のび部	流動負債	4,212,492
	固定負債	95,218,622
	株主資本	27,503,354
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	17,503,354
	その他利益剰余金	17,503,354
	（うち当期純利益）	(10,203,936)
	評価・換算差額等	15,755,309
	その他有価証券評価差額金	15,755,309
	合計	142,689,777

第54期決算公告

令和７年12月17日
三重県松阪市丹生寺町1068番地
太平洋海苔株式会社
取締役社長　岩井　昭治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	333,045
	固定資産	78,148
	合計	411,193
負純資産及び債のび部	流動負債	304,470
	固定負債	6,005
	株主資本	100,718
	資本金	20,000
	利益剰余金	80,718
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	75,718
	（うち当期純利益）	(5,506)
	合計	411,193

第28期決算公告

令和７年11月21日
大阪市中央区北浜三丁目２番25号
株式会社イーイノベーション
代表取締役　柳瀬　孝浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	421,240
	固定資産	97,467
	繰延資産	1,379
	合計	520,086
負純資産及び債のび部	流動負債	91,561
	固定負債	230,273
	株主資本	198,252
	資本金	96,500
	利益剰余金	117,802
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	115,202
	（うち当期純利益）	(3,296)
	自己株式	△ 16,050
	合計	520,086

第60期決算公告

令和７年12月17日
大阪市淀川区田川北一丁目13番９号
トミエンジ株式会社
代表取締役　細谷　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	314,282
	固定資産	1,543,286
	繰延資産	9,481
	資産合計	1,867,051
負純資産及び債のび部	流動負債	1,264,921
	固定負債	343,282
	株主資本	258,848
	資本金	10,000
	利益剰余金	248,848
	その他利益剰余金	248,848
	（うち当期純利益）	(30,193)
	負債・純資産合計	1,867,051

第１期決算公告

令和７年12月17日
大阪府吹田市山田丘２番８号
株式会社パワーレーザー
代表取締役　山本　和久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	260,241
	資産合計	260,241
負純資産及び債のび部	流動負債	8,149
	負債合計	8,149
	株主資本	252,091
	資本金	100,000
	資本剰余金	204,400
	資本準備金	151,450
	その他資本剰余金	52,950
	利益剰余金	△52,308
	その他利益剰余金	△52,308
	（うち当期純損失）	(52,308)
	純資産合計	252,091
	負債・純資産合計	260,241

第30期決算公告

令和７年11月25日　東京都品川区上大崎二丁目25番５号
株式会社プレンティー
代表取締役　尾持　繁美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	481,472	流動負債	454,176
固定資産	1,670,876	固定負債	72,120
		株主資本	1,626,052
		資本金	100,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	1,577,252
		利益準備金	13,750
		その他利益剰余金	1,563,502
		（うち当期純利益）	(37,483)
		自己株式	△81,200
資産合計	2,152,349	負債・純資産合計	2,152,349

第44期決算公告

令和７年12月17日
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目１番17号
株式会社ＭＳＣ東北
代表取締役社長　阿部　公一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	70,082	流動負債	82,634
固定資産	1,002,186	固定負債	115,361
繰延資産	1,297	株主資本	875,570
		資本金	95,000
		資本剰余金	1,625
		その他資本剰余金	1,625
		利益剰余金	778,945
		利益準備金	25,543
		その他利益剰余金	753,402
		（うち当期純利益）	(78,035)
資産合計	1,073,565	負債・純資産合計	1,073,565

第 19 期 決 算 公 告

令和７年11月25日　東京都府中市日鋼町１－１
株式会社エスエーティ
代表取締役　蔵満　　茂

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,173	流動負債	998
固定資産	468	固定負債	18
		退職給付引当金	11
		負債合計	**1,016**
		株主資本	625
		資本金	15
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	604
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	604
		（うち当期純利益）	（145）
		純資産合計	**625**
資産合計	**1,642**	**負債・純資産合計**	**1,642**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年12月17日
東京都千代田区外神田一丁目16番９号
株式会社ソフマップ
代表取締役社長　中阿地信介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,458	流動負債	10,551
固定資産	11,535	賞与引当金	312
		固定負債	7,801
		退職給付引当金	2,513
		株主資本	3,640
		資本金	100
		資本剰余金	1,900
		その他資本剰余金	1,900
		利益剰余金	1,640
		その他利益剰余金	1,640
		（うち当期純利益）	（358）
資産合計	**21,994**	**負債・純資産合計**	**21,994**

第 83 期 決 算 公 告

令和７年12月17日　東京都中央区築地一丁目３番７号
岳南建設株式会社
代表取締役社長　内田　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,428,354	流動負債	6,118,754
固定資産	2,759,059	固定負債	41,694
有形固定資産	2,311,498	**負債合計**	**6,160,449**
無形固定資産	5,146	株主資本	5,026,964
投資その他の資産	442,414	資本金	364,000
		資本剰余金	79,089
		その他資本剰余金	79,089
		利益剰余金	4,583,875
		利益準備金	91,000
		その他利益剰余金	4,492,875
		（うち当期純利益）	（1,676,915）
		純資産合計	**5,026,964**
資産合計	**11,187,413**	**負債・純資産合計**	**11,187,413**

第 10 期 決 算 公 告

令和７年10月27日
東京都品川区西五反田一丁目13番７号マルキビル101号室
株式会社日本農業
代表取締役　内藤　祥平

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,839	流動負債	500
固定資産	1,616	固定負債	965
		株主資本	1,988
		資本金	100
		資本剰余金	3,257
		資本準備金	3,083
		その他資本剰余金	173
		利益剰余金	△ 1,368
		その他利益剰余金	△ 1,368
		（うち当期純損失）	（1,368）
		新株予約権	2
資産合計	**3,456**	**負債・純資産合計**	**3,456**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年12月17日
東京都品川区上大崎２－25－２新目黒東急ビル９Ｆ
株式会社ＷＡＲＣ
代表取締役　山本　彰彦

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	474,008	流動負債	317,652
固定資産	30,913	固定負債	189,993
		株主資本	△3,242
		資本金	16,000
		資本剰余金	880,548
		資本準備金	880,548
		利益剰余金	△899,790
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△899,790
		（うち当期純損失）	（198,375）
		新株予約権	518
資産合計	**504,922**	**負債・純資産合計**	**504,922**

第 6 期 決 算 公 告

令和７年12月17日
東京都品川区上大崎２－25－２新目黒東急ビル９Ｆ
株式会社ＷＡＲＣ
代表取締役　山本　彰彦

貸借対照表の要旨
（令和５年４月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	423,352	流動負債	247,458
固定資産	76,466	固定負債	86,709
		株主資本	165,133
		資本金	1,000
		資本剰余金	865,548
		資本準備金	865,548
		利益剰余金	△701,414
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△701,414
		（うち当期純損失）	（250,712）
		新株予約権	518
資産合計	**499,819**	**負債・純資産合計**	**499,819**

第 75 期 決 算 公 告

令和７年11月28日　兵庫県伊丹市北本町一丁目310番地
株式会社コーアツ
代表取締役　佐々木孝行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,507,728	流動負債	6,741,593
固定資産	4,923,592	固定負債	276,337
有形固定資産	3,601,206	株主資本	20,413,389
無形固定資産	46,404	資本金	60,000
投資その他の資産	1,275,981	資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	20,323,389
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	20,308,389
		（うち当期純利益）	（2,055,084）
資産合計	**27,431,320**	**負債・純資産合計**	**27,431,320**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年12月17日
東京都品川区上大崎２－25－２新目黒東急ビル９Ｆ
株式会社ＷＡＲＣ
代表取締役　山本　彰彦

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	539,683	流動負債	470,195
固定資産	42,094	固定負債	149,660
		株主資本	△38,079
		資本金	16,000
		資本剰余金	880,548
		資本準備金	880,548
		利益剰余金	△934,627
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△934,627
		（うち当期純損失）	（34,836）
資産合計	**581,777**	**負債・純資産合計**	**581,777**

第７期決算公告

令和７年11月26日
東京都港区赤坂二丁目11－２
NOIR・AKASAKA・BLDG10階
株式会社ＲＥＡＨ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役　橋野　宜恭

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	961,229	流動負債	466,086
固定資産	208,723	（うち店舗閉鎖損失引当金）	(22,362)
		固定負債	436,187
		（うち店舗閉鎖損失引当金）	(262,287)
		株主資本	267,679
		資本金	10,000
		資本剰余金	300,000
		その他資本剰余金	300,000
		利益剰余金	△42,320
		その他利益剰余金	△42,320
		（うち当期純利益）	(379,203)
資産合計	1,169,953	負債・純資産合計	1,169,953

第20期決算公告

令和７年12月17日　福岡県筑紫野市二日市中央二丁目４番３号
株式会社筑後
代表取締役　大神　一代
代表取締役　矢山　宏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,244,416	流動負債	1,111,273
固定資産	1,195,213	うち賞与引当金	0
繰延資産	0	固定負債	131,291
		うち退職給付引当金	31,445
		株主資本	1,197,065
		資本金	44,230
		利益剰余金	1,152,835
		利益準備金	11,057
		その他利益剰余金	1,141,778
		（うち当期純利益）	(61,695)
資産合計	2,439,629	負債・純資産合計	2,439,629

第67期決算公告

令和７年12月17日
鳥取県鳥取市商栄町227番地
大和設備株式会社
代表取締役　古川　純一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,286,934
	固定資産	796,175
	繰延資産	1,095
	合計	2,084,205
負純資債及産のび部	流動負債	335,735
	固定負債	31,653
	株主資本	1,716,817
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,641,767
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,621,767
	（うち当期純利益）	(45,615)
	自己株式	△4,950
	合計	2,084,205

第39期決算公告

令和７年12月17日
岡山市北区佐山2316番地の４
株式会社ジェイ，エム，シー
代表取締役　細田　瞳

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	1,075,646
	固定資産	1,445,142
	繰延資産	1,123,249
	合計	3,644,037
負純資債及産のび部	流動負債	512,500
	固定負債	8,436,490
	株主資本	△5,304,953
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△25,304,953
	利益準備金	668,000
	その他利益剰余金	△25,972,953
	（うち当期純損失）	(4,786,324)
	合計	3,644,037

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、株主総会の決議は令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日
岡山市北区佐山二三一六番地の四
株式会社ジェイ，エム，シー
代表取締役　細田　瞳

第53期決算公告

令和７年12月17日
広島市南区比治山本町２番15－６号
扶桑電気工業株式会社
代表取締役　松本　巖

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	643,721
	固定資産	76,828
	合計	720,550
負純資債及産のび部	流動負債	129,090
	固定負債	—
	株主資本	591,459
	資本金	20,000
	利益剰余金	630,370
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	624,370
	（うち当期純利益）	(56,735)
	自己株式	△　58,910
	合計	720,550

第21期決算公告

令和７年12月17日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
アールイーエフツー・インベストメンツ特定目的会社
取締役　栗国　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
特定資産	73,982,850	流動負債	2,084,764
（その他の資産の部）		固定負債	9,528,000
流動資産	6,376,100	（純資産の部）	
		社員資本	68,746,185
		特定資本金	30,000
		優先資本金	66,535,000
		剰余金	2,181,185
		当期未処分利益	2,181,185
資産合計	80,358,950	負債・純資産合計	80,358,950

損益計算書の要旨
（自　令和７年６月１日　至　令和７年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,038,994
営業費用	114,133
販売費及び一般管理費	444
営業外収益	66
経常利益	2,924,482
税引前当期純利益	2,924,482
法人税、住民税及び事業税	1,082
当期純利益	2,923,399
当期未処分利益	2,181,185

第18期決算公告

令和７年12月17日
香川県高松市川島本町24番地10
桜テクニカ株式会社
代表取締役　川田　巧

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	60,709
	固定資産	31,055
	合計	91,764
負純資債及産のび部	流動負債	11,631
	固定負債	9,916
	（退職給与引当金）	(1,500)
	株主資本	70,217
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,217
	利益準備金	1,480
	その他利益剰余金	58,737
	（うち当期純利益）	(1,826)
	合計	91,764

第86期決算公告

令和７年12月17日　東京都港区元赤坂一丁目５番27号
佐藤製薬株式会社
代表取締役　佐藤　誠一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	55,928	流動負債	11,568
固定資産	66,454	固定負債	10,944
		株主資本	98,418
		資本金	2,000
		資本剰余金	897
		資本準備金	897
		利益剰余金	98,493
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	98,418
		自己株式	△2,972
		評価・換算差額等	1,452
		その他有価証券評価差額金	1,452
資産合計	122,383	負債・純資産合計	122,383

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	51,015
売上原価	21,487
売上総利益	29,528
販売費及び一般管理費	26,737
営業利益	2,790
営業外収益	355
営業外費用	243
経常利益	2,902
特別利益	56
特別損失	225
税引前当期純利益	2,734
法人税、住民税及び事業税	666
法人税等調整額	156
当期純利益	1,911

第19期決算公告

令和７年12月17日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

ディー・ティー・シー・セブン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,756,033	流動負債	154,289
その他の資産	18,372	固定負債	1,618,401
		負債合計	1,772,690
		社員資本	1,715
		特定資本金	100
		剰余金	1,615
		純資産合計	1,715
資産合計	1,774,405	負債・純資産合計	1,774,405

損益計算書の要旨

（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	52,540
営業費用	52,508
営業利益	31
経常利益	31
税引前当期純利益	31
法人税、住民税及び事業税	437
当期純損失	405

第11期決算公告

令和７年11月28日

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目１番30号

ラッコ株式会社

代表取締役　坂谷　泰翔

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	126,248
	固定資産	42,671
	資産合計	168,920
負債及び純資産の部	流動負債	171,522
	固定負債	15,396
	株主資本	△17,998
	資本金	50,000
	資本剰余金	60,012
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	10,012
	利益剰余金	△128,010
	その他利益剰余金	△128,010
	（うち当期純損失）	(66,825)
	負債・純資産合計	168,920

第６期決算公告

令和７年12月17日

東京都目黒区青葉台四丁目７番４号

Ｉ．Ｗ．ＰｌａｃｅＡｏｂａｄａｉ203

株式会社１ｓｅｃ

代表取締役　中村　成寿

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	169,823
	固定資産	206,144
	資産合計	375,968
負債及び純資産の部	流動負債	69,737
	株主資本	306,231
	資本金	223,724
	資本剰余金	207,724
	資本準備金	207,724
	利益剰余金	△125,216
	その他利益剰余金	△125,216
	（うち当期純損失）	(45,565)
	負債・純資産合計	375,968

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千三百七十二万四千円、資本準備金の額を一億七百七十二万四千円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

東京都目黒区青葉台四丁目七番四号

Ｉ．Ｗ．ＰｌａｃｅＡｏｂａｄａｉ二〇三

株式会社１ｓｅｃ

代表取締役　中村　成寿

第53期決算公告

令和７年12月17日

大分県臼杵市野津町大字吉田1180番地10

王将椎茸株式会社

取締役社長　大河内隆司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	408,960
	固定資産	191,327
	合計	600,288
負債及び純資産の部	流動負債	412,399
	固定負債	2,302
	株主資本	185,585
	資本金	35,000
	資本剰余金	23,052
	資本準備金	23,052
	利益剰余金	127,533
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	125,033
	（うち当期純利益）	(△66,963)
	合計	600,288

決算公告

令和７年12月17日

埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目１番５号ふじビル201号室

Ｋａｒｏｒｉｎｏ株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	35,951
	固定資産	1,759
	合計	37,711
負債及び純資産の部	流動負債	20,766
	固定負債	21,069
	株主資本	△4,124
	資本金	9,996
	資本剰余金	9,996
	資本準備金	9,996
	利益剰余金	△24,116
	その他利益剰余金	△24,116
	（うち当期純損失）	(18,013)
	合計	37,711

合併公告

当社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）次のとおりです。

令和七年十二月十七日　確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目一番五号ふじビル二〇一号室

（甲）Ｋａｒｏｒｉｎｏ株式会社

代表取締役　加川　大輔

石川県金沢市此花町五番六号ライフ金沢第一ビル六〇一Ａ

（乙）経理再建株式会社

代表取締役　加川　大輔

第24期決算公告

令和７年12月17日

沖縄県那覇市久茂地二丁目２番２号

株式会社ブループックス

代表取締役　志茂　英之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	38,384
	固定資産	51,108
	繰延資産	164,131
	資産合計	253,624
負債及び純資産の部	流動負債	321,009
	固定負債	247,489
	株主資本	△314,874
	資本金	85,000
	資本剰余金	180,300
	資本準備金	180,300
	利益剰余金	△580,174
	その他利益剰余金	△580,174
	（うち当期純損失）	(36,571)
	負債・純資産合計	253,624

第61期決算公告

令和７年12月17日

東京都板橋区志村一丁目19番12号

株式会社出羽紙器製作所

代表取締役　小林　正臣

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	989
	固定資産	1,069
	合計	2,059
負債及び純資産の部	流動負債	409
	固定負債	1,258
	株主資本	390
	資本金	50
	利益剰余金	374
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	363
	（うち当期純利益）	(10)
	自己株式	△33
	合計	2,059

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

東京都板橋区志村一丁目一九番一二号

株式会社出羽紙器製作所

代表取締役　小林　正臣

第20期決算公告

令和７年11月18日

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目１番１号

株式会社こずかたサービス

代表取締役　高橋　真

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	879,377
	固定資産	220,521
	合計	1,099,898
負債及び純資産の部	流動負債	170,266
	固定負債	47,542
	株主資本	882,090
	資本金	30,000
	利益剰余金	852,090
	その他利益剰余金	852,090
	（うち当期純利益）	(33,575)
	合計	1,099,898

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十七日

東京都港区赤坂六丁目一〇番八号

（甲）株式会社ハウジングコンシェル

代表取締役　神谷　容平

東京都港区赤坂六丁目一〇番八号

ＡＳビル四階

（乙）株式会社グランエトワール

代表取締役　川眞田紘子

第７期決算公告

令和７年12月17日

東京都港区赤坂六丁目10番８号

株式会社ハウジングコンシェル

代表取締役　神谷　容平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,167,159
	固定資産	4,025,155
	資産合計	8,192,314
負純資債及産のび部	流動負債	5,277,554
	固定負債	1,031,800
	負債合計	6,309,354
	株主資本	1,882,960
	資本金	9,990,000
	利益剰余金	△8,107,040
	その他利益剰余金	△8,107,040
	（うち当期純損失）	(3,193,202)
	純資産合計	1,882,960
	負債・純資産合計	8,192,314

第 12 期 決 算 公 告

令和７年11月18日

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目１番１号

株式会社こずかたアシスト

代表取締役　髙橋　俊雄

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,504
	固定資産	0
	合計	46,504
負純資債及産のび部	流動負債	599
	固定負債	108
	株主資本	45,797
	資本金	3,000
	利益剰余金	42,797
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	42,047
	（うち当期純利益）	(3,015)
	合計	46,504

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のポーアイ工場における自動車整備事業に関する権利義務を承継し乙はそれらを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

東京都日野市日野本町四―一〇―一〇

メゾンコローナル二〇二号室

（甲）Ｃｏｌｏｒｆｕｌ貿易株式会社

代表取締役　劉　月強

神戸市中央区脇浜町二丁目三番一二号

（乙）新菱兵庫工業所株式会社

代表取締役　大西　邦典

第６期決算公告

2025年12月17日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号

日本橋一丁目三井ビルディング

株式会社天地人

代表取締役　櫻庭　康人

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	516,711
	固定資産	15,908
	合計	532,620
負純資債及産のび部	流動負債	371,440
	固定負債	229,288
	株主資本	△68,108
	資本金	75,000
	資本剰余金	409,000
	資本準備金	409,000
	利益剰余金	△552,108
	その他利益剰余金	△552,108
	（うち当期純損失）	(226,901)
	合計	532,620

第 53 期 決 算 公 告

令和７年12月17日

神戸市中央区脇浜町二丁目３番12号

新菱兵庫工業所株式会社

代表取締役　大西　邦典

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,736
	固定資産	284,083
	資産合計	337,819
負純資債及産のび部	流動負債	33,047
	固定負債	265,339
	株主資本	39,432
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,432
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	28,932
	（うち当期純利益）	(10,912)
	負債・純資産合計	337,819

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千三百五十三万千二百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

京都市西京区御陵大原一番地の三六

京大桂ベンチャープラザ

ホロバイオ株式会社

代表取締役　梅田　眞郷

第 17 期 決 算 公 告

令和７年12月17日

兵庫県神戸市中央区京町79番地

株式会社オプティマムパフォーマンス

代表取締役　坪内　良介

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	562,022
	固定資産	13,935
	合計	575,957
負純資債及産のび部	流動負債	87,210
	固定負債	0
	株主資本	488,747
	資本金	10,000
	利益剰余金	478,747
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	476,247
	（うち当期純利益）	(23,825)
	合計	575,957

第５期決算公告

令和７年12月17日

京都市西京区御陵大原１番地の36

京大桂ベンチャープラザ

ホロバイオ株式会社

代表取締役　梅田　眞郷

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	235,314
	固定資産	10,951
	資産合計	246,265
負純資債及産のび部	流動負債	29,980
	株主資本	216,285
	資本金	153,531
	資本剰余金	145,031
	資本準備金	145,031
	利益剰余金	△82,276
	その他利益剰余金	△82,276
	（うち当期純損失）	(59,126)
	負債・純資産合計	246,265

第 76 期 決 算 公 告

令和７年11月28日

兵庫県三木市末広１丁目５番35号

株式会社高階

代表取締役　岡田　紹宏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,214,409
	固定資産	1,948,501
	合計	11,162,910
負純資債及産のび部	流動負債	5,881,763
	固定負債	508,855
	株主資本	4,772,292
	資本金	70,200
	利益剰余金	4,702,092
	利益準備金	18,100
	その他利益剰余金	4,683,992
	（うち当期純利益）	(542,275)
	合計	11,162,910

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百九十四万六千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

大阪府大阪市阿倍野区阪南町三丁目一四番一二号

株式会社竹福

代表取締役　竹田　尚志

第 31 期決算公告

令和７年12月17日

大阪府大阪市阿倍野区阪南町三丁目14番12号

株式会社竹福

代表取締役　竹田　尚志

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,334
	固定資産	163,195
	資産合計	494,529
負純資債及産のび部	流動負債	53,143
	固定負債	236,849
	負債合計	289,992
	株主資本	204,537
	資本金	50,000
	利益剰余金	154,537
	その他利益剰余金	154,537
	（うち当期純利益）	(11,292)
	純資産合計	204,537
	負債・純資産合計	494,529

第 22 期決算公告　令和７年12月17日
東京都豊島区千早一丁目15番17号
株式会社エフアールエムシー
代表取締役　堤　　亮介
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	128,191
	固定資産	9,286
	繰延資産	841
	合計	138,319
負純資産及び部	流動負債	95,872
	固定負債	14,351
	株主資本	28,095
	資本金	20,000
	利益剰余金	13,095
	その他利益剰余金	13,095
	（うち当期純利益）	(37,217)
	自己株式	△5,000
	合計	138,319

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日
東京都豊島区千早一丁目一五番一七号
株式会社エフアールエムシー
代表取締役　堤　　亮介

第 40 期決算公告　令和７年11月27日
埼玉県比企郡嵐山町むさし台
一丁目３番地１
嵐山ガス株式会社
代表取締役社長　一杉　高志
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	365,318
	固定資産	106,482
	合計	471,800
負純資産及び部	流動負債	39,255
	固定負債	4,191
	株主資本	428,354
	資本金	90,000
	資本剰余金	152,000
	資本準備金	152,000
	利益剰余金	186,354
	その他利益剰余金	186,354
	（うち当期純利益）	(21,963)
	合計	471,800

決　算　公　告
令和７年 12 月 17 日
長崎市京泊二丁目５番４号
株式会社新長崎
代表取締役　松下　友司
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,682
	固定資産	117,570
	合計	149,253
負純資産及び部	流動負債	4,516
	固定負債	4,266
	株主資本	140,469
	資本金	3,000
	利益剰余金	137,469
	利益準備金	35,700
	その他利益剰余金	101,769
	（うち当期純利益）	(4,241)
	合計	149,253

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十七日
長崎市京泊二丁目五番四号
（甲）株式会社新長崎
代表取締役　松下　友司
長崎市京泊二丁目五番四号
（乙）有限会社松下水産
代表取締役　松下　友司

第 52 期決算公告
令和７年 12 月 17 日
埼玉県上尾市平方領々家639番地
ガスワンサービス株式会社
代表取締役　青木　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	849,360
	固定資産	493,082
	合計	1,342,442
負純資産及び部	流動負債	697,387
	固定負債	58,900
	株主資本	586,155
	資本金	50,000
	利益剰余金	536,155
	利益準備金	8,460
	その他利益剰余金	527,695
	（うち当期純利益）	(39,940)
	合計	1,342,442

第 14 期決算公告
令和７年 12 月 17 日
長野市中御所４丁目３番13号
株式会社アルキャスト
代表取締役　東　　ゆみ
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,252
	固定資産	35,633
	合計	165,885
負純資産及び部	流動負債	80,805
	固定負債	60,961
	株主資本	24,119
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,119
	利益準備金	310
	その他利益剰余金	3,809
	（うち当期純利益）	(429)
	合計	165,885

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日
長野市中御所四丁目三番一三号
株式会社アルキャスト
代表取締役　東　　ゆみ

第 65 期決算公告　令和７年12月17日
兵庫県相生市矢野町上224番地の１
株式会社サンライテック
代表取締役　山元　雄弘
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,342,474
	固定資産	557,348
	合計	1,899,822
負純資産及び部	流動負債	1,085,299
	賞与引当金	12,000
	固定負債	508,099
	退職給付引当金	65,576
	株主資本	298,304
	資本金	78,982
	利益剰余金	219,321
	その他利益剰余金	219,321
	（うち当期純損失）	(35,675)
	評価・換算差額等	8,120
	合計	1,899,822

第 79 期決算公告
令和７年 12 月 17 日
滋賀県蒲生郡日野町大字寺尻824番地
福地製薬株式会社
代表取締役　福地　祥浩
貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,193,417	流動負債	837,644
固定資産	906,918	固定負債	958,170
		株主資本	304,521
		資本金	45,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	259,521
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	248,271
		（うち当期純損失）	(126,780)
		自己株式	△15,000
資産合計	2,100,335	負債・純資産合計	2,100,335

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十七日
滋賀県蒲生郡日野町大字寺尻八二四番地
福地製薬株式会社
代表取締役　福地　祥浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字屋敷一九番地の一

（甲）ユーワ精巧株式会社

代表取締役　勅使瓦正樹

宮城県柴田郡村田町大字村田字西田六三番地

（乙）宮城エレクトロン株式会社

代表取締役　勅使瓦正樹

第35期決算公告

令和７年12月17日

宮城県柴田郡村田町大字村田字西田63番地

宮城エレクトロン株式会社

代表取締役　勅使瓦正樹

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産債及のび部	固定負債	38,046
	株主資本	△38,045
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,045
	その他利益剰余金	△48,045
	（うち当期純利益）	(3,448)
	合計	1

第56期決算公告

令和７年12月17日

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字屋敷19番地の１

ユーワ精巧株式会社

代表取締役　勅使瓦正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	166,858
	固定資産	90,904
	合計	257,762
負純資産債及のび部	流動負債	41,072
	固定負債	94,344
	株主資本	122,345
	資本金	30,000
	利益剰余金	92,345
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	82,345
	（うち当期純利益）	(30,696)
	合計	257,762

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

山梨県笛吹市石和町上平井二六〇番地の三

（甲）株式会社コーリング

代表取締役　渡邉　功一

山梨県笛吹市石和町上平井二六〇番地

（乙）株式会社コーリングファーム

代表取締役　坂本　武彦

第13期決算公告

令和７年12月17日

山梨県笛吹市石和町上平井260番地３

株式会社コーリングファーム

代表取締役　坂本　武彦

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,851
	固定資産	4,100
	合計	6,951
負純資産債及のび部	流動負債	1,991
	固定負債	5,389
	株主資本	△430
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,430
	その他利益剰余金	△10,430
	（うち当期純利益）	(424)
	合計	6,951

第24期決算公告

令和７年12月17日

山梨県笛吹市石和町上平井260番地の３

株式会社コーリング

代表取締役　渡邉　功一

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	146,410
	固定資産	229,482
	合計	375,893
負純資産債及のび部	流動負債	50,089
	固定負債	314,570
	株主資本	11,233
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,233
	その他利益剰余金	1,233
	（うち当期純利益）	(1,010)
	合計	375,893

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十六日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

東京都江戸川区松島三丁目一四番七号

（甲）福日観光株式会社

代表取締役　松野　尚彦

東京都葛飾区新小岩一丁目三三番八号

（乙）株式会社出玉王田無

代表取締役　松野　尚彦

第５期決算公告

令和７年12月17日

東京都葛飾区新小岩一丁目33番８号

株式会社出玉王田無

代表取締役　松野　尚彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,555
	固定資産	168,888
	繰延資産	94
	合計	328,538
負純資産債及のび部	流動負債	62,635
	固定負債	30,000
	株主資本	235,903
	資本金	100
	資本剰余金	199,900
	資本準備金	199,900
	利益剰余金	35,903
	その他利益剰余金	35,903
	（うち当期純損失）	(7,326)
	合計	328,538

第48期決算公告

令和７年12月17日

東京都江戸川区松島三丁目14番７号

福日観光株式会社

代表取締役　松野　尚彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,629,410
	固定資産	5,588,991
	合計	7,218,401
負純資産債及のび部	流動負債	523,984
	固定負債	5,696,551
	株主資本	997,865
	資本金	85,000
	利益剰余金	912,865
	利益準備金	1,650
	その他利益剰余金	911,215
	（うち当期純利益）	(8,137)
	合計	7,218,401

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十七日

愛知県安城市法蓮町一七番地六Ｈｏｒｅｎ Ｂｌｄｇ．三階Ｂ号室

（甲）株式会社ｅｎｕｆｉｃ

代表取締役　池田　拓郎

愛知県安城市三河安城町二丁目一一番地四プレミアムキャッスル三河安城一階

（乙）株式会社かがみらい

代表取締役　池田　拓郎

第５期決算公告

令和７年12月17日

愛知県安城市三河安城町二丁目11番地４プレミアムキャッスル三河安城１階

株式会社かがみらい

代表取締役　池田　拓郎

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,884,342
	固定資産	1,012,107
	繰延資産	806,051
	資産合計	11,702,500
負純資産債及のび部	流動負債	576,992
	固定負債	8,043,920
	株主資本	3,081,588
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	81,588
	その他利益剰余金	81,588
	（うち当期純利益）	(5,024,191)
	負債・純資産合計	11,702,500

第８期決算公告

令和７年12月17日

愛知県安城市法蓮町17番地６Ｈｏｒｅｎ Ｂｌｄｇ．３階Ｂ号室

株式会社ｅｎｕｆｉｃ

代表取締役　池田　拓郎

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	56,530,197
	固定資産	80,936,337
	繰延資産	2,060,734
	資産合計	139,527,268
負純資産債及のび部	流動負債	19,252,104
	固定負債	105,266,816
	株主資本	15,008,348
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	10,008,348
	その他利益剰余金	10,008,348
	（うち当期純利益）	(10,171,229)
	負債・純資産合計	139,527,268

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

当該合併は、甲が合併の効力発生までに商号を株式会社第一産業に変更することを停止条件といたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

滋賀県草津市西草津二丁目三番二二号

（甲）有限会社第一産業

代表取締役　西村　隆通

滋賀県草津市西草津二丁目三番二二号

（乙）株式会社草津興産

代表取締役　西村　隆通

第１期決算公告

令和７年12月17日

滋賀県草津市西草津二丁目３番22号

株式会社草津興産

代表取締役　西村　隆通

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	399,854
	固定資産	11,400
	合計	411,254
負純資産債及の部び	流動負債	5
	株主資本	411,248
	資本金	7,000
	利益剰余金	404,248
	その他利益剰余金	404,248
	（うち当期純損失）	(151)
	合計	411,254

第30期決算公告

令和７年12月17日

滋賀県草津市西草津二丁目３番22号

有限会社第一産業

代表取締役　西村　隆通

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	72,168
	固定資産	44,712
	合計	116,880
負純資産債及の部び	流動負債	3,394
	固定負債	35,075
	株主資本	78,411
	資本金	3,000
	利益剰余金	75,411
	その他利益剰余金	75,411
	（うち当期純利益）	(13,144)
	合計	116,880

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲七三〇八番地四

（甲）株式会社テックプラン

代表取締役　小木曽謙策

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲七三〇七番地一

（乙）株式会社ロードテック

代表取締役　小木曽たつ子

第10期決算公告

令和７年12月17日

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲7327番地１

株式会社ロードテック

代表取締役　小木曽たつ子

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	648
	固定資産	1,350
	合計	1,998
負純資産債及の部び	流動負債	2,377
	株主資本	△379
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,379
	その他利益剰余金	△1,379
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	1,998

第10期決算公告

令和７年12月17日

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲7308番地４

株式会社テックプラン

代表取締役　小木曽謙策

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	712
	固定資産	33,733
	合計	34,445
負純資産債及の部び	流動負債	19,405
	固定負債	410
	株主資本	14,629
	資本金	1,000
	利益剰余金	13,629
	その他利益剰余金	13,629
	（うち当期純利益）	(3,232)
	合計	34,445

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

長崎県五島市富江町富江三五七番地五

九（甲）株式会社エム

代表取締役　村岡　哲崇

長崎県五島市富江町富江二〇九番地

（乙）村岡食肉産業有限会社

取締役　村岡　義美

第４期決算公告

令和７年12月17日

長崎県五島市富江町富江357番地59

株式会社エム

代表取締役　村岡　哲崇

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,630,818
	固定資産	43,345,573
	合計	46,976,391
負純資産債及の部び	流動負債	1,478,927
	固定負債	55,264,709
	株主資本	△9,767,245
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△12,767,245
	その他利益剰余金	△12,767,245
	（うち当期純利益）	(4,386,629)
	合計	46,976,391

第36期決算公告

令和７年12月17日

長崎県五島市富江町富江209番地

村岡食肉産業有限会社

取締役　村岡　義美

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,830,461
	固定資産	1,467,761
	合計	9,298,222
負純資産債及の部び	流動負債	5,874,743
	固定負債	12,086,364
	株主資本	△8,662,885
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	△14,662,885
	その他利益剰余金	△14,662,885
	（うち当期純利益）	(87,974)
	合計	9,298,222

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十七日

千葉県市川市市川一丁目七番一五号カメイビル二〇三

（甲）株式会社ひなた

代表取締役　田子　洋督

東京都墨田区錦糸三丁目八番八号リヴュール・ツムラ一〇〇一号室

（乙）株式会社リリーブリンクス

代表取締役　田子　洋督

令和６年度決算公告

令和７年12月17日

千葉県市川市市川一丁目７番15号カメイビル203

株式会社ひなた

代表取締役　田子　洋督

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,444
	固定資産	121
	資産合計	7,565
負純資産債及の部び	流動負債	2,267
	固定負債	30,926
	株主資本	△25,628
	資本金	100
	利益剰余金	△25,728
	その他利益剰余金	△25,728
	（うち当期純利益）	(5,917)
	合計	7,565

令和６年度決算公告

令和７年12月17日

東京都墨田区錦糸三丁目８番８号リヴュール・ツムラ1001号室

株式会社リリーブリンクス

代表取締役　田子　洋督

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55
	資産合計	55
負純資産債及の部び	流動負債	6,308
	固定負債	19,009
	株主資本	△25,262
	資本金	5,100
	利益剰余金	△30,362
	その他利益剰余金	△30,362
	（うち当期純損失）	(1,596)
	負債・純資産合計	55

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十七日

東京都大田区東海二丁目一番六号

（甲）株式会社ディーオーシー

代表取締役　相澤　準人

東京都大田区東海二丁目一番六号

（乙）株式会社ＴＫナーセリー

代表取締役　相澤　準人

第37期決算公告

令和７年12月17日

東京都大田区東海二丁目１番６号

株式会社ディーオーシー

代表取締役　相澤　準人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	145,422
	固定資産	43,403
	合計	188,825
負債及び純資産の部	流動負債	129,727
	固定負債	12,104
	退職給付引当金	12,104
	株主資本	46,993
	資本金	20,000
	資本剰余金	6,300
	その他資本剰余金	6,300
	利益剰余金	21,543
	利益準備金	3,268
	その他利益剰余金	18,275
	（うち当期純損失）	(1,445)
	自己株式	△850
	合計	188,825

第９期決算公告

令和７年12月17日

東京都大田区東海二丁目１番６号

株式会社ＴＫナーセリー

代表取締役　相澤　準人

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,084
	固定資産	2,234
	合計	14,319
負債及び純資産の部	流動負債	36,957
	固定負債	15,750
	株主資本	△38,388
	資本金	3,000
	利益剰余金	△41,388
	その他利益剰余金	△41,388
	（うち当期純損失）	(2,753)
	合計	14,319

第79期決算公告

2025年12月17日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目７番15号

内野株式会社

代表取締役　内野　孝信

貸借対照表の要旨

（2025年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,078
	固定資産	4,421
	資産合計	10,500
負債及び純資産の部	流動負債	9,343
	賞与引当金	34
	その他	9,309
	固定負債	728
	退職給付引当金	310
	役員退職慰労引当金	36
	その他	381
	負債合計	10,071
	株主資本	427
	資本金	50
	資本剰余金	135
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	134
	利益剰余金	308
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	248
	（うち当期純損失）	(599)
	自己株式	△66
	評価・換算差額等	1
	その他有価証券評価差額金	1
	純資産合計	428
	負債・純資産合計	10,500

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千四百万円、資本準備金の額を金四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十二月十七日

大阪府交野市幾野五丁目一五番五号

関西金属工業株式会社

代表取締役　吉田　隆宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十二月十七日

大阪府交野市幾野五丁目一五番五号

（甲）関西金属工業株式会社

代表取締役　吉田　隆宏

大阪府枚方市朝日丘町一〇番四七―二号

（乙）株式会社Y's Factory

代表取締役　吉田　桂

第39期決算公告

令和７年12月17日

大阪府交野市幾野五丁目15番５号

関西金属工業株式会社

代表取締役　吉田　隆宏

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	125
	固定資産	276
	合計	401
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	276
	株主資本	60
	資本金	11
	利益剰余金	49
	その他利益剰余金	49
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	401

第11期決算公告

令和７年12月17日

大阪府枚方市朝日丘町10番47―２号

株式会社Y's Factory

代表取締役　吉田　桂

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	128
	固定資産	9
	合計	137
負債及び純資産の部	流動負債	147
	株主資本	△10
	資本金	1
	利益剰余金	△11
	その他利益剰余金	△11
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	137

第85期決算公告

令和７年12月17日

本店

東京都中央区日本橋本町二丁目２番２号

本社事務所

東京都中央区晴海一丁目８番11号

ヤマト科学株式会社

取締役社長　森川　智

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,163
	固定資産	13,157
	資産合計	28,320
負債及び純資産の部	流動負債	13,662
	賞与引当金	678
	その他	12,983
	固定負債	4,664
	退職給付引当金	543
	役員退職慰労引当金	199
	その他	3,921
	負債合計	18,326
	株主資本	9,611
	資本金	100
	資本剰余金	1,192
	資本準備金	534
	その他資本剰余金	657
	利益剰余金	9,522
	利益準備金	201
	その他利益剰余金	9,320
	（うち当期純利益）	(1,156)
	自己株式	△1,202
	評価・換算差額等	382
	土地再評価差額金	19
	その他有価証券評価差額金	362
	純資産合計	9,993
	負債・純資産合計	28,320

第 58 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 17 日

富山県富山市問屋町三丁目１番28号
菱越電機株式会社
代表取締役　鷲塚　尚志

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,738,286	流動負債	1,200,266
固定資産	568,085	賞与引当金	61,138
		その他	1,139,128
		固定負債	244,464
		退職給付引当金	168,057
		役員退職慰労引当金	76,407
		株主資本	1,861,641
		資本金	45,000
		利益剰余金	1,816,641
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	1,805,391
		（うち当期純利益）	（83,045）
資産合計	3,306,371	負債・純資産合計	3,306,371

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十二月十七日

京都市南区吉祥院九条町四九番地
（甲）三共精機株式会社
代表取締役　伊東　大介

兵庫県加古郡稲美町六分一　七一〇番地一
（乙）仁木マシナリー株式会社
代表取締役　藤牧　達典

第 77 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 17 日

京都市南区吉祥院九条町49番地
三共精機株式会社
代表取締役　伊東　大介

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,394,626	流動負債	1,261,275
固定資産	1,395,110	固定負債	317,006
		負債合計	1,578,281
		株主資本	1,211,455
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,201,455
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	1,191,455
		（うち当期純利益）	（24,529）
		純資産合計	1,211,455
資産合計	2,789,736	負債・純資産合計	2,789,736

第 37 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 17 日

兵庫県加古郡稲美町六分一710番地１
仁木マシナリー株式会社
代表取締役　藤牧　達典

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	55,677	流動負債	44,121
固定資産	9,113	固定負債	13,444
		負債合計	57,565
		株主資本	7,225
		資本金	10,000
		利益剰余金	△2,775
		その他利益剰余金	△2,775
		（うち当期純利益）	（4,605）
		純資産合計	7,225
資産合計	64,790	負債・純資産合計	64,790

第 29 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 17 日

埼玉県さいたま市桜区田島４丁目35番17号
医療法人社団松弘会
理事長　済陽　義久

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,518,925	流動負債	2,838,709
固定資産	6,044,417	賞与引当金	203,734
有形固定資産	5,785,607	固定負債	4,259,912
無形固定資産	59,147	退職給付引当金	286,420
投資その他の資産	199,663	負債合計	7,098,622
繰延資産	2,507	出資金	15,000
		積立金	1,452,227
		繰越利益積立金	1,452,227
		純資産合計	1,467,227
資産合計	8,565,849	負債・純資産合計	8,565,849

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	9,186,321	事業外費用	143,627
（うち本来業務）	（9,112,202）	経常損失	269,290
（うち付帯業務）	（74,119）	特別利益	657
（うち収益業務）	（0）	特別損失	27,781
事業費用	9,393,742	税引前当期純損失	296,414
（うち本来業務）	（9,321,142）	法人税、住民税及び事業税	1,044
（うち付帯業務）	（72,600）	過年度法人税等	△ 65,375
（うち収益業務）	（0）	法人税等調整額	21,537
事業損失	207,421	当期純損失	253,620
事業外収益	81,758		

第 67 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 17 日　　東京都港区港南１丁目８番15号
矢崎部品株式会社
代表取締役　矢﨑　　陸

貸借対照表の要旨
（2025年９月20日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	55,466	流動負債	80,110
固定資産	78,517	（賞与引当金）	（2,777）
有形固定資産	37,410	（損害補償損失引当金）	（530）
無形固定資産	1,147	固定負債	21,615
投資その他の資産	39,958	（退職給付引当金）	（20,015）
		（役員退職慰労引当金）	（24）
		負債合計	101,726
		株主資本	32,257
		資本金	50
		資本剰余金	50,092
		その他資本剰余金	50,092
		利益剰余金	△ 17,885
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	△ 17,897
		純資産合計	32,257
資産合計	133,983	負債・純資産合計	133,983

損益計算書の要旨
（自　2024年９月21日　至　2025年９月20日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	284,954	経常損失	13,566
売上原価	295,342	特別利益	18
売上総損失	10,387	特別損失	101
販売費及び一般管理費	4,024	税引前当期純損失	13,649
営業損失	14,412	法人税、住民税及び事業税	44
営業外収益	1,074	法人税等調整額	△ 2,701
営業外費用	228	当期純損失	10,992